

# 多賀町地域防災計画

令和7年3月

多賀町防災会議



# 多賀町地域防災計画

## 目次

第1部	総則	1
第1章	計画の方針	1
第1節	計画の目的	1
第2節	計画の内容	1
第3節	計画の基本方針	3
第4節	計画の修正	3
第5節	計画の習熟	3
第6節	防災関係機関の協力体制	4
第7節	用語	4
第2章	防災関係機関の業務の大綱	6
第1節	防災関係機関の実施責任	6
第2節	防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱	8
第3章	町の現況と防災対策の推進方向	15
第1節	自然的条件	15
第2節	社会的条件	18
第3節	災害履歴	19
第4節	地震災害の想定	20
第5節	防災対策の推進方向	28
第2部	災害予防計画	31
第1章	防災体制の整備	31
第1節	安全な防災構造の構築	31
第2節	防災拠点の整備	33
第3節	防災組織の整備	34
第4節	自主防災組織の育成強化	36
第5節	情報収集伝達体制の整備	40
第6節	被災自治体支援体制の整備	42
第7節	業務継続計画策定の推進	43
第2章	地震災害予防対策	45
第1節	震動対策	45
第2節	液状化対策	47
第3節	二次災害対策	48

第4節	警戒避難体制の確立	50
第3章	水害予防対策	51
第1節	河川対策	51
第2節	ため池対策	53
第3節	農業用河川工作物対策	54
第4節	浸水対策	55
第5節	下水道施設整備対策	57
第6節	農地関係湛水防除対策	58
第7節	警戒避難体制の確立	59
第4章	土砂災害予防対策	61
第1節	砂防（土石流）対策	61
第2節	急傾斜地崩壊対策	63
第3節	地すべり対策	65
第4節	山地災害対策	65
第5節	造林防災対策	65
第6節	危険な盛土等への対策	66
第7節	警戒避難体制の確立	67
第5章	風害予防対策	69
第6章	雪害予防対策	71
第7章	火災予防対策	73
第1節	一般火災対策	73
第2節	林野火災対策	75
第8章	危険物等災害予防対策	76
第1節	危険物施設対策	76
第2節	高圧ガス施設対策	78
第9章	防災まちづくりの推進	79
第1節	集落の整備	79
第2節	建築物の防災性向上	80
第3節	オープンスペースの整備	81
第4節	道路・橋梁の整備	82
第10章	ライフライン等災害予防対策	84
第1節	電力施設の対策	84
第2節	ガス施設の対策	91
第3節	鉄道施設の対策	94
第4節	通信施設の対策	96
第5節	放送施設の対策	97
第11章	避難体制の整備	98

第1節	避難収容施設の整備	98
第2節	避難基準の整備	108
第12章	応急対策の事前整備	113
第1節	防災資機材等の整備	113
第2節	救急救護体制の整備	115
第3節	備蓄体制の整備	117
第4節	給水体制の整備	118
第5節	食料・生活物資供給体制の整備	120
第6節	ごみ・し尿処理体制の整備	123
第7節	災害用ヘリポートの整備	124
第13章	その他注意を要する事項の予防対策	125
第1節	要配慮者支援対策	125
第2節	災害ボランティアの環境整備	130
第3節	文教関係対策	132
第4節	文化財対策	134
第5節	農林水産関係対策	136
第6節	帰宅困難者対策	137
第14章	防災施策の推進	138
第1節	防災知識の普及	138
第2節	防災訓練の実施	141
第3節	防災調査の推進	144
第3部	災害応急対策計画	149
第1章	防災活動体制の確立	147
第1節	地震災害時の体制	148
第2節	風水害時の体制	149
第3節	警戒体制の確立	150
第4節	町災害対策本部の設置	155
第5節	職員の動員・配備	164
第6節	職員の出動・応援	168
第2章	情報の収集・伝達	170
第1節	通信連絡体制	170
第2節	地震・気象予警報等の情報	174
第3節	その他関連情報	183
第4節	被害情報等	186
第5節	広報	193
第3章	各種災害の応急対策	197

第1節	水防計画.....	197
第2節	火災等の消防応急対策.....	199
第3節	危険物施設等の応急対策.....	202
第4節	突発重大事故の応急対策.....	205
第5節	南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止対策.....	207
第6節	雪害応急対策.....	208
第4章	避難救出対策.....	209
第1節	避難計画.....	209
第2節	各種施設等の避難対策.....	221
第3節	救出.....	224
第5章	応援要請・相互協力.....	225
第1節	県への応援要請.....	225
第2節	他の自治体等との相互応援.....	227
第3節	自衛隊派遣要請の要求.....	228
第4節	航空機等の応援要請.....	232
第5節	ライフライン機関との協力.....	234
第6章	災害救助法の適用.....	235
第1節	町の災害救助活動.....	235
第2節	災害救助法の適用.....	237
第7章	保健医療援護対策.....	240
第8章	生活救援対策.....	245
第1節	給水.....	245
第2節	食料.....	249
第3節	生活必需品.....	253
第4節	住宅.....	255
第5節	災害相談.....	260
第6節	災害義援金品の募集配分.....	261
第7節	燃料・電力供給計画.....	263
第9章	交通輸送対策.....	265
第1節	交通の規制.....	265
第2節	交通の確保.....	267
第3節	輸送の手配.....	272
第10章	環境・保健衛生対策.....	276
第1節	障害物の除去.....	276
第2節	一般廃棄物（災害廃棄物処理を除く）.....	278
第3節	災害廃棄物処理.....	281
第4節	衛生・健康維持.....	284

第 5 節	行方不明者の捜索・遺体の収容、検視・引渡しおよび火葬.....	287
第 11 章	要配慮者の応急対策.....	290
第 12 章	その他の応急対策.....	293
第 1 節	災害ボランティア活動との連携.....	293
第 2 節	災害対策要員の確保.....	296
第 3 節	文教関係の応急対策.....	298
第 4 節	農林水産関係の応急対策.....	305
第 5 節	帰宅困難者対策.....	308
第 13 章	各種施設等の応急対策.....	310
第 1 節	ライフライン等の応急対策.....	310
第 2 節	建造物等の応急対策.....	316
第 3 節	河川管理施設等の応急対策.....	319
第 4 節	地すべり地および急傾斜地に対する応急対策.....	321
第 4 部	災害復旧計画.....	323
第 1 章	公共施設の災害復旧事業計画.....	323
第 2 章	災害復旧事業の財政援助等.....	326
第 3 章	災害復旧資金の確保.....	328
第 4 章	被災者への融資.....	329
第 5 章	被災者等への支援計画.....	330
第 1 節	災害弔慰金等の支給.....	330
第 2 節	被災者生活再建支援金の支給.....	332
第 3 節	災害公営住宅の建設.....	336
第 6 章	その他被災者の保護.....	337
第 7 章	治安の確保および交通対策.....	339
第 8 章	災害復興 .....	340
第 5 部	原子力災害対策計画.....	341
第 1 章	総則 .....	341
第 1 節	計画の方針.....	341
第 2 節	町および防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱.....	342
第 3 節	計画の基礎とすべき災害の想定.....	345
第 4 節	原子力防災に関する本町の基本的考え方.....	348
第 5 節	緊急事態区分および緊急時活動レベル.....	351
第 2 章	災害事前対策.....	353
第 1 節	原子力防災体制整備計画.....	353
第 2 節	教育・研修および防災知識普及計画.....	355
第 3 節	情報収集・連絡体制等整備計画.....	357

第4節	緊急時モニタリング体制整備計画.....	359
第5節	原子力防災訓練計画.....	360
第6節	広域的相互応援体制整備計画.....	362
第7節	要配慮者災害予防計画.....	363
第3章	緊急事態応急対策.....	365
第1節	情報収集連絡計画.....	365
第2節	緊急時活動計画.....	368
第3節	緊急時モニタリングへの協力および情報の収集.....	374
第4節	広報計画.....	375
第5節	避難、屋内退避等の防護措置.....	377
第6節	警備および交通対策計画.....	382
第7節	安定ヨウ素剤の予防服用に関する計画.....	383
第8節	飲料水および飲食物の摂取制限等.....	384
第9節	要配慮者応急対策計画.....	386
第10節	広域支援要請および支援実施に関する計画.....	387
第4章	原子力災害中長期対策.....	388
第1節	基本方針.....	388
第2節	汚染の除去等.....	388
第3節	各種制限措置の解除.....	388
第4節	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表.....	388
第5節	損害賠償請求計画.....	388
第6節	風評被害等の影響の軽減.....	389
第7節	住民相談体制の整備.....	389
第8節	被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援.....	389
第9節	心身の健康相談体制の整備.....	389
第10節	復旧・復興事業からの暴力団排除.....	389

# 第 1 部 総則



# 第1章 計画の方針

## 第1節 計画の目的

多賀町地域防災計画（以下「計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、本町防災会議が作成する計画であって、多賀町（以下「町」という。）、滋賀県（以下「県」という。）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して、本町の地域における災害に係る予防対策、応急対策および復旧対策を実施することにより、町の地域ならびに住民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的とする。

また、いつでもどこでも起こり得る災害に対する人的被害、経済的被害を軽減する「減災」のための備えを一層充実する必要があるため、防災施設等のハード整備をはじめ、各地区の防災まちづくり活動を盛んにし、もって総合的な防災計画を実施するものである。

## 第2節 計画の内容

### 1 計画の位置づけ

この計画は、中央防災会議が策定する防災基本計画や、滋賀県地域防災計画、指定地方公共機関や指定公共機関の防災業務計画と整合を図って策定している。

また、町は、平成25年12月に改正施行された、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、南海トラフ地震防災対策推進計画を定める必要がある地域とされていることから、本町における南海トラフ地震防災対策に係る必要な事項を規定した「多賀町南海トラフ地震防災対策推進計画」を作成した。

※多賀町南海トラフ地震防災対策推進計画：資料編参照

### 2 計画の構成

この計画は、災害の範囲を考慮し、その構成を次の7部とする。

- (1) 第1部 総則
- (2) 第2部 災害予防計画
- (3) 第3部 災害応急対策計画
- (4) 第4部 災害復旧計画
- (5) 第5部 原子力災害対策計画
- (6) 資料編
- (7) 様式編

なお、資料編・様式編は別冊として作成する。

### 3 計画の性格

この計画は、災害予防計画、災害応急対策計画および災害復旧計画について、それぞれ定めたものであり、その趣旨は次のとおりである。

- (1) 災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するために行う事務、または業務についての計画で、防災施設の新設または改良、防災意識の啓発、防災計画、防災知識の普及等に関する事項について定めるものとする。特に震災に対する予防策として、備蓄、建物の耐震性能の向上、地震に関する知識の普及等に言及する。
- (2) 災害応急対策計画は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、または応急的救助を行う等、災害の拡大を防止するための計画で、災害対策本部の組織、気象予警報の伝達、災害情報の収集、避難、消火、水防、救助、衛生等の事項について定めるものとする。特に震災は同時多発型の火災や二次災害等を招きやすいところから、それらの対策等に言及する。
- (3) 災害復旧計画は、災害の発生後被災した諸施設を復旧し、将来の災害に備えるための計画とする。特に震災は大規模な被害を広域にわたり招くことがあるので、復旧のまちづくり等に言及する。
- (4) 原子力災害対策計画は、福井県に立地する原子力事業所において原子力災害が発生する可能性を想定したうえで、原子力災害の発生に備える災害事前対策、原子力災害が発生した場合の避難対策をはじめとする緊急事態応急対策および原子力災害中長期対策をまとめたものである。

### 4 計画で扱う災害の範囲

この計画で扱う災害の範囲は、次のとおりである。

- (1) 地震災害、および地震に関連した大規模火災や土砂災害等
- (2) 風水害、土砂災害および大規模な災害、事故等
- (3) 原子力災害

### 第3節 計画の基本方針

この計画は、町域の防災に関し、国、県、町およびその他の公共機関等を通じて、必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧およびその他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備および推進を図るものである。

計画の樹立に当たっては、下記の諸点を基本とする。

- 災害から人命を守る防災対策の推進
  - ・避難体制を整備し、災害から住民を守る。
  - ・要配慮者避難支援体制を整備し、災害から要配慮者を守る。
  - ・安全な避難環境を整備する
- 減災の考え方に基づく防災対策の推進
  - ・防災拠点、緊急輸送道路を計画的に整備する。
  - ・安全な防災構造を構築し、災害に強いまちづくりを推進する。
  - ・住宅の耐震化を推進し、地震に強いまちづくりを推進する
- 自助、共助、公助の役割分担による防災対策の推進
  - ・自治会および自主防災組織の強化を推進し、地域の防災力を高める。
- 大規模広域災害を想定した防災対策の推進
  - ・自立的な災害対応を強化する。
  - ・広域災害に対応した自治体支援や被災者支援体制を整備する。

### 第4節 計画の修正

この計画も町総合計画と同様に、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年（4月1日現在）検討し、必要がある場合は、これを速やかに修正する。

したがって、防災関係機関は、毎年、多賀町防災会議（以下「防災会議」という。）が指定する期日までに（緊急を要するものはその都度）自己の所管する事項について検討を加え、計画修正案を防災会議（事務局：多賀町総務課）に提出する。

### 第5節 計画の習熟

町および各防災関係機関は、平素から、学習、訓練、研究、その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

## 第6節 防災関係機関の協力体制

### 1 各機関の協力関係

- (1) 防災会議を構成する各機関は、町の防災に関し、相互に協力する。
- (2) 防災会議の会長は、災害に際して、応急対策の実施上必要があると認めるときは、防災関係機関に対し、町災害対策本部（以下「町本部」という。）へ連絡員の派遣を求めることができる。

### 2 資料交換等

各防災関係機関は、災害対策の相互協力を計画的かつ円滑に推進するため、随時必要な資料の交換を行うものとする。

## 第7節 用語

本計画において、次の用語の定義と略称は以下のとおりとする。

用語	定義
町本部	多賀町災害対策本部
町本部長	多賀町災害対策本部長
消防本部	彦根市消防本部
消防団	多賀町消防団
水防団	水防法第5条第1項に基づいて多賀町が設置する水防団
県本部	滋賀県災害対策本部
県地方本部	湖東土木事務所所管区域に設ける滋賀県災害対策本部の地方本部
保健医療福祉調整地方本部	湖東健康福祉事務所所管区域に設ける滋賀県保健医療福祉調整本部の地方本部
県現地本部	県が被災現地に設置する災害対策本部
県本部長	滋賀県災害対策本部長

また、本計画中、次の組織名称は、災害対策本部の設置状況により、それぞれ次のように読み替える。

災害対策本部の設置時 (非常時)	災害対策本部の未設置時 (平常時)
県本部 県地方本部 保健医療福祉調整地方本部	県 湖東土木事務所 湖東健康福祉事務所（彦根保健所）

町本部 町本部長 町本部△△班 本部員 本部員室	多賀町（総務課） 多賀町長 多賀町〇〇課 本部員の担当職にある者 総務課
--------------------------------------	--

## 第2章 防災関係機関の業務の大綱

### 第1節 防災関係機関の実施責任

#### 1 多賀町

町は、住民の生命・身体および財産を災害から保護するため、防災の第一義的責任者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の公共的団体および住民等の協力を得て、防災活動を実施する。

#### 2 滋賀県

県は、県民の生命・身体および財産を災害から保護するため、災害が町域を越えて広域にわたる場合、災害の規模が町で処理することが不相当と認められる場合、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町間の連絡調整を必要とする場合等に、各機関および他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

#### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町域および住民の生命・身体および財産を災害から保護するため、指定公共機関、指定地方公共機関および他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町および県の防災活動が円滑に実施されるようその業務に協力する。

#### 4 指定公共機関および指定地方公共機関

指定公共機関および指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町および県の防災活動が円滑に実施されるよう、その業務に協力する。

#### 5 公共的団体および防災上重要な施設の管理者

公共的団体および防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、町、県およびその他防災関係機関の防災活動に協力する。

#### 6 住民および企業

住民は、自ら災害に備えるため、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄等の手段を講ずるとともに、町および防災関係機関が実施する防災訓練その他の自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するように努める。

町内に立地する企業は、企業の社会的責任の重要性を踏まえ、町および防災関係機関が実施する防災活動に参加し、防災に寄与するように努める。

また、事業者は、豪雨や暴風等で屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業等不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

町内の地区住民および当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町に提案することができる。町は、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担および支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

## 第2節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

町の地域ならびに住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、防災に係りのある各機関の業務大綱を次のとおりとする。

## 1 多賀町

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
多賀町	1 防災会議に関すること（以下「に関すること」を省略） 2 防災対策の組織の整備 3 町域における公共的団体および住民の自主防災組織の育成指導 4 防災施設の整備 5 防災のための知識の普及、教育および訓練 6 防災に必要な資機材の備蓄および整備 7 水防、消防、その他の応急措置 8 災害に関する情報の収集、伝達および被害調査 9 被災者の救出、救護等の措置 10 避難の指示および避難者の誘導ならびに避難所の開設 11 災害時における交通、輸送の確保 12 災害時における保健衛生の措置 13 被災児童・生徒の応急教育 14 災害対策要員の動員、雇上げ 15 災害復旧の実施 16 災害時におけるボランティア活動の支援 17 その他、町の所管事務の防災対策に関すること

※常備消防は彦根市に委託（消防団、消防水利に関する事務ならびに水防に関する事務を除く。）

## 2 滋賀県

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
滋賀県	1 滋賀県防災会議に関する事務 2 防災対策の組織の整備 3 市町および指定地方行政機関の防災事務または業務の実施についての総合調整 4 防災施設の整備 5 防災のための知識の普及、教育および訓練 6 防災に必要な資機材の備蓄と整備 7 災害に関する情報の収集、伝達および被害調査 8 水防、その他の応急措置 9 被災者の救出、救護等の措置 10 避難の指示および避難所の開設の指示 11 災害時における交通規制および輸送の確保 12 災害時における保健衛生についての措置 13 被災児童・生徒等の応急教育 14 災害復旧の実施 15 自衛隊の災害派遣要請 16 災害時におけるボランティア活動の支援

## 3 滋賀県警察（彦根警察署）

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
滋賀県警察（彦根警察署）（以下「県警察（彦根警察署）」という。）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警備体制の確立</li> <li>2 情報収集・伝達および被害状況の迅速確実な把握</li> <li>3 避難誘導、被災者の救出・救助、その他二次災害の防止</li> <li>4 交通規制の実施および緊急交通路の確保</li> <li>5 行方不明者の捜索、死体の検視</li> <li>6 被災地および避難場所の警戒</li> <li>7 その他警察本部長が必要と認める活動</li> </ol>

## 4 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
陸上自衛隊 （陸上自衛隊今津駐屯部隊）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害派遣計画の作成</li> <li>2 県、市町、その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力</li> </ol>

## 5 彦根市消防本部

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
彦根市消防本部 （犬上分署）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における消防活動</li> <li>2 災害時における消防通信</li> <li>3 災害に関する伝達</li> <li>4 災害時における救助活動</li> <li>5 その他、予防消防に関すること</li> </ol>

## 6 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
近畿管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管区内各府県警察の指導・調整</li> <li>2 他管区警察局との連携</li> <li>3 関係機関との協力</li> <li>4 情報の収集と連絡</li> <li>5 警察通信の運用</li> <li>6 警察災害派遣隊の運用</li> </ol>
近畿財務局 （大津財務事務所）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共土木等被災施設の査定の立会</li> <li>2 地方公共団体に対する災害融資</li> <li>3 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請</li> <li>4 国有財産の無償貸付等</li> </ol>
近畿厚生局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救援等に係る情報の収集と提供</li> </ol>

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
近畿農政局 (滋賀県拠点)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地および農業用施設等に関する災害復旧事業および災害防止事業の指導ならびに助成</li> <li>2 農業関係被害情報の収集報告</li> <li>3 農作物、家畜等の防災管理指導および病虫害の防除指導</li> <li>4 被害農林業者等に対する災害融資のあっせん、指導</li> <li>5 排水、かんがい用土地改良機械の緊急貸付</li> <li>6 米穀、野菜、乳製品等の食料品、飼料および種もみ等の安定供給対策</li> <li>7 災害時における主要食糧の供給についての連絡調整</li> </ol>
近畿中国森林管理局 (滋賀森林管理署)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国有林野の治山治水事業の実施、施設の整備</li> <li>2 国有保安林、保安施設等の保全</li> <li>3 森林火災対策</li> <li>4 災害応急対策用材(国有林材)の供給</li> <li>5 国有林野における災害復旧</li> </ol>
近畿経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電力・ガスの供給の確保および復旧支援</li> <li>2 災害対策用物資の供給に関する情報の収集および伝達</li> <li>3 災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達</li> <li>4 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援</li> </ol>
中部近畿産業保安監督部近畿支部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気工作物(原子力発電用を除く)の保安の確保</li> <li>2 ガスおよび火薬類施設等の保安の確保</li> <li>3 鉱山における危害の防止、施設の保全および鉱害防止についての保安の確保</li> </ol>
近畿運輸局 (滋賀運輸支局)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管事業者の所有する交通施設および設備の整備についての指導</li> <li>2 災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達</li> <li>3 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送実施のための調整</li> <li>4 災害時における貨物輸送確保に係る、貨物運送事業者に対する協力要請</li> <li>5 特に必要と認める場合の輸送命令</li> <li>6 災害時における交通機関利用者への情報提供</li> </ol>
大阪航空局 (大阪空港事務所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保のための必要な措置</li> </ol>
大阪海上保安監部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における船舶等による救援物資および避難者の輸送への協力</li> <li>2 被害情報の収集</li> <li>3 被災者の捜索救助活動</li> </ol>
大阪管区气象台 (彦根地方气象台)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象、地象、地動および水象の観測ならびにその成果の収集および発表を行う</li> <li>2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)および水象の予報ならびに警報等の防災気象情報の発表、伝達および解説を行う</li> <li>3 気象業務に必要な観測、予報および通信施設の整備に努める</li> <li>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う</li> <li>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める</li> </ol>

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
近畿総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電波および有線電気通信の監理</li> <li>2 非常通信訓練の計画およびその実施指導</li> <li>3 非常通信協議会の育成・指導</li> <li>4 防災および災害対策に係る無線局の開設等、整備の指導</li> <li>5 非常時における重要通信の確保</li> <li>6 災害対策用移動通信機器等の貸出し</li> <li>7 情報伝達手段の多様化・多重化の促進</li> </ol>
滋賀労働局 (彦根労働基準監督署)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 工場、事業所（鉱山関係は除く。）における労働災害防止に関する指導</li> <li>2 被災者の労働条件の確保に関する指導、雇止め予防のための啓発指導</li> <li>3 被災者の労災保険給付に関する対応</li> <li>4 助成制度の活用等による雇用の維持・失業の予防および再就職の促進</li> </ol>
近畿地方整備局 (琵琶湖河川事務所) (滋賀国道事務所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 直轄公共土木施設の整備と防災管理</li> <li>2 応急復旧資機材の整備および備蓄</li> <li>3 直轄公共施設の応急点検体制の整備</li> <li>4 直轄河川の洪水予警報、水防警報の発表および伝達</li> <li>5 災害時の道路通行禁止と制限および道路交通の確保</li> <li>6 直轄公共施設の二次災害の防止</li> <li>7 直轄公共土木施設の復旧</li> <li>8 港湾施設の整備と防災管理の指導</li> <li>9 港湾および海岸（港湾区域内）における災害対策の指導</li> <li>10 海上の流出油に対する防除措置の指導</li> <li>11 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導</li> <li>12 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく緊急調査</li> <li>13 公共土木被災施設災害の査定</li> </ol>
近畿地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害廃棄物等の処理対策に関すること</li> <li>2 家庭動物の保護等に係る普及啓発に関する支援</li> <li>3 危険動物逸走および家庭動物保護等に関する情報提供、連絡調整等の支援</li> </ol>
国土地理院近畿地方測量部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における被災状況に関する地理空間情報（地図・写真等）の把握および提供に関すること</li> <li>2 地殻変動等の把握のための測量等の実施および測量結果の提供に関すること</li> <li>3 防災地理情報の整備に関すること</li> </ol>

## 7 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
東海旅客鉄道株 (東海鉄道事業本部・関西支社)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鉄道施設の整備と防災管理</li> <li>2 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力</li> </ol>
西日本旅客鉄道株 (京滋支社)	<ol style="list-style-type: none"> <li>3 災害時における県、市町の鉄道通信施設の利用に関する協力</li> <li>4 被災鉄道施設の復旧</li> </ol>

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
西日本電信電話(株) (滋賀支店) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) KDDI(株) (株)NTTドコモ ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	1 電気通信設備の整備と防災管理 2 災害非常通信の確保および気象予警報の伝達 3 被災施設の復旧
日本銀行 (京都支店)	1 災害時における現地金融機関に対する緊急措置
日本赤十字社 (滋賀県支部)	1 医療救護 2 こころのケア 3 救援物資の備蓄および配分 4 血液製剤の供給 5 義援金の受付および配分 6 その他応援対応に必要な業務 7 1～6の応援対応に関連し、次の業務を実施する。 ①復旧・復興に関する業務 ②防災・減災に関する業務
日本放送協会 (大津放送局)	1 放送施設の保全 2 県民に対する防災知識の普及 3 気象等予警報、被害状況等の報道 4 避難所への受信機の貸与 5 被災放送施設の復旧 6 社会事業団等による義援金品等の募集配分
中日本高速道路(株)	1 名神高速道路等の整備と防災管理 2 災害時における名神高速道路等の輸送路の確保 3 被災道路施設の復旧
独立行政法人水資源機構(琵琶湖開発総合管理所)	1 琵琶湖開発事業施設の操作と防災管理 2 被災施設の復旧
独立行政法人国立病院機構(近畿ブロック事務所)	1 国立病院機構に属する病院等の避難施設等の整備と防災訓練の指導 2 災害時における国立病院機構に属する病院等が実施する医療、助産等救護活動の指示、調整
日本通運(株) (大津支店)	1 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
関西電力(株) 関西電力送配電(株)	1 電力施設の整備と防災管理 2 災害時における電力供給の確保 3 被災電力施設の復旧
大阪ガスネットワーク(株) (京滋導管部)	1 ガス施設の整備と防災管理 2 災害時におけるガス供給の確保 3 被災施設の復旧

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
日本郵便(株) (大津中央郵便局)	1 郵便物の送達の確保 2 被災者に対する郵便はがき等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あて救助用郵便物の料金免除 3 郵便局の窓口業務の維持

## 8 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
近江鉄道(株)	1 鉄道施設の整備と防災管理 2 災害時における鉄道車両、自動車等による救助物資および避難者等の緊急輸送の協力 3 被災鉄道施設の復旧
一般社団法人滋賀県バス協会 一般社団法人滋賀県トラック協会	1 災害時における自動車による救援物資および避難者等の緊急輸送の協力
滋賀県土地改良事業団体連合会	1 ため池および農業用施設の整備と防災管理 2 農地および農業用施設の被害調査と復旧
一般社団法人滋賀県医師会 一般社団法人彦根医師会 公益社団法人滋賀県看護協会 一般社団法人滋賀県薬剤師会	1 災害時における医療救護の実施 2 災害時における防疫その他保健衛生活動への協力 3 災害時における医薬品等の管理
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	1 災害ボランティア活動の支援 2 要配慮者の避難支援への協力
(株)京都放送 びわ湖放送(株) (株)エフエム滋賀	1 放送施設の保全 2 住民に対する防災知識の普及 3 気象予警報、被害状況等の報道 4 被災放送施設の復旧 5 社会事業団等による義援金品等の募集配分
一般社団法人滋賀県LPガス協会	1 ガス施設の管理と防災管理 2 災害時におけるガス供給の確保 3 被災施設の復旧
一般社団法人滋賀県建設業協会	1 災害時における公共土木建築施設の復旧 2 災害時における人命救助および応急仮設住宅の建設・被災住宅の応急修理 3 災害時における土木資機材労力の提供

## 9 公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
東びわこ農業協同組合 滋賀県森林組合 東部事業所 彦根市・犬上郡営林組合 大滝山林組合	1 共同利用施設の災害応急対策および災害復旧の実施 2 農林水産関係の県、市町の実施する被害調査、応急対策に対する協力 3 被災農林業者に対する融資およびあっせん 4 被災農林業者に対する生産資材の確保あっせん
多賀町商工会	1 災害時における物価安定についての協力 2 災害救助用および復旧用物資の確保についての協力
高圧ガス・危険物等関係施設の管理者	1 災害時における危険物等の保安措置およびガス等燃料の供給
新聞社等の報道関係機関	1 住民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底 2 住民に対する災害応急対策等の周知徹底 3 社会事業団等による義援金品等の募集配分
一般社団法人滋賀県歯科医師会 一般社団法人滋賀県病院協会	1 災害時における医療救護の実施 2 災害時における防疫の協力その他保健衛生活動への協力
町内土地改良区	1 農業用施設の整備および防災管理 2 農業用施設の被害調査と復旧 3 農業用施設管理の予警報の伝達
日本水道協会 滋賀県支部	1 災害時における水道災害相互支援と協力
多賀町有線放送農業協同組合	1 放送施設の保全 2 住民に対する防災知識の普及 3 気象予警報、被害状況等の報道 4 被災放送施設の復旧

## 第3章 町の現況と防災対策の推進方向

### 第1節 自然的条件

#### 1 位置・面積

本町は、滋賀県の北東部に位置し、東西 14.5km、南北 17.0km、総面積 135.77k m<sup>2</sup>の町である。北は岐阜県、米原市、東は三重県、北西は彦根市、西は甲良町、愛荘町、南は東近江市に隣接している。

#### 2 地勢・地質

本町は、東部には鈴鹿山脈が南北に走り、霊仙山、三国岳、御池岳等の山塊からなる。森林は本町総面積の 86%を占めている。河川は鈴鹿連峰に源を発する芹川、犬上川がそれぞれ隣接の彦根市を經由して琵琶湖に注いでいる。

本町の基盤地質は、ジュラ紀の付加コンプレックスである美濃帯の岩石と白亜紀の湖東流紋岩類からなり、芹川流域に石灰岩、粘板岩、犬上川流域に石英斑岩が散在している。

本町の地形は先に述べたように、東部に鈴鹿山脈が走り、森林面積が 86%を占め、この標高は 600m から 1,000m となっている。芹川、犬上川の河川の源である溪流は急峻で、集中豪雨時や長雨が続くような場合には、数多くの崩壊地をつくり、多数の土砂が流出する傾向がある。このため、両河川には長い年月の間に押し出された土砂が河床に堆積しており、出水時には非常に危険な状態にあつて、堤防が決壊するようなことになれば、相当大きな被害が予想される。

#### 3 活断層

従来、断層は地震の原因ではなく、地震動の結果として地層がずれたのであるという考え方が有力であったが、近年では地震断層が発見されて「生きている断層」、つまり活断層が地震発生と密接な関わりをもっていることが明らかになった。

滋賀県を含む近畿・中部地方は、我が国でも活断層分布密度の最も高い地帯として一般に知られ、県内および本町近辺でも既にいくつかの活断層が認定されている。

なお、平成 8 年度に実施した防災アセスメント調査においては、想定断層を百済寺断層（マグニチュード 7.2、震源深さ 10km、活断層の長さ 25km）とした。

#### 4 気象

気象について、彦根地方気象台（気象庁）により観測資料がまとめられている。

気象状況（気象官署：彦根）の概要・記録は、次のとおりである。

##### <気象概要>

（平年値：1991～2020年）

項目内容	内容
年平均気温	15.0度
年平均降水量	1,610.0mm
年間降雪量（降雪の深さ）	81cm
年平均相対湿度	74%
年間日照時間	1,863.3時間
年平均風速	3.0m/s
年最多風向	北西

##### <気象記録>

項目	最大値	年月日	統計期間
日最大10分間降水量	27.5mm	2001.7.17	1937.1～
日最大1時間降水量	63.5mm	2001.7.17	1894.1～
日降水量	596.9mm	1896.9.7	1893.10～
月降水量	1,018.8mm	1896.9	1893.10～
年降水量	3,065.5mm	1896	1893～
日最大風速	31.2m/s	1934.9.21	1893.10～
日最大瞬間風速	46.2m/s	2018.9.4	1920.1～
月最深積雪	93cm	1918.1.9	1893.10～

##### （1）気温

平均気温は県内では、大津（15.1度）に次いで2番目に高い。

##### （2）降水量

記録的な降水量としては、明治29年9月の豪雨があげられる。これは停滞前線によるもので、日降水量596.9ミリメートル、月降水量1,018.8ミリメートルを記録し、平野部において台風以外による降雨では全国的にも最大クラスである。

なお、この場合も九州のはるか南の海上に台風があり、それから暖湿流が停滞前線に流入していた。

しかし、一般的には、年平均降水量1,610.0ミリメートルと全国的には平均的である。

また、月別降水量は、6～7月が多く、9月がこれに次ぐ。

さらに、近年の局所的な集中豪雨等により、町域でも水害に対する危険性が高くなっている。

(3) 降雪量

年間降雪量（降雪の深さ）の平年値は、81センチメートルである。

(4) 風向・風速

風向は、年間を通じて北西方向の風が卓越している。

風速は、北西の風は毎秒3～4メートル程度で、内陸部ながら厳冬期には風は強い。

(5) 雹

近年では、平成17年6月に降雹による民家、農作物の被害があった。

## 第2節 社会的条件

## 1 人口

令和2年国勢調査で多賀町の人口は7,274人、世帯数は2,506世帯となっている。平成27年から総人口は81人減少しているが、世帯数は85世帯増加している。

(出典：国勢調査)

総人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口密度 (人/k)	1世帯当たり人口 (人/世帯)	備考
7,274	2,506	54	2.8	令和2年国勢調査
7,355	2,421	54	3.0	平成27年国勢調査
7,761	2,383	57	3.3	平成22年国勢調査
8,145	2,444	60	3.3	平成17年国勢調査
8,463	2,398	62	3.5	平成12年国勢調査

## 2 昼間人口

令和2年国勢調査で多賀町の昼間人口は8,379人で、平成22年から52人減少しており、流入人口が流出人口を約1,105人上回っている。

(出典：国勢調査)

昼間人口 (人)	流出人口 (人)	流入人口 (人)	備考
8,379	2,245	3,350	令和2年国勢調査
8,431	2,311	3,387	平成27年国勢調査
8,315	2,405	2,959	平成22年国勢調査
8,820	2,528	3,203	平成17年国勢調査
8,487	2,627	2,651	平成12年国勢調査

## 3 産業

本町の事業所は、卸売業、小売業が最も多く(76事業所)、次いでサービス業(他に分類されないもの)(73事業所)、製造業(59事業所)、建設業(50事業所)となっている。従業者数では、製造業が最も多く(2,452人)、次いでサービス業(他に分類されないもの)(624人)、運輸業、郵便業(597人)となっている。

(出典：経済センサス)

分類	事業所数	従業者数
農業、林業	16	149
漁業	1	6
鉱業、採石業、砂利採取業	1	7
建設業	50	194
製造業	59	2,452

分類	事業所数	従業者数
電気・ガス・熱供給・水道業	3	11
情報通信業	1	15
運輸業、郵便業	21	597
卸売業、小売業	76	455
金融業、保険業	2	22
不動産業、物品賃貸業	7	31
学術研究，専門・技術サービス業	9	19
宿泊業，飲食サービス業	43	433
生活関連サービス業，娯楽業	18	95
教育，学習支援業	13	82
医療、福祉	22	390
複合サービス事業	5	33
サービス業（他に分類されないもの）	73	624
全産業（公務を除く）	420	5615

#### 4 交通

##### (1) 公共交通機関

町内の公共交通機関は、近江鉄道と路線バスであり、近江鉄道多賀線多賀大社前駅が開業している。

##### (2) 道路

町内の幹線道路としては、町西部を南北に名神高速道路が通っており、国道は306号および307号、県道は、多賀高宮線、佐目敏満寺線、多賀永源寺線、多賀醒井線、上石津多賀線、水谷彦根線および甲良多賀線がある。

#### 第3節 災害履歴

本町を含む犬上郡内の地震等による主な災害履歴を資料編に掲載する。

※災害履歴：資料編参照

第4節 地震災害の想定

1 地震調査研究推進本部の長期評価等

地震防災対策特別措置法に基づき設置されている地震調査研究推進本部より公表されている滋賀県内およびその周辺の主要活断層帯および南海トラフ地震の長期評価概要の一覧を以下に示す。

表 滋賀県内および周辺の主要活断層帯の長期評価一覧

断層帯名 (起震断層/活動区間)	一連区間 が一度に 活動した 場合の地 震規模 (マグニチ ュード)	地震発生確率 (算定基準日：2025年1月1日)				平均活動間隔(上段) 最新活動時期(下段)
		我が国の 主な活断 層におけ る相対的 評価	30年 以内	50年 以内	100年 以内	
1 琵琶湖西岸断層帯 (北部)	7.1 程度	Sランク	1%~3%	2%~5%	4%~ 10%	約1,000年-2,800年 約2,800年-約2,400年前
2 琵琶湖西岸断層帯 (南部)	7.5 程度	Zランク	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	約4,500年-6,000年 1185年の地震
3 三方・花折断層帯 (花折断層帯/北部)	7.2 程度	Xランク	不明	不明	不明	不明 1662年の地震
4 三方・花折断層帯 (花折断層帯/中南部)	7.3 程度	A*ランク	ほぼ 0%~ 0.6%	ほぼ 0%~1%	ほぼ 0%~2%	4,200年-6,500年 2,800年前-6世紀
5 木津川断層帯	7.3 程度	Zランク	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	約4,000年-25,000年 1854年 伊賀上野地震
6 頓宮断層	7.3 程度	A*ランク	1%以下	2%以下	4%以下	約10,000年以上 約10,000年前-7世紀
7 鈴鹿西縁断層帯	7.6 程度	Aランク	0.08% ~ 0.2%	0.1%~ 0.3%	0.3%~ 0.6%	約18,000年-36,000年 不明
8 鈴鹿東縁断層帯	7.5 程度	Zランク	ほぼ 0%~ 0.07%	ほぼ 0%~ 0.1%	ほぼ 0%~ 0.2%	約6,500年-12,000年 約3,500年前以降-2,800年 前以前
9 湖北山地断層帯 (北西部)	7.2 程度	Zランク	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%~ 0.001%	約3,000年-4,000年 11-14世紀
10 湖北山地断層帯 (南東部)	6.8 程度	Zランク	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	概ね7,000年程度 15-17世紀
11 柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯 (主部/南部)	7.6 程度	Xランク	不明	不明	不明	不明 約4900年前-15世紀
12 柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯 (浦底-柳ヶ瀬山断層 帯)	7.2 程度	Xランク	不明	不明	不明	不明 不明

※ランクは、活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1~3%未満を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明(すぐに地震が起きることが否定できない)を「Xランク」と表記している。地震後経過率が0.7以上である活断層については、ランクに「\*」を付記している。

表 南海トラフ地震の長期評価

領域または地震 名	地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率 (算定基準日：2025年1月1日)			平均発生間隔(上段) 最新発生時期(下段)
		10年以内	30年以内	50年以内	
南海トラフ	M8~M9 クラス	30%程度	80%程度	90%程度も しくはそ れ以上	次回までの標準的な値 88.2 年 79.0 年前

## 2 滋賀県地震被害想定

滋賀県では、平成15・16年に、当時高い発生確率が示された琵琶湖西岸断層帯等による地震について被害想定を行い、地震防災対策の基礎資料としてきましたが、今般、「災害対策基本法」が大幅に改正されたところであり、東日本大震災の教訓や社会構造変化を踏まえるとともに、対策の検討が急務となっている今世紀前半にもその発生が懸念されている南海トラフ地震に対応するため、前回検討（平成17年4月14日公表の『第2次琵琶湖西岸断層帯による地震被害予測調査（地震被害想定）』以降の科学的知見や社会状況の変化を反映して被害想定を見直すこととした。（平成26年3月26日一部訂正）

この調査は、平成15年6月に、国の地震調査研究推進本部（地震調査委員会長期評価部会）から、琵琶湖西岸断層帯の将来活動について、「断層全体が一つの区間として活動し最大でマグニチュード7.8程度の地震が発生すると想定され、今後30年以内の地震発生確率が高いグループに属する」という見解が示されたことを受けて、滋賀県が防災対策に万全を期すための基礎資料とすることを目的に実施したものである。

その地震被害想定の詳細は以下のとおりである。

### (1) 想定地震

#### ア 内陸活断層による地震

滋賀県域で甚大な被害が想定されるものとして5つの活断層(帯)を選定して検討対象とした。

表 設定した内陸活断層地震（5つの断層×2ケース）

番号	想定震源断層(帯)	地震の規模(M)	破壊開始点(震源)の位置
①	琵琶湖西岸断層帯	7.8	case1: 北部からの断層破壊を仮定
			case2: 南部からの断層破壊を仮定
②	花折断層帯	7.4	case2: 中部南側からの断層破壊を仮定
			case3: 南部からの断層破壊を仮定
③	木津川断層帯	7.3	case1: 東側からの断層破壊を仮定
			case3: 西側からの断層破壊を仮定
④	鈴鹿西縁断層帯	7.6	case1: 南側からの断層破壊を仮定
			case2: 北側からの断層破壊を仮定
⑤	柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯	7.8	case1: 中部北側からの断層破壊を仮定
			case2: 南部南側からの断層破壊を仮定

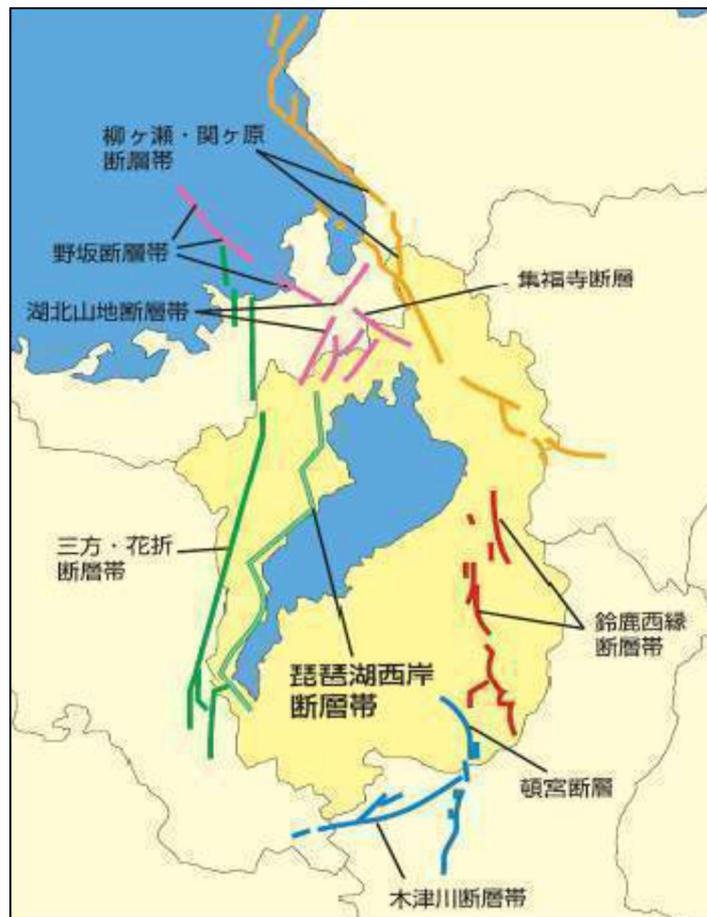


図 想定震源断層

### イ 南海トラフ巨大地震

内閣府では、過去に検討された震源域を、最新の知見によって想定できる範囲で拡大し、地震規模（マグニチュード）を大きく設定するとともに、過去の地震記録（古文書・津波堆積物調査）等に基づき強震動生成域を設定した「基本ケース」と、強震動生成域の位置をシフトした数ケースについて、地震動の推計がなされている。

県の検討では、そのうち「基本ケース」と滋賀県域震度が最も大きく推計されている「陸側ケース」を対象地震として設定し、震度分布等を検証して被害想定を実施した。

#### (2) 想定条件（火災・人的被害）

時間帯によって人々の滞留特性は大きく異なるため、地震の発生時刻が変わると人的被害の発生する様相も変化する。そのため、本調査では、想定される被害が異なる3種類の特徴的な条件（季節・時刻）を下表のとおり設定した。火災については、各想定条件に応じた火気使用率等を設定した。

表 想定条件

想定条件	状況・様相	想定される被害の程度		
		火災被害	自宅内被害	自宅外被害
①冬深夜 (深夜12時～早朝5時)	・県内の滞留人口が最も多い時間帯 ・多くの人が自宅で就寝中、外出中の人は少ない	小	大	小
②夏正午(昼12時)	・県内・自宅内の滞留人口が少ない時間帯。 ・自宅外での被害が多くなる	中	小	大
③冬夕刻(夕方18時)	・県内・自宅内の滞留人口は中位。帰宅中多数 ・火気使用率が高い	大	中	中

## (3) 想定項目

## ア 建物被害

- 揺れによる被害
- 液状化による被害
- 急傾斜地崩壊による被害
- 地震火災による被害

## イ 人的被害

- 建物倒壊等による死傷者
- 急傾斜地崩壊による死傷者
- 火災による死傷者

## ウ ライフライン被害

- 電力供給施設
- 上水道施設
- 下水道施設
- ガス供給施設
- 通信施設

## エ 交通被害

- 道路施設
- 鉄道施設

## オ その他

- 避難者

## (4) 町域の被害想定結果

滋賀県地震被害想定結果 平成26年3月			琵琶湖西 岸断層帯 (case1)	琵琶湖西 岸断層帯 (case2)	花折断層 帯地震 (case2)	花折断層 帯地震 (case3)	木津川断 層帯地震 (case1)	木津川断 層帯地震 (case3)	鈴鹿西縁 断層帯地 震(case1)	鈴鹿西縁 断層帯地 震(case2)	柳ヶ瀬関ヶ 原断層帯 (case1)	柳ヶ瀬関ヶ 原断層帯 (case2)	南海トラフ巨 大地震(基本 ケース)	南海トラフ 巨大地震 (陸側ケース)		
市町区域内の想定最大震度			5強	5強	5弱	5弱	5弱	5弱	7	7	6弱	6弱	5強	6弱		
被害種別・項目・時期		単位														
建物被害	全壊棟数(住家は戸数を棟数として算定)		(棟)	—	—	—	—	—	—	1,369	1,336	8	9	—	38	
	半壊棟数(住家は戸数を棟数として算定)			—	8	—	—	—	—	—	350	304	138	147	65	414
	全焼棟数	夏正午 風速 8m/sec	棟	—	—	—	—	—	—	—	8	—	—	—	—	
		冬夕方 風速 8m/sec		—	—	—	—	—	—	—	318	436	—	—	—	—
		冬深夜 風速 8m/sec		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	全壊・全焼 棟数合計	夏正午 風速 8m/sec	棟	—	—	—	—	—	—	1,375	1,643	8	9	—	38	
		冬夕方 風速 8m/sec		—	—	—	—	—	—	—	1,687	2,070	8	9	—	38
		冬深夜 風速 8m/sec		—	—	—	—	—	—	—	1,371	1,637	8	9	—	38
	人的被害	死者数 ( )内は家具 転倒等	夏正午 風速 8m/sec	人	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	61 (9)	65 (10)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
冬夕方 風速 8m/sec			— (—)		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	88 (9)	94 (10)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
冬深夜 風速 8m/sec			— (—)		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	95 (11)	97 (12)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
負傷者数 ( )内は家具 転倒等		夏正午 風速 8m/sec	— (—)		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	385 (109)	389 (113)	15 (—)	16 (—)	— (—)	21 (—)
		冬夕方 風速 8m/sec	— (—)		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	495 (109)	494 (113)	20 (—)	21 (—)	— (—)	25 (—)
		冬深夜 風速 8m/sec	— (—)		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	604 (133)	613 (138)	24 (—)	26 (—)	— (—)	55 (6)
ライフライン被害	電力供給施設 : 停電軒数 ( 停電率)	停電口数	件 (%)	地震直後	829 (12%)	1,681 (24%)	352 (5%)	197 (3%)	204 (3%)	259 (4%)	6,806 (98%)	6,816 (99%)	3,621 (52%)	3,635 (53%)	5,179 (75%)	5,865 (85%)
				1日後	133 (2%)	154 (2%)	156 (2%)	141 (2%)	149 (2%)	157 (2%)	5,539 (80%)	5,597 (81%)	517 (7%)	555 (8%)	339 (5%)	2,904 (42%)
				2日後	12 (0%)	13 (0%)	18 (0%)	32 (0%)	32 (0%)	28 (0%)	4,306 (62%)	4,381 (63%)	126 (2%)	140 (2%)	0 (0%)	623 (9%)
				3日後	2 (0%)	1 (0%)	5 (0%)	6 (0%)	6 (0%)	5 (0%)	3,280 (47%)	3,362 (49%)	36 (1%)	41 (1%)	0 (0%)	38 (1%)
				1週間後	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	27 (0%)	29 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
	上水道施設 : 断水人口 (断水率)	断水人口	人 (%)	地震直後	116 (1%)	324 (4%)	35 (0%)	16 (0%)	18 (0%)	22 (0%)	7,434 (96%)	7,460 (96%)	1,699 (22%)	1,937 (25%)	3,293 (42%)	3,600 (46%)
				1日後	113 (1%)	294 (4%)	35 (0%)	16 (0%)	18 (0%)	22 (0%)	7,422 (96%)	7,451 (96%)	1,543 (20%)	1,775 (23%)	731 (9%)	4,168 (54%)
				2日後	104 (1%)	257 (3%)	35 (0%)	16 (0%)	18 (0%)	22 (0%)	7,396 (95%)	7,428 (96%)	1,384 (18%)	1,605 (21%)	494 (6%)	2,851 (37%)
				3日後	91 (1%)	219 (3%)	34 (0%)	16 (0%)	18 (0%)	22 (0%)	7,358 (95%)	7,391 (95%)	1,236 (16%)	1,446 (19%)	443 (6%)	2,356 (30%)
				1週間後	38 (0%)	106 (1%)	16 (0%)	12 (0%)	13 (0%)	14 (0%)	7,086 (91%)	7,121 (92%)	772 (10%)	929 (12%)	237 (3%)	1,643 (21%)
				1ヶ月後	0 (0%)	1 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	3,775 (49%)	3,732 (48%)	48 (1%)	66 (1%)	6 (0%)	147 (2%)
				2ヶ月後	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	911 (12%)	887 (11%)	1 (0%)	2 (0%)	0 (0%)	6 (0%)
				3ヶ月後	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	160 (2%)	157 (2%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)

滋賀県地震被害想定結果 平成26年3月				琵琶湖西 岸断層帯 (case1)	琵琶湖西 岸断層帯 (case2)	花折断層 帯地震 (case2)	花折断層 帯地震 (case3)	木津川断 層帯地震 (case1)	木津川断 層帯地震 (case3)	鈴鹿西縁 断層帯地 震(case1)	鈴鹿西縁 断層帯地 震(case2)	柳ヶ瀬関ヶ 原断層帯 (case1)	柳ヶ瀬関ヶ 原断層帯 (case2)	南海トラフ巨 大地震(基本 ケース)	南海トラフ 巨大地震 (陸側ケース)
避難者	避難所生活者※ 下段:(全避難者※)	1日後	人	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	2,207 (3,678)	2,146 (3,576)	47 (79)	55 (92)	21 (36)	136 (226)
		3日後		6 (12)	17 (30)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	2,276 (4,138)	2,229 (4,053)	123 (223)	144 (261)	48 (87)	382 (694)
		1週間後		— (10)	15 (29)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	2,725 (5,450)	2,678 (5,357)	136 (272)	162 (325)	47 (95)	401 (802)
		1ヶ月後		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	1,130 (3,766)	1,115 (3,717)	15 (51)	21 (69)	— (9)	101 (337)

### 3 多賀町既存建築物耐震改修促進計画

平成28年3月に策定された「多賀町既存建築物耐震改修促進計画」では、本町における地震の規模、予想される被害を以下のように想定している。

#### (1) 想定される地震の規模

断層帯名 (または領域、地震名)	地震の規模 (マグニチュード)	地震発生確率 (算定基準日：平成28年1月1日)			平均活動間隔(上段) 最新活動時期(下段)
		30年以内	50年以内	100年以内	
琵琶湖西岸断層帯 (北部)	7.1程度	1%~3%	2%~5%	4%~ 10%	約1,000年-2,800年 約2,800年-約2,400年前
花折断層帯	7.3程度	ほぼ 0%~0.6%	ほぼ 0%~1%	ほぼ 0%~2%	約4,200年-6,500年 約2,800年前-6世紀
鈴鹿西縁断層帯	7.6程度	0.08%~ 0.2%	0.1%~ 0.3%	0.3%~0.6%	約18,000年-36,000年 不明
南海トラフ	8~9クラス	70%程度	90%程度	—	次回までの標準的な値 88.2年 70年前

#### (2) 予想される被害

想定地震		鈴鹿西縁断層帯	(参考) 南海トラフ巨大地震	
被害 想定	建物被害	建物全壊棟数	1,369棟	38棟
		建物半壊棟数	350棟	414棟
	人的被害	死者数	97人	0人
		負傷者数	613人	55人
		避難者数	2,725人	401人

(資料：滋賀県地震被害想定調査・平成26年3月)

## 4 被害想定

県が実施した地震被害想定の見直し調査等を踏まえ、本町の被害想定を以下のとおり設定する。

表 県が実施した地震被害想定調査による本町の被害想定結果

想定地震		鈴鹿西縁断層帯地震	
被害想定	建物被害	建物全壊棟数	1,369 棟
		建物半壊棟数	350 棟
	人的被害	死者数	97 人
		負傷者数	613 人
		避難者数	2,725 人

※人口は平成 22 年国勢調査結果（7,761 人）を使用

表 本町の被害想定結果

想定地震		鈴鹿西縁断層帯地震	
被害想定	建物被害	建物全壊棟数	1,369 棟
		建物半壊棟数	350 棟
	人的被害	死者数	91 人
		負傷者数	576 人
		避難者数	2,554 人

※人的被害は、県の調査結果に平成 22 年国勢調査結果の本町の人口に対する令和 2 年国勢調査結果（7,274 人）の本町の人口割合を乗じて概算している

## 第5節 防災対策の推進方向

### 1 計画の目的

災害から住民の生命、身体および財産を守り、その安全を確保する。

### 2 防災対策の柱

#### (1) 災害から人命を守る防災対策の推進

##### ア 芹川および犬上川の決壊に対する警戒避難対策の推進

本町には芹川と犬上川があり、一部の区間は県から洪水浸水想定区域が指定されている。上流で大雨が降り、本町の流下区間で堤防が決壊した場合、大災害の発生する危険がある。町は、芹川および犬上川に対する警戒に努め、住民に対する水位情報等の伝達、避難体制の整備等を推進する必要がある。町は、堤防の決壊等による水害が予想される場合には、明確な基準に基づいて住民を早期に安全な場所に避難させる。

- ・水位情報等の住民への伝達
- ・避難体制の整備

##### イ 土砂災害警戒区域における防災対策の推進

本町には 337 箇所の土砂災害警戒区域が指定されている。土砂災害の危険の高い地区について、明確な基準に基づいて住民を早期に安全な場所に避難させる。

- ・避難体制の整備
- ・円滑な避難のために必要な事項

##### ウ 要配慮者対策の推進

高齢化の進展により高齢者のみの世帯が増加する等、災害時に支援を必要とする高齢者、障がい者等の要配慮者が増加している。要配慮者は災害時において迅速な避難が困難であり、避難を支援する人々が不可欠となっている。

このため、災害が予想される場合の早期避難、災害が発生した場合の安否確認等により要配慮者の安全確保を図る

- ・情報伝達体制の整備
- ・高齢者等避難の発令
- ・避難支援体制の整備
- ・安否確認体制の整備

##### エ 安全な避難環境の整備

災害による避難生活が長期化する中、避難所のトイレ不足やプライバシーの欠如等からストレスを生じ、健康を損ねるケースが非常に多くみられる。とりわけ高齢者や障がい者等要配慮者にとっては、避難生活による心身にもたらす影響が大きい。

一方、耐震性等の安全性に問題のある場合や、設備や環境面で問題点を抱えている

避難所もある。

このため、避難所の安全性を確保するとともに、居住環境を整備し、避難住民の健康維持を図る。

- ・避難所として安全な建築物の整備
- ・要配慮者に対する福祉避難所（または福祉避難室）の確保
- ・避難所の設備等の改善

#### オ 原子力災害発生時における避難体制等の整備

原子力災害を回避するため、原子力災害により本町が放射性物質に汚染されるおそれが生じた場合、住民が迅速かつ円滑に退避および避難できる体制を整備し、住民の安全確保を図る。

- ・原子力災害時の退避および避難基準の明確化
- ・避難に必要な交通手段を確保する体制の整備
- ・退避場所および避難場所の確保(放射線を遮へいできる建物)
- ・要配慮者避難体制の整備
- ・住民への情報伝達手段の整備

### (2) 減災の考え方に基づく防災対策の推進

#### ア 防災拠点、緊急輸送道路の計画的な整備

大規模災害が発生した場合に、迅速で円滑な応急対策活動の実施を確保するため、防災拠点や緊急輸送道路の整備を図る。整備の必要な防災拠点は以下の施設等である。

- ・防災センター（役場）
- ・避難所
- ・物資集積拠点
- ・備蓄倉庫
- ・ヘリポート
- ・医療・救護拠点
- ・ボランティアセンター

#### イ 安全な防災構造形成の推進

防災拠点等の配置や防災組織等について、以下のように防災構造を設定し、災害に強いまちづくりを推進する。

- ・防災地域 多賀、久徳、芹谷・脇ヶ畑、南谷、北谷の5地域
- ・防災の基本単位 自治会・集落等

#### ウ 建築物の耐震化の推進

新耐震以前に建築された木造住宅等について、耐震診断および耐震改修を促進して地震時の家屋の倒壊による人命被害の軽減を図る。

- ・耐震診断の促進

## ・耐震改修の促進

## (3) 自助、共助、公助による防災対策の推進

防災は、住民自身による自助、行政による公助および住民の共同による共助が、それぞれ役割を分担することにより有効な力を発揮する。そのような観点に立って、自助、共助、公助の役割分担を次のように設定し、地域における防災力の整備、強化を図る。

## ア 住民自身による自助

住民は、災害から自らの命を守り被害を軽減するため、住宅の耐震化や避難方法の習熟等防災対策を積極的に実行する。

## イ 自治会・自主防災組織による共助

自治会・自主防災組織は、地域住民の被害を防止しまたは軽減するため、地域における避難体制の整備や要配慮者の避難支援等必要な防災対策を積極的に実行する。

## ウ 町等による公助

町等の行政機関は、町域における災害による被害を防止しまたは軽減するため、災害に強いまちづくりや避難体制の整備等必要な防災対策を積極的に実行する。

## (4) 大規模広域災害を想定した災害対応の推進

南海トラフ地震等、今後発生が予想されている大規模かつ広域化した災害を前提とした体制を整備することが必要である。

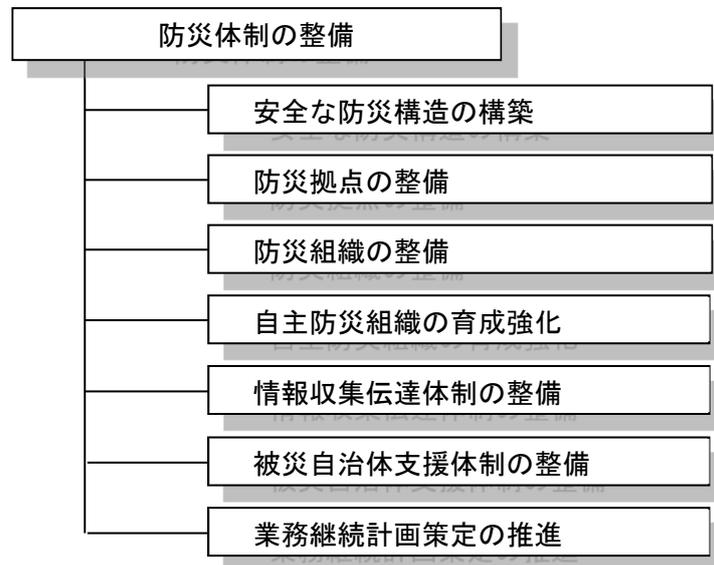
ア 広域化した災害においては、災害初期段階には、他からの支援なしで災害対応に当たる可能性もあり、自立的な災害対応能力を強化する。

イ 大規模広域災害に対応した自治体や被災者支援の体制を平常時から整備しておく。

## 第 2 部 災害予防計画



## 第1章 防災体制の整備



### 第1節 安全な防災構造の構築

〈総務課、町各課〉

#### 1 安全な防災構造の形成

災害の防止と安全なまちづくりを推進するため、町域を5つの防災地域（多賀、久徳、芹谷・脇ヶ畑、南谷、北谷）に区分し、防災拠点等を系統的に整備する。

##### (1) 防災の基本単位（自治会・集落の区域）

[防災上の位置づけ]

- ア 災害時の避難の際に集合する地域避難場所の設置
- イ 災害時において避難誘導や救助活動を担う自主防災組織の結成および運営

##### (2) 防災地域

[防災上の位置づけ]

- ア 災害時において安全な指定緊急避難場所および指定避難所の設置
- イ ヘリポートの設置
- ウ 地域の物資集積場所・備蓄倉庫の設置
- エ 各拠点（情報通信、物資集積、医療救護、災害ボランティアセンター等）の副拠点の設置

##### (3) 町

[防災上の位置づけ]

- ア 災害対策本部の設置
- イ 情報通信拠点の設置
- ウ 物資集積拠点の設置

- エ 医療救護拠点の設置
- オ 福祉避難所の設置
- カ 災害ボランティアセンターの設置
- キ その他必要な防災拠点の設置

## 第2節 防災拠点の整備

（総務課、町各課）

災害発生時に、被災状況の調査・把握、災害応急対策の企画・立案、災害応急対策実施の指示命令等、災害時に必要な応急対策を迅速かつ円滑に進める拠点施設を防災拠点とする。災害時において、防災拠点を道路や情報通信網で結び、災害に強いまちづくりを推進する。

### （1）情報通信拠点の整備

災害発生時に、住民への情報伝達、避難所との連絡調整、県等への報告・応援要請等、災害に関する情報を統括する施設を情報通信拠点とする。

町庁舎を情報通信拠点と位置づけ、情報通信機器の整備を推進する。

### （2）医療救護拠点

湖東保健医療圏の地域災害医療センターである彦根市立病院を湖東地域の地域災害拠点病院、彦根中央病院および豊郷病院を医療救護拠点と位置づけ、災害時の医療救護の実施、医療救護班の編成等、町の医療救護活動を担う施設として連携を図る。

また、町内の診療所および指定避難所の小学校等を医療救護副拠点と位置づけ、災害時に彦根医師会等と連携して地区内における必要な医療救護活動を実施できる設備の整備を図る。

### （3）集積拠点の整備

あけぼのパーク多賀を援助物資の集出荷を担う集積拠点と位置づけ、物資の集積拠点としての必要な整備を図る。

### （4）ボランティア拠点の整備

多賀町総合福祉保健センター「ふれあいの郷」をボランティア拠点として位置づけ整備を図る。

### （5）避難所の整備

災害時における住民の生命の安全を確保するため、土砂災害や水害の危険の少ない場所に立地する小学校および中学校、公共施設等を指定避難所として指定し、必要な設備等の整備を図る。

### （6）備蓄倉庫の整備

防災地域ごとに備蓄倉庫を整備する。また、自助・共助の観点から住民や自治会（自主防災組織）に最低限の水・食料・防災資機材を整備するよう啓発、指導する。

### （7）ヘリポートの整備

災害時の緊急輸送に備え、ヘリポートを各地域にバランスよく配置・整備する。

### （8）救援活動拠点の整備

災害時における広域支援活動を円滑に受入れるための施設として、多賀結いの森公園を本町の救援活動拠点と位置づけ整備を図る。

### 第3節 防災組織の整備

〈総務課、町各課、各防災関係機関〉

災害応急対策を効率的に実施する際に必要な事前対策を推進するため、平素から地震、風水害や土砂災害等の防災に関する組織および活動体制の整備に努め、相互に連携して災害予防効果を高める。

また、同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下、「複合災害」という。）における対応について、平素から備えを充実するとともに、複合災害への対応に留意し、所要の措置を講じるよう努める。

#### 1 組織の整備と事務分掌

災害応急対策活動を効率的に運用するため、町の組織、平常業務との関係を十分考慮し、災害対策本部の組織および事務分掌について毎年検討を加え、必要がある場合は是正する。

#### 2 組織（各班）行動計画の具体化の推進

各所属において、各所属の防災対策に関する所掌事務に関わる具体的計画をあらかじめ立案し、関係所属や関係機関との調整に努める。

#### 3 職員初動マニュアルの作成と配布

地震災害対策は初動期の円滑な災害応急対策活動が重要であり、そのため災害発生直後から約48時間までの間、職員が果たすべき役割等について明記した職員初動マニュアルを作成し、常時携帯できるようにして全職員に配布する。

#### 4 専門委員会等の設置

「防災会議」を通じて、専門委員の配置や部会の設置、関係者からの意見聴取、各班務としての災害予防対策検討会議の開催を積極的に行い、平常時からの取組みとしていく。特に、次の事項についての検討を進めていく。

- (1) 職員動員配備計画
- (2) 応援要請計画
- (3) 通信計画
- (4) 広報計画
- (5) 避難・収容計画（要配慮者対策を含む。）
- (6) 集団医療・救護計画
- (7) 輸送確保計画
- (8) 災害時における物資等の調達計画

- (9) ライフライン（生活環境基盤）の確保に関する計画と連絡会議の定期的な開催
- (10) その他、災害対策上の有効な手段の確保

## 5 防災関係機関との連携の確保

町は、地震、風水害や土砂災害等の災害対策の円滑な整備・推進と防災施設等の効率的な設置、運用を図るために、防災関係機関との綿密な連携の確保を図る。

#### 第4節 自主防災組織の育成強化

〈総務課、町各課、各防災関係機関〉

住民の共助の精神に基づく防災組織の整備充実は、防災意識の高揚および災害時における人命の安全確保を図るうえで重要であり、育成強化について必要な事項を定める。

また、行政主導のソフト対策には、限界があることから、「自らの命は自らが守る」を目的に、住民主体の取組を支援・強化し、社会全体で防災意識の向上と地域の災害リスクを住民が意識し、取るべき避難行動等を住民が取れることを目指す。

※自主防災組織等の状況：資料編参照

##### 1 自主防災組織の具体的活動

自主防災組織はあらゆる災害の予防活動をはじめ、大地震や風水害時における出火防止、初期消火、被災者の救出および安否確認、遺体の搜索、身元確認、避難立退きの受入れ、炊き出し、生活必需物資の配給、医療あっせん、応急復旧作業等について、地元消防機関等公共的団体と協力して応急救助活動を実施する。

このため、平常時から訓練を行うほか、可搬式ポンプ等の消火機材の備蓄に努める。

##### 2 自主防災組織の必要性の啓発と指導

自主防災組織の設置・活性化を促進するため、地域住民に対し自主防災組織の必要性等について、積極的かつ計画的に広報等の指導を行い、防災に関する意識の高揚を図り、災害予防と応急救助活動が能率的に処理されるよう、十分な理解と協力を求め、これら組織の整備拡充を図る。

また、広報等の指導は、自主防災組織が人口構成・高齢化、団地など一律でないことに配慮して行う。

##### 3 施設の自主防災計画

風水害が発生した場合、浸水被害や危険物類の流出により大規模な被害発生が予想されるのでこれらの被害の防止と軽減を図るため、施設の代表者や責任者は、自主防災組織を編成し、あらかじめ防災計画を立てるように努める。特に、危険物等関係施設の代表者や責任者は、施設が所在する地域の洪水浸水想定区域、地先の安全度マップの想定浸水深および土砂災害警戒区域等の該当性ならびに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。

また、大地震が発生した場合、学校、病院等多数の者が出入りし、または、利用する施設および石油等、ガス等の危険物を製造もしくは保管する施設または多人数が従事する工場、事業所においては、火災の発生、浸水被害や危険物類の流出、爆発等により大規模な被害発生が予想されるのでこれらの被害の防止と軽減を図るため、施設の代表者や責任者は、自主防災組織を編成し、あらかじめ防災計画を立てるように努める。

#### 4 住民の防災意識の高揚

防災意識の高揚を図るため、各自治会単位の防災マップの作成と配布をはじめ、防災に関する座談会や講演会等の実施、ならびに有線放送および広報紙等による啓発等、防災意識の啓発に積極的に取り組む。

#### 5 自主防災組織のリーダーの育成

自主防災組織の育成・強化のためには、組織の中心となるリーダーが必要であり、県と協力してリーダーの育成を図る。この際、講習内容が男女共同参画の視点を取り入れたものとなるとともに、女性リーダーの育成につながるよう努める。

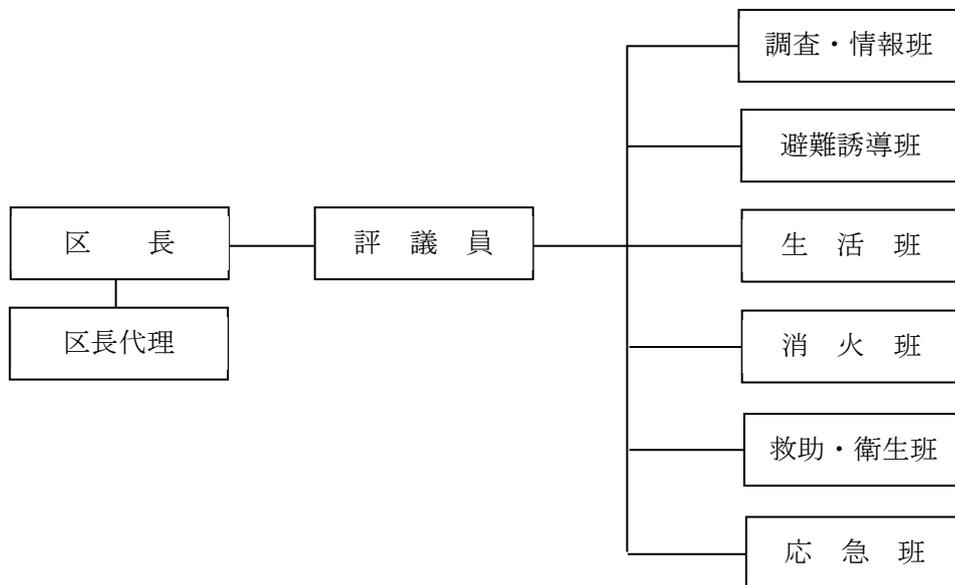
#### 6 既存組織の活用および指導等

現在、自主防災組織を置いている自治会は、有効に活用し、町は運営、防災資機材、訓練等に対する指導・助言を行う。

#### 7 自主防災組織の内容

各自治会の規模により、活動計画を定めておく。

##### (1) 組織の編成例示



## (2) 役割および活動内容の例示

## ア 調査・情報班

災害情報の伝達収集、避難命令の伝達、被災状況の収集と関係機関への伝達および被災地区の点検

## イ 避難誘導班

避難場所の安全確認、説得および避難誘導

## ウ 生活班

備蓄品の確認、管理、炊き出し実施および配水、救護物資の配分の協力

## エ 消火班

出火防止の広報、火災の警戒および初期消火活動

## オ 救助・衛生班

負傷者の救助活動、負傷者の応急措置、移送および防疫について関係機関に協力

## カ 応急班

破損した家屋等の応急修理

## 8 地区防災計画の策定

各自治会（自主防災組織）は、災害を予防し、災害による被害を軽減するため、効率的な活動ができるよう、以下の内容を含む地区防災計画を定めて、地域における防災力の向上に努める。

- (1) 地区周辺における危険箇所の点検および状況の把握、対策の立案に関すること
- (2) 地域住民に関する災害時の任務分担に関すること
- (3) 自主防災訓練計画の立案および町が行う訓練への積極的な参加に関すること
- (4) 防災機関、本部、各班および各世帯の情報連絡網の作成に関すること
- (5) 出火防止、消火、資機材の配置場所等の周知徹底と点検整備に関すること
- (6) 避難場所、避難道路、避難誘導等の検討に関すること
- (7) 負傷者の救出、搬送、救護所の開設等に関すること
- (8) 避難行動要支援者の避難支援体制に関すること
- (9) その他、自主的な防災に関すること

## 9 施設の自主防災計画

学校、診療所等多くの者が出入りし、または利用する施設および石油、ガス等の危険物を製造もしくは保管する施設、または多人数が従事する工場、事業所等で、以下に掲げる施設においては、火災の発生、危険物の流出、爆発等により、大規模な被害発生が予想されるので、これらの被害の防止と軽減を図るため、施設の代表者や責任者は、自主防災組織を編成し、防災計画を定めておくものとする。

ア 学校、旅館、診療所等多数の者が利用または出入りする施設

- イ 石油類、高圧ガス等を製造・保管および取扱う施設
- ウ 多人数が従事する工場・事務所等で自主防災組織を設け、災害防止に当たることが効果的であると認められる施設
- エ 複合用途施設、利用（入居）事業所が共同である施設
- オ 高齢者、障がい者等の要配慮者が利用または居住する施設

## 第5節 情報収集伝達体制の整備

（総務課、消防本部、町各課、各防災関係機関）

町および各防災関係機関は、震災や各種災害関係の予警報の伝達、情報の収集、指揮命令の伝達等、災害応急諸活動の動脈となる有線通信施設および無線通信施設について、その運用の効率化、施設の整備拡充および機器の改善を図るとともに、保守管理を徹底し、非常通信ネットワークの万全に努め、災害情報の収集、伝達体制を確立する。

特に、無線通信施設の整備強化および無線従事者の確保を図る。

また、災害直後に自治会と町本部との間で災害情報を的確に受発信するために、各自治会に「地区連絡所」を設置する。

現在、本町において次の有線・無線の通信手段の利用が可能である。

有線・無線の別	通信手段の種別
1 有線施設	(1) 一般加入電話
	(2) 町有線放送
	(3) 災害時優先電話
2 無線施設	(1) 町防災行政無線
	(2) 滋賀県防災行政無線
	(3) 衛星携帯電話

地震、風水害や土砂災害等による被害を軽減するためには、迅速かつ正確な情報の伝達を図ることが重要であり、この中で電話の果たす役割は非常に大きい。このため、災害時優先電話を配備し、緊急通信手段の確保を図る。

また、災害時に情報連絡体制が確保できるよう、防災行政無線やその他の無線通信設備の整備充実を図るとともに、自治会による災害対策活動を人的に支援する方策を導入する。

### 1 地区連絡所の配置

災害発生直後から数日間の情報収集・広報・住民相談等の活動を行うため、「地区連絡所」を設置する。ただし、地区連絡所が被災して連絡所の機能を全うできない場合は、指定避難所がその機能を代替するものとする。

### 2 機器の整備

#### (1) 町防災行政無線

町は、災害現場の情報を迅速かつ的確に収集し、避難地の応急対策を円滑に実施するため、町防災行政無線（固定系、移動系）の拡充を進める。

また、町本部と避難所または職員もしくは職員相互で通信が確保できるように最新の移動系防災行政無線の導入も併せて図っていく。

#### (2) 有線通信設備（災害時優先電話）の整備

防災関係機関は、情報連絡に用いる電話について、必要に応じ、災害時の電話の混線

時にも発信できる「災害時優先電話」の配備を行う。

(3) 防災相互通信用無線の整備（全国市町村共通波）

町および防災関係機関は、災害時に相互に通信することができる防災相互通信用無線の整備の検討を行う。

(4) 緊急警報放送の受信機器の整備

町は、一刻を争う災害情報の受信体制については、各放送局からの緊急警報放送の受信機を整備し、災害時の初動体制を確立する。

(5) 各種防災情報システムの整備

防災関係機関は、防災情報の一元化に資するため、それぞれに整備計画を作成し、資機材等の整備を行う。

### 3 通信体制の整備

町は、民間の無線従事者からの情報提供や非常時の通信網構築のために、アマチュア無線愛好家団体、タクシー無線取扱業者、無線を利用する運輸業者等の把握に努めるとともに、災害時の協力体制の整備を検討する。

## 第6節 被災自治体支援体制の整備

（総務課、町各課）

東日本大震災の教訓に基づき、大規模広域災害に対する即応力の強化が求められ、緊急性の極めて高い応急措置に限定されていた応援の対象業務が、災害応急対策全般に拡大された。

この趣旨を踏まえ、広域災害や局地的な大災害が発生し、全国的規模による被災自治体支援が必要と判断される場合に備え、県と連携した支援体制を整備しておく。

### 1 被災自治体支援体制の整備

広域災害や局地的な大災害が発生した場合、町長の判断により庁内に支援対策本部を設置し、必要な支援活動を実施する。

#### ア 支援対策本部

災害対策本部に準ずる。

#### イ 支援対策本部事務局

支援対策本部に事務局を設置する。

### 2 支援活動の内容

主に以下の項目からなる災害支援活動を実施する。

主な支援項目	備考
義援金の募集	個人等からの義援金
給水活動の支援	給水車の派遣等
救援物資の募集および送付	
広域一時滞在場所の提供	被災者の受入れ
ボランティアの募集および派遣	
支援要員の派遣	災害対策活動全般
備蓄品の提供	食料、生活必需品、資機材等
医薬品等の提供・保健師の派遣	
避難所運営の支援、その他の支援	

## 第7節 業務継続計画策定の推進

（総務課、企画課）

業務継続計画とは、災害・事故で被害を受けても、重要な業務をなるべく中断せず、中断してもできるだけ早急に復旧させる「業務継続」を実現するための計画である。

以下の諸点を踏まえ、情報通信技術部門と全庁的な業務継続計画の策定を推進する。

### 1 業務継続計画の策定

大規模な災害が発生した場合にも住民生活に支障なく速やかに窓口業務等を再開するため、業務継続計画をあらかじめ策定しておく。

#### (1) 情報通信技術部門の業務継続計画の策定

災害時において、地方公共団体のみが保有する住民、企業等に関する情報を消失させることは、必ず回避すべきことである。消失した場合に元の状態に戻すことが不可能な情報にどのようなものがあるかを把握し、最低限のバックアップをすることは、情報通信技術部門としての責務である。

また、バックアップが同時に被害を受けては意味がないため、県外等、同時に被災しない場所への保管、出先機関等での本体とは別の保管、さらに、データを通信回線で結んだ遠隔地に設置した外部記憶装置等に保存すること等により、信頼性の高い高度なバックアップの実施を検討する。

#### (2) 全庁的な業務継続計画の策定

災害時においても住民生活に必要な業務を継続することは自治体の役割として重要であり、平常時において、災害時に優先して実施すべき以下の業務を選定する。

ア 災害時に必要な応急対策業務（地域防災計画による）

イ 優先度の高い復旧業務

ウ 優先度の高い通常業務

#### (3) 業務継続に必要な資源の検討

災害時において業務を継続するためには、人（職員）を含む業務継続に必要な資源の存在が必要である。平常時において、以下の資源について検討する。

ア 人員体制

イ 庁舎および庁舎設備

ウ 移動・運搬

エ オフィス家具・備品類

オ 通信設備、情報システム

カ インフラ関係（電力、水道、下水道（トイレ））

キ 備蓄（食料・飲料水、生活用品、消耗品等）

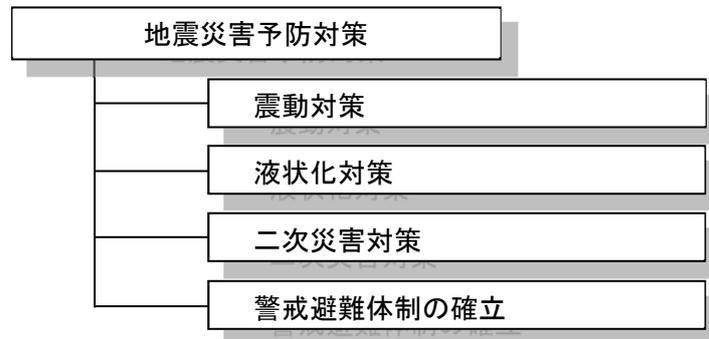
ク 外部事業者

## 2 町が保有するデータの適切な管理

日常の業務において、住民や事業者等に関して多くの重要な情報を扱い、日々更新している。地震等の災害時にも、町が管理している情報については適切に保持することが必要である。

今後、耐震性のある場所にサーバーを設置し、また停電時にも確実に作動できるような環境整備を進める。

## 第2章 地震災害予防対策



### 第1節 震動対策

〈企画課、地域整備課、県土木交通部〉

地震時の揺れ（震動）を防止することは不可能なため、町は、次の対策により、震動に対する人的および物的な被害軽減に努める。

また、住民は、町が推進する住まいの地震対策事業を活用して、住宅の耐震化に努めるとともに家具の転倒防止等の地震対策に努める。

#### 1 住宅の耐震化促進

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年12月施行）に基づき、建築物の所有者に対し、耐震性向上の必要性に関する知識の普及・啓発に努め、耐震診断・耐震改修を促進する。また、昭和56年以前の建築物に対し耐震診断補助制度を設け耐震化の促進を図るとともに、特に耐震診断が義務づけられた建築物については耐震改修促進計画に基づき、重点的に取り組む。

#### 2 住宅等の家具の固定化およびブロック塀等の耐震補強の促進

地震の震動で倒れた家具の下敷きにならないように、重量のある家具の固定化を防災マップの配布等を通じて住民に啓発を行う。

また、住宅のブロック塀の安全性確保および特定天井の脱落対策について、建築基準法に基づく改修、耐震補強を行うとともに、耐震補強やブロック塀の生垣への変更等を住民に啓発する。

##### (1) ブロック塀

ブロック塀の生垣・フェンス等への改修を指導するとともに、危険回避の広報に努める。

##### (2) 転倒・落下物

関係機関と連携し、住民や建築物管理者に対して、次の種別の転倒・落下を防止するための指導、取締り等に努める。

- ア 外装材等の落下物
- イ 自動販売機等の道路上の障害物
- ウ 照明器具等の屋内落下物

### 3 自主防災組織の育成・充実

自主防災組織について、全集落で組織化が図れるように啓発を進めていくとともに、自治会組織の中で防災担当班を立ち上げる等、各集落の特性に応じた最も効果的な防災組織を形成していくよう啓発指導していく。

### 4 土砂災害対策の強化充実

土砂災害警戒区域等の位置について、防災マップ等を活用して、住民に周知するものとし、湖東土木事務所と密接な連携を図りながら対策を進めていくものとする。

また、地震の揺れが長く続いた場合は、即時に避難することを被害予測世帯に対し啓発していくものとする。

### 5 公共建造物の耐震化

公共建造物を新たに建設する場合には、地区ごとの地盤の震動特性を把握したうえで、この特性を勘案した耐震性建造物を建設するとともに、既設の建造物については、耐震性を診断してその補強を行う。

対象となる建造物は、用途・機能別に以下のものである。

- (1) 建物およびその附属施設
- (2) 土木建造物（道路・橋梁・堤防・鉄道等）
- (3) ライフライン関連施設（上下水道・電力・ガス・電話）
- (4) その他、特殊建造物等

特に、公共建築物については、耐震改修促進計画に基づき耐震化を促進する。

なお、JR東海道新幹線の高架橋柱の耐震補強については、基本的にJR東海が対策を実施して達成するものであるが、新幹線の地震被害の重大さに鑑みJR東海と連絡を密にし、対策の進捗状況を確認していくものとする。

### 6 地震防災緊急事業5箇年計画

地震防災緊急事業5箇年計画に盛り込む内容を町で検討し、県を通じて国と協議する。

### 7 滋賀県防災プラン

熊本地震等の教訓を踏まえて、県が進める滋賀県防災プランづくりに協力するとともに、受援体制の整備に努める。

## 第2節 液状化対策

〈地域整備課、県土木交通部〉

液状化の危険性の高い地域では、可能な限り重要構造物の建設を避け、また地盤改良や建築物基礎の強化を図る。

### 1 液状化発生防止

- (1) 敷地に排水処理を十分行い、特別な水抜設備を設ける等、地下水位が高くないように配慮する。
- (2) 敷地がゆるい砂地盤の場合は、地盤を締め固めたり、液状化しにくい土（粘土・礫）を混ぜ合わせる等、地盤改良を行う。
- (3) 敷地に盛土をする場合には、盛土材に水分の多い粘性土、腐食物の入った土、粒径の揃った砂を避け、十分な締め固めを行う。

### 2 構造物被害防止

- (1) 構造物基礎を杭基礎、または鉄筋コンクリート造のベタ基礎・布基礎等にする。
- (2) 建築物は、平面の細長い形や複雑な形を避ける。

### 第3節 二次災害対策

〈消防本部、消防署、消防団、総務課、地域整備課、県土木交通部〉

大地震発生時には、震動による建築物の破損や倒壊等の直接的な被害とともに、次のような二次的な災害が発生することも考えられる。

- ア 堤防や堰堤の破堤による水害
- イ 斜面崩壊等による土砂災害
- ウ 雪崩等の雪害
- エ 地震に伴う火災
- オ 危険物等による災害
- カ 人心動乱によるパニック現象

こうした二次災害の防止のため、震災予防措置を強化して二次災害予防に努める。

#### 1 出火防止、初期消火対策

地震発生時には、特に集落地における火災の同時多発が予測され、状況によっては大火災に進展する可能性があるため、日頃から火気、その他の出火危険のある物の取扱いについて、管理状況等を整備し、火災予防の徹底を図る。

消防機関は、出火防止・初期消火体制を整備することにより、震災時に予測される同時多発火災の発生を未然に防止する。

- (1) 一般家庭に対し、地震発生時の火気器具の取扱い、および初期消火の方法等について指導する。
- (2) 消防法第8条に定める防火対象物の防火管理者に対し、震災時における消防計画の作成および防火訓練の実施等について指導する。
- (3) 消防法に規定する予防査察を計画的に実施し、火災予防上の不備欠陥の発見および出火危険要因の排除に努め、予防対策の指導を強化する。
- (4) 危険物施設等の設置または変更許可に当たっては、危険物の転倒、落下、流出等による火災、爆発等の危険を防ぐため、立入検査等を通じて、行政指導を行う。
- (5) 震災時において、消防水利や飲料水用に有効な耐震性貯水槽を、計画的に設置する。
- (6) 事業所等の自衛消防組織の有効活用による、火災発生時の未然防止と既発火災の早期鎮火の対策として、地震時における自衛消防組織の育成強化と教育訓練を推進する。

#### 2 消防力の強化

- (1) 総合的な消防計画の策定

消防に関する基礎調査結果に基づいて、危険度、消防力等を勘案した総合的な消防計画を策定する。

- (2) 消防活動困難地域の対策

消防水利の不足または道路事情等により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水

利の増設および可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の災害活動体制の強化を図る。

(3) 消防団の体制整備

消防団間の緊密な連絡を確保するための組織の整備、消防団の施設・装備・活動員機材の充実、強化を図る。

(4) 消防水利の整備

消火栓および防火水槽等の消防水利の耐震化を推進するとともに、河川、ため池等の状況を把握し、自然水利の確保を図る。

(5) 化学消防資機材の整備充実

化学消防ポンプ自動車等の整備・増車、資機材の充実、高度化を図る。

査察活動の一環として事業所に対し、化学消火薬剤および必要資機材の備蓄と、使用訓練の励行を指導していく。

**3 一般建築物の防災対応**

震災時に予測される火災の延焼を阻止し、最小限の被害にとどめるために、一般建築物の防災対応を推進する。

#### 第4節 警戒避難体制の確立

〈総務課、地域整備課、消防本部、消防署、消防団〉

震災予防と人命の安全を第一とした緊急時の災害応急対策活動が、円滑かつ効果的に実施されるため、震災に対する警戒避難体制の確立を図る。

##### 1 震災に関する危険区域の把握と住民への周知

町は、震災に関する危険区域を常に把握し見直すとともに、防災マップを各戸配布し、住民に周知を行う。

##### 2 地震情報の把握

町は、地震情報ならびに震災状況を迅速かつ的確に把握して、緊急の応急対策が、円滑に行われるよう努める。

##### 3 水防倉庫および水防用資機材の整備・点検

町は、応急対策活動に支障がないよう、鍵の管理、倉庫内の整理、資機材の調達を行うとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しをする。

##### 4 地震情報システムの導入の検討

町は、地震情報や災害情報を迅速に収集・伝達するため、各種情報システム等の導入を検討する。

##### 5 住民による震災対策活動の強化と自衛意識の醸成

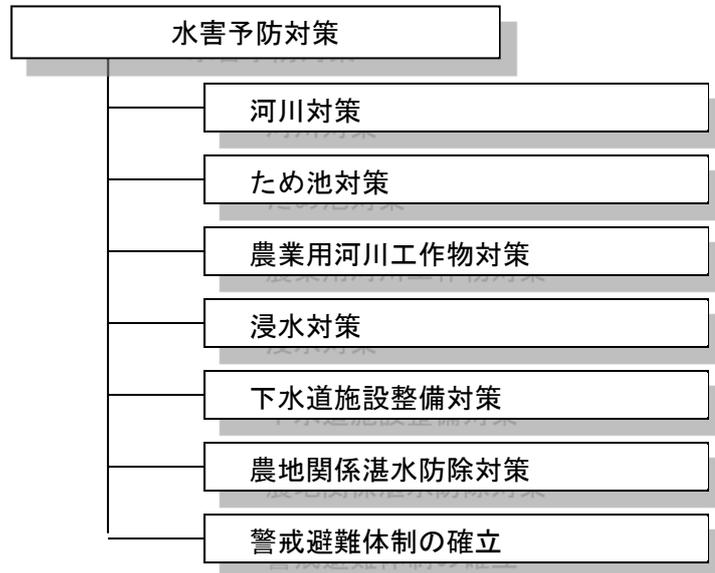
町、消防本部および消防団は、住民による震災対策活動の強化を推進し、「震災から自分たちの生命と財産は自分たちで守る。」という自衛意識を醸成するよう努める。

##### 6 震災危険箇所・地域ごとの避難警戒方法の検討

町は、震災危険箇所・地域ごとに次のような事項からなる警戒避難方法を定める。

- (1) 情報連絡体制
- (2) 避難場所
- (3) 避難経路

## 第3章 水害予防対策



### 第1節 河川対策

〈地域整備課、総務課、県土木交通部〉

#### 1 河川の改修整備と維持管理

豪雨時の破堤・溢水等による氾濫から、住民の生命・財産を守るため、河川の実態調査を行い、緊急度の高いものから改修整備、ならびに適切な河川の維持管理を県に要請する。また、同時に水防施設・設備の充実と水防監視体制の強化に努める。

※河川の危険区域（水防区域）：資料編参照

※水防上重要な水門、樋門：資料編参照

- (1) 県は、管理する一級河川について、河川年次計画により逐次、河川を改修整備する。
- (2) 町は、管理する準用河川・普通河川について、河川改良・改修事業の必要箇所の調査を行い、防災上緊急性の高いものから順次、築堤護岸整備・河川改良・改修工事を実施し、開発事業と調和のとれた河川整備を図る。また、国・県に対し、一級河川の整備や一級河川に架かる橋梁の整備・改良について積極的に要望活動を行う。
- (3) 災害復旧事業を推進し、水害の再発防止に努める。
- (4) 改良・改修に当たっては次の点に留意する。
  - ア 極力河床を下げて平地河川とし、河床断面を広げる。  
河内地区等における芹川の氾濫を防止するため、河川の浚渫による断面の拡大を河川管理者の県に要請する。
  - イ 流床を処理し、氾濫を防止する。
  - ウ 河川が隣接しているものは、できる限り河川を整理統合して改良する。

エ 蛇行箇所は、河道法線を改良し、必要に応じて拡幅する。

## 2 水防施設の点検・整備

- (1) 一級河川および琵琶湖に流入する中小河川や排・下水路では、本川水位が高く自然排水が不可能な場合に備えて、町は排水施設および遊水池の整備に努める。
- (2) 既設の水防施設の破損による氾濫防止と水防機能の向上のため、施設を点検・整備する。
- (3) 平常時から主要堤防の法面等の実態調査を行い、予防対策を検討しておく。

## 3 橋梁の整備

橋梁は、防災活動等の寸断防止上、重要なものである。出水期に流出等のおそれがある河川の橋梁については、長寿命化計画に基づき架け替えや維持補修（橋脚強化）等に努めるとともに、住民に警戒を促す。

## 4 ダム管理事務所との連絡体制の強化

町は、上流部にあるダム管理事務所と密接な連絡をとる等、災害予防のため連絡体制の強化に努める。

## 5 住民への啓発

浸水の要因の一つである河川・水路へのごみ等の投棄を防止するため、住民への啓発を行う。また、重要水防区域や危険箇所等については、町内各世帯に配布する防災マップに記載し、日常的に注意を喚起する。

## 第2節 ため池対策

〈産業環境課、ため池管理者、県農政水産部〉

農業用ため池の決壊等による災害を防止するため、保守・点検調査を積極的かつ継続的に行い、必要に応じて施設の改良・補強を行うとともに、水防監視体制の強化に努める。

### 1 ため池補強事業の推進

町は、主要なため池について定期的に点検調査をし、各管理者に危険箇所の対策指導を行うとともに、老朽化して危険なため池については、国・県の補助等による補強事業の推進を図る。

### 2 水防監視体制の強化

- (1) ため池管理者は、随時ため池を巡視して危険箇所の把握に努め、立札等により住民の注意を促すとともに、毎年出水期に先立ち、門扉の操作に支障がないよう整備点検および監視体制を強化する。
- (2) 町は、気象状況およびため池管理者の報告等により災害発生のおそれがある場合には、土地改良区・水利組合・消防機関・住民の協力を得て巡視等、監視体制の強化を図る。

### 3 住民への啓発

ため池が決壊すれば被害が生じるおそれがあるため、防災重点ため池については、ため池ハザードマップを作成し、関係集落へ配布するとともに日常的な意識啓発に努める。

### 第3節 農業用河川工作物対策

〈産業環境課、県農政水産部、県土地改良事業団体連合会〉

農業用河川工作物（頭首工、橋梁等）の構造が河床変動等により不適當または不十分となったものについて、町は管理者（土地改良区等）に整備・補強等の改善の指導および措置を講ずることにより災害を未然に防止する。

#### 1 農業用河川工作物応急対策事業の実施

整備・補強の必要な施設については、施設受益者の申請による補助事業の適用を受け、国・県費の導入を図りながら整備を推進する。

#### 2 施設の点検および監視体制の強化

出水期に先立ち、操作に支障がないよう整備点検を実施するほか、出水期には気象状況に注意し、水位変動を監視する。

## 第4節 浸水対策

〈地域整備課、県土木交通部〉

浸水対策として、河川改修はもちろん、水路・側溝の改修に加えて、雨水の流出抑制や浸水危険地域の土地利用規制等、総合的な治水対策を実施する。また、国や県がすすめる流域治水政策との整合を図る。

### 1 水路の整備等

水路の改修整備事業の実施を図るとともに、土地改良区、水利組合等の協力を得て、平素から危険箇所の把握に努める。

### 2 側溝・水溝等の整備等

- (1) 道路側溝の新設および改修整備を計画的に実施する。
- (2) 水路・水溝は、浚渫工事を行う。
- (3) 必要な暗渠は、逐次計画的に改良する。

なお、出水期に流出または埋没のおそれのある暗渠・橋梁は、地元住民に警戒を依頼するとともに、布設替えや維持補修に努める。

- (4) 既存水路で大雨のときに水路が冠水する箇所については、転落防止のための施設を導入する。

### 3 雨水の流出抑制

浸水は、集中豪雨等による雨水が河川や水路等へ急激に流入するため発生する。これを防止するため、雨水の流出抑制を推進するための施設整備に努める。

#### (1) 遊水池や防災調整池の整備

水害危険地では、洪水時に水没して遊水池となる農用地を確保し、緊急時における遊水池、防災調整池機能の整備に努める。

- (2) 公共施設や公共空地等における雨水放出量の抑制、地下水涵養を図る施設の整備
- (3) 透水性舗装や雨水浸透柵の施工・設置の推進

### 4 建築物の耐水化の奨励

町は、建築物の耐水化について、指導・助成・規制の検討を行う。特に避難所施設についての整備検討を優先する。

- (1) 耐水性建築物の技術ガイドラインの提示
- (2) 住宅耐水化助成制度の検討
- (3) 建築物の耐水化事例

ア 適切な高さの盛土をして建築する。

イ 高床式（ピロティー化）および2階以上の建築物とする。

- ウ 防水壁等により遮水する。
- エ 電気施設等の中枢施設を地下や1階に設置しない。

## 5 土地利用規制等の検討

長期的な展望と防災重視の観点から、河川沿いや低湿地等の水害危険地および水害常襲地での浸水時の被害軽減を図るために、土地利用等について検討する。

## 6 水道施設浸水対策

河川の氾濫等により、浄水場等の水道施設が浸水し、設備が故障することで広範囲に長期間の断水が発生するのを防ぐため、浸水のおそれのある水道施設について浸水対策を進め、水害に強い水道施設の整備を図る。

## 第5節 下水道施設整備対策

〈地域整備課、県琵琶湖環境部〉

住民の快適な生活環境の実現と、琵琶湖をはじめとする公共用水域の水質を保全するための有効な手段として、汚水排除を目的とした下水道は、町における必要不可欠、基幹的な施設であり、これらを災害から保護し生活の安定を図る。

また、下水道施設は、他のライフラインのように代替機能がないため、被災した場合は、社会全体の復旧活動、住民の生活に与える影響が大きい。よって、施設の耐震化とともに下水道における危機管理機能の強化を図る。

琵琶湖流域下水道計画に基づく公共下水道事業によって計画的に整備促進する。また、これらの整備とあわせて、防災の視点から施設整備対策等を行う。

## 第6節 農地関係湛水防除対策

〈産業環境課、県農政水産部〉

河床上昇等の排水河川の流況変化による排水能力の低下、流域内の開発等による流出量の増加等を原因とした立地条件の変化により、排水条件の悪化した地域を対象として、排水路、排水機、排水樋門等を改修もしくは新設することにより、湛水被害を防止する。

### 1 排水路の改良促進

排水通水断面の狭小、断面不整形、流域の状況変化による排水能力の低下等に伴う湛水被害を防ぐため、排水路の改良を促進する。

## 第7節 警戒避難体制の確立

〈地域整備課、総務課、消防団〉

風水害予防と人命の安全を第一とした緊急時の水防活動（災害応急対策）が、円滑かつ効果的に実施されるため、風水害に対する警戒避難体制の確立を図る。

なお、防災気象情報や避難に関する防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通じて、住民が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

※河川の危険区域（水防区域）：資料編参照

※水防関係施設の位置：資料編参照

### 1 水防区域の見直しと住民への周知

町は、河川改修等の整備や災害状況に応じて、逐次水防区域を見直すとともに、住民に周知を行う。

### 2 雨量計、量水標の整備・点検

町は、観測に障害が発生しないように定期的に機器を点検・整備するとともに、必要に応じて観測機器を増設する。

### 3 水防倉庫および水防用資機材の整備・点検

町は、応急対策活動に支障がないよう、鍵の管理、倉庫内の整理、資機材の調達を行うとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の点検を行う。また、水防従事者の安全確保のため、携行式通信機器やライフジャケットを確保するよう努める。

### 4 気象および河川情報システムの活用

町は、国土交通省がインターネットで公表している『川の防災情報』や県の防災行政無線、および県の『防災ホームページ』携帯端末による土木防災情報等を積極的に活用して、河川水位等の情報を入手するとともに、広域的な雨量情報や河川水位の迅速な情報の収集・伝達を図るため、各種防災情報システム等を活用する。

### 5 地域住民による水防活動の強化と自衛意識の醸成

元来、治水事業と水防活動は、双方がうまく機能することにより水害を防ぐ重要な役割を果たしてきた。町、消防団は、住民による水防活動の強化を推進し、風水害から自分たちの生命と財産は自分たちで守るという自衛意識を醸成するよう努める。

## 6 洪水浸水想定区域における警戒避難計画

町は、水防法に基づき、洪水浸水想定区域の指定がある芹川、犬上川について、防災マップ等により洪水浸水想定区域を住民に周知するとともに、当該洪水浸水想定区域ごとに、次の事項について定める。

- (1) 水位到達情報の伝達方法
- (2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (3) 洪水浸水想定区域内の主として要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要な施設の名称および所在地

なお、現在定めている内容は資料編に掲載のとおりである。

また、(3)に該当する要配慮者利用施設の所有者または管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）の作成、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した計画および自衛水防組織の構成員等について町に報告する。

さらに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。

なお、住民は、防災マップ等で災害リスクの高い場所や避難先、避難経路をあらかじめ把握し、適切な避難行動（水平避難、垂直避難、屋内安全確保）に関する事前の準備と確認に努める。

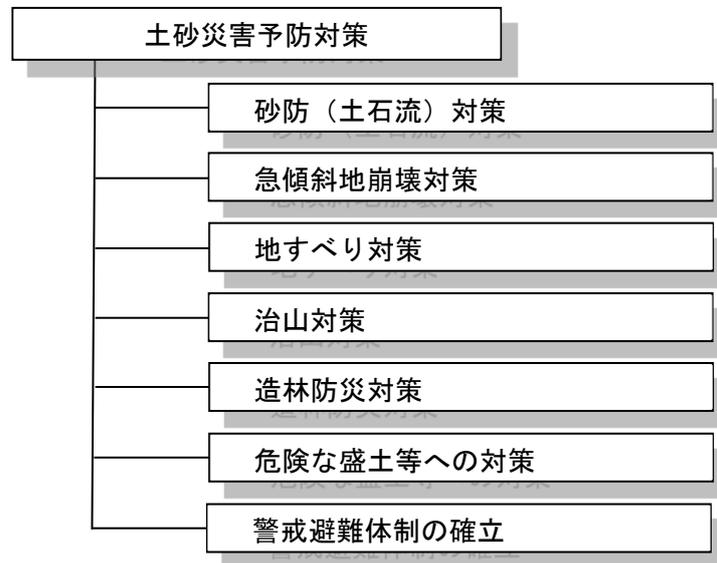
また、特に浸水のおそれがある地域に居住する住民は、大雨や台風接近時は、最新の気象情報を確認して、早めの避難を心掛ける。

※洪水浸水想定区域ごとの情報伝達方法等：資料編参照

## 7 避難指示等の発令・伝達マニュアルの整備

水害の地域特性、収集可能な気象情報、水位情報等を踏まえ、河川管理者や彦根地方気象台等の協力を得ながら、避難すべき区域や高齢者等避難、避難指示の発令判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを整備する。

## 第4章 土砂災害予防対策



### 第1節 砂防（土石流）対策

〈地域整備課、県土木交通部〉

町は、荒廃した山地、溪流の土砂流出、集中豪雨による土石流等の災害から人家、人命を守るため、県が実施する次の事業の遂行および進捗に協力する。

- (1) 荒廃山腹からの土砂生産を抑制するための山腹工事
- (2) 上流山地から流出する土砂を制御し、山脚の固定を図る堰堤工事
- (3) 渓床の安定を図るとともに、渓岸の浸食崩壊を防止するための床固工、流路工

また、これらハード整備とともに、土砂災害のおそれのある区域については、「砂防法」に基づく砂防指定地における特定行為の禁止・制限、要配慮者利用施設対策、緊急輸送路保全対策等の重点項目および危険の周知、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策をあわせて検討する。

#### 1 砂防事業の推進

県は、土石流危険溪流等、土砂流出のおそれのある溪流や地区について、逐次、砂防指定地として指定を行い、対策工等の砂防事業を推進する。また、当面对策工の整備が進まない土石流危険溪流について、町は県と連携し、警戒避難体制の整備を図る。

#### 2 砂防事業の推進要請と危険溪流の周知等

町は、県に砂防事業の推進を要請するとともに、主に梅雨期から秋期にかけての長雨や集中豪雨により、土石流が発生するおそれのある土石流危険溪流についての看板設置や、

住民に対して防災マップ等の資料による危険渓流の周知、および防災知識の普及に努める。

※土砂災害（特別）警戒区域（土石流）：資料編参照

### 3 土砂災害特別警戒区域（土石流）内の行為制限

- (1) 宅地分譲、社会福祉施設等の開発行為の抑制
- (2) 建築物の構造規制
- (3) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- (4) 勧告による移転者への融資、資金の確保

### 4 砂防指定地内の行為制限

- (1) 工作物を新築し、改築し、または除去すること。
- (2) 木材を伐採し、もしくは樹根を採取し、またはこれらを堆積すること。
- (3) 木材を滑下または地引により運搬すること。
- (4) 土地の掘さくし、盛土し、開墾しその他土地の形状を変更すること。
- (5) 土石を採取し、もしくは鉱物を採掘し、またはこれらを堆積すること。

## 第2節 急傾斜地崩壊対策

〈地域整備課、県土木交通部〉

急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命・財産を保護するため、対策工等の整備により、急傾斜地崩壊危険区域における特定行為の制限および急傾斜地の崩壊を防止するとともに、崩壊に対する警戒避難体制を整備する。

また、土砂災害防止法に基づき警戒区域が指定されている区域については、危険の周知、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策をあわせて検討する。

### 1 急傾斜地崩壊防止事業の推進

- (1) 県は、急傾斜地崩壊危険箇所等、崩壊のおそれが著しいと認められる場合は、急傾斜地崩壊危険区域として指定を行い、補助急傾斜地崩壊対策事業を推進する。
- (2) 町は、急傾斜地の崩壊のおそれが著しいと認められる場合は、積極的に急傾斜地崩壊対策事業を推進する。

### 2 土地の保全計画

急傾斜地崩壊危険区域内の土地所有者・管理者は、その土地の維持管理において崩壊防止に努める。急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者は、被害の防止・軽減のために必要な措置を講じる。

### 3 急傾斜地崩壊危険区域内の行為制限

県は、急傾斜地崩壊危険区域内では、崩壊を予防するため、次の行為等を制限する。

- (1) 水を放流し、または停滞させる行為、その他水の浸透を助長する行為
- (2) ため池、用水路、その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設、もしくは工作物の設置または改造行為
- (3) のり切り、切土、掘削または盛土行為
- (4) 立木竹の伐採行為
- (5) 土砂の採取または集積行為

※土砂災害警戒区域（急傾斜地）：資料編参照

### 4 急傾斜地崩壊特別警戒区域内の行為制限

- (1) 宅地分譲、社会福祉施設等の開発行為の抑制
- (2) 建築物の構造規制
- (3) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- (4) 勧告による移転者への融資、資金の確保

※土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）：資料編参照

## 5 危険箇所の周知等

町は、平素より崩壊による被害のおそれがある住民に対して、防災マップ等の資料提供による危険箇所の周知や防災知識の普及を図るとともに、情報伝達、警戒避難体制の整備に努める。

### 第3節 地すべり対策

〈地域整備課、産業環境課〉

県は、「地すべり等防止法」に基づき、地すべり防止区域内での行為の制限および地すべり防止工事を実施することとしている。

町は、町は、地すべり災害が発生するおそれがある区域について、町民に対して、周知および啓発に努める。

※地すべり危険箇所：資料編参照

### 第4節 山地災害対策

〈産業環境課、県琵琶湖環境部〉

森林区域における開発行為については、山地での起伏や傾斜をはじめ、地形条件等により土砂崩れ等の災害の危険性が予想されるため、森林法の規定に基づく林地開発許可制度等による規制および適切な指導を県と連携して行う。

一方で、特に保全すべき森林については保安林の指定を進めるとともに、荒山地の土砂流出を防ぎ、山林の保全を図るとともに、下流域の水害防止のうえからも、山のもつ保水機能の維持・向上を図る各種の施策を行う。また、林道は、山間部住民の日常生活道路または災害時の避難および資機材運搬道路として重要であり、法面・路肩の崩壊等の防止および早期災害復旧のための体制強化に努める。

※山地災害危険地区：資料編参照

#### (1) 治山事業の推進

県に対し復旧治山事業、予防治山事業の促進を要望するとともに、林地開発行為に対しては、県と連携しながら指導・監督を行う。また、山地災害危険箇所については、未然に災害を防ぐため見廻りを実施するとともに、住民や林業関係団体からの情報収集に努める。

#### (2) 林道の整備

林道の路肩・法面等の崩壊に注意し、より一層の整備に努める。

### 第5節 造林防災対策

〈産業環境課〉

森林のもつ土砂の流出防備機能や水源涵養機能により、山地、溪流の崩壊や洪水が防止され、地域環境の保全が図られていることを深く認識し、森林資源の育成、保護のため、積極的に造林事業を推進する。

育成単層林・育成複層林の整備を図り、民有林を中心とした造林や保育活動を促進し、間伐事業や枝打ち事業の助成制度の拡充に努めるとともに、森林組合をはじめとする林業事業体の育成を行う。

## 第6節 危険な盛土等への対策

〈地域整備課、総務課、県琵琶湖環境部、県土木交通部〉

県は、危険な盛土等による災害から市民の生命および財産を守るため、「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」に基づき、一定規模以上の盛土等について規制をする。

また、県は、危険が確認された盛土等について、盛土規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分を行い、盛土等に伴う災害を防止する。

これらについて、県と連携し、情報共有を行うとともに、危険が確認された盛土等について、対策が完了するまでの間、必要に応じて避難情報の発令等を行う。

## 第7節 宅地防災対策

〈地域整備課、総務課、県土木交通部〉

町は、県と連携して、山麓部での宅地開発行為に対して、都市計画法に基づく開発許可精度による規制を加え良好な宅地開発を指導する。

また、宅地災害を未然に防ぐため宅地防災月間の啓発に努める。

### （1）宅地防災月間

梅雨期および台風期に備えて、住民および事業者に注意を促し、必要な防災対策を行うよう指導することにより、安全な宅地を確保し災害のない街づくりに寄与するため5月1日から5月31日まで、9月1日から9月30日まで宅地防災月間と定め、その期間内は防災パトロール、標識の設置、ポスターの掲示等の諸事業および広報活動を行う。

### （2）がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等（土石流および地すべりを含む）の災害から住民の生命、財産を守るため、危険区域（建築基準条例により建築を制限している区域）に存在する既存の不適合住宅の移転を促進するため、国、県、町が一体となって移転を指導し、移転を実施する者には補助金を交付する。

## 第8節 警戒避難体制の確立

〈地域整備課、総務課、県土木交通部、消防本部、消防署、消防団〉

近年、土砂災害に対しても、水害と同様に警戒避難体制の整備が急がれている。土砂災害予防と人命の安全を目的とした緊急時の災害応急対策活動を円滑かつ効果的に実施するため、事前にこれらに関する施策を実施し、警戒避難体制の確立を図る。

また、客観的な判断基準に基づき迅速・的確に避難指示等を発令することにより、住民の安全確保に万全を期す。

### 1 防災パトロールの実施

町は、関係機関および自主防災組織等と連携し、梅雨期および台風期の前等に、土砂災害の危険区域（箇所）の防災パトロールを実施する。

### 2 危険区域（箇所）の住民への周知

町は、法指定区域、土石流危険渓流等の看板設置や防災マップの作成・配布等により、土砂災害危険区域（箇所）の地域住民への周知を図る。

### 3 自衛意識の醸成

町、消防団、消防本部は、孤立しやすく避難の可能性が高い山間集落を対象に、積極的に土砂災害に対する自衛意識の醸成を図る。

### 4 雨量計等の整備

町は、県と連携し、山間部の局所的な雨量情報の把握のため、孤立のおそれがある山間部への雨量計の整備を図る。

### 5 情報伝達施設の整備

町は、土砂災害危険地域への情報伝達体制を強化するため、孤立のおそれがある山間部への送受信可能な無線設備の設置を検討する。

### 6 土砂災害警戒区域における警戒避難計画

町は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害警戒区域が県から指定されたときは、土砂災害警戒区域ごとに、次の事項について定めるとともに、防災マップ等の作成・配布により、警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を住民に周知する。

- (1) 土砂災害に関する情報、予報および警報の伝達方法
- (2) 避難場所および避難路
- (3) 土砂災害に係る避難訓練

(4) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要な施設）の名称および所在地

(5) 救助に関すること

なお、現在定めている内容は資料編に掲載のとおりである。

また、(4)に該当する要配慮者利用施設の所有者または管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（「避難確保計画」）を作成し、町に報告する。

さらに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。

※土砂災害警戒区域ごとの情報伝達方法等：資料編参照

※土砂災害警戒区域に係る要配慮利用施設一覧：資料編参照

## 7 避難情報の発令・伝達マニュアルの整備

土砂災害の地域特性、収集可能な気象情報、土砂災害の前兆現象等の情報を踏まえ、県や彦根地方气象台等の協力を得ながら、避難すべき区域や高齢者等避難、避難指示の発令判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを整備する。

## 第5章 風害予防対策

〈地域整備課、総務課、県土木交通部〉

風害を防止または被害の拡大を防止するため、風害予防対策の強化を図る。また、竜巻や突風等については、町民への注意喚起を行うとともに、生活への影響を最小限にするための対応を図る。

### 1 監視・情報収集体制の整備

台風の接近や発達した低気圧に関する気象情報等の発表をもとに、県および関係機関と連携した監視体制に入る。また竜巻については、気象庁が段階的に発表する気象情報、雷注意報、竜巻注意情報に注意を払う。

また、災害の発生予測から発生までの状況を見極め、監視体制から警戒体制等段階的な移行を行い、被害情報の収集に努め、迅速な応急復旧対策を実施する。

### 2 各機関における対策

#### (1) 一般予防対策

町および民間施設の管理者ならびに住民は、その管理施設、樹木、路上占有物（広告、看板、工事用建設資材等）および周辺に存置している物品等で倒壊、落下物飛散するおそれのある物に対しては、崩壊の危険防止の措置および警戒管理に努めなければならない。

県は竜巻注意情報が発表された場合は、メール・SNS配信システム等による広報（しらせる滋賀情報サービス「しらしが」等）を行う。また、住民等は、激しい突風等に備え、身の安全を守るため、屋外にいる場合は頑丈な建物等に避難し、屋内では窓ガラスには近づかない等の対応をとる。

#### (2) 農作物の被害予防対策

水稲では、水田を深水にして倒伏防止対策を講じる。また畑地では、防風ネットや防風林等の設置が望ましい。また、次に記述する一般対策として、施設園芸では、パイプ等施設の補強を行うとともに、風が吹き込まないように穴あき等被覆資材の修繕等を行う。露地栽培では、寒冷紗等での被覆や支柱等の補強等を実施する。果樹では、枝折れ等を防止するため、幹や主枝を誘引し固定する。

このほか、施設周辺を整理する等資材の飛散防止対策を行う。

#### (3) 電力施設の防災対策

施設管理者は、電気設備については、計画・設計時に建築基準法および電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。また、強風による災害が予想される場合においては、巡視を実施し、予防措置を講じる。

#### (4) 通信施設の防災対策

施設管理者は、通信設備については、弱体設備の早期発見に努め、設備の補強措置を講じるほか、計画的な設備更改を行い、設備の信頼性向上と安定化を図る。

(5) 鉄道事業者の防災対策

鉄道事業者は、各事業者の災害予防計画に基づき、風害予防対策を図る。

(6) 重要インフラ施設に対する被害予防対策

電力、通信等の重要インフラ施設へ風倒等の被害を及ぼすおそれのある森林について、町はインフラ管理者、森林所有者との協力体制を構築し、事前に予防伐採等の森林整備を行うことでリスクの低減を検討するように努める。また、県は当該対策に関して必要な助言等を行う。

## 第6章 雪害予防対策

〈地域整備課、県土木交通部〉

産業経済の停滞防止と民生の安定のため、除雪体制を整備し、交通の確保と雪害の軽減を図る。

雪寒対策期間は、例年12月1日より3月20日までの110日間とする。

### 1 除雪計画の策定

除雪対策本部（事務局は、地域整備課に置く。）は、毎年、除雪計画を策定する。

町内主要道路の除雪路線の選定については、地域差をなくし、地域住民に密接したものでなければならないこと等を考慮し、除雪機械進入の可否および現有機械の能力により定める。

また、除雪の実施区分の分担については、県は国道307号、306号および県道、町は特に交通の確保を必要とする主要路線とする。

### 2 町内主要道路の除雪体制の強化

町は、冬期における町内道路交通の安全を確保するため、平常時から主要道路の除雪および凍結防止等を目的として、除雪機械および要員の整備等を図り、除雪体制の強化に努める。

#### （1）除雪機械の整備

ア 平常時より平均積雪深度に対して、除雪の完全を期するよう機械の整備を行う。

イ 計画深度を越える豪雪または緊急除雪を要する場合に備え、建設業者等より機器等が借上できるような体制の構築に努める。

ウ 集落内除雪協力のための除雪機械購入費への補助金の交付

#### （2）凍結防止対策

道路管理者は、道路交通の安全を図るため、冬期における主要道路の凍結の防止に努める。また、凍結のおそれのある場合の注意喚起として、住民に対し次の事項の周知徹底に努める。

ア 凍結のおそれのある場合には、道路に水をまかない。

イ 道路にみだりに雪を積んだり、雪水等を捨てない。

ウ 車両運転者は、土砂、石、水等を落としながら走行しない。

### 3 広報および連絡

積雪および凍結地域における道路交通の確保と雪害予防のため、次の広報活動を実施するとともに、関係機関と相互連絡を密接に行いその対策に当たる。

#### （1）交通規制や気象情報の案内板の設置

冬期の道路交通案内のため、路面の積雪・凍結および交通状況を明示する案内板の設置に努める。

(2) 雪崩危険箇所等の表示

雪崩により、交通上あるいは人命・財産に災害を及ぼすおそれのある箇所（特に児童・生徒の登下校道等）に危険箇所表示を行う。

(3) 除雪作業の一般協力要請

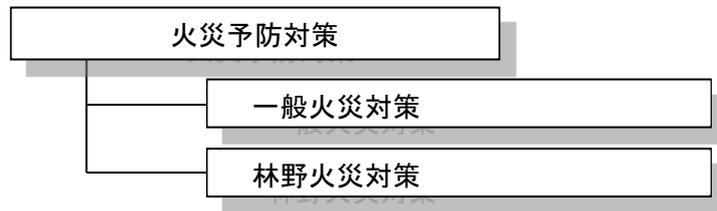
積雪は、交通上の障害のみならず、消防水利（消火栓・防火水槽）を覆い隠し、火災時における消火活動の阻害要因ともなることから、これらを含めた除雪作業に対し、住民の積極的な労働提供の協力が得られるよう、平常時から除雪作業の一般協力要請に努める。

(4) 関係機関との連携

町および関係機関は、以下の場合において迅速な対応を行うため、気象情報、道路交通状況、除雪状況等の情報を共有し、除雪作業および通行規制に関する各機関間の調整を行い、住民、道路利用者等に対して情報提供を行うこととする。

- ・人命を最優先に、幹線道路上での大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に、計画的・予防的な通行規制を行う場合
- ・大雪により広域的な交通障害が発生した場合（または発生のおそれのある場合）

## 第7章 火災予防対策



### 第1節 一般火災対策

（総務課、消防本部、消防署、消防団）

住民等の防火意識の欠如や防火対象物における防災設備の不備、および事業所等における防火管理体制の欠如等の火災発生要因を排除することで、火災の発生を未然に防止し、また発生時における延焼等の被害の軽減を図るため、火災予防指導の徹底、消防力の強化・充実を行う。

#### 1 消防力の強化・充実

##### （1）常備消防力（消防本部）の整備

消防力とは、「人」、「機械」、「水」、から構成される。「消防力の整備指針」（平成12年1月20日消防庁告示第1号）に基づき、態様の変化に対処できる必要消防力を算定し、増強・更新年次計画を樹立するものとする。

##### （2）非常備消防力（団）の整備

自治会や自主防災組織の活動支援を進めることにより、団員の確保を図るとともに、整備・更新計画に基づく装備の近代化を促進する。

##### （3）通信施設の整備

消防緊急情報システムおよび既存の無線・有線通信施設の整備・強化を図り、情報ネットワーク化の構築を推進する。

##### （4）消防水利施設の整備

「消防水利の基準」（昭和39年12月10日消防庁告示第3号）に基づき、必要水利施設を算定し、その整備を図る。

消火栓については、水道管の改良工事等に伴い、整備を図る。また、防火水槽についても、年次計画に基づく設置を強力に進める必要がある。

##### （5）消防水利

消防水利施設の不足状況とあわせ、近年の防災意識の高まりから、より安全なまちづくりを推進するため、消火用水として集落内の水路の流水利用を図る。ただし、流量が季節によって変動することを考慮し、消火栓や防火水槽等の消防水利の整備を優先する。

## (6) 消防活動困難地域の解消

消防活動困難地域の解消のため、狭隘道路等の拡幅、電柱撤去（電線埋設）、隅切りおよび駐車車両の排除等を促進するよう、関係機関と調整を図る。

**2 火災予防**

## (1) 防火対象物

消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定により、防火管理者を選任しなければならない防火対象物および同法第17条の規定により消防用設備等を設置することを義務づけられている防火対象物等について、消防法第4条により関係者に対し、次の措置をとる。

## ア 防火管理体制の整備

不特定多数の者が出入りする医療施設、学校等の防火管理体制の確立を図るため、消防関係法規の周知、対象物の実態に即した消防計画の作成指導、消防訓練指導および消防用設備の点検指導および自衛消防組織の充実・促進の指導を徹底する。また、今後においては、消防法施行令別表第1の特定防火対象物の防火管理者に対する再講習の実施もあわせて考える。

## イ 消防用設備等の適正管理

火災の早期発見、初期消火および避難のため、消防用設備の適正な維持管理を図り、収容者の安全を確保する。

## (2) 予防広報活動

住民の防火意識の高揚を図るため、火災予防運動等のあらゆる機会を捉え、火災の未然防止、初期消火および早期通報・避難について各種広報を展開する。具体的な手段は、次のとおりである。

ア 毎月7日の防火点検の日、春秋火災予防運動および文化財防火デー等

イ 街頭広報、巡回広報および有線放送等

ウ 広報紙および消防リーフレット

エ 防火座談会の実施

## 第2節 林野火災対策

〈総務課、消防団、消防本部、消防署〉

林野火災の原因は、たばこ・たき火等火気の取扱い・不始末によるものが大部分を占めており、消火体制の強化とともに、入山者の火気使用に対する監視および防火意識の高揚に努める。

### 1 監視体制等の強化

平素から火入れ等に関する許可申請および届出がなされるように、監視体制の強化に努めるとともに、気象情報、巡回監視員の状況報告等により、林野火災の発生が予想される場合または火災に関する警報が発令された場合には、次のような措置を講じる。

- (1) 火入れの制限・禁止
- (2) 森林内作業、登山・ハイキング等入山者の森林内における火気使用の制限
- (3) 巡回パトロールの実施・強化

### 2 予防施設の整備

防火水槽、自然水利利用施設等の施設を整備するとともに、防災資機材の整備に努める。

### 3 消火体制の強化

林野火災時においては、水利・地形等の関係上、消防車による消火は極めて困難と予想される。早期消火のため、次のような施策により消火活動の敏速化を図る。

- (1) 防火用水の確保のため、ため池、自然水利等の活用を図る。
- (2) 消火活動に従事する人員および消火資機材の輸送円滑化のため、林道の整備を促進する。
- (3) 森林所有者または管理者に対し、防火線等の整備を指導する。

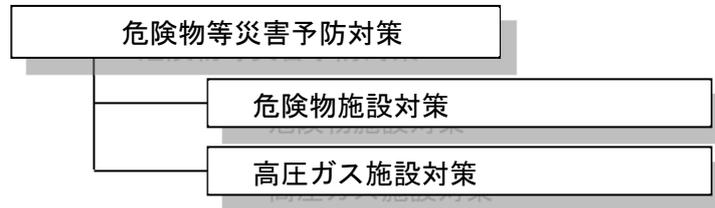
### 4 防火意識の啓発

人為的原因を除去するため、一般住民ならびに森林内作業、登山・ハイキング等の入山者・通行者等に対し、森林愛護と防火意識の啓発を図る。

火災発生が高い時期においては、消防団等の協力のもとに巡視を実施し、入山者による火気使用状況を調査し、防災上必要な次の事項について注意、指示、指導を行う。

- (1) 立看板・標識の設置と補修
- (2) 火気注意事項の掲示、チラシ・パンフレット等の配布
- (3) 林野火災の多発する3～4月にかけての予防広報等の実施
- (4) 林野火災予防啓発普及キャンペーン（毎年3月25日から5月31日まで）の実施

## 第8章 危険物等災害予防対策



### 第1節 危険物施設対策

〈総務課、消防本部、消防署、消防団〉

石油類をはじめとする各種危険物による災害の発生および拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、法令の定めるところによる適正な保安措置を講じるとともに、保安教育および訓練の徹底ならびに自衛消防組織の育成と防災思想の普及を図る。

※大規模な危険物施設：資料編参照

#### 1 保安教育の実施

消防本部は、保安管理の向上を図るため、危険物等事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物保安監督者および危険物施設保安員に対し、県等と協力して講習会・研修会等の保安教育を実施する。

#### 2 指導・規制の強化

消防署は、危険物施設に対する立入検査を適時実施し、次の点に関する状況の把握と安全指導を行う。

- (1) 危険物施設の位置、構造および設備の維持管理
- (2) 危険物の取扱い、運搬、積載の方法
- (3) 危険物施設の管理者、保安監督者
- (4) 予防規定の作成および貯蔵取扱等の自主保安体制の確立
- (5) 危険物施設周辺の環境整備

#### 3 危険物運搬車両等の街頭取締り（危険物）

消防本部は、移動タンク貯蔵所および危険物運搬車両の街頭取締りを警察等関係機関と共同で実施し、危険物取扱者の災害予防意識の向上を図る。

#### 4 自主防災力の強化（危険物）

- (1) 消防本部は、危険物事業所内における自衛消防隊の組織化を推進する。
- (2) 消防本部は、隣接する危険物事業所の相互応援に関する協定等の締結を促進する。

**5 消防資機材の整備（危険物等）**

- (1) 消防本部は、化学車等、化学消防力の強化を促進する。
- (2) 関係事業所は、危険物事業所における化学消火剤および必要機材の備蓄を促進する。

## 第2節 高圧ガス施設対策

〈消防本部、近畿経済産業局、防災危機管理局、関係事業所等〉

高圧ガスによる災害の発生および拡大を防止するため、規制指導の強化、保安意識の高揚、応急保安対策の周知等を重点的に推進する。

※高圧ガス・LPガス施設：資料編参照

### 1 規制・指導の強化

消防本部は、次の規制・指導の強化を実施する。

- (1) 関係法令に基づく製造・販売・貯蔵・消費現場等に対する保安および立入検査を強化する。
- (2) 各事業所における実情を把握し、関係法令に規定されている技術上の基準に適合・維持について、自主保安体制を徹底するよう指導する。
- (3) 関係機関との密接な連携・協力のもとに規制および指導を行う。

### 2 保安思想の普及、防災教育の実施

関係各課は、次の保安思想の普及および防災指導を実施する。

- (1) 高圧ガス保安法の周知徹底を図る。
- (2) 各種講習会・研修会を開催する。
- (3) 高圧ガス取扱いの指導を行う。
- (4) 危害予防週間を実施する。

### 3 応急保安対策の周知

関係事業者は、高圧ガスが漏えいした場合または近隣火災、その他の災害により危険な状態となった場合は、応急措置を講じ、直ちにその旨を消防機関および警察に通報するよう周知徹底する。

※事業所の保安対策基準：資料編参照

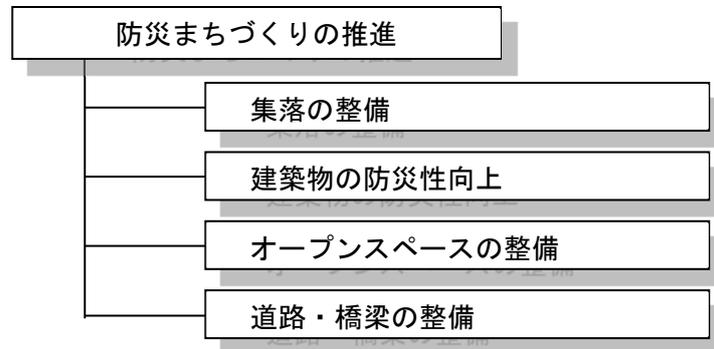
なお、三重－滋賀パイプラインおよび多賀ガバナステーションの整備進捗状況を踏まえ、大阪ガス㈱に対しても上記事業所と同様の措置を求めるものとし、必要な協議を進める。

### 4 自主保安体制の整備

関係事業者は、次の措置を講じ、自主保安体制を整備する。

- (1) 自主保安教育の実施
- (2) 定期自主検査の実施と責任体制の確立

## 第9章 防災まちづくりの推進



### 第1節 集落の整備

〈企画課、地域整備課、総務課〉

町域内の集落部は、木造・低層建築物が建っており、地震・火災等の災害が発生すると、人命・財産に大きな損害を与える危険性がある。こうした災害の発生を防止するため、建築物・公共施設等の整備を行い、都市機能の向上と安全で災害に強いまちづくりを推進する。

#### 1 防災マップの活用

各地区での防災マップの作成を通じて出された意見・意向を参考に、防災上の問題点の解消に向けた整備について、優先度の高いものについて順次整備を進めていく。

また、地区の防災マップについては、およそ5年ごとに見直しを図るものとする。

#### 2 液状化対策の推進

大地震に際しては、砂質の沖積層地域では地盤が液状化することが考えられるので、高層建築物や重要構造物の建設に当たっては、地盤改良等を行うよう指導する。

#### 3 良好なコミュニティの形成

地震や風水害等の災害を最小限に抑えるため、地域で住民を互いに守る「共助」の考えに基づき、防災活動をはじめ、まちづくり活動を推進することにより、各集落の良好なコミュニティの形成に努める。

## 第2節 建築物の防災性向上

〈消防本部、地域整備課、総務課、福祉保健課、教育委員会〉

不特定多数の者が集まる施設、大型化した特殊建築物、公共施設および一般住宅等、個々の建築物の防災性向上のため、査察や防災診断等を通じて、耐震・耐火建築物の建築、補修および防災設備の整備等の指導、奨励を実施する。

※不特定多数の者が集まる施設：資料編参照

### 1 特殊建築物の予防査察

大規模工場や大規模小売店等の特定・不特定多数者が使用、出入りする特殊建築物については、建築基準法に基づく特殊建築物定期調査を実施するほか、特に施設内の状況や安全対策等の査察を実施し、構造上および防火上欠陥のあるものに対する行政指導体制を強化する。

### 2 公共建築物の耐震・不燃化

学校、庁舎、公民館等の多人数を収容することができる公共建築物については、災害時における避難救護施設として利用される。これらの施設の新・増築に当たっては、耐震・耐火性の強化促進とともに、次のような防災機能の補修・補強に努める。また、既存の公共施設、特に避難施設として指定されている公共施設については、耐震診断を行い、耐震補強等によって防災性能の向上を図る。

- (1) 既存の木造建築物の不燃・堅牢化を図る。
- (2) できる限り防火水槽等を設置し、水利を確保する。
- (3) 自家発電装置等の設置により、停電時に備える。
- (4) 自動火災報知設備、屋内消火栓設備等の消防用設備の整備に努める。
- (5) 2階以上の建築物は、耐火性能の向上を図るとともに、空地の確保に努める。

### 3 共同住宅等の防火対策

共同住宅等について、次のような防火対策を実施する。

- (1) 建築確認同意時に、関係法令の防火に関する規定を遵守するよう指導する。
- (2) 消防法による消防用設備等の設置および建築物の内装の不燃化、避難対策について指導する。
- (3) 一般個人住宅等の火気使用室の内装制限について指導する。

### 4 高齢者、障がい者等が居住する施設の防火対策

グループホーム等要配慮者が居住する施設については、自動火災報知器、火災通報設備、スプリンクラー等の設置を促すとともに、建物の防災性能の向上を図り、火災時に居住者が安全に避難できるように努める。

### 第3節 オープンスペースの整備

〈地域整備課、産業環境課、企画課〉

集落におけるオープンスペース（公開空地）の存在は、避難場所、延焼遮断帯、救護活動、物資集積の拠点として、地震災害時の被害軽減に重要な役割を果たすので、その重要性を認識し、防災上必要な避難空間の確保と防災機能の向上を図るため、防災の観点から、地区の防災特性に応じた適切な配置を行う。

※都市公園等の位置：資料編参照

#### 1 都市公園、草の根広場の整備

地震災害時における避難場所、あるいは延焼遮断帯としての機能を有する都市公園、草の根広場の整備を推進する。

整備に当たっては、できるだけ都市公園、草の根広場および学校等公共用地等の広場は拠点的に配置し、道路等により連担を図るとともに、植栽および樹林等の保全と防火用樹種による緑化の推進を図る。

#### 2 農地の保全等

計画的な宅地化を進める一方で、残存する農地に対しては、貴重な緑の空間としてまた、防災上有効なオープンスペースとして農地の保全を図れるよう、各種の施策を検討する。

## 第4節 道路・橋梁の整備

〈地域整備課、県土木交通部〉

道路は、単に人・物の輸送を分担する交通機能だけでなく、ライフラインの収容空間、良好な居住環境の形成に加え、延焼遮断帯としての防火性等、多くの機能を有する。

町は、防災機能の観点から、町管理の道路の役割分担を明確にし、延焼遮断機能や避難路として有効な道路網の整備を図る。また、国・県道に関しては、各管轄機関に対して、防災機能に配慮した道路整備の推進を要請する。

※道路の整備現況等：資料編参照

### 1 幹線道路の整備

水害・土砂災害、地震災害等に対する対策工の整備等、道路災害の予防措置を推進する。その他、次の点に留意する。

- (1) 本町の道路網の骨格として、体系的に秩序ある整備を推進する。
- (2) 車道と歩道を分離した広幅員道路の新設または拡幅改良を行う。
- (3) 避難施設、オープンスペース等とのアクセスの確保を図る。

### 2 生活道路の整備

- (1) 障がい者対策、防災対策等、安全性に配慮して、幅員、構造上の整備・改良を推進する。
- (2) 行き止まり、三叉路、曲折等を解消し、幹線道路との良好な接続を図る。
- (3) 商店街等の道路整備に当たっては、車道と歩道の分離を基本とし、災害時の安全性を配慮する。
- (4) 山地部における災害時の孤立を解消するため、幹線道路相互を結ぶ迂回道路の整備を図る。

### 3 道路環境の整備

- (1) 災害時に危険・障害物となる路上駐車車両をなくすため、町・民営の駐車場の確保を図るとともに、集落単位での共同駐車場の確保に努める。
- (2) 道路の緑化を推進し、良好な道路環境を整備する。特に、延焼遮断帯としての役割が期待される道路や避難上重要な道路については、植栽に難燃性樹種を選定する。
- (3) 災害時の避難誘導を考慮した道路標識・案内板を整備する。
- (4) ブロック塀、ショーケースや看板類等の沿道危険物について、転倒・落下の防止安全対策を講じるよう管理者に対して指導する。

### 4 橋梁の整備

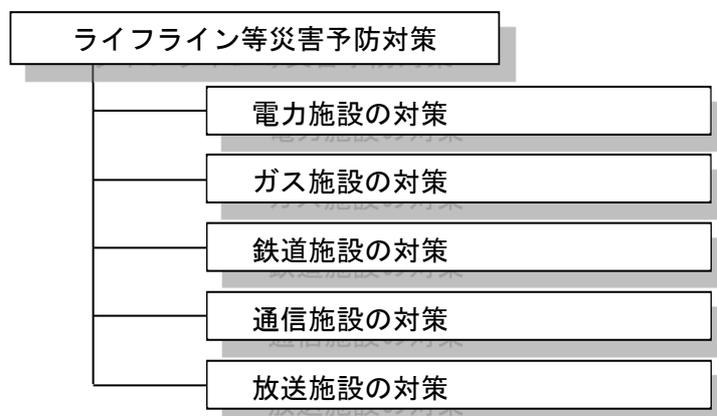
- (1) 橋梁の耐水害性の点検を行い、老朽化が著しく、地震災害時の落橋・破損の危険性が

大きい橋梁の架け替え・補強を行う。

(2) 交通のネックとなる幅員の狭い橋梁の架け替え・拡幅を行う。

(3) 新設の橋梁については、免震構造を積極的に導入し、また架け替えの場合も可能な範囲で免震構造とする。

## 第10章 ライフライン等災害予防対策



### 第1節 電力施設の対策

〈関西電力㈱、関西電力送配電㈱〉

電力施設の耐震性の強化、および被害軽減のための諸施策を実施し、震災をはじめ風水害、土砂災害時の被害を最小限にとどめるよう、万全の予防措置を講ずる。

※関西電力㈱、関西電力送配電㈱連絡先：資料編参照

#### 1 電力設備の災害予防措置に関する事項

関西電力および関西電力送配電は、それぞれの会社が保有する電力設備に対して災害の発生を未然に防止するため、次の対策を実施する。

##### (1) 水害対策

###### ア 水力発電設備

過去に発生した災害および被害の実情、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特異性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさあげ、ダム通信確保のための設備の設置、建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖）等を実施する。

###### イ 送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合には、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。

地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

###### ウ 変電設備

浸水または冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対

策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさあげを実施する。また、屋外機器は基本的にかさあげを行うが、かさあげ困難なものについては、防水・耐水構造化、または防水壁等を組み合わせて対処する。

## (2) 風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法および電気設備に関する技術基準に基づいた対策を行う。

## (3) 雪害対策

### ア 水力発電設備

雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバー取付け、ヒーターの取付け、水中ケーブルの採用等を実施する。

### イ 送電設備

鉄塔には、オフセットおよび耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線および架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策（リング等）を実施する。

また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

### ウ 変電設備

機器架台のかさあげ、機器の防雪カバー取付け、融雪装置等の設置を実施する。

### エ 配電設備

縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。

## (4) 雷害対策

### ア 送電設備

架空地線、避雷装置およびアークホーンを設置、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。また、気象通報等により雷害を予知した場合には、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

### イ 変電設備

耐雷しゃへいおよび避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継雷装置を強化する。

### ウ 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。

## (5) 地盤沈下対策

地盤沈下地帯および将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合は、将来沈下量を推定し設計する。将来の沈下量は、既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量等に基づいて算定する。

## (6) 土砂崩れ対策

土砂崩れによる被害が想定される箇所の電力設備については、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に努める。なお、土砂採取、土砂等の野積み、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から関係業者へのPRを徹底する。

## (7) 地震動への対応

## ア 水力発電設備

ダムについては発電用水力設備の技術基準、河川管理施設等構造令およびダム設計基準に基づき、提体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。

水路工作物ならびに基礎構造が建物基礎と一体である水車および発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として構造物の応答特性を考慮した修正震度法による設計を行う。

その他の電気工作物は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、発電用水力設備の技術基準に基づいて必要な箇所の整備を行う。建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

## イ 送電設備

架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路の終端接続箱および給油装置については、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策設計指針」に基づいて設計を行う。洞道は土木学会「トンネル標準示法書」等に基づいて設計を行う。

また、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用する等、不同沈下を考慮した設計を行う。建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

## ウ 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

## エ 配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

地中配電線路は、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用する等、不同沈下を考慮した設計を行う。

## オ 通信設備

電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルート

確保し、通信機能の維持を図る。

## 2 防災業務施設および設備の整備

関西電力および関西電力送配電は、災害の発生に備え、次の施設および設備の整備を図る。

### (1) 観測、予報施設および設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設および設備を強化、整備する。

ア 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設および設備

イ 地震動観測設備

### (2) 通信連絡施設および設備

ア 通信連絡施設および設備

災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保および電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設および設備の整備ならびに情報伝達手段の強化を図る。

a 無線伝送設備

(a) マイクロ波無線等の固定無線施設および設備

(b) 移動無線設備

(c) 衛星通信設備

b 有線伝送設備

(a) 通信ケーブル

(b) 電力線搬送設備

(c) 通信線搬送設備、光搬送設備

c 交換設備（防災関係機関との直通電話含む。）

d IPネットワーク設備

e 通信用電源設備

イ 情報収集伝達体制の強化

夜間、休日の場合等においても連絡体制を確保するため、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて確実な情報伝達に努める。また、本号に定める「通信連絡施設および設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備する等伝達手段の多様化を図る。

### (3) 非常用電源設備

復旧拠点となる事業所については、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

なお、効果的な非常用電源容量の確保のため、通常電源系統との分離やコンセント等への非常用電源回路の明示等を行う。

## (4) コンピュータシステム

コンピュータシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。特に、電力の安定供給に資するためのコンピュータシステムおよびその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法に基づく地震対策、火災対策および浸水対策を施した建物に收容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

## (5) 水防・消防に関する施設および設備

被害の軽減を図るため、法に基づき、次の水防および消防に関する施設および設備の整備を図る。

## ア 水防関係

- a ダム管理用観測設備
- b ダム操作用の予備発電設備
- c 防水壁、防水扉等の浸水対策施設
- d 排水用のポンプ設備
- e 車両等のエンジン設備
- f 警報用設備

## イ 消防関係

- a 消火栓
- b 各種消火器具および消化剤
- c 火災報知器、非常通報設備等の通信施設および設備

## (6) 石油等の流出による災害を防止する施設および設備

被害の軽減を図るため、法に基づき、次の施設および設備の整備を図る。

## ア ガス検知器、漏油検知器

## イ オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材

## (7) その他災害復旧用施設および設備

重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発電設備等を確保し、整備・点検を行う。

## (8) 防災機関との事前連携

災害発生に備え自治体をはじめとした関係機関と事前協議を行い、災害発生時に早期連携できるよう努める。

## (9) 無電柱化の実施

災害時、電柱倒壊による停電や道路の通行不能を防ぐため、自治体や電線管理者等と連携および協議を行い、緊急輸送道路を基本に、電線共同溝等による無電柱化事業に参画していく。

### 3 復旧用資機材等の確保および整備

関西電力および関西電力送配電は、災害に備え、次の事項を実施する。

(1) 復旧用資機材の確保

平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

(2) 復旧用資機材等の輸送

平常時から復旧用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

(3) 復旧用資機材等の整備点検

平常時から復旧用資機材の数量把握および整備点検を行う。

(4) 復旧用資機材等の広域運営

平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。

(5) 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

平時から食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保および確実な把握に努める。

(6) 復旧用資機材等の仮置場の確保

災害発生時に仮置場について、非常事態時での借用交渉を行うことは、難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

### 4 電気事故の防止

関西電力および関西電力送配電は、電気設備による公衆災害事故や電気火災を未然に防止するため、次の事項を実施する。

(1) 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検、(災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視) および自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。

(2) 広報活動

ア 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

a 無断昇柱、無断工事をしないこと。

b 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターに通報すること。

c 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。

- d 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付けすること、および必ず電気店等で点検してから使用すること。
- e 大規模地震時の電気火災の発生抑制のため、感震ブレーカーを取付すること、および電気工事店等で点検してから使用すること。
- f 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- g 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
- h その他事故防止のため留意すべき事項。

#### イ PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネット等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。また、必要に応じて、自治体が所管する防災無線や防災メール等を活用し住民へ周知する。

#### ウ 停電関連

自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設および人工透析等の医療機器等を使用しているお客さまの、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練等を要請する。

## 5 防災教育

関西電力および関西電力送配電は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

## 6 防災訓練

関西電力および関西電力送配電は、災害対策を円滑に推進するため年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。なお、訓練実施に当たっては、参加者自身の判断も求められる等実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

## 7 マニュアル類の整備

関西電力および関西電力送配電は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理するとともに、復旧の迅速化に資する社内ルールやマニュアル等を整備し、従業員へ周知する。

## 第2節 ガス施設の対策

〈一般社団法人滋賀県LPガス協会、大阪ガスネットワーク(株)〉

ガス施設の耐震性の強化、および被害軽減のための諸施策を実施し、震災をはじめ風水害、土砂災害時の被害を最小限にとどめるよう、大阪ガスおよびLPガス事業者と協議して、万全の予防措置を講ずる。

※大阪ガス(株) (京滋導管部) 連絡先：資料編参照

※一般社団法人滋賀県LPガス協会連絡先：資料編参照

※LPガス・高圧ガス施設：資料編参照

### 1 都市ガス施設の対策

#### (1) ガス施設安全対策

##### ア ガス供給設備

風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管および浸水のおそれのある地下マンホール内の整圧器を巡回点検する。

#### (2) その他防災設備の整備

##### ア 検知・警報設備

災害発生時において、速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に遠隔監視機能を持ったガス漏れ警報設備、圧力計・流量計を設置する。

##### イ 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

##### ウ 資機材の整備

早急に復旧もしくは応急措置ができるよう緊急用資機材を保有し、その点検整備を行う。

#### (3) 防災教育・訓練の実施

##### ア 防災教育

ガス施設に係る防災意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識、関係法令、保安規程等について、社員等関係者に対する教育を実施する。

##### イ 防災訓練

災害発生時の対策を円滑に推進するため、年1回以上被害想定を明らかにした実践的防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、地域防災訓練に積極的に参加する。

#### (4) 広報活動

顧客に対し、パンフレット等を利用してガスの正しい使い方およびガス漏れの際の注意

事項を周知する。

(5) 耐震性の確保

ア 定期点検による機能維持

ガス事業法に基づく保安規程に従って、ガス施設の定期点検を行い、耐震上重要な部分の状況を把握し、所与の機能を維持する。

イ 耐震性の強化

導管は、耐震性の高い溶接鋼管、メカニカル継手のダクタイル管・鋼管、ポリエチレン管を採用する。

## 2 LPガス供給設備等の対策

(1) 保安体制

液化石油等ガス法に基づき「ガス漏れ時における緊急出動体制」の充実を図るため、液化石油等ガス販売事業者には保安体制ならびに非常体制の具体的措置を確立する。

(2) LPガス設備対策

LPガス容器ならびにLPガス容器置場内容器の転倒転落防止措置に加え、容器回りの配管をパイプサドル等により建物等に固定するほか、容器の流出防止対策を講じる。

(3) LPガス設備の巡回点検

風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ供給設備（容器置場、容器設置場所）の被害のおそれのある箇所へ赴き巡回点検を行う。

(4) LPガス施設対策

ア LPガス製造設備

新設設備は、高圧ガス製造設備の技術上の基準および製造設備等耐震設計指針に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備については、耐震性を維持するため設備の重要度に応じて定期点検を行い補強等必要に応じた対策を講じる。

イ LPガス供給設備

液化石油ガス販売業者は、液化石油ガス法に基づき供給設備の定期点検を実施するとともに、災害防止のため震度5以上で遮断機能を搭載したマイコンメーターでガスの自動遮断を行う。

ウ LPガス消費設備

液化石油ガス販売業者は、液化石油ガス法に基づき消費設備の定期調査を実施するとともに、災害防止のためガス漏れ警報器の設置促進とヒューズコック等への取り替え促進を行いガス漏れの未然防止を行う。

(5) 連絡・通報

災害時の情報連絡を迅速に行えるよう整備するとともに、大型供給設備については遠隔監視ができるよう連絡通信設備を整備する。

(6) 資機材の整備

被災地の使用者に対し早急に復旧もしくは応急措置ができるよう緊急用資機材を保有し、その点検を行う。

(7) 教育訓練

液化石油ガス販売事業者の防災意識の高揚を図り、LPガスに係る災害発生の防止に努めるため、災害措置に関する専門知識、関係法令、保安管理技術について、液化石油ガス販売事業者に対する教育を実施する。

(8) 広報活動

ア 消費者に対する周知

パンフレット等を利用して、LPガスの性質、正しい使い方、ガス漏れの際の注意事項等について周知する。

イ 液化石油ガス設備士に対する周知

液化石油ガス設備工事の際、ガス設備の損傷による災害を防止するため、LPガス供給設備ならびにLPガス消費設備の損傷防止に関する知識の普及を図るほか、LPガス事故防止についての注意事項を周知する。

### 第3節 鉄道施設の対策

＜東海旅客鉄道(株)新幹線運行本部、近江鉄道(株)および一般社団法人近江鉄道線管理機構＞  
 鉄道施設の耐震性を強化し、震災をはじめ風水害、土砂災害等の被害を最小限にとどめるよう、施設ごとに予防措置を講ずる。

※鉄道関係連絡先：資料編参照

#### 1 東海旅客鉄道(株)（東海道新幹線）

新幹線は、地震動早期検知警報システム（ユレダス）を構築している。

橋梁については、昭和51年度から橋げた転落防止工の設置を進めている。

鉄道施設の 延長	鉄道施設の内訳			
	切取・盛土	橋梁	高架橋	トンネル
410m	216m	194m	0m	0m

比較的被害を受けやすい弱点箇所（軟弱地盤上の盛土、橋げた支承部分等）を抽出し地震時の動的変形の予防に恒久的な対策を検討して、逐次、補強工事を進め強化を図ることとし、以下の計画および対策を推進する。

##### （1）早期地震警報システム（テラス）

平成4年3月に地震動早期検知警報システム（ユレダス）を東海道新幹線に導入してきたが、引き続き地震発生時にいち早く列車を緊急停止させる早期地震警報システム（テラス）を平成17年から導入した。

今後ともシステムが適切に機能するよう普段から保守管理や機能の向上を目指した取組みを推進する。

##### （2）施設、設備の耐震性確保

新幹線の鉄道施設は、在来線と比較してより耐震性に配慮した設計を行っている。

また、関東大地震級の烈震には十分耐えられるが、部分的には宮城沖地震の鉄道施設に及ぼした被害を参考にして、比較的被害を受けやすい弱点箇所（軟弱地盤層上の盛土、橋げた支承部分等）を抽出し、地震時の動的変形を予防する恒久的対策を検討し、今後とも逐次、補強工事を進め強化を図っていく。

##### （3）防災訓練

災害発生においても、輸送の安全と旅客公衆の安全を確保するため、防災訓練を適宜実施する。

#### 2 近江鉄道(株)および一般社団法人近江鉄道線管理機構

地震による線路の被害は、盛土部では路盤の亀裂・陥没・沈下・隆起等が、また切取部では土砂崩壊、落石等が予想され、これらの現象に伴い、線路および線路構造物の破壊が予想される。

橋梁については、経年および河床低下等の影響により老朽化しているもの、また耐震上

不十分なものが見受けられる。

区 分	トンネル	橋 梁	高 架	平 地	計
延長距離	0m	(1箇所) 138.61m	0m	1,711.39m	1,850m

土砂崩壊、落石等の危険箇所については、法面防護工を施工し、また老朽橋梁については、架け替え・補強等を推進し、地震災害に対し万全の措置を講ずることとし、以下の計画および対策を推進する。

(1) 震度計の設置

運転司令室（CTCセンター）に震度計を設置し、地震発生時における早期点検体制の確立を図るとともに、二次災害の防止を図る。

(2) 施設、設備の耐震性の確保

ア 線路の整備

① 線路の高盛土部、切取部の調査

線路の高盛土部および線路に隣接する切取法面について、崩壊が予想される箇所を点検・調査し、必要に応じて防災対策を実施する。

② 橋梁の整備

橋梁について点検・調査を実施し、補修等の対策工事が必要なものについて、補強等を実施する。

イ 救援車両、非常用資機材等の整備

震災等の緊急時における救援車両、自家用トラック、非常用資機材等について、いつでも稼働できるよう点検、整備を励行する。

#### 第4節 通信施設の対策

（総務課、防災危機管理局、西日本電信電話㈱滋賀支店）

大地震発生時における通信の疎通維持、施設等の防護復旧のため、迅速かつ的確な措置がとれるよう、機関ごとに予防措置を講じ万全を期す。

また、通信機器や非常電源等平素の使用頻度が極めて少ない設備については定期的に点検を行うとともに、使用方法等に関する職員講習や自治会講習等を実施し、防災施設・設備の維持保全に万全を期すものとする。

##### 1 県防災行政無線通信施設

県の知事直轄組織防災危機管理局では、各種の災害が発生した場合に予想される通信施設の災害に対処し通信の途絶防止対策および災害復旧対策について以下のように示している。

- (1) 災害を未然に防止するため、各無線局の施設および各機器の機能について、降雨・雪期前等に定期保守点検を行うほか、巡回保安点検により現状の把握および補強・補修を行う。
- (2) 応急機器としての可搬型移動局の増強および幹線系障害時のバックアップ用としての衛星車載局の整備を推進する。
- (3) 幹線系の途絶を防止するため、2ルート化を推進する必要がある。

##### 2 電信電話設備

西日本電信電話㈱滋賀支店においては、予想される各種の災害に対処し、通信の途絶防止および災害復旧対策の確立に努める。

- (1) 災害を未然に防止するため、電気通信施設の局舎内外の巡回点検による施設の補強等の予防策を行う。
- (2) 主要な伝送路について、多ルート化あるいはループ化を実施する。

## 第5節 放送施設の対策

〈日本放送協会大津放送局、(株)京都放送滋賀放送局、びわ湖放送(株)、(株)エフエム滋賀  
エフエムひこねコミュニティ放送(株)、びわ湖キャプテン(株)〉

地震や風水害、土砂災害等の発生時における放送電波の確保、施設等の防護復旧のため、迅速かつ的確な措置がとれるよう、耐震・免震性の向上を図るための諸施策を講じ、予防措置に万全を期す。

### 1 日本放送協会大津放送局

地震災害等が発生し、または発生するおそれがある場合における放送電波の確保、施設の防護、応急および復旧を図るために、施設の対震補強、放送機器の落下・転倒・移動防止等の対策を積極的に推進する。

### 2 (株)京都放送滋賀放送局

非常災害時に人身・設備の被災を最小限にとどめるための防護施策に万全の措置を講じ、有事の際に放送電波を確保し、民心の安定に寄与する。当面演奏所および送信設備を耐震構造とし、かつ非常用放送機を設置、各通信回線を自営化し被災時の放送中断を最小限にする。動員計画においても訓練・整備を行い、通信手段の充実を図る。

### 3 びわ湖放送(株)

非常事態が発生した場合、状況に応じ非常災害対策本部を設け、放送の継続、機器・施設の保守等に万全を期し、避難者に必要な情報・告知等を遅滞なく放送できるよう努力する。

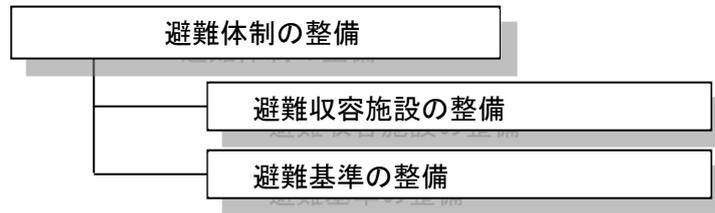
### 4 (株)エフエム滋賀

非常災害時、または発生のおそれがある場合における放送電波の確保、施設の防護策に万全の措置を講じ、平常時から「非常事態対策要項」に従い定期的に訓練等の実施や動員配備体制の整備に努める。

### 5 エフエムひこねコミュニティ放送(株)、びわ湖キャプテン(株)

各コミュニティFM局は、災害発生時に放送業務を確保し、速やかに災害情報等の送出ができるよう、施設や機器等の耐震化等を進めるとともに、平常時から定期的に訓練等を実施するよう努める。

## 第11章 避難体制の整備



### 第1節 避難収容施設の整備

〈総務課、福祉保健課、地域整備課、教育委員会〉

災害が発生するおそれがある場合または災害が発生した場合に、迅速かつ円滑な避難により住民の安全を確保するとともに、災害により被災した住民の生活を維持するため安全で快適な避難収容施設を提供することが必要である。町は、避難場所および避難所等の避難収容施設の整備を推進し、住民の安全を確保する避難体制の整備を図る。

#### 1 避難計画、避難者受入計画の策定

##### (1) 避難計画の策定

町は、洪水・土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にした洪水等避難計画および土砂災害避難計画を作成する。

洪水等避難計画は、県が平成18年3月に作成した「滋賀県洪水等避難計画作成支援マニュアル」および内閣府が令和3年5月に取りまとめた「避難情報に関するガイドライン」等をもとに作成するものとする。

土砂災害避難計画は、国交省砂防部が平成19年4月に作成した「土砂災害警戒避難ガイドライン」および内閣府が令和3年5月に取りまとめた「避難情報に関するガイドライン」等をもとに作成するものとする。なお、県は、市町域や県域を越える避難（広域一時滞在）が円滑に行われるよう広域避難計画を策定する。

##### (2) 避難者受入計画の策定

町は、町外から避難者を受入れることを想定し、避難者受入計画を策定するよう努める。なお、県は、関西広域連合や他都道府県から避難者の受入れを要請されることを想定し、避難者受入計画を策定する。

##### (3) 地震防災対策特別措置法に基づく避難場所、避難路の整備推進

町は、避難計画に基づいて「都市防災構造化対策に関する調査報告書」（国土交通省都市局都市再開発防災課）および地震防災対策特別措置法第3条第1項に基づき国土交通大臣が定める基準（平成16年6月29日国土交通省告示第767号）等に基づき、的確な避難場所、避難路の整備を推進し、住民に周知する。

## 2 避難場所および避難所の定義

災害時の避難場所および避難所について、以下のとおり定義する。

### (1) 避難場所

災害の発生するおそれがある場合または災害の発生した場合（緊急時）に住民の安全を確保する場所を避難場所とする。

### (2) 避難所

災害により被災した住民が自宅等で生活できない場合に自宅等が復旧するまでの間生活する場所を避難所とする。

## 3 避難場所および避難所の指定

災害が発生または発生するおそれがあるときに一時的に住民の安全を確保する場所を指定緊急避難場所として指定する。

また、災害により被災するおそれがある場合の一時的な避難や自宅が被災して戻ることができなくなった住民が、生活の目途が立つまでの間、避難生活を送る場所として指定避難所を指定する。

### (1) 指定緊急避難場所の指定

町は、発生し得る災害の想定を踏まえ、災害種ごとに公園、グラウンド、公民館、学校、体育館等の公共施設等を対象に、その管理者の同意を得たうえで指定緊急避難場所として指定する。

なお、指定に際しては、災害対策基本法施行令で定める基準に基づき、管理体制、安全性等を考慮して指定し、知事に通知するとともに、住民に周知する。

※避難場所、避難所等：資料編参照

### (2) 指定避難所の指定

町は、災害対策基本法に基づき、以下の基準に適合する公共施設等を、その管理者の同意を得て、災害が発生した場合における適切な避難所として指定し、知事に通知するとともに、住民に周知する。

- |   |
|---|
| <p>① 避難のための立退きを行った被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。</p> <p>② 速やかに、被災者等を受入れ、かつ生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造または設備を有するものであること。</p> <p>③ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。</p> <p>④ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。</p> |
|---|

指定避難所は、災害により被災した住民が一定の生活環境を備えた施設で一時的に生活するための施設として位置づける。

※避難場所、避難所等：資料編参照

## (3) 指定福祉避難所の指定

町は、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」および「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を参考に福祉避難所等を指定する。

なお、福祉避難所は、一般避難所の指定基準のほか、次の基準に基づくものとし、指定に際しては、その旨を県に通知するとともに、公示する。

また、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整のうえ、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① バリアフリー化された施設であること。</li> <li>② 要配慮者に対する相談や介助等の支援体制等を有すること。</li> </ul> |
|---|

※避難場所、避難所等：資料編参照

## (4) 指定緊急避難場所、指定避難所、指定福祉避難所の見直し

町は、現在指定している避難場所および避難所が適切であるか随時確認を行い、適切でないと判断された場合は、必要な施設の整備または指定替えなどの検討を行う。

## (5) 地域避難場所の設定

各自治会は、災害時の避難、情報入手、安否確認のための一時的な集落内の集合場所として、地域避難場所を定め、地域住民に周知するとともに、町に報告する。

なお、地域避難場所は、地震災害時と風水害時と区分し設定する。

## ア 地震災害時の地域避難場所

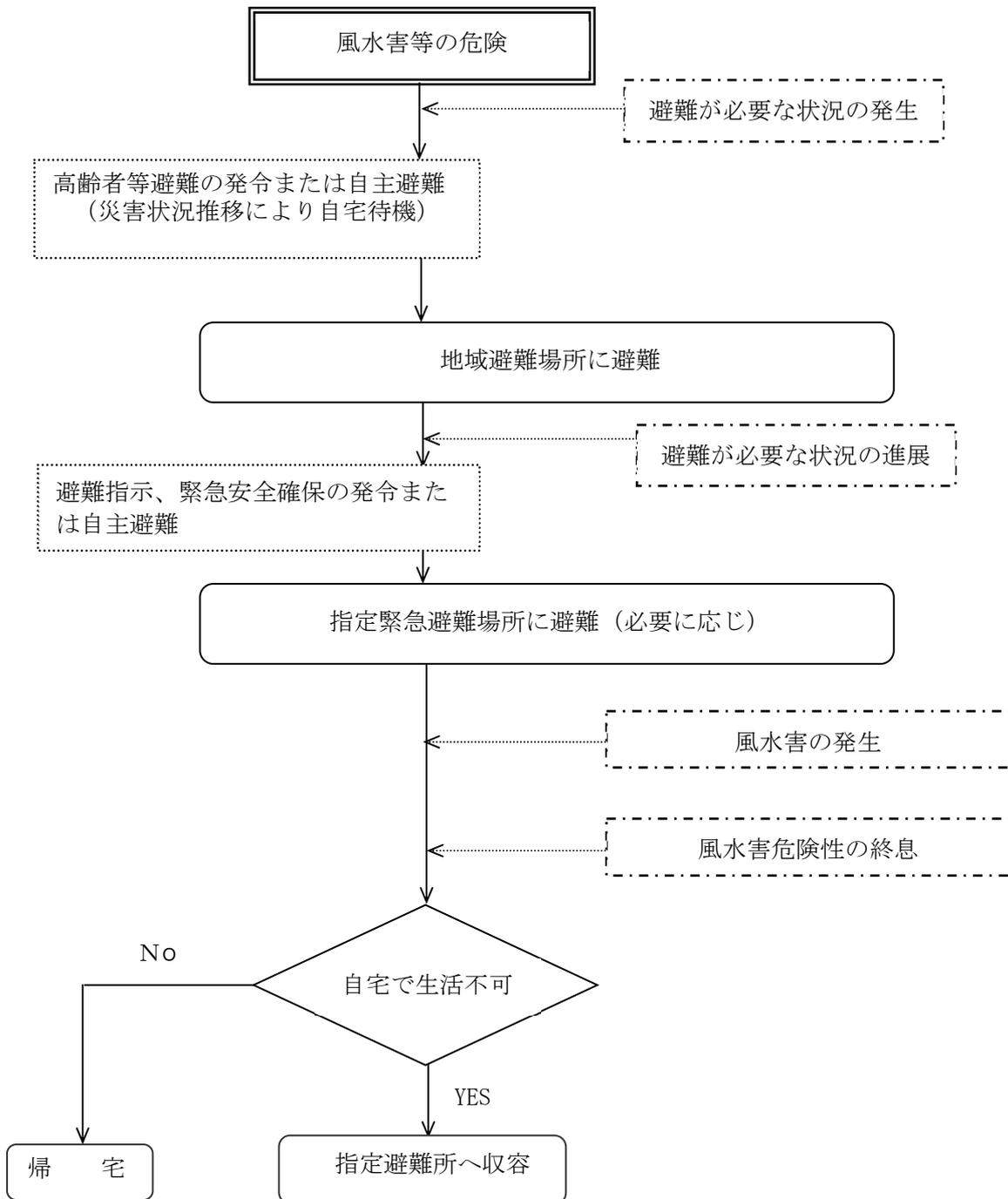
自治会・集落周辺に位置する公園、広場、駐車場等の空地を設定する。

## イ 風水害時の地域避難場所

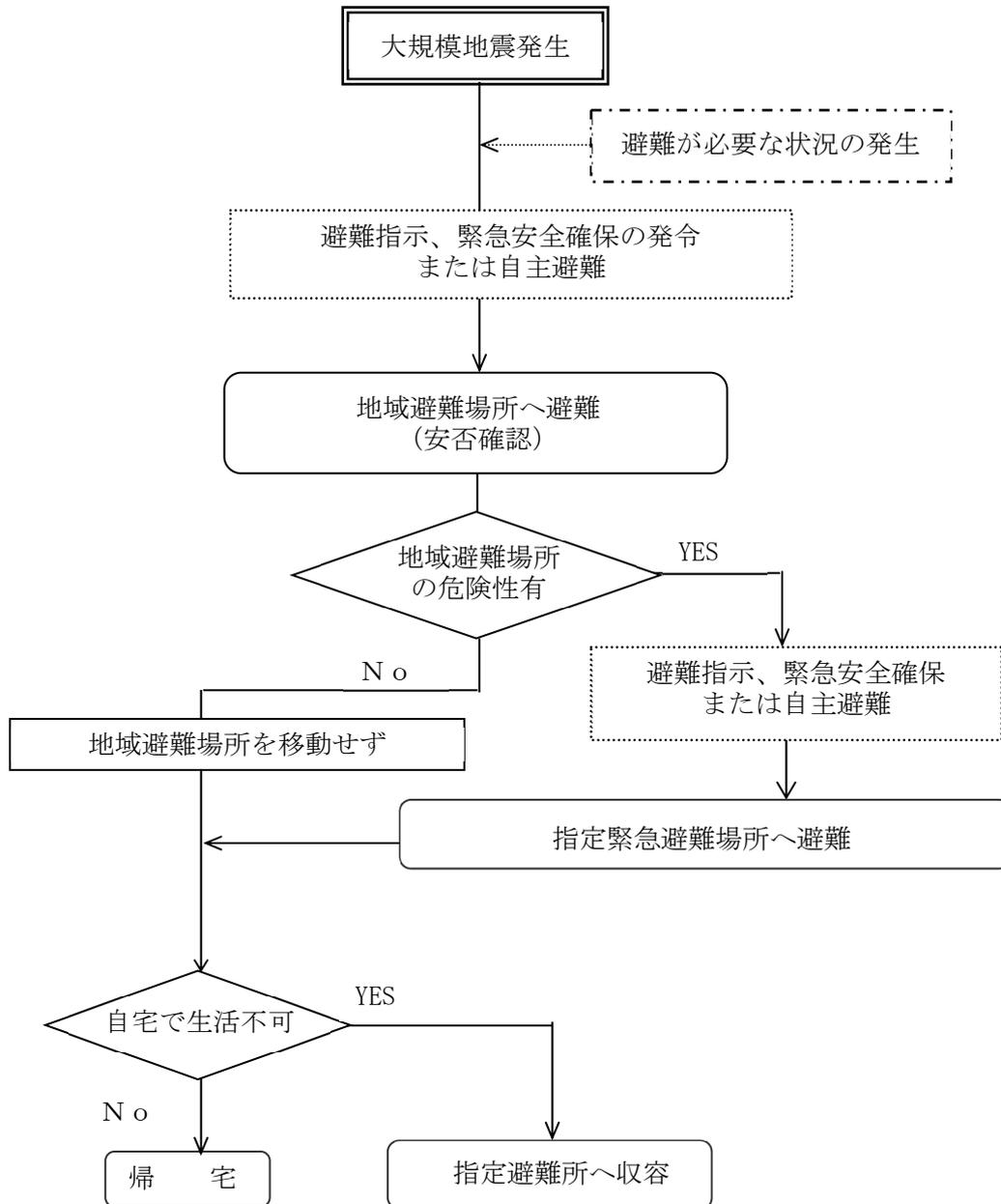
自治会・集落周辺に位置する公民館（草の根ハウス）等の建物を設定する。

4 本町における災害時の避難フロー

[風水害時における避難フロー]



[地震時における避難フロー]



## 5 避難施設の管理者等との事前協議

災害時に避難施設として適切な対応がとれるよう、指定緊急避難場所および指定避難所となる施設の管理者等と平常時から十分な事前協議を行う。

- (1) 町が管理する施設以外の管理者等とは、特に所要の事前協議を行う。
- (2) 収容施設としての日常的な維持管理の徹底を図る。
- (3) 迅速な施設開設のため、施設管理者との連携体制の強化や適切な鍵の管理徹底に努める。

## 6 避難場所および避難所の整備

### (1) 防災活動拠点としての強化

町が指定する緊急避難場所および避難所は、地区の防災拠点と位置づけて防災施設等の整備を図り、防災活動拠点としての性格の強化に努める。

#### ア 人員の強化

担当者の防災教育や災害時の職員派遣等を行う。

#### イ 防災活動設備の整備

有線・無線通信機器の整備を図る。

表 指定緊急避難場所および指定避難所が備えるべき施設と設備

項	目	内 容
避難場所 および その附属 施設	避難広場	芝生広場、グラウンド、駐車場
	避難地内通路	道路、通路
	出入口施設等	門、へい
	防災樹林帯等	防護壁、樹林
防災施設	防災センター機能	総合管理施設、防災教育施設、備蓄施設
	貯水施設	飲料水施設
防災施設	応急施設	仮設トイレ、マンホールトイレ、仮設テント、寝具(毛布)、ごみ捨場
	バリアフリーに関する施設・設備	障がい者トイレ、多目的トイレ、スロープ、FAX、文字放送テレビ等
	備蓄施設	食料、医療品、炊出用具
	誘導施設	照明施設、案内板、ランドマーク
	情報施設	受信・発信無線施設、広報装置、情報用具 (携帯無線)
	消防・水防施設	防災設備(土のう、放水銃、消火機械等)、工作用具、破壊用具、工作材料、運搬具(担架等)

### (2) 指定緊急避難場所の整備

指定緊急避難場所には、表示板や誘導標識等を整備する。

また、必要に応じて、盛土、高床、防水壁等の耐水設備の整備や施設周囲の不燃化(消

火栓、防火水槽、防火林等の防火設備の整備を含む。)等の安全対策を講じるほか、要配慮者および男女のニーズの違い等に配慮し、要配慮者が使用しやすい設備となっているか、男女別のトイレ・更衣室の用意が可能な施設であるか等の把握を行い、必要に応じて設備の充実を図る。

### (3) 指定避難所の整備

指定避難所については、管理者と十分調整を図り、施設・設備の整備に努める。

また、指定避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保に加え、非構造部材(天井等)についても耐震対策を講じる。

なお、指定避難所に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を推進する。

また、指定避難所は、被災者の生活環境を確保するため、次の対策に努める。

#### ア プライバシーの確保と機能の確保

仮設トイレやパーティション等の保管、非常用電源(非常時に利用できる太陽光発電設備や蓄電池等を含む)、防災行政無線端末や衛星携帯電話機の配備等に努めるとともに、施設管理者と鍵の保管や取扱いについて取り決めておく。

#### イ 要配慮者への配慮

バリアフリートイレの設置、スロープの設置、FAX、テレビの設置等、高齢者や障がい者等の要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努める。

#### ウ 停電対策

停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるとともに、浸水が予想される区域内の避難所については、発電、通信施設の設置位置を考慮する。

#### エ 家庭動物対策

必要に応じて、家庭で飼養している動物のためのスペースの確保に努める。

#### オ 物資の備蓄

食料や日用品等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の避難者の生活環境に配慮した適正な物資の備蓄に努める。

#### カ その他避難所生活環境への配慮

避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。

### (4) 福祉避難所の整備

町は、一般の避難所生活が困難である要配慮者のために、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」および「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を参考に特別の配慮がなされた福祉避難所の指定を進め、福祉避難所の量的確保にも努めるとともに、その際に、施設のバリアフリー化や要配慮者が使うことが想定さ

れる物資（紙おむつ、ストーマ用装具等）の備蓄、優先調達を検討する。

なお、民間施設を福祉避難所として指定する場合は、当該施設管理者と災害時応援協定や覚書を締結する。

さらに、社会福祉施設等の福祉避難所に適した施設が不足する場合は、一般の避難所に要配慮者のために区画された部屋（福祉避難室）の設置や公的な宿泊施設、民間のホテル、旅館等の借上げ等の検討を行い、要配慮者が相談や介護・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所の指定に努める。

## 7 災害危険箇所ごとの避難場所および避難方法の検討

災害危険箇所ごとに、次のような事項からなる警戒避難方法を定め、毎年これを見直し、必要に応じて広報に掲載し、住民に周知徹底を行う。

- (1) 情報連絡体制
- (2) 避難場所
- (3) 避難経路

※洪水浸水想定区域ごとの情報伝達方法等：資料編参照

※土砂災害警戒区域ごとの情報伝達方法等：資料編参照

## 8 避難路設定の検討

要避難地域から指定緊急避難場所および指定避難所までの安全な避難路の確保のため、避難路または避難路として整備すべき道路の指定等の検討を行う。

また、各集落内から集落周辺で位置づけられた地域避難場所までの安全な避難路については、各自治会との協議に基づき整備方針等を定めるものとする。

- (1) 避難路は、次の点等を考慮し、その設定の検討を行う。
  - ア 避難路の整備は、要避難地域から指定緊急避難場所および指定避難所までが長距離で、また災害の危険性が高く自由に避難することが困難な地区から優先的に行う。
  - イ 避難路は、原則として交差しないようにする。
  - ウ 避難路沿いに高圧ガス等、危険物施設がないようにする。
- (2) 避難路としての道路・橋梁の新設や増幅・歩道等の改良は、防災まちづくりの一環として整備を行うが、整備促進のため積極的に関係機関に要請を図る。
- (3) 避難路における障害・倒壊物の状況を把握し、その除去・防止を図る。

## 9 避難所運営体制の整備

災害時における避難所の円滑な運営を確保するため、避難所運営体制の整備を図る。

- (1) 町の対策
 

災害時における避難所の円滑な運営を確保するため、避難所の管理運営体制および

要員の派遣方法をあらかじめ定めておく。

## (2) 避難住民による自主的な管理

円滑な避難所の運営を確保するため、自治会（自主防災組織）等の避難住民による運営を中心に据えるとともに、ボランティアに協力を求める。運営に必要な事項について「避難所運営マニュアル」を作成する。また、避難所となる施設の管理者は避難所の管理運営に協力し、運営を支援する。

なお、日頃から、住民、自主防災組織、町、関係機関の間で避難所の運営、役割分担について検討する。

避難所運営マニュアルについては以下の事項を記述する。

### ア 避難者による自治組織とその運営に係る事項

- ① 避難者の把握
- ② 組織体制について
- ③ 仮設トイレ、炊事場、医療救護所等の設置について
- ④ 要配慮者に対する対応について
- ⑤ 水、食料その他の物資の配給方法について
- ⑥ 避難所の備蓄物資および資機材の整備状況と使用上の留意事項

### イ 避難者に対する情報伝達に係る事項

- ① 避難所における情報通信機器の整備状況
- ② 情報収集と避難所内における広報の方法について
- ③ 防災機関等に報告すべき内容および連絡体制について

### ウ その他避難所の自主的な運営に必要な事項

## (3) 避難者、被災者の把握

避難所運営責任者は、避難者に係る情報を把握し、町本部および県等へ報告する体制を築く。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町本部および県に提供する仕組みづくりに努める。

## (4) 男女双方の視点・ニーズへの配慮

避難所運営責任者は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女双方の視点等に配慮するものとする。特にプライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、異性の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、安全で清潔な男女別トイレ、授乳室や男女トイレ内のおむつ交換台の設置や生理用品・女性用下着等の女性による配布、避難所における安全の確保等、女性や家庭のニーズに配慮した避難所となるよう努める。

## (5) 感染症対策等

避難所における避難者の過密抑制等感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要があることから、「新型コロナウイルス感染症対策のための避難所運営ガイド

ライン【避難所運営実務者向け】(滋賀県作成)」等を参考に、感染拡大防止に取り組むこととする。

## 10 指定避難所外に避難する被災者への対策

やむを得ず指定避難所に避難できない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談等の実施、正確な情報の伝達により、生活環境確保できるように支援するため、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう実施主体間の調整を行う。

### (1) 在宅避難者への支援

在宅避難者等が発生する場合や指定避難所のみで避難者等を受入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置することなど、在宅避難者等の支援方を検討するよう努める。

### (2) 車中泊避難者への支援

やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置することなど、車中泊避難者の支援方を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

## 第2節 避難基準の整備

〈総務課、地域整備課〉

## 1 避難情報等の種類および基準

避難情報を的確に発令する基準や手順を整備することにより、災害時における迅速かつ円滑な避難を確保し、住民の安全を守る。

町は、水害や土砂災害等の災害が発生するおそれがある場合で、住民の生命、身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、災害危険区域の住民に対し、あらかじめ高齢者等避難を発令する。

危険な状況が進展した場合には避難指示を発令し、これを周知徹底する。また、事態が切迫している場合等の緊急の場合には緊急安全確保を発令する。

避難時における被災を回避するため、内水氾濫による災害時には屋内での退避等の安全確保措置を積極的に活用する。

なお、避難が遅れ、洪水等により避難所への避難が危険となる場合は、住宅の2階等安全な場所への垂直避難を指示する。

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達に関する詳細については、内閣府が令和3年5月に取りまとめた「避難情報に関するガイドライン」等に基づき作成した「(仮称)避難情報の判断伝達マニュアル」による。

## (1) 避難についての基本的考え方

自然による災害を完全に抑えることはできないので、災害の態様を見極めつつ、早期避難により住民の安全を守る。

## (2) 避難情報の種類

## ア 風水害時における避難情報

風水害時における避難情報を以下の3つとし、迅速で的確な避難を確保する。

表 避難情報の種類

区分	発令時の状況	住民の避難行動
高齢者等避難 (警戒レベル 3)	○災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況	○要配慮者は、地域避難場所への避難を開始する。 ○避難に時間を要しない者は避難の準備を行う。 ○避難に時間を要し、避難行動中に被災するおそれが高い地区、あるいは避難が日没後になる等避難時に危険が及ぶと考えられる地区等は事前に避難を行う。
避難指示 (警戒レベル 4)	○災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況	○通常の避難行動がとれる者は、指定避難所への避難を開始する。

区分	発令時の状況	住民の避難行動
緊急安全確保 (警戒レベル 5)	○災害が発生または切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況	○未だ避難していない住民は、直ちに避難する。そのいとまがない場合および外への避難が危険な場合は、自宅の2階以上に上がる等生命を守るため可能な行動をとる。

#### イ 地震時における避難情報

地震時における避難情報は、地震による火災の発生や建物の倒壊等、二次災害等の危険がある場合に発令するものとし、以下の2種類とする。

- ① 避難指示
- ② 緊急安全確保

#### (3) 避難が必要な地域についての住民への周知

水害および土砂災害の危険がある区域（避難対象区域）を明確にし、当該区域に居住する住民に対して防災マップ等により災害危険性の周知を図るとともに、避難指示等の基準、避難場所の位置・避難方法、住民が自主避難する際に役立つ気象情報等について周知徹底を図る。

表 水害および土砂災害の危険がある区域（避難対象区域）

災害の種別	避難対象区域
土砂災害	○土砂災害警戒区域（特別警戒区域） ○土石流、急傾斜地崩壊等のおそれがある危険箇所
水害	○河川（芹川）の洪水浸水想定区域 ○防災マップで浸水が想定されている区域 ○過去に浸水被害の発生した区域

#### (4) 風水害時の「(仮称) 避難情報の判断・伝達マニュアル」の作成

風水害時において、的確に避難情報を発令するため、避難指示等の判断基準、発令手順等を具体的に定めた風水害時の避難情報の判断・伝達マニュアルを作成する。

#### (5) 水害に関する避難情報の基準

##### ア 避難情報の基準に用いる指標

水害に関する避難情報の基準に用いる指標は、河川管理者から提供される避難関連情報によって設定する。また、避難関連情報が提供されていない区域については、現地情報等を指標とする。

表 基準に用いる指標

区分	対象河川、地域	基準に用いる指標
河川	犬上川、芹川、町全域	水位情報等
防災マップ浸水区域	町全域	現地情報等

※雨量観測所・水位観測所：資料編参照

## イ 河川（犬上川および芹川）の避難基準

河川（犬上川および芹川）の基準は以下のとおりとする。

表 河川（犬上川および芹川）の避難基準

区 分	基 準
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大雨警報（浸水害）または洪水警報が発表され、基準地点の水位が、避難判断水位に到達した場合</li> <li>○大雨警報（浸水害）または洪水警報が発表され、基準地点の水位が、氾濫注意水位を超えた状態で、急激な水位上昇のおそれがある場合</li> <li>○軽微な漏水・侵食等が発見された場合</li> <li>○高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</li> </ul>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大雨警報（浸水害）、大雨特別警報（浸水害）または洪水警報が発表され、基準地点の水位が、氾濫危険水位に達した場合</li> <li>○大雨警報（浸水害）、大雨特別警報（浸水害）または洪水警報が発表され、基準地点の水位が避難判断水位を超えた状態で、急激な水位上昇のおそれがある場合</li> <li>○異常な漏水・侵食等が発見された場合</li> <li>○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</li> </ul>
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○決壊や越水・溢水が発生した場合</li> <li>○大雨警報（浸水害）、大雨特別警報（浸水害）または洪水警報が発表され、近隣で既に洪水による浸水が発生し、台風の規模、水位情報、降雨予測情報、パトロールや住民からの通報等から、洪水による水害が拡大するおそれがあると判断される場合</li> </ul>

表 防災マップによる浸水による避難基準

区 分	基 準
高齢者等避難	○大雨警報（浸水害）が発表され、台風の規模、降雨予測情報、パトロールや住民からの通報等から、浸水の危険が高いと判断される場合
避難指示	○大雨警報または大雨特別警報（浸水害）が発表され、台風の規模、降雨予測情報、パトロールや住民からの通報等から、浸水の危険が極めて高いと判断される場合
緊急安全確保	○大雨警報または大雨特別警報（浸水害）が発表され、近隣で既に浸水が発生し、台風の規模、降雨予測情報、パトロールや住民からの通報等から、さらに浸水の区域が拡大するおそれがあると判断される場合

## (6) 土砂災害に関する避難情報の基準

## ア 避難情報の対象地区

土砂災害に関する避難情報の対象地区は、以下の土砂災害危険地区の存する区域とし、当該土砂災害危険地区を含む自治会（避難単位）に対して避難指示等を発令する。

表 避難指示等の対象地区

区 分	対象地区	避難単位
土石流危険地区	土砂災害警戒区域（土石流）	危険地区を含む自治会
急傾斜地危険地区等	土砂災害警戒区域（急傾斜地）	危険地区を含む自治会
地すべり危険地区	土砂災害警戒区域（地すべり） 地すべり防止区域	危険地区を含む自治会

※土砂災害警戒区域：資料編参照

#### イ 土砂災害に関する避難情報の基準

県と彦根地方气象台から土砂災害警戒情報が発表された場合や土砂災害の前兆現象が発見された場合に、災害発生の危険性について総合的に判断し、「(仮称) 避難情報の判断・伝達マニュアル」に基づき、以下の基準で避難情報を発令する。

表 土砂災害に関する避難情報の基準

区 分	基 準
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、県土木防災情報システムの土砂災害降雨危険度メッシュが大雨警報発表基準の土壤雨量指数を超過する「避難準備開始の目安（LEVEL 2）」となった場合</li> <li>○大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌朝早朝に大雨警報（土砂災害）に切替える可能性が言及されている場合が必要と認められるとき</li> </ul>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>○土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の発生する可能性が高まった場合</li> <li>○県土木防災情報システムの土砂災害降雨危険度メッシュが「避難開始の目安（LEVEL 3）」となり、土砂災害の発生する可能性が高まった場合</li> <li>○大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</li> <li>○土砂災害の前兆現象（わき水・地下水の濁り、溪流の水量の変化、斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等へのクラック等）が発見された場合</li> </ul>
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県土木防災情報システムの土砂災害降雨危険度メッシュが「土砂災害発生のおそれ大（LEVEL 4）」となった場合</li> <li>○土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合</li> <li>○土砂災害が発生したとき</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○山鳴り、流木の流出の発生が確認されたとき</li> <li>○避難指示等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合</li> <li>○土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報が国土交通省または滋賀県から通知された場合</li> </ul>
--	--

## 2 避難に関する情報の周知・広報

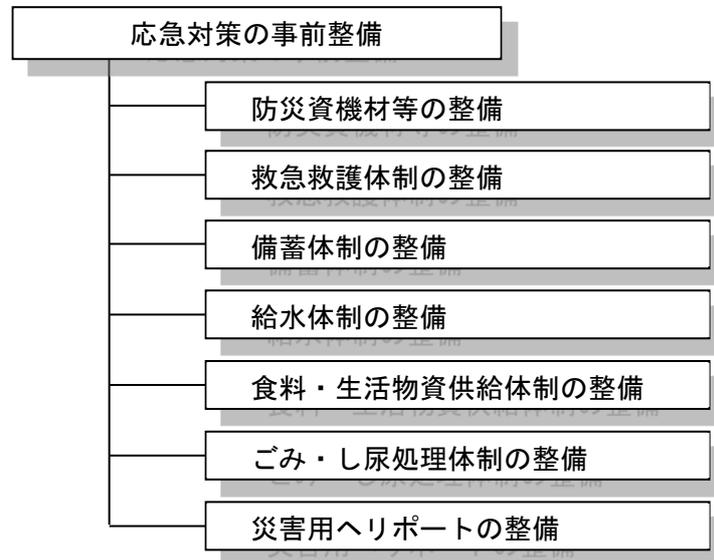
要避難地域の住民がすばやく安全に避難できるよう、避難情報に関する内容の理解を促すとともに、避難方法等の情報について、防災マップ・広報等の配布を通じて、住民に対する周知の強化を行う。

## 3 要配慮者等の避難支援の検討

要配慮者および山間部からの遠距離避難者等のために、町有のマイクロバスあるいは公用車の派遣等の避難支援の検討を行う。特に、要配慮者が利用する施設が土砂災害警戒区域内にある場合は、警察および消防団から前兆現象や災害発生時の情報を収集し、地元区長、自主防災組織等を通じて災害発生の危険性や避難指示等を伝達する。

また、自助・共助により必要な支援が受けられない要配慮者については、町を中心として早急にこれを特定し、具体的な避難支援計画（避難支援プラン）の策定等の避難誘導體制の整備に努める。

## 第12章 応急対策の事前整備



### 第1節 防災資機材等の整備

〈総務課、地域整備課、消防本部、福祉保健課〉

災害応急対策に必要な備蓄資機材は、有事の際にその機能を有効に発揮できるように、点検・整備を実施する。また、水防倉庫のほか、新たな防災用資機材庫の設置や避難施設への防災に関連する資機材等の配備を検討する。

※水防倉庫備蓄資材基準表（県水防計画）：資料編参照

#### 1 資機材の点検・補充

各保管責任者は、防災用に備蓄した資機材を毎年定期的に点検し、使用に際しその機能に問題がないよう維持するとともに、不足品については、逐次補充を行う。

#### 2 防災用資機材庫等の設置

応急対策の円滑化のため、応急用の食料等に加え避難救助用資機材等の整備を図る。

防災用資機材庫は、地域住民が災害時や訓練時に使用できるよう検討する。

- (1) 町内における防災用資機材庫の設置
- (2) 町庁舎付近における緊急資材置場の確保
- (3) 避難施設における医薬品・救護用機器等の整備

#### 3 資機材の整備品目と調達

防災用資機材等の緊急時における調達方法について検討する。大地震発生時には、建築・構造物の倒壊や破損が予測されるので、除去・復旧に必要な重機等の借上げに関し応援協定を締結し、がれきの除去・復旧する重機等の借上げを円滑に進める。

- ※災害時における応援協定等一覧：資料編参照
- ※防災用備蓄資機材庫の必要資機材：資料編参照

#### 4 女性の避難に配慮した設備等の整備

災害時の避難所において、女性の人権に配慮して以下の設備等の整備を推進し、女性の快適な避難生活を確保する。

- ア プライバシーを確保するパーティション
- イ 男女別の十分なトイレ
- ウ 着替えや授乳等のスペース

## 第2節 救急救護体制の整備

〈消防本部、福祉保健課、関係医療機関〉

町は、関係機関の協力のもと、災害時に多発する救助・救護要請と応急医療措置に対処するため、消防機関を中心に機動力の増強、資機材の整備、隊員・住民の指導育成に努めるとともに、災害時の初動医療体制の充実、医薬品の確保に努める。

災害時の医療・救護活動は、傷病者の救出・救護・搬送および病院の受入れ等一連の活動を円滑に実施する必要がある、関係機関が連携を密にして救急救護体制の充実・強化を図る。

住民は、県、町、消防本部等が実施する出前講座、講習会、防災訓練等に積極的に参加し、応急救護の知識・技術の習得に努める。

### 1 救助体制の整備

広域的または局地的に発生が予測される救助要請に対処するため、より高度な知識・技術を有する救助隊員を育成するとともに、救助用資機材の整備を図る。

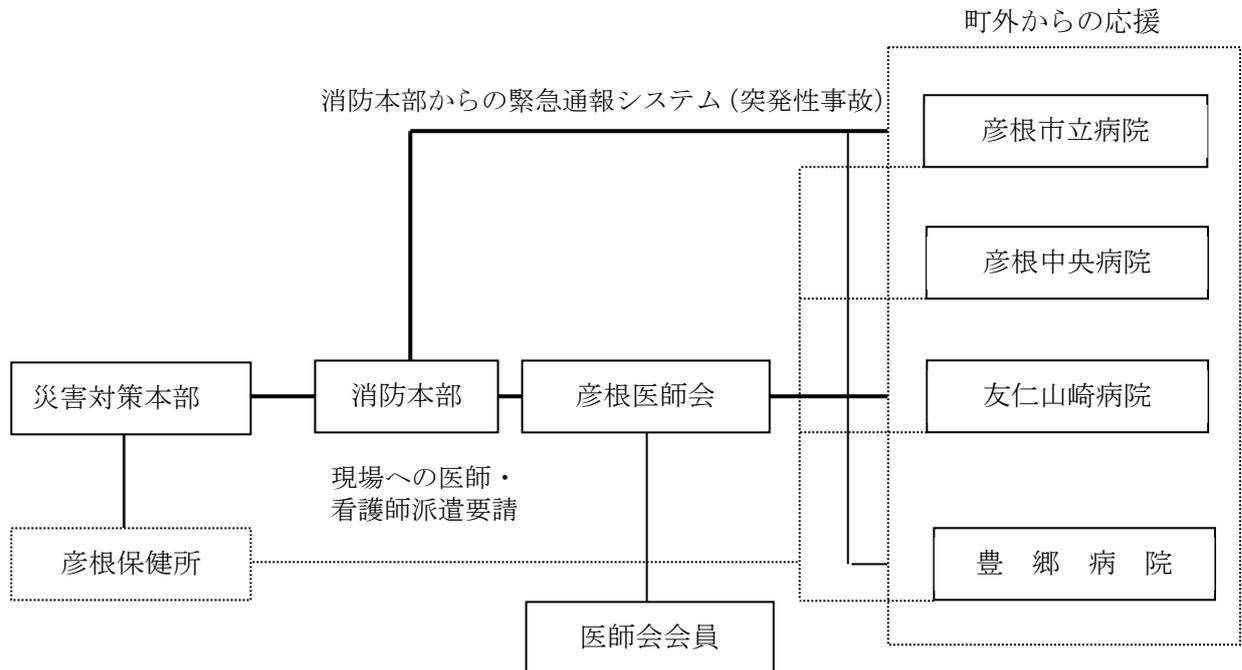
### 2 救護体制の整備

救急救護事象に対処するため、救急救護資機材の備蓄を推進し、医療機関との情報通信機能の確保と有機的な連携協力のもと、一貫性のある応急救護体制の確立を図る。

町は、次の現場活動体制を確立する。

- (1) 災害現場への医師・看護師の派遣に伴う諸手当、医薬品等の入手経路等、その手続および処理の方法の具体化
- (2) 平常時の体制から災害時の体制へ円滑に移行できるよう、現場活動機構・体制の確立

消防本部からの緊急通報システム（突発性事故）



3 自主救護能力の向上

住民の自主救護能力向上のため、応急救護の知識・技術の普及を図る。

4 初動医療体制の整備

災害時における負傷者等に対する医療救護が、その軽・重に応じて迅速かつ適切に実施されるよう必要な体制の整備を図る。

- (1) 救急指定病院と密接な連携をとり、協力体制の確立を図る。
- (2) 彦根医師会と災害時の応急医療に関する協定締結を推進する。
- (3) 休日急病診療所は、診療設備の整備・充実を図る。

5 医薬品の確保

初動医療活動に必要な医薬品について、病院、医師会および薬剤師会等との連携を図りながら、調達および備蓄、配備を行う。

- (1) 主要な避難施設（指定避難所）に災害用救急箱を配備する。
- (2) 医薬品を確保するため、町内薬局等との協力協定締結を推進する。

※災害時における応援協定等一覧：資料編参照

6 要配慮者に対する救護体制の整備

要配慮者の安全確保を図るために必要な事項について検討し、整備するとともに、地域ぐるみの救護体制の充実を図る。

### 第3節 備蓄体制の整備

〈地域整備課、総務課、産業環境課、福祉保健課〉

災害に際し、災害対策基本法および災害救助法、その他により実施する災害応急対策を円滑にその機能を有効適切に発揮できるようにするため、平常時における必要機材の整備を図るとともに災害時における迅速、かつ確実な調達が可能な体制を確保する。

また、町および県は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有する等、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

#### 1 物資、医薬品等の備蓄

- (1) 災害時における想定被災人口から算出される食料備蓄等の決定
- (2) 一般家庭における一定量の備蓄の推奨
- (3) 被服、寝具、その他生活必需品や感染症対策に必要な物資については、多量の備蓄は困難なため被災地調達を原則とするが、町において一定の備蓄物質の確保と管理を行う。
- (4) 災害時に救助物質を迅速かつ確実に調達するため、湖東農業農村振興事務所、彦根保健所、日赤地区分区と協議し、地域における各業者（食料品販売業者等）を選定して災害時の調達に備える。
- (5) 医薬品については、保健医療福祉調整地方本部を通じ、医薬品の迅速かつ円滑な供給を図るように努める。
- (6) 血液の確保については、県本部を通じて、県赤十字血液センターに依頼する。

#### 2 燃料の備蓄

- (1) 町は、県と連携し、災害応急対策に必要な燃料を確保するため、石油関係団体との間で応援協定を締結するとともに、優先供給を行う対象施設や車両等の選定等、供給体制の構築を図る。また定期的な訓練の実施や燃料不足による住民の混乱を未然に防止するための普及啓発を行う等、実効性を高める。
- (2) 町は、県と連携し、災害時の食料・生活必需品の確保やこれらの物資を迅速に被災地へ輸送するため流通事業者や物流事業者、関係団体との間で応援協定を締結する。

#### 第4節 給水体制の整備

〈地域整備課、福祉保健課〉

災害時に、生命維持のうえから最低限必要な飲料水の確保を最優先とし、あわせて必要最小限の生活用水を確保し、応急給水体制の整備を図る。

※上水道施設：資料編参照

##### 1 給水の整備目標

災害時の給水量を次のように定め、その確保と円滑な給水活動体制の確立を図る。

最低限の生活用水とは、手洗い、食器洗浄、洗面程度の用途に必要な水とする。

飲料水の確保	1人1日3リットル
最低限の生活用水の確保	1人1日20リットル

##### 2 給水用資機材の整備

被災者への円滑な給水活動が行えるよう、資機材の整備充実を図る。

##### 3 耐震性の強化

上水道施設に関して、取水施設、浄水施設、配水施設の耐震性を点検し、浄水場等の建屋とともに、施設全体の改良を始めとする震災対策を徹底する。

##### 4 民間との協力体制

町内事業者および輸送業者等の組織に対し、災害時の給水の協力を得るため、協定の締結等を検討し、協力体制の確立を図る。

また、個人または事業所が所有している井戸を災害時に生活用水としても活用できるよう、非常災害用井戸の認定制度を周知し、登録の推進を図る。

##### 5 自助努力の促進

住民および自主防災組織等に対し、貯水および給水に関する指導を行い、自給率を高めるとともに、災害時給水活動の担い手として積極的な協力が得られるようにする。

(1) 住民に対し、次のような対策の指導を行う。

ア 家庭において飲料水用として、1人1日3リットルの水量を基準に、3日分を目標として貯水する。

イ 水道水等、衛生的な水を貯水する。

ウ 貯水には、衛生的で破損・水漏れのしない安全な容器を用いる。

(2) 自主防災組織に対し、次のような対策の指導を行う。

ア 応急給水を円滑に実施するため、給水組織の編成を準備する。

イ 非常時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水の水質検査を実施し、利用方法を検討す

- る。
- ウ ろ水機、ポンプ、水槽、ポリタンク、消毒薬、燃料等、応急給水に必要な資機材等を整備する。

## 第5節 食料・生活物資供給体制の整備

〈総務課、県〉

災害応急対策の生活救援活動が、迅速かつ適切に行えるよう、食料・生活物資供給体制の整備を図るとともに、備蓄庫の整備を検討する。ただし、災害救助法が適用された場合を想定し、県と十分な協議・調整のうえ整備を図る。

※食料備蓄施設：資料編参照

※学校給食用パン工場（製造能力一覧）：資料編参照

### 1 備蓄品の整備目標

被災者へ支給する食料・生活物資等の1人当たりの支給量、品目および整備目標を定め、備蓄品の整備に努める。また、その際は粉ミルク等の乳幼児に適した食料、食物アレルギーに配慮した食料や高齢者・障がい者等に配慮した食料の備蓄に努める。

#### (1) 備蓄目標の考え方

県が新たに実施した地震被害想定の見直し調査等をもとに備蓄目標を設定する。鈴鹿西縁断層帯地震における避難者数を基準とし、その値(A)に係数を乗じて備蓄目標とする。

○鈴鹿西縁断層帯地震における避難者数(A)：約2,800

#### (2) 食料の備蓄目標

食料の備蓄については、県計画を踏まえ、以下の考え方で備蓄目標を設定する。

- ア 地震発生後3日間は、住民の備蓄、町の備蓄および流通備蓄で対応する。
- イ 地震発生後4日目以降は炊き出しで対応する。
- ウ 町の備蓄は地震発生後3日間のうち1日分(3食)、流通備蓄は1日分とする。
- エ 町は、合計8,400食分の食料備蓄(町の備蓄)を実施する。

#### (3) 生活必需品の備蓄目標

生活必需品の備蓄は、県計画を踏まえ、以下の考え方で備蓄目標を設定する。

- ア 地震発生後3日間のうち、おおむね1日に相当する量の生活必需品について、町の備蓄および流通備蓄で対応する。
- イ 地震発生後4日目以降は応援物資で対応する。
- ウ 町は、合計2,800人分の生活必需品(毛布等)備蓄を実施する。

### 2 備蓄庫等の整備

町は、防災関係施設や防災地区の主要な避難施設(指定避難所)に、食料・生活物資の備蓄品の確保に努める。(第3部第8章第3節「生活必需品」の給貸与または対象品目を参照)特に、災害時に孤立する可能性のある山間部においては、備蓄を確保する。

### 3 民間との協定促進

災害時に必要なものをすべて町で備蓄・確保することは困難であり、最小限必要なものは備蓄を行い、それ以外は民間からの調達を図る必要がある。

現在、県と一部の流通事業者との間で災害時における応急生活物資の供給に関する協定が締結されており、生活物資の確保・供給に関して、湖東地域の5市町と6商工会の間に締結された協定をもとに調達する。

※災害時における応援協定等一覧：資料編参照

### 4 要配慮者に必要な物資の確保

要配慮者に特有の生活必需品や補装具等は多種多様であり、町で備蓄することが困難なうえ、供給ルートも限定されているものも多いため、関係業界や団体等と連携し、流通ルートの確保に努める。

### 5 自助努力の促進

#### (1) 目標

災害に備えて、次の事項を住民の自助努力の目標とする。

- ア 家庭で1週間程度の最低生活ができる食料・物資の備蓄
- イ 家庭で3日分程度の非常持ち出し用の食料・物資の準備
- ウ 助け合い運動の推進
- エ 共同備蓄の推進

#### (2) 実施の指導

町は、住民に対し、上記事項の実施について広報等を通じ指導する。

なお、具体的内容は次のとおりとする。

#### ア 緊急食料・物資の備蓄

米、缶パン、麺類、粉ミルク、離乳食、乳児用飲料、漬物、つくだ煮、缶詰、調味料等長期保存の可能な食料と緊急物資を、1週間分程度備蓄する。

#### イ 非常持ち出し用の食料・物資の準備

3日分程度の食料・物資を準備する。非常持ち出し物資の内容は、その重量、避難の距離によるが、日用品等についてはおおむね次の基準により準備する。

##### ① 準備すべきもの

救急薬品（消毒薬、胃腸薬、かぜ薬、包帯、三角布、油紙、ガーゼ、絆創膏、脱脂綿、ハサミ、ピンセット等）、懐中電灯、携帯ラジオ、衣類、タオル、マッチ、ちり紙、石けん、ビニール、食器、鍋、箸、スプーン等

##### ② 必要により準備すべきもの

燃料（固形燃料等）、工具、毛布等

##### ③ 自主判断によるもの

貴重品、その他

ウ 自治会による防災活動等の推進

自主防災活動の一環として、自治会が自主的に行おうとする防災活動について地域の実情に応じて指導・支援する。

エ 共同備蓄の推進

自主防災活動の一環として、共同備蓄を推進する。こうした共同備蓄の推進は、災害後の生活を確保できるばかりでなく、自主防災組織の育成、自主防災意識の向上につながる。

備蓄物資としては、住民個々の物資のほか、自主防災活動に必要な担架、医薬品、拡声器、トランシーバー、ごぎ、発煙筒等を自主防災組織ごとに計画する。

## 第6節 ごみ・し尿処理体制の整備

〈産業環境課、湖東広域衛生管理組合、彦根愛知犬上広域行政組合〉

町は、関係機関の協力のもと、災害によって発生するごみおよびし尿の迅速かつ適切な収集・処理のため、事前にごみ・し尿の応急処理体制の整備に努め、環境の衛生浄化を図る。

※ごみ処理施設：資料編参照

※し尿処理施設：資料編参照

### 1 ごみ処理体制の整備

災害後に住民から多数寄せられるごみ処理要請に的確かつ効率良く対処するため、あらかじめ廃棄物運搬車両の事前避難を行う等、必要な体制の検討を図る。

#### (1) 資機材の整備

重量のある廃棄物が発生するため、積込みの際の重機や軽トラック等の必要な資機材について、関係団体等の協力を得て確保を図る。

#### (2) 搬送体制の確立

放置車両や廃棄物等により、通常の収集ルートが遮断されることも考えられるため、消防署や警察署の協力を得て運行可能なルートを確認する。

#### (3) 処理方法の検討

一時的な廃棄物の保管場所（仮置場）が必要となるため、事前にその候補地を搬入ルートとあわせて検討しておき、関係者にも周知を図る。

### 2 し尿処理体制の整備

災害により下水道施設の機能が停止した場合や、避難場所での大量の避難収容者に対処するため、あらかじめ必要な体制の検討を図る。

#### (1) 災害時用仮設便所の整備

災害時には野外仮設便所を設置するが、必要に応じて、民間から簡易トイレの借上げ（レンタル）も検討する。

#### (2) 資機材の整備

重量のある廃棄物が発生するため、積込みの際の重機や軽トラック等の必要な資機材について、関係団体等の協力を得て確保を図る。

#### (3) 搬送体制の確立

放置車両や廃棄物等により、通常の収集ルートが遮断されることも考えられるため、消防署や警察署の協力を得て運行可能なルートを確認する。

#### (4) 処理方法の検討

一時的な廃棄物の保管場所（仮置場）が必要となるため、事前にその候補地を搬入ルートとあわせて検討しておき、関係者にも周知を図る。

## 第7節 災害用ヘリポートの整備

〈消防本部、総務課〉

災害時には、道路被害や道路上の障害物等の散乱等により、被災地域への救急、救護活動、火災防御活動、緊急物資の輸送等の様々な応急対策活動やライフライン等の復旧活動に支障をきたすおそれがある。特に、本町では山間部集落が土砂災害等により孤立することも予想される。

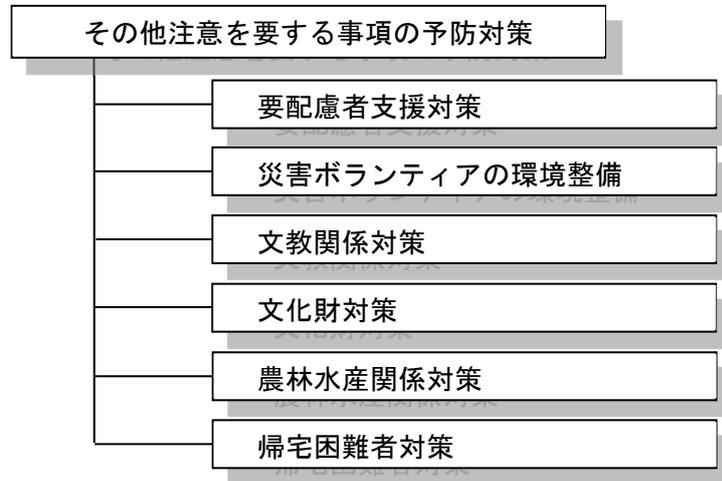
こうした状況では、ヘリコプターによる応急・復旧対策活動が重要であるため、災害用ヘリポートの整備を推進する。

※緊急時ヘリポート：資料編参照

### 1 災害用ヘリポートの指定・整備

すべての災害応急対策活動に使用するための災害用ヘリポートとして、指定基準を検討し、現況の消防活動用ヘリポートを含め、ヘリコプターの離着陸が可能な場所を選定、追加指定等の整備を推進する。

## 第13章 その他注意を要する事項の予防対策



### 第1節 要配慮者支援対策

〈福祉保健課、総務課、消防本部、消防署、彦根保健所〉

要配慮者（高齢者・障がい者・医療等を必要とする在宅療養者・外国人、乳幼児、妊産婦等）は、災害の認識や避難指示等の受理、自力避難等が困難であることから、災害時における保護安全のため、町・防災関係機関は、施設および地域社会の協力のもとに、対象者の把握、設備等の点検改良、施設ごとの防災計画策定と訓練実施、指導・啓発等、種々の施策に努める。

特に、地震発生は突発的に起きることが多く、精神的に動揺することが考えられるので、要配慮者に対する配慮は極めて重要である。

#### 1 社会福祉施設および医療施設等の対策

##### (1) 防災設備等の整備

社会福祉施設および医療施設等の管理者は、災害に対する施設の安全性を高めるとともに、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者および入院患者の実態に応じた最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄を行う。

また、これらの備蓄にあわせて施設機能の応急復旧等に必要となる発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

##### (2) 組織体制の整備

社会福祉施設および医療施設等の管理者は、災害が発生した場合に迅速・的確に対応できるよう、あらかじめ施設内の防災組織を整えておく。

また、地域住民との連携を密にし、入所者および入院患者の実態等に応じた協力が得られる体制づくりに努める。

##### (3) 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設および医療施設等の管理者は、風水被害の発生に備え、情報伝達手段、方法を明確にするとともに、町等の関係機関との緊急連絡体制を整える。

(4) 入所者および入院患者情報の整備

社会福祉施設および医療施設等の管理者は、災害の発生による避難に備え、入所者および入院患者の名簿、避難（移動）手段、自宅への連絡手段、生活支援に関する個人情報を整えておく。

(5) 防災教育、防災訓練の実施

社会福祉施設および医療施設等の管理者は、職員や入所者が風水被害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるため、定期的に防災教育・訓練を実施する。

(6) 施設間における災害援助協定の締結

町および県は、施設の浸水等による入所者の他施設への移送、専門職員の派遣等について、あらかじめ必要な事項を定めておく。また、社会福祉施設が行う災害援助協定等の締結が進むよう支援を行う。

社会福祉施設の管理者は、災害発生に伴い施設等の運営に支障をきたし、施設独自では十分なサービスの提供が確保できない場合に備え、サービス事業者間における災害援助協定等の締結に努める。

(7) 洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設等への情報提供

町は、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設等の施設管理者に対し、安全に避難対策等を実施できるよう、災害、被害、応急対策等に関する情報を迅速に提供できる体制の整備を図る。

(8) 防災対策計画の実効性の確保

町は、洪水や土砂災害等の災害により、社会福祉施設等が被災するおそれのある災害について、その対策の記載、訓練、避難先の確保等が記載された防災対策計画について策定できるように、また実効性のある訓練が実施されるように、助言および確認に努める。

## 2 要配慮者（避難行動要支援者）の避難体制の構築

(1) 避難行動要支援者対策

町は、避難行動要支援者名簿および個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

(2) 避難行動要支援者名簿の整備

ア 平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用には支障が

生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

- イ 消防機関、県警察（彦根警察署）、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得たうえで、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。
- ウ 発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。
- エ 安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先および移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

### （3）個別避難計画の作成

- ア 福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、防災マップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

- イ 消防機関、県警察（彦根警察署）、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人および避難支援等実施者の同意、または、条例等の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。

また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

- ウ 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備等、必要な配慮を行う。
- エ 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。
- オ 取組に当たっては、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」および県の「防災と保健・福祉の連携促進モデル『滋賀モデル』」を参考とする。

カ 被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿および個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

(4) 在宅の避難行動要支援者のための避難支援マニュアルの作成等

町は、高齢者・障がい者等の避難行動要支援者やその介護者が普段から災害に関する基礎的な知識や災害発生時にとるべき行動について理解や関心を高めるため、避難支援マニュアルを作成するとともに、地域における避難行動要支援者に係る情報の把握・共有および安否確認方法・支援対策について町地域福祉計画に盛り込む。

(5) 安否確認体制の整備

町は、災害時における避難行動要支援者の安否確認体制を確保するため、平常時から次の事項の整備に努める。

ア 緊急時の対応を可能とする避難行動要支援者名簿の整備と適切な管理

イ 庁内職員、社会福祉協議会職員、ホームヘルパー、地域自立支援協議会等の福祉関係職員、民生委員・児童委員等の福祉関係者、自主防災組織や近隣住民等との連携による避難行動要支援者情報の収集と避難支援体制の確保

ウ 自主防災組織、自治会、消防団、ボランティア組織等との連携体制の確保

エ 県警察（彦根警察署）、消防署等との連携

(6) 自主防災組織の強化

ア 自主防災組織は、民生委員・児童委員等との連携により災害発生時に援助を必要とする避難行動要支援者の実態把握に努める。

イ 災害発生後、直ちに在宅の避難行動要支援者の安全確保や避難行動を手助けできるのは、家族や近隣住民であり、自主防災組織が、迅速に安否確認や避難誘導、救助活動が行えるよう普段から地域防災訓練を実施する等自らの活動力の強化を図る。

(7) 防災訓練の充実

町は、個別避難計画が実効性のあるものとなるよう、避難行動要支援者に加え、福祉専門職、地域住民等の避難支援等に携わる関係者が参加する訓練の実施に努める。

また、多言語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国人の参加推進等を通じて、外国人に対する防災知識の普及に努める。

(8) 社会福祉施設への緊急入所

町は、自然災害により在宅生活が困難となる寝たきり等の高齢者や障がい者を支援するため、社会福祉施設の台帳整備をするほか、緊急入所の手続等、必要な事項をあらかじめ関係施設と協議し定めておくこととする。

(9) 多賀町緊急通報システムの拡充

独居高齢者を対象として、福祉保健課と消防本部の連携により推進している多賀町緊急通報システムを高度化、拡充させ、迅速な通信体制の確立を図る。

また、緊急時には避難行動要支援者に対する近隣住民の協力が不可欠であることから、地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制に関する啓発の充実を

図る。

### 3 避難所における要配慮者への配慮

避難所となる公共施設を「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づくユニバーサルデザインの視点から、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」「避難所運営ガイドライン」「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」や県作成の「誰もが安心して利用できるための避難所チェック13項目」等を参考に、バリアフリートイレ、スロープ、手すり、FAX等の整備を進めるとともに、外国籍、高齢者、知的・聴覚障がい、子どもに配慮し、やさしい日本語や多言語、イラスト（ユニバーサルデザイン）による案内表示、情報提供に努める。

また、情報が共有できるように避難場所にメモもしくはホワイトボードの設定の配慮に努める。

さらに、一般の避難所生活が困難である高齢者（認知症含む）、障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。

特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

### 4 災害派遣福祉チーム（DWA T）や災害支援ナースとの連携

県は、大規模災害発生直後から生じる福祉的課題にいち早く介入することにより、状態の重度化・災害関連死等二次的な被害の発生を防ぎ、避難生活終了後、被災者が安定的な日常生活に円滑に移行できるよう必要な支援を行うため、福祉専門職等で編成される災害派遣福祉チーム（DWA T : Disaster Welfare Assistance Team）（以下「DWA T」という。）や災害支援ナースを派遣できるよう、平常時から準備を進める。

町は、DWA Tや災害支援ナースによる円滑な支援が行えるよう、県に協力する。

### 5 男女共同参画をはじめとする多様な視点を取り入れた防災対策

町は、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人等の視点から配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

また、男女共同参画の視点からの取組が進められるよう、防災会議における女性委員の積極的な登用や、平常時および災害時における男女共同参画担当部局および男女共同参画センターの役割について明確にする等、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携した体制整備に努める。

## 第2節 災害ボランティアの環境整備

〈福祉保健課〉

災害ボランティアは、災害時における被災者へのきめ細かな支援をはじめ、災害応急対策の一翼を担っている。こうした災害時におけるボランティア活動の環境整備を以下により推進する。

### 1 災害ボランティアの窓口の設置

災害発生時におけるボランティア活動を支援するため、災害ボランティアセンターを町社会福祉協議会と連携して設置する。

なお、専門的な活動分野については、関係部局が担当窓口となって調整を図る。また、災害発生時を想定して、活動分野の異なるボランティア間の連携について協議するため連絡会を設置する等、ボランティアの円滑な運営・協力体制の構築に努める。

### 2 災害ボランティアとの連携体制の整備

町社会福祉協議会、日本赤十字社やボランティア団体との連携を図り、平常時におけるボランティア意識の醸成、啓発、研修等の実施や登録制度の整備に努めるとともに、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ならびに災害ボランティアと町・住民が連携・協働して災害対策に当たる体制等の整備を推進する。

### 3 災害ボランティアコーディネーター等の育成

県、町社会福祉協議会等と連携して、災害時を想定した災害ボランティアコーディネーターの育成を推進する。このため、ボランティアコーディネーター等を対象とした災害時の対応ノウハウに関する実地研修等を日本赤十字社県支部の協力を得て実施する。

### 4 災害ボランティア活動環境の整備

災害時のボランティアの活動拠点として、ボランティアセンターを多賀町総合福祉保健センター「ふれあいの郷」に設置し、ボランティアの活動環境を整備する。また、具体的な運営等については、町社会福祉協議会が対応する。

安全な災害ボランティア活動環境を整備するため、県と協力してボランティア保険制度の活用促進を図る。

## 5 人材育成

### (1) ボランティア意識の醸成

社会福祉や環境、国際交流等、平常時の各種ボランティア活動で培われる信頼関係や自発的な行動力を、そのまま災害時における被災地での各種支援活動に生かしていけることが望ましい姿であり、このような意識の醸成や土壌づくりを推進する必要がある。

る。

このため、町は、県と連携し、滋賀県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、淡海ネットワークセンター、滋賀県国際協会等のボランティア・NPO関係機関・団体と連携し、平常時のボランティア活動団体の交流や研修等の機会に、災害時の支援活動の必要性やそのための活動環境づくりを進めるための意識啓発を推進する。あわせて、ボランティア活動保険の加入促進を行う。

また、毎年1月17日の「防災とボランティアの日」やその前後の「防災ボランティア週間」等の機会を捉えて、広く住民への防災意識の高揚を図る。

#### (2) ボランティア活動を行う人材の育成

町は、県と連携し、災害時においてボランティア活動が迅速かつ効果的に行われるよう、一般・専門ボランティア、コーディネーター、企業等の人材の育成に努める。

ア 特別な資格を必要としない一般ボランティアの育成、研修への支援を行う。

イ 専門知識や経験、特定の資格を有する専門ボランティアの登録を促進する。

ウ 災害時に効果的なボランティア活動が展開されるよう、刻々と変化する被災地の状況を的確に把握し、各地から集まるボランティアを適材適所に配置する等、必要な調整や活動システムを組み立てるための災害ボランティアコーディネーターを育成し、研修の実施を支援する。

エ 企業においてボランティア活動が地域貢献の一つとして捉えられるようその育成に努める。

### 6 専門ボランティアの環境整備

県、町社会福祉協議会等と連携して、災害時に専門ボランティアの円滑な受入れを確保するため、以下の取組を推進し専門ボランティアの環境整備を図る。

#### (1) 専門ボランティアの登録促進

#### (2) 専門ボランティア受入れ要領の整備

### 第3節 文教関係対策

〈教育委員会、福祉保健課〉

学校、その他文教関係施設、児童福祉施設における園児・児童・生徒の保護安全のため、施設の保安管理や防災教育および避難訓練の実施等に努める。

※学校施設：資料編参照

※児童福祉施設：資料編参照

#### 1 文教施設の保全管理

文教施設の管理者は、常にその施設の保全管理に努める。

##### (1) 職員等の分担・配置

施設の補強・補修等が迅速かつ的確に実施できるように、職員の任務分担または作業員の配置を定める。

##### (2) 施設の点検整備

平素から施設の点検・調査を実施し、危険箇所または不備施設の早期発見に努め、補修・補強あるいは整備に当たる。

#### 2 園児・児童・生徒の安全確保

各学校長・園長は、常に災害時の園児・児童・生徒の安全確保に努める。

(1) 学校等の立地条件等を考慮し、災害時における応急の教育計画を樹立するとともに、園児・児童・生徒の避難訓練および災害時における登下校対策等の措置を講じておく。

(2) 気象状況等に注意し、次の事項に留意して災害時における応急体制に備える。

ア 学校等の行事、会議、出張等の中止・延期

イ 園児・児童・生徒の避難訓練、災害時の事前指導および事後処置、保護者への連絡方法

ウ 県および町教育委員会、福祉保健課、県警察（彦根警察署）、消防署および保護者への連絡網の確認

エ 時間外における所属職員の非常招集方法

#### 3 防災教育

教育委員会、福祉保健課は、関係職員の協力を得て、事前に園児・児童・生徒に対し、地震や風水害、土砂災害等の災害の未然防止と特に地震災害時の応急対策等に関する防災知識の普及徹底を図る。

##### (1) 災害発生時における対処

地震は突発的に発生することが多く、そのときの園児・児童・生徒の所在環境条件に応じて、まずとるべき対処方法について、あらかじめ教育・指導を行う。

##### (2) 避難訓練の実施

身体・生命の安全確保の観点から、災害時の対処や避難に関する訓練を定期的を実施する。なお、この訓練は、火災訓練、水防訓練や地域の総合訓練等と関連させて実施することを検討する。

## 第4節 文化財対策

(教育委員会、消防本部、消防署、消防団、彦根警察署)

文化財は貴重な国民的財産であり、この文化財の保護・保全には十分な配慮が必要である。その防災業務の実施に当たっては、災害予防対策に重点を置き、防火施設の整備、現地視察と指導の実施および所有者、管理者等への保護思想の啓発等の施策を行う。

※文化財の一覧：資料編参照

### 1 施設等の整備

教育委員会、消防機関、文化財の所有者および管理者は、次のような防災対策上の施設整備等を行う。

なお、整備に多額の費用が必要な場合は、国・県費補助の処置を図る。

#### (1) 火災対策

- ア 警報設備（自動火災報知設備、漏電火災警報器）
- イ 消火設備（屋内・外消火栓設備、連結送水管設備、放水銃、スプリンクラー設備、ドレンチャー設備）
- ウ 防火設備（防火壁、保存収蔵庫、防火水槽）
- エ 周辺環境（防火帯、消防道路）
- オ 火気の使用制限（禁煙区域の設定）

#### (2) 落雷対策

避雷針の設置

#### (3) その他の対策

- ア 環境整備（危険水除去、排水設備、擁壁、換気、除湿）
- イ 薬剤処理（防虫予防）
- ウ 施設への委託保管
- エ 防災施設・機器の点検整備

### 2 視察等による指導

教育委員会は、消防機関の協力を得て、定期的あるいは随時に現地の巡回視察等を行い、防災上必要な勧告、助言、指導を実施する。

### 3 地震に対する措置

地震動による建築物や構造物の倒壊・破損、各種文化財の転倒・落下の可能性がある場合には、あらかじめ保護・補強・防護措置を行う。

### 4 訓練および保護思想の啓発

- (1) 消防本部、消防団は、文化財について防火訓練または図上訓練を随時実施する。

- (2) 文化財保護強調週間、文化財保護強調月間、文化財防火デー等の行事を通じて、文化財所有者、住民（特に文化財付近の一般家庭）、見学者等に対して、文化財保護思想の啓発を行う。
- (3) 防火管理者等に対し、防火研修会・講演会等を通じて、防火管理体制の確立およびその適切な運用を指導する。
- (4) 自衛消防隊を育成し、自主警備体制の強化を図るとともに、住民等による自衛組織の結成を指導する。

## 5 防災関係機関との協力

平常時から消防、県警察（彦根警察署）、教育委員会、その他防災関係機関等は、密接な連絡を保ち、防災措置について相互に協力する。

## 第5節 農林水産関係対策

〈産業環境課〉

災害による農作物、施設等の被害を軽減するため、平常時から農林業に関する防災面での技術の向上ならびに気象情報等の迅速な広報に努めるとともに、防災的見地から営農指導の計画を立て、災害予防対策を推進する。

### 1 農業対策

各種災害に対する作物別の予防対策について県計画を参考にして、町・県・農業協同組合・土地改良区等と連携を図り、計画を策定する。

- (1) 地震災害予防
- (2) 風水害予防
- (3) 寒害および雪害予防
- (4) 晩霜と低温障害予防
- (5) 干害予防

### 2 林業対策（特に水害に対する注意）

#### (1) 治山

治山現場を点検して次の措置を講じる。

ア 築造中の構造物は、埋め戻し・間詰め等の補強対策を完全にして倒壊・亀裂等を防止する。

イ 掘削周辺・切取上部等に所在する立木・転石等の処理をするとともに、切り取り・盛土の法面を整理して崩壊を防止する。

ウ 機材・原材料は、流出、埋没、破損、変質等のおそれがない場所に保管する。

#### (2) 林道

ア 側溝および排水施設を整備し、排水をよくしておく。

イ 溪流や河川に散乱している根株・流木等を除去しておく。

ウ 洪水時の被災のおそれがある河川沿いの土場・貯木場の木材は搬出するか、または安全な場所に移しておく。

エ 工事中の林道は、治山と同様の措置を講じる。

## 第6節 帰宅困難者対策

(総務課)

本町の昼間人口は都市部と比較して多くないが、災害発生時に本町に滞在していた通勤・通学者、多賀大社の参拝客等が、交通機能の停止により、速やかに自宅に帰れないことが予想される。また、住民が町外で被災した場合も、同様の事態が発生する。

これら帰宅困難者対策として、情報提供、保護支援等を進めていくこととし、あわせて平素からこのような事態を想定した訓練等の啓発活動を進めていくこととする。

### 1 事前準備の啓発

#### (1) 住民等への啓発

平素からの心構えとして、徒歩帰宅に必要な装備、帰宅経路の確認等の啓発を進める。また、家族の集合場所や連絡方法についても事前に取り決めておくこととする。

#### (2) 事業所等への啓発

遠距離通勤者が多い事業所等では、従業員の保護、情報の確保、食料の備蓄等を内容とする帰宅困難者対策を事業所防災計画に位置づけ、対策を推進する。

また、多賀大社においても、参拝者の避難誘導について検討を進める。

### 2 災害時帰宅支援ステーションの活用

県が締結している災害時応援協定で「災害時帰宅支援ステーション」に位置づけられている店舗の場所および機能について、防災訓練、広報等の機会を利用して、住民、事業者従業員等への周知を図る。

<災害時帰宅支援ステーションの機能>

ア 店舗でのトイレ、水道水の提供

イ 店舗での地図等での道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報の提供

### 3 救護対策の検討

帰宅途中で公共施設へ助けを求めてきた人を、一時的に避難所に収容する等、臨機応変な対応策を検討する。また、ガソリンスタンド等の幹線沿いの民間施設にも協力を要請する等、官民一体となった共助の精神に基づく支援を進める。

### 4 情報の収集・伝達体制の整備

隣接市町を含めた広範囲の道路、交通情報等の収集を進め、求めに応じて帰宅困難者へ提供する等、帰宅支援ステーションと連携して必要な情報を提供できる体制を整備する。

## 第14章 防災施策の推進



### 第1節 防災知識の普及

〈各担当課、各防災関係機関〉

町および防災関係機関は、関係職員に対して専門的教育を実施し、防災知識の普及・向上に努めるとともに、相互協力のもと住民に対して防災知識の普及、防災意識の啓発に努める。

#### 1 防災知識の普及

##### (1) 住民に対する防災知識の普及啓発

総務課（防災会議事務局）は、災害対策基本法第42条第4項の規定に基づき、地域防災計画の要旨を広報により町内各世帯に広報する。

##### ア 実施方法

防災知識の普及啓発は、広報、防災マップ等の手段により実施する。

また、SNSやワークショップ等により情報交換の機会を設けること等による交流機会の創出に努める。

##### イ 普及啓発の内容

- ① 災害の知識
- ② 災害への備え
- ③ 災害時の行動
- ④ 火災に対する出火予防方法（一般家庭および危険物取扱事業所）
- ⑤ 正しい情報の受理と伝達
- ⑥ 災害危険箇所

##### ウ 実施期間

防災知識の普及は、災害が発生しやすい時期、または全国的に実施される災害予防運動期間等を考慮して実施する。

※災害予防運動の時期：資料編参照

##### (2) 災害ボランティア訓練の活用

日本赤十字社滋賀県支部が実施する災害ボランティアセンター設置運営訓練等を活用し、町で実施する防災訓練等とあわせて防災知識の普及に努める。

##### (3) 自主防災組織リーダーに対する防災知識の普及

ア 自主防災組織のリーダーマニュアルを作成し、活動内容等の知識の普及を図るとともに、組織自体の強化をあわせて推進する。

イ 防災関連機関の協力を得て、自主防災組織リーダー研修会、講演会および施設見学等により、防災に対する知識の普及を図るとともに、自主防災組織リーダーの交流を図る。

#### (4) 園児・児童・生徒に対する防災知識の普及

学校には、校務分掌として学校防災教育コーディネーターを位置づけ、「学校防災委員会」を開催し、学校防災アドバイザー（消防署等）からの専門的な助言を受ける。また、学校では、火事や地震等の想定を考えた避難訓練を実施するとともに、園児・児童・生徒の発達段階や学校等の実態に即して、防災教育を計画的に進める。なお、防災教育の実施に当たっては、県が作成した「学校防災の手引き」や「地域で育む防災・防犯しがっこガイド」等の活用を図る。

加えて、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

#### (5) 事業所に対する防災知識の普及

ア 防火管理者、危険物取扱者および自衛消防隊員に対する講習を実施する。

イ 従業員に対する講習会等を実施し、防災知識の普及に努める。

ウ 事業所は、災害時の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備を実施する等の防災活動の推進に努める。

#### (6) 普及啓発の方法

ア 防災マップ等による普及啓発

町域の危険箇所や避難の方法等を解説した防災マップを作成し、各世帯に配布するとともに、町広報紙およびテレビ等のマスメディアを利用した普及啓発を図る。

イ 活動を通じた啓発

防災週間（9月1日を含む1週間）、防災とボランティア週間（1月15日～21日）をはじめ、防災に関する諸行事にあわせた講演会の開催、防災訓練の実施、地域社会活動の促進・活用による普及啓発を実施する。

#### (7) 防災マップの配布

町は、水防法第15条の規定に基づき、洪水予報等の伝達方法や避難場所等を定めた洪水ハザードマップや、土砂災害防止法第8条の規定に基づき、土砂災害警戒情報等の伝達方法や避難場所等を定めた土砂災害ハザードマップを各戸に配布する。

防災マップ等の配布または回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安

全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、マイ・タイムライン等を作成して一人一人が避難計画を立てておき、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等逃げ遅れゼロにつながる防災啓発に努める。

## 2 職員に対する防災教育

災害対策の成否は、防災関係機関職員の防災知識・心構えが重要な要素を成しているの  
で、あらゆる機会を活用して、職員に対する防災教育の周知徹底を図る。

### (1) 研修の実施

町職員をはじめ防災関係機関職員に対する防災意識および防災知識の向上を図るため、定期的に防災知識の普及、役割の分担、責任の明確化等について習熟を図る。

### (2) 研修のあらまし

職員は、日常の業務を通じて積極的に防災対策を推進し、災害発生時には率先して活動を行う責務を有している。これらの活動の万全を期すため、研修会、講習会、講演会、実技修得演習を実施する。

ア 新規採用職員防災研修

イ 職場研修

ウ その他の研修・講習会

### (3) 職員初動マニュアルの作成

災害時の対応について解説した「職員初動マニュアル」を作成し、職員に配布する。

## 3 要配慮者等への配慮

防災知識の普及の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するよう努める。さらに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人等の視点から配慮するよう努める。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

## 4 言い伝えや教訓の継承

町は、大規模災害に関する調査分析結果、映像、石碑やモニュメントを含めた各種資料の収集、保存、公開等により、住民が災害の教訓を伝承する取組を支援する。また、過去に発生した災害に関する言い伝えや、過去の災害の教訓等を、大人から子どもへ語り継ぐ機会を設けたり、郷土史に編纂したりする等、これらが風化することなく後世に継承されるように努める。

## 第2節 防災訓練の実施

〈総務課、消防本部、消防署、各担当課〉

町および防災関係機関は、職員の実践的な防災実務の習熟、各機関の連携体制の強化および住民の防災意識の向上を図るため、相互協力に基づき各種災害を想定した訓練を実施する。

### 1 総合防災訓練

町は、原則として毎年1回、住民と一体となった総合防災訓練を実施する。

防災会議の機能を活用し、災害発生における業務に関する総合的な訓練を行うことで防災計画を周知徹底し、その適宜検討の効果を期待し、また防災体制の基礎の確立を図る。

#### (1) 参加機関

町、消防本部（犬上分署）、消防団、町行政機関、警察署、診療所、防災関係機関、民間協力団体等

#### (2) 訓練内容

非常招集訓練、本部運営訓練、情報伝達訓練、災害対策本部設置訓練、通信訓練、広報訓練、初期消火訓練、水防訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、救出救護訓練、道路警戒訓練、救助物資輸送配布訓練、応急給水訓練、炊出訓練、夜間訓練、火災防御訓練、防災資機材取扱訓練、電力設備応急復旧訓練、電話回線設備応急復旧訓練、ガス設備応急復旧訓練、災害ボランティアセンター設置運営訓練等

### 2 職員非常招集訓練

職員の非常招集訓練を実施する。

訓練は、勤務時間内外の様々な条件を設定して行う。

### 3 地震時初動体制訓練

地震発生は突発性という性格を有し、また地震火災は同時多発する可能性があるため、そのための緊急活動開始訓練を行う。

### 4 情報収集伝達訓練

町および関係機関は、災害発生時の応急体制の確立を迅速に行うため、災害情報の収集、情報伝達等についての訓練を実施する。

### 5 避難救助訓練

町および防災関係機関は、避難、その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防御活動とあわせて、または単独で避難救助訓練を実施する。

## 6 消防訓練

総務課、消防本部（犬上分署）、消防団は、消防活動の円滑な遂行を図るため、通信連絡、非常招集、消火、救助、救急等の消防に関する単独訓練あるいは必要に応じて大火災や林野火災を想定し、「消防相互応援協定」に基づく隣接市町等との合同訓練を実施する。

## 7 地域防災訓練

自主防災組織、自治会、事業所等は、それぞれを単位とする訓練を消防本部、消防団、町、県警察（彦根警察署）等の協力のもとに実施する。訓練内容は、前記1 総合防災訓練中の（2）に準ずる。

また、防災マップづくりワークショップ活動等、より実践的な図上訓練に参加できる機会の拡充を図る。

## 8 小中学校等の防災訓練

小学校および中学校の各教育施設において、年1回以上訓練を行う。また、防災ボランティアの体験学習についても検討する。

- (1) 災害に際して、落ち着いて速やかに行動できるように訓練の必要性を理解させ、身の安全を守るための動作、方法、判断基準を修得させる。
- (2) 訓練を通じて、防災意識の向上を図る。
- (3) 集団で行動することを通じて、緊急時における規律と協力の精神を養う。

## 9 社会福祉施設等の防災訓練

収容者の人命保護のため、避難救助訓練を実施する。その際、消防機関は、これらの訓練に協力・指導する。

### (1) 訓練内容

出火防止訓練、初期消火訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、情報伝達訓練、防災資機材取扱訓練等

## 10 防災機関の訓練

防災関係機関は、それぞれの計画に基づいて応急対策を実施するために必要な訓練を実地あるいは図上により、単独もしくは他の機関と合同して実施する。

## 11 複合災害を想定した訓練

県や国、関係市町、防災関係機関等と連携して、防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、あわせて住民等の防災意識の高揚を図るため、複合災害を想定した訓練の実施に努める。なお、訓練を実施するに当たっては、様々な複合災害を想定した訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の訓練の実施に努める。

## 12 感染症禍を想定した避難所開設・運営訓練

町は、関係機関と連携し、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

### 第3節 防災調査の推進

（総務課、各担当課、各防災関係機関）

災害の予防対策をはじめ応急・復旧対策等の防災対策をより実践・効果的なものとするために、町域に関する災害危険性等を調査把握するとともに、広く災害および防災に関する情報を収集する等、防災調査・研究の推進を図る。

#### 1 地籍調査事業の推進

災害発生時の円滑な復旧の基本情報となる土地情報（所有者、地番、境界面積等）について、復元可能な数値データで整備・保存する地籍調査事業の推進を図る。

#### 2 町域の災害危険箇所調査

町は、防災関係機関、地域住民、その他の協力を得て、災害危険箇所の調査を行い、それぞれ予測される諸問題の対策を検討し、災害時に対処できるようにする。

##### （1）事前調査

総務課は、町関係課等に危険箇所調書の提出を求め、危険箇所の把握に努める。

※災害危険箇所調書、災害危険箇所調書記入要領：様式編参照

##### （2）防災パトロール

関係課は、事前調査により集約検討した危険箇所の合同防災パトロールを行い、その実態を把握する。

##### （3）対策会議

町は、実態を把握した後、危険箇所の予防・応急・恒久対策および各関係機関との連携等を協議し、災害時に対処できるよう計画を策定するとともに、地域住民、関係機関に周知する。

#### 3 その他の防災調査・研究

##### （1）防災関係機関との情報交換

町は、防災に関する情報収集を図るため、県をはじめとする防災関係機関との情報交換に努める。

##### （2）防災に関する刊行物の収集・整理

防災に関する学術および一般刊行物の収集・整理に努める。

##### （3）防災関係資料の収集・保存

本町における災害状況等の防災関係資料について、整理・保存に努める。

##### （4）調査研究等

ア 本町の防災アセスメント調査等の専門的な調査研究を実施するよう努める。

イ 地域の変貌を考慮し、防災カルテや防災マップ等の防災基礎資料の充実を図り、5～10年間ごとに見直しを行う。

ウ 震災に係る基礎的なものとして、地形、地質（構造）、地盤、想定地震の規模と被害想定について、より詳細な調査研究を継続して実施する。

エ 技術進歩のめざましい情報通信分野の新技术を、防災行政に積極的に活用する。

オ 防災意識調査

住民等の災害対策に関する防災意識を把握するため、アンケート調査等の防災意識調査を必要に応じ実施する。

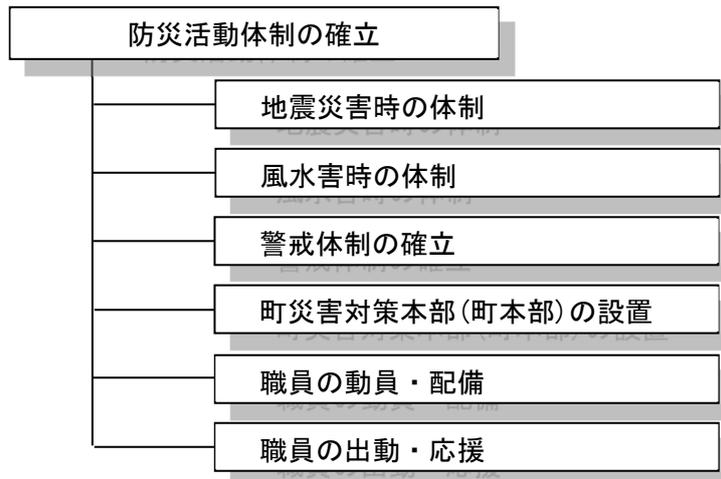


## 第 3 部 災害応急対策計画



## 第1章 防災活動体制の確立

災害が発生した場合、災害応急対策実施責任機関（町およびその他防災関係機関）は、必要に応じて警戒体制を敷き、または災害対策本部等を設置して、必要な体制を確立したうえで、緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策を実施する。また、災害対策等を円滑に実施するため策定済の初動マニュアル等を適時改定する。



## 第1節 地震災害時の体制

〈関係各課長、町各班〉

## 〔地震災害時の体制配備・解除基準〕

体制	配備・解除の別	基準	
警戒体制	配備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内において震度4の地震が発生したとき</li> <li>・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき</li> <li>・町内において震度4未満の地震が発生したときで、総務課長、地域整備課長が協議し、必要と認めるとき</li> </ul>	
	解除基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の危険が解消したとき</li> <li>・南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表されたとき</li> <li>・災害警戒本部体制または災害対策本部体制に移行したとき</li> </ul>	
災害警戒本部体制	配備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内において震度5弱の地震が発生したとき</li> <li>・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表されたとき</li> <li>・町長が必要と認めるとき</li> </ul>	
	解除基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の危険が解消したとき</li> <li>・国からの特別な警戒の呼び掛けが終了したとき</li> <li>・災害対策本部体制に移行したとき</li> <li>・その他町長が必要ないと認めたとき</li> </ul>	
災害対策本部体制	第1号体制	配備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内において震度5強の地震が発生した場合</li> <li>・災害警戒本部体制では、対応困難と町長が判断したとき</li> </ul>
		解除基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の危険が解消したとき</li> <li>・災害対策本部第2号体制に移行したとき</li> <li>・災害発生の危険性が軽減し、災害警戒本部体制に移行したとき</li> <li>・その他町長が必要ないと認めたとき</li> </ul>
	第2号体制	配備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内において震度6弱以上の地震が発生した場合</li> <li>・町内において長周期地震動階級4が観測されたとき</li> <li>・災害対策本部第1号体制では、対応困難と町長が判断したとき</li> <li>・災害救助法による救助を要する災害が発生したとき</li> </ul>
		解除基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の危険が解消したとき</li> <li>・災害応急対策が一応終了したとき</li> <li>・災害発生の危険性が軽減し、災害警戒本部体制等に移行したとき</li> <li>・その他町長が必要ないと認めたとき</li> </ul>

第2節 風水害時の体制

〈関係各課長、町各班〉

[風水害時の体制配備・解除基準]

体制		配備・解除の別	基準
警戒体制	配備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨等に関する警報（注1）が発表されたとき</li> <li>総務課長、地域整備課長が協議し、必要と認めるとき</li> </ul>	
	解除基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨等に関する警報が解除されたとき</li> <li>災害警戒本部体制または災害対策本部体制に移行したとき</li> </ul>	
災害警戒本部体制	配備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨等に関する警報が発表され、災害が発生するおそれがあるとき</li> <li>町長が必要と認めるとき</li> </ul>	
	解除基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨等に関する警報が解除され、災害の危険が解消したとき</li> <li>災害対策本部体制に移行したとき</li> <li>その他町長が必要ないと認めたとき</li> </ul>	
災害対策本部体制	第1号体制	配備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨等に関する警報が発表され、大規模な災害が発生すると見込まれるとき</li> <li>避難指示の発令基準に到達すると予想されるとき</li> <li>災害警戒本部体制では、対応困難と町長が判断したとき</li> </ul>
		解除基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の危険が解消したとき</li> <li>災害対策本部第2号体制に移行したとき</li> <li>災害発生危険性が軽減し、災害警戒本部体制に移行したとき</li> <li>その他町長が必要ないと認めたとき</li> </ul>
	第2号体制	配備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な災害が発生したとき</li> <li>大雨等に関する特別警報が発表されたとき</li> <li>災害対策本部第1号体制では、対応困難と町長が判断したとき</li> <li>災害救助法による救助を要する災害が発生したとき</li> </ul>
		解除基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の危険が解消したとき</li> <li>災害応急対策が一応終了したとき</li> <li>災害発生危険性が軽減し、災害警戒本部体制等に移行したとき</li> <li>その他町長が必要ないと認めたとき</li> </ul>

注1) 大雨等に関する警報：大雨警報（浸水害、土砂災害）、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報をいう。

注2) 大雨等に関する特別警報：大雨特別警報（浸水害、土砂災害）、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報をいう。

### 第3節 警戒体制の確立

〈総務課、地域整備課、その他関係各課、消防団〉

#### 第1 地震発生時の警戒体制

##### 1 警戒体制の確立

町は、町内において震度4の地震が発生した場合、警戒体制を確立し、情報等の収集に当たる。

###### (1) 設置基準

- ア 町域に、震度4の地震が発生したとき
- イ 町域に、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき
- ウ 町内において震度4未満の地震が発生したときで、総務課長、地域整備課長が協議し、必要と認めるとき

###### (2) 配備人員

総務課および地域整備課（以下、「防災担当課」という）の指定された職員

###### (3) 警戒体制の設置

- ア 警戒体制に関する事務室は、総務課に置く。
- イ 警戒体制の指揮者は総務課長とする。

##### 2 災害警戒本部の設置

町は、災害対策本部を設置する以前の体制として、災害警戒本部を設置し、地震および気象等に関する情報の収集および災害対策本部の設置検討等を行う。

###### (1) 設置基準

- ア 町域に、震度5弱の地震が発生したとき
- イ 町域に、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表されたとき
- ウ その他の場合で、町長が必要と認めるとき

###### (2) 配備人員

災害対策本部体制における本部員、班長および防災担当課（総務課、地域整備課）の職員（第3部第1章第4節）

###### (3) 災害警戒本部の設置

- ア 災害警戒本部は、庁舎内に置く。
- イ 災害警戒本部の指揮者は副町長とし、事務局は、総務課が担当する。
- ウ 災害警戒本部の設営
  - ① 総務課は、災害警戒本部を設置した場合、災害警戒本部室に必要な設備等を準備する。

※災害警戒本部室に必要な設備等：災害時初動マニュアル参照

- ② 福祉保健課は、災害警戒本部の開設に伴い、災害対策本部設置時の支援対策に備えての避難行動要支援者名簿の準備を行う。

(4) 担当所管と処理事項（災害警戒本部設置時）

ア 主要な防災担当課

総務課	① 災害警戒本部の運営 ② 気象台・ダム管理事務所の情報収集 ③ 関係各課等の情報の取りまとめ ④ 関係各課および関係機関への情報伝達
地域整備課	① 町内巡視による情報収集と災害警戒本部への報告 ② 現場情報の収集と災害警戒本部への報告 ③ 防災用資機材の業者調達手配と持ち出し準備 ④ 災害対策会議の開催

イ その他の職員配備の各課

上記以外の各課および教育委員会等	必要な関係先への連絡と事前準備対応
------------------	-------------------

(5) 災害警戒本部設置時の職員に対する周知

総務課は、災害警戒本部を設置したとき、庁内放送・電話等の連絡手段により関係各課に連絡するとともに、必要に応じ一般職員にも周知する。

(6) 災害対策本部設置の検討

総務課長および地域整備課長は、現場情報に基づく協議のうえ、災害対策本部の設置が必要と判断される場合、災害対策本部員会議の招集を町長に具申する。町長は、状況により必要があると認めるとき、災害対策本部員会議を招集し、災害対策本部の設置について協議する。

## 第2 風水害時の警戒体制

### 1 警戒体制の確立

町は、町内において大雨等に関する警報が発表された場合、警戒体制を確立し、情報等の収集に当たる。

(1) 設置基準

ア 大雨等に関する警報が発表されたとき

イ 総務課長、地域整備課長が協議し、必要と認めるとき

(2) 配備人員

防災担当課の指定された職員

(3) 警戒体制の設置

ア 警戒体制に関する事務室は、総務課に置く。

イ 警戒体制の指揮者は総務課長とする。

## 2 災害警戒本部の設置

町は、災害対策本部を設置する以前の体制として災害警戒本部を設置し、地震および気象等に関する情報の収集および災害対策本部の設置検討等を行う。

### (1) 設置基準

- ア 町域に大雨等に関する警報が発表され、災害の発生するおそれがあるとき
- イ その他、町長が必要と認めるとき

### (2) 配備人員

災害対策本部体制における本部員、部長、班長および防災担当課（総務課、地域整備課）の職員（第3部第1章第5節）

### (3) 災害警戒本部の設置

- ア 災害警戒本部は、庁舎内に置く。
- イ 災害警戒本部の指揮者は副町長とし、事務局は、総務課が担当する。
- ウ 災害警戒本部の設営
  - ① 総務課は、災害警戒本部を設置した場合、災害警戒本部室に必要な設備等を準備する。

※災害警戒本部室に必要な設備等：災害時初動マニュアル参照

- ② 福祉保健課は、災害警戒本部の開設に伴い、災害対策本部設置時の支援対策に備えての避難行動要支援者名簿の準備を行う。

### (4) 担当所管と処理事項（災害警戒本部設置時）

#### ア 主要な防災担当課

総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害警戒本部の運営</li> <li>② 気象台・ダム管理事務所の情報収集</li> <li>③ 関係各課等の情報の取りまとめ</li> <li>④ 関係各課および関係機関への情報伝達</li> </ul>
地域整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 河川巡視による情報収集と災害警戒本部への報告</li> <li>② 現場情報の収集と災害警戒本部への報告</li> <li>③ 防災用資機材の業者調達手配と持ち出し準備</li> <li>④ 災害対策会議の開催</li> </ul>

#### イ その他の職員配備の各課

上記以外の各課および教育委員会等	必要な関係先への連絡と事前準備対応
------------------	-------------------

### (5) 災害警戒本部設置時の職員に対する周知

総務課は、災害警戒本部を設置したとき、庁内放送・電話等の連絡手段により関係各課に連絡するとともに、必要に応じ一般職員にも周知する。

### (6) 災害対策本部設置の検討

総務課長および地域整備課長は、現場情報に基づく協議のうえ、災害対策本部の設置

が必要と判断される場合、災害対策本部員会議の招集を町長に具申する。町長は、状況により必要があると認めるとき、災害対策本部員会議を招集し、災害対策本部の設置について協議する。

### 3 水防計画に基づく警戒体制

#### (1) 水防本部の設置

水防管理者（町長）は、次の場合に水防本部を設置する。

- ア 滋賀県水防本部から水防活動の指令があるとき
- イ 水防管理者（町長）が水防活動の必要を認めるとき

#### (2) 水防非常配備体制

水防本部は、次の基準に基づき非常配備体制をとるとともに、別に定める基準により消防機関への配備指令を行う。

#### 水 防 本 部 の 非 常 配 備 体 制

	配備指令基準	配 備 体 制
第1 配備体制 (警戒体制)	(第1号指令) 今後の気象情報と水位情報に注意し警戒する必要があるが具体的な水防計画を必要とするに至るまでには、かなり時間的余裕があるときに指令する。	少数の人員で、主として情報の収集および連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに招集、その他の活動ができる体制とする。 なお、連絡用自動車は2台待機する。
第2 配備体制 (災害警戒本部体制)	(第2号指令) 水防活動を必要とする事態の発生が予想されるときに指令する。	所属人員の約半数を動員し、水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま遅滞なく遂行できる体制とする。 なお、自動車は総車両の2分の1以内待機する。
第3 配備体制 (災害対策本部第1号体制)	(第3号指令) 気象情報等により、大雨等の避難指示の発令基準に到達すると予想されるときに指令する。	第2 配備体制に加え、避難所の開設準備を遅滞なく遂行できる体制とする。
第4 配備体制 (災害対策本部第2号体制)	(第4号指令) 事態が切迫し、危険性が大きで、第3 配備体制では処理しかねると認めるときに指令する。	所属人員全員を動員する完全な水防体制とする。 なお、自動車は全車両待機する。

(3) 消防機関の処理事項

消防機関は、水防管理者の要請・指令に基づき、洪水の危険性がなくなるまで水防警戒・活動に従事する。

(4) 災害対策本部への編入

水防本部は、災害対策本部が設置された場合、組織の一元化のため、災害対策本部の中に編入され、その後の水防活動を続ける。

## 第4節 町災害対策本部の設置

〈町各班、各防災関係機関〉

## 1 設置に関する事項

## (1) 概要

- ア 災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、災害応急対策に対処するため必要があるときは、「町災害対策本部」を設置する。
- イ 町災害対策本部の編成および組織等は、「町災害対策本部条例」および「町災害対策本部規程」の定めるところによる。
- ウ 災害対策本部の下に本部会議を設け、防災活動の基本方針を協議決定する。

## (2) 町本部の設置・廃止の基準

## ア 設置

町本部は、おおむね次の基準に基づき設置する。

〈地震災害発生時〉

- ① 町内において震度5強以上の地震が発生した場合
- ② 町内において長周期地震動階級4が観測されたとき
- ③ 災害警戒本部体制では、対応困難と町長が判断したとき
- ④ 災害救助法による救助を要する災害が発生したとき

〈風水害時〉

- ① 大雨等に関する警報が発表され、大規模な災害が発生すると見込まれるとき
- ② 大雨等に関する特別警報が発表されたとき
- ③ 避難指示の発令基準に到達すると予想されるとき
- ④ 災害警戒本部体制では、対応困難と町長が判断したとき
- ⑤ その他、災害救助法による救助を要する大規模な災害が発生したとき

## イ 廃止

町本部は、おおむね次の基準に基づき廃止する。

〈地震災害発生時〉

- ① 災害の危険が解消したとき
- ② 災害応急対策が一応終了したとき
- ③ 災害発生危険性が軽減し、災害警戒本部体制等に移行したとき
- ④ その他町長が必要ないと認めたとき

〈風水害時〉

- ① 災害の危険が解消したとき
- ② 災害応急対策が一応終了したとき
- ③ 災害発生危険性が軽減し、災害警戒本部体制等に移行したとき
- ④ その他町長が必要ないと認めたとき

## (3) 町本部の災害応急対策体制

町本部長は、災害対策本部体制の設置を決定した場合、全職員を動員する配備体制をとる。

## (4) 町本部の設置・廃止の伝達

町本部の設置が決定したときは、次のとおり関係先に通知する。廃止の場合も同様とする。

通 知 および 公 表 先	通 知 および 公 表 方 法	担当班
本庁舎内の各課	庁内放送等	本部班 広報班
消防本部	電話連絡・FAX	
県本部	県防災行政無線・電話連絡・FAX・ 県防災情報システム	
防災関係機関（町防災会議委員）	電話連絡・FAX	
報道機関	口頭・文書・電話連絡・FAX	
住民	報道機関を通じての公表 広報車・町防災行政無線 多賀町有線放送	

## 2 町災害対策本部組織に関する事項

## (1) 多賀町災害対策本部組織

本部長	町長
副本部長	副町長、教育長
本部員	各班長

部名	班名	班長	所属課等
総務部	本部班（事務局）	総務課長	総務課
	広報班	企画課長	企画課 議会事務局
	庶務・会計班	会計室長	会計室
住民部	住民班	税務住民課長	税務住民課
医療・福祉部	医療・要配慮者班	福祉保健課長	福祉保健課
	ボランティア班	福祉保健課長の次席の者	福祉保健課
生活基盤部	土木・建築班	地域整備課長	地域整備課
	上下水道班	地域整備課長の次席の者	地域整備課 (上水道・下水道)
	環境班	産業環境課長	産業環境課
	生活物資・産業班	産業環境課長の次席の者	産業環境課
避難所・教育部	避難所班	教育総務課長	教育委員会教育総務課
			〃 生涯学習課
	教育班	学校教育課長	〃 学校教育課
			〃 認定こども園 〃 保育園

※上記に記載のない課長も班長とみなす

(2) 本部長・副本部長

ア 本部長には町長を、副本部長には副町長を充てる。

イ 本部長が不在または事故ある場合は、本部長職務代理者が職務を代行する。

注) 本部長職務代理者は、町災害対策本部条例および同本部規程によるほか、町長の職務を代理する吏員および町長の職務を執行する吏員を指定する規則に基づく。

(3) 本部員

ア 本部員には班長を充てる。

イ 本部員は、本部長の命を受け、各部・各班の業務をつかさどる。

(4) 班長

ア 班長は、各担当班の応急対策活動を統括するとともに、本部会議が招集された場合は、速やかに参集する。

(5) 本部会議

本部長が必要と認めたときは、本部会議を開催し、おおむね次の事項を協議する。

ア 町本部の設置および職員の動員に関すること

イ 現地における指揮、視察、見舞い等に関すること

ウ 災害救助法の適用および救助の種類・程度・期間等の決定に関すること

エ 災害の防除（拡大防止）対策に関すること

オ その他、災害に関連した必要な事項

(6) 本部室事務局

ア 町本部室に、本部事務局を設置する。

イ 本部事務局の運営は、本部班が主管する。

ウ 本部事務局は、各種情報の管理、各班の活動状況の把握、防災活動の調整、本部会議の運営記録等の事務を担当する。

(7) 災害対策現地本部

ア 特定の地域に被害が集中し、町本部長が局地的な対応が必要と判断した場合には、当該地域に災害対策現地本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

イ 町本部長は、現地本部に必要な応じ次の人員を派遣する。

① 副本部長、本部長付または本部員のうちから現地本部長を指名する。

② 本部員または本部職員のうちから現地本部員を指名する。

③ 本部職員のうちから現地本部職員を指名する。

(8) 町議会

町議会および議員は、議事・議決機関としての役割が基本であり、その範囲で災害に対応することが基本であることを踏まえ、町の災害対応業務が円滑に遂行できるよう側面から必要な協力、支援を行う。

## (9) 多賀町災害対策本部任務分担

部名	班名	所掌業務
総務部	本部班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策に関する方針作成に関すること（以下「に関すること」を省略）</li> <li>・災害対策本部の設置および解除</li> <li>・災害対策本部の運営</li> <li>・各部班への災害対策業務指示</li> <li>・県および防災関係機関との調整</li> <li>・避難指示等の発令</li> <li>・県、他市町等への応援要請</li> <li>・自衛隊への応援要請</li> <li>・県へのヘリコプターの要請</li> <li>・気象情報の収集・伝達</li> <li>・災害情報の収集・伝達</li> <li>・被災状況の集約および防災関係機関への報告、伝達</li> <li>・避難状況の集約等</li> <li>・災害予算の調整</li> <li>・災害救助法の適用</li> <li>・職員参集状況の集約</li> <li>・消防団</li> <li>・防災行政無線、情報通信機器の運用および管理</li> <li>・庁舎の被害状況の把握</li> <li>・電気、ガス等ライフライン事業者との連絡調整</li> </ul>
	広報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民への避難指示等に関する情報の伝達・周知</li> <li>・住民への災害情報の伝達、広報</li> <li>・報道機関との連絡調整</li> <li>・議会との連絡調整</li> <li>・被災地の視察への対応</li> <li>・災害記録の保存</li> </ul>
	庶務・会計班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害活動に従事する職員の飲料水・食料の確保</li> <li>・災害関係費の出納に関する業務</li> </ul>

部名	班名	所掌業務
住民部	住民班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民窓口、電話対応</li> <li>・ 災害に関する住民相談窓口の設置と運営</li> <li>・ 被災者の人命救助に関する消防、警察等の調整</li> <li>・ 被災住民の安否に関する情報の整理</li> <li>・ 家屋被害調査の実施</li> <li>・ 被災台帳の作成および被災証明の発行</li> <li>・ 救援金品の受付および配分</li> <li>・ 町税の減免等</li> <li>・ 被災世帯に対する災害弔慰金の支給等</li> </ul>
医療・福祉部	医療・ 要配慮者班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要配慮者への情報伝達</li> <li>・ 避難行動要支援者避難支援</li> <li>・ 避難所での要配慮者窓口の設置と運営</li> <li>・ 看護師、保健師、介護保険関係者等との連携</li> <li>・ 福祉避難所（室）の開設</li> <li>・ 福祉施設への入所措置</li> <li>・ 福祉施設入所者の安全確認</li> <li>・ 福祉施設の被害調査</li> <li>・ 医療救護所の設置</li> <li>・ 県医療救護班との連絡調整</li> <li>・ 医療機器、医薬品、血液製剤等の調達</li> <li>・ 傷病者の搬送に関する消防機関との連携</li> <li>・ 医療機関、医師会、保健所との連絡調整</li> <li>・ 救出した傷病者の医療救護所への搬送</li> <li>・ 被災地での健康調査の実施</li> <li>・ 被災地の防疫措置</li> <li>・ 感染症患者の入院勧告</li> </ul>
	ボランティ ア班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティアセンターの開設</li> <li>・ ボランティア保険等活動環境の整備</li> <li>・ ボランティアに関する応援要請</li> <li>・ ボランティアの受付および配置</li> </ul>

部名	班名	所掌業務
生活基盤部	土木・建築班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、公園の被害調査、道路関係情報の収集</li> <li>・通行不能箇所に関する応急措置の実施</li> <li>・河川水位の観測、河川情報の収集</li> <li>・河川、水路の被害調査</li> <li>・水防活動の実施と調整</li> <li>・水害および土砂災害警戒区域等の警戒</li> <li>・土砂災害発生箇所の被災状況調査および応急措置</li> <li>・建設業者に対する応援要請</li> <li>・緊急輸送道路の確保</li> <li>・交通確保に関する警察との連絡調整</li> <li>・ヘリポートの開設</li> <li>・道路、河川、公園等の復旧</li> <li>・住宅等の被害調査</li> <li>・建築物・宅地の危険度判定</li> <li>・応急仮設住宅の建設等</li> <li>・倒壊家屋の撤去等</li> </ul>
	上下水道班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道施設の被害調査および飲料水の確保</li> <li>・被災地での給水活動の実施</li> <li>・水道施設の復旧対策の計画と実施</li> <li>・下水道の被害調査</li> <li>・下水道の復旧対策の計画と実施</li> </ul>
	環境班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害による遺体の火葬計画の作成</li> <li>・し尿処理計画の作成およびし尿処理の実施</li> <li>・仮設トイレの調達と設置</li> <li>・廃棄物処理計画の作成および廃棄物の処理</li> </ul>
	生活物資・産業班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料の調達、配布および保管</li> <li>・生活必需品の調達、配布および保管</li> <li>・物資集積拠点の開設</li> <li>・緊急物資等の移送・輸送</li> <li>・輸送等に必要車両等の調達</li> <li>・商工関係の被害調査</li> <li>・観光関係の被害調査</li> <li>・農林水産業施設の被害調査</li> <li>・畜産動物の被害調査</li> </ul>

部名	班名	所掌業務
避難所・教育部	避難所班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所開設および運営への協力</li> <li>・避難者の確認</li> <li>・避難者名簿の作成</li> <li>・避難者相談窓口の設置および避難者の要望把握</li> <li>・自主防災組織による避難所運営の補助</li> <li>・避難所における広報</li> <li>・避難者への食料等の供給</li> <li>・炊き出しの実施</li> </ul>
	教育班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園児、児童、生徒の安全確保</li> <li>・園児、児童、生徒の安否確認</li> <li>・園児、児童、生徒の避難誘導</li> <li>・県教委との連絡調整</li> <li>・園、学校施設の被害調査</li> <li>・被災学校施設等の応急措置および復旧対策</li> <li>・応急教育、応急保育の企画および実施</li> <li>・社会教育施設の被害調査</li> <li>・文化財の被害調査</li> </ul>

### 3 運営、その他に関する事項

#### (1) 本部室等設置の場所

ア 本部室は、原則として町庁舎内に置く。(災害警戒本部からの移行)

イ 本部事務局は、本部室に併設する。

#### (2) 町本部の標識等

ア 町本部が設置されたときは、町庁舎入口および本部室入口に標識(看板)を掲げる。

イ 町本部長以下職員は、災害応急対策活動に従事する際には、腕章を着用する。

#### (3) 本部室の設備等

ア 災害警戒本部の設備等と同様とする。ただし、防災資料には、医療・要配慮者班から送受した、「避難行動要支援者名簿」を加えるものとする。

イ 医療・要配慮者班は、町本部が設置されたとき、「避難行動要支援者名簿」等を直ちに送致する。

ウ 町本部は、送受した「避難行動要支援者名簿」等をもとに、被災地域の対象者の把握を速やかに行い、必要に応じ救護組織の編成を行う。

#### (4) 自家発電設備の確保

停電に備え、自家発電設備の再点検、燃料の確認等を行い、電源の確保を図る。

自家発電設備により使用できる設備

非常用照明・非常用コンセント・非常用放送および庁内放送・町および県防災行政無線
---

#### (5) 町本部情報の整理

町本部への情報受付事項、町本部からの連絡指示事項は、処理表に基づき整理する。

#### (6) 記録担当

広報班に記録担当者を置き、町本部の活動状況を整理・記録する。

#### (7) 広報担当

広報班に広報担当者を置き、災害情報の管理一元化を図り、報道機関等への広報に対応する。

#### (8) 防災担当

本部室に、必要に応じて、災害状況等に通じた職員を配置する。

#### (9) 情報交換

町本部および消防本部は、町防災行政無線および本部直通電話等により、密接な情報連絡を行う。

## 第5節 職員の動員・配備

〈本部班、町各班〉

## 1 地震発生時における職員の動員基準

地震災害発生時の職員の動員基準は、以下による。

動員の詳細については、「職員初動マニュアル」による。

## 地震災害発生時の職員の動員基準

配備体制	動員職員
警戒体制	防災担当課の全職員
災害警戒本部体制	課長級以上の職員、指定された職員、防災担当課の全職員
災害対策本部 第1号体制	課長級以上の職員、指定された職員、防災担当課の全職員
災害対策本部 第2号体制	全職員

## 2 風水害時における職員の動員基準

風水害時における職員の動員は、以下による。

動員の詳細については、「職員初動マニュアル」による。

## 風水害時における職員の動員基準

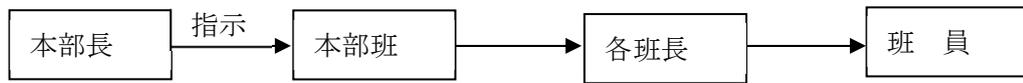
配備体制	動員職員
警戒体制	防災担当課の課長および指定された職員
災害警戒本部体制	課長級以上の職員、指定された職員、防災担当課の全職員
災害対策本部 第1号体制	課長級以上の職員、指定された職員、防災担当課の全職員
災害対策本部 第2号体制	全職員

## 3 災害対策本部体制設置時における動員体制

## (1) 動員系統

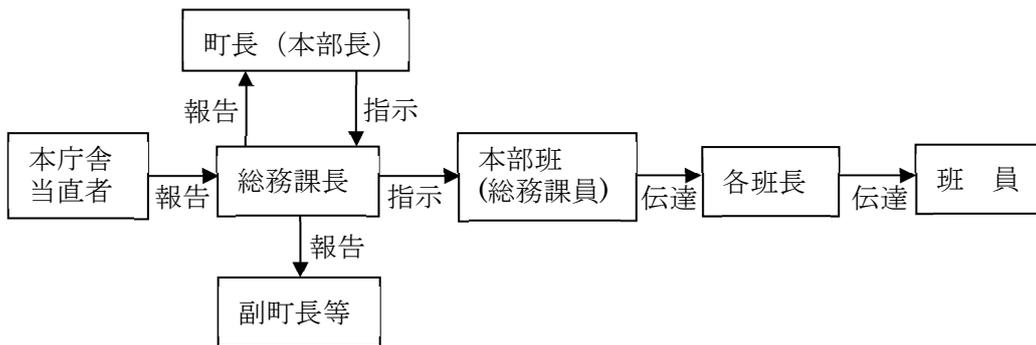
町本部における職員の動員は、町本部長の配備決定に基づき次の系統で伝達し、動員する。

ア 勤務時間内の動員



本部班	速やかに各班長に伝達する。
各班長	速やかに所属の班員を動員する。

イ 勤務時間外の動員



当直者	気象予警報・災害前兆現象・災害発生連絡等について、防災関係機関や住民等から通報を受けたときは、直ちに総務課長に連絡する。
総務課長	上記の情報について確認し、町長・副町長等に連絡するほか、必要に応じて防災関係機関に通報する。また、町長の指示を受けて、直ちに本部班（総務課員）を通じて各課長等に動員指令を伝達する。
町長（本部長）	総務課長に職員動員の指令を指示する。
本部班	速やかに各班長に伝達する。
各班長	速やかに所属の班員を動員する。
班員	連絡を受けた班員は、昼夜の別あるいは交通機関の有無を問わず、安全かつ最短時間で登庁する。

(2) 動員の伝達方法

各機関の動員の伝達は、次の方法によるものとする。

- ア 電話による伝達
- イ 口頭による伝達
- ウ 庁内放送による伝達
- エ 町防災行政無線による伝達
- オ 職員参集メールによる伝達

(3) 動員の具体的計画

各班は、特に勤務時間外における動員の系統、動員の順序あるいは連絡の方法等について具体的に定めておく。

職員の連絡の詳細については、職員初動マニュアルによる。

(4) 自主参集

職員は、勤務時間外において配備指令がない場合でも、報道機関等により災害が発生し、または発生のおそれがあると覚知した場合は、状況に応じて所属長と連絡のうえ、速やかに勤務場所に参集する。所属長と連絡がとれないときは、大規模災害の発生による被災が原因と解釈し、速やかに所定の参集場所に参集するものとする。

(5) 交通途絶時の参集

勤務時間外の非常参集は、勤務場所に集合することを原則とするが、交通の途絶や参集途中で被災のおそれがある場合は、最寄りの出先機関に参集し、当該出先機関の上席者の指示に従い応急対策活動に従事する。

(6) 参集を除外する者

次に掲げるいずれかに該当する職員は、非常招集を免除する。下記に該当する職員は、その事態を速やかに町本部に連絡し了解を得、以後の指示を受けるものとする。ただし、参集を妨げる事態が解消したときは直ちに参集しなければならない。

ア 職員自身が病気療養中または当該災害により重傷に陥った場合。

イ 同居家族に死亡者または重傷の傷病者が発生し、当該職員が付添う必要がある場合。また、同居家族に要介護高齢者や障がい者、乳幼児等があり、当該職員の介護等がなければその者の最低限の生活が維持できない場合。

ウ 自宅から火災が発生し、または周辺で火災が発生し延焼のおそれが極めて高い場合。

エ その他、所属班長がやむを得ないと認めた職員

(7) 動員時の注意事項

ア 参集者の服装・携行品

応急活動に便利で安全な服装を着用し、手袋・タオル・懐中電灯・水筒・その他の非常用品等を携行する。

また、職員用の食料が不足あるいは供給が困難になる場合も考えられるため、職員自身の食料もできるだけ持参するものとする。

イ 参集途中の緊急措置

参集途中において緊急に救助を要する被災現場に遭遇した場合は、付近住民と協力して、救助等の応急対策活動を行うことを第一とする。ただし、この場合においても事後に所属長に速やかに連絡するものとする。

ウ 被害状況の把握と報告

勤務時間外において参集する場合、その途上において、以下の事項に関する情報収集に十分留意して参集するものとし、途中で知り得た被害状況等の情報を、所属長を通じ、関係者に報告する。

① 道路交通施設の被害状況および渋滞状況

- ② 鉄道施設の被害状況および運行状況
  - ③ 建築物の倒壊や火災の発生等の被災状況
  - ④ 崖崩れ、土砂災害の状況
  - ⑤ その他必要な状況
- (8) 動員状況の把握・報告

各班長は、配備指令に基づく職員の動員・配備状況等について把握し、所定の様式にまとめて、必要に応じて速やかに町本部長に報告する。

本部班は、各班の報告に基づき、職員の動員配備状況を集計するとともに、配備された職員の氏名と配備場所についても把握しておかなければならない。

※職員動員・活動報告書：様式編参照

## 第6節 職員の出動・応援

〈本部班、町各班〉

## 1 出動体制

## (1) 班編成

各班長は、職員の応急対策の現場派遣に当たって、最低2人編成で現場出動させるとともに、現場の地理に明るい者を含むよう配慮する。

## (2) 出動状況の把握・報告

各班長は、配備指令に基づく職員の出動・活動状況（出動者、出動場所、活動内容、終了報告）について把握する。また、職員活動報告書（第5節の職員動員・活動報告書を使用）にまとめて、必要に応じて速やかに町本部長に報告する。

本部班は、各班の報告に基づき、職員の出動状況を整理する。

## (3) 腕章等の着用

特に、避難誘導と避難場所受入れの担当職員は、災害応急活動に従事する際、腕章（第4節「災害対策本部の設置」による。）を着用する。

## (4) 職員の証票

町職員が災害応急対策のため、災害対策基本法に基づき、施設・家屋・物資の集積保管場所等に立入り、調査を行う場合には、町職員証等をもって職員の身分を明らかにする。

## (5) 車両配備

ア 出動に際して使用する車両は、原則として車両運行計画に基づき使用する。

イ 運行計画であらかじめ指定された車両を除き、各班で管理するその他の未使用車両は、本部が優先使用权を持つものとする。

ウ 出動車両の配車位置は、原則として指定されている平常時の場所とする。

## 2 応援体制

## (1) 応援分担

町本部内において、各班の災害応急対策実施に当たって職員が不足するときは、各班相互に対処する。

## (2) 応援要請・指示命令書

各班の災害応急対策実施に当たって職員数が不足するときは、応援要請書に必要事項を記入し、町本部に要請するものとする。ただし、応援要請書を作成する時間がないときは、口頭で要請するものとし、後日、応援要請書を提出するものとする。

※応援要請書・指示命令書：様式編参照

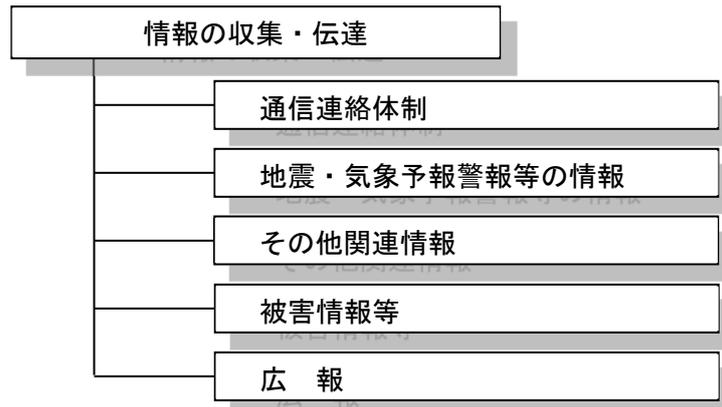
町本部への要請事項	町本部の対応事項
町本部に次の応援条件を示した応援要請書を提出し、応援要請する。 ア 作業の内容 イ 就労（勤務）場所 ウ 応援の職種別および人員 エ 携行品 オ その他必要事項	町本部は、次の順位により動員派遣する。 ア 応援要請は所属課内に余裕のある班から応援する。 イ 上記の応援でなお不足するときは、他の課から応援する。 ウ 町本部をもってなお不足するときは、他の市町村または県の派遣を要請して応援を得る。（第5章参照）

## (3) 応援記録

町本部は、応援指示記録を整理する。

## 第2章 情報の収集・伝達

災害応急対策実施機関（町およびその他防災関係機関）は、災害が発生した場合、災害に関する各種の情報を収集、把握するとともに、必要な連絡先に情報伝達を実施し、効果的な災害応急対策を実施する。



### 第1節 通信連絡体制

〈本部班、町各班、防災関係機関〉

#### 1 概要

町および防災関係機関は、災害発生時には通信・連絡に関する利用手段や運用方法等を十分理解したうえで、効果的な情報の通信連絡を行う。

##### (1) 災害に関係する情報の種類

地震情報	気象庁から発表される情報
気象予警報	気象予警報等、法令等に基づく関係機関からの情報
その他関連情報	交通規制等、町域の各種状況に関する情報
被害情報等	災害発生、被害状況、応急対策活動等に関する情報

##### (2) 災害時のための指定事項

###### ア 指定電話

町各班および防災関係機関は、災害時連絡用の指定電話を定め、窓口の統一を図る。災害時には、指定電話を平常業務に使用することを制限し、指定電話に通信従事者を配置し、通信連絡に当たる。

###### イ 連絡責任者

町各班および防災関係機関は、連絡責任者を定める。

連絡責任者は、各所属および各機関の通信連絡を統括する。

## 2 伝達手段

### (1) 通信機器

	有 線 機 器	無 線 機 器
保有する通信機器	一般加入電話 F A X 庁内（内線）電話 消防直通電話	町防災行政無線 滋賀県防災行政無線 衛星携帯電話
その他利用できる 通信機器	電報 警察無線電話 報道機関（テレビ・ラジオ 等） アマチュア無線	

### (2) その他の伝達手段

- ア 多賀町有線放送電話
- イ 広報車
- ウ サイレン
- エ 口頭伝達

## 3 有線通信の運用

### (1) 一般加入電話の活用

町本部設置時の電話活用の基本指針は、次のとおりとする。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 本部室直通電話 3 回線および内線電話 7 回線</li> <li>イ 各班相互連絡には所属の内線電話を使用</li> <li>ウ 外部代表電話または所属の直通電話を使用<br/>(やむを得ない場合は、直接本部室へ連絡する。)</li> </ul> |
|---|

### (2) 住民からの連絡

住民等からの一般電話連絡の対応のため、住民班を配置し、通報（情報の提供）および問合せ（情報の要求）等の電話連絡に対応する。

### (3) 災害時の電話等の優先利用

災害等の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合、被災地へ一時的に多数の電話が集中し輻輳状態が発生するため、接続規制が行われる。こういった場合でも優先して取扱われる「災害時優先電話」制度を積極的に活用し、非常時の電話回線を確保する。

(4) その他の電話連絡

ア 有線放送

名称	施設の所在地	連絡先	対象地区	加入世帯
多賀町有線放送 電話	多賀町多賀 230-1	2-3722 48-0031	町全域 (旧脇ヶ畑地区 除く)	約 1,741 (R6)

イ 非常通話

有線通信を利用することができないかまたは、これを利用することが著しく困難なときは、警察、消防、水防、交通、電気等の非常通信協議会構成機関の自営通信回線または、無線通信（自動車電話、携帯電話を含む）、アマチュア無線等の通信連絡手段を効果的に利用する。

ウ 鉄道電話

鉄道所属の電話により、最寄りの駅等から通信先相手機関に、最も近い駅等を経て通信する。

普通電話が使用不能の場合は、出先機関からの本部との連絡は、最寄りの警察電話による。

(5) 交換機が利用できない場合

町の電話交換機が事故により利用できない場合は、所定の直通番号に連絡する。

4 無線通信の運用

(1) 有線通信途絶時の措置

連絡先	有線通信途絶時の措置
町の各班	ア 町防災行政無線を活用 イ 必要に応じて伝令員の派遣（徒歩・自転車・自動車） ウ アマチュア無線に協力の要請 エ 町防災行政無線（移動系）
県本部	オ 滋賀県防災行政無線を利用
警察	カ 警察無線電話を利用
防災関係機関	キ 滋賀県防災行政無線を利用
消防関係機関	ク 消防無線の活用

(2) 通信の統制

各通信機器（施設）の管理者は、災害発生時には各種通信の混乱が予想されるため、必要に応じて適切な通信統制を実施し、迅速かつ円滑な通信の確保を図る。

ア 重要な通信の優先（救助・避難等、緊急度の高い通信を優先する。）

イ 統制者の許可（通信に際しては、統制者の許可を得る。）

ウ 子局間通信の禁止（子局間通信の際は、統制者の許可を得る。）

エ 簡潔な通信の実施（通信は、簡潔かつ明瞭に行う。）

オ 専任の通信担当者の配置（各子局には担当者を配置する。）

(3) 無線通信の種類と取扱順位

種 類	取扱順位	内 容
緊急通信	1 位	災害等の緊急事態が発生した場合の緊急を要する通信
一般通信	2 位	緊急通信以外の通信
一斉通信	3 位	複数の無線局に対して同時かつ一方的に行う通信
個別通信	4 位	2 局間で個別に行う通信

(4) 無線機器の運用

総務課は、災害応急対策のための通信連絡を目的とし多賀町防災行政無線局運用管理規程に基づき、同無線を運用する。

防災行政無線	基地局1局	遠隔制御器1局	可搬型無線局1局	車載型移動局4局
				携帯型移動局4局

第2節 地震・気象予警報等の情報

〈本部班、町各班、防災関係機関〉

1 情報活動の概要

町および防災関係機関は、法令等に基づく予警報等の情報を、関係各班・機関に遅滞なく伝達する。

(1) 彦根地方気象台等の発表する予警報等

予警報等の種類	内容	発表、発令機関
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合、その旨への警戒を呼び掛けて行う予報。大雨特別警報については警戒レベル5に相当する。	彦根地方気象台
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨への警戒を呼び掛けて行う予報。大雨警報（土砂災害）、洪水警報は警戒レベル3に相当する。	彦根地方気象台
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害の起こるおそれがある場合、その旨への注意を呼び掛けて行う予報。大雨注意報（土砂災害）、洪水注意報は警戒レベル2である。	彦根地方気象台
早期注意情報（警報級の可能性）	5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（滋賀県南部、滋賀県北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（滋賀県、11月1日～翌年3月31日は滋賀県北部、滋賀県南部）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]または[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。	彦根地方気象台
府県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表。	彦根地方気象台
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）または解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。滋賀県の発表基準は、1時間90ミリ以上を観測または解析したときである。	彦根地方気象台

予警報等の種類	内容	発表、発令機関	
竜巻注意情報	<p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して、注意を呼び掛ける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、滋賀県南部、北部で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が滋賀県南部、北部で発表される。この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。</p>	彦根地方気象台	
洪水予報	<p>滋賀県と彦根地方気象台が共同で発表する情報で、河川の増水や氾濫等に対する水防活動や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について区間を決めて水位または流量を示して発表する警報および注意報である。警戒レベル2～5に相当する。</p> <p>情報の種類については次のとおり。</p>		
洪水警報	氾濫発生情報	<p>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害が既に生じている状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</p>	国土交通省琵琶湖河川事務所または滋賀県と彦根地方気象台 (本町に洪水予報河川はない。)
	氾濫危険情報	<p>氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。何時氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。この後に避難指示等を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。</p>	
	氾濫警戒情報	<p>一定時間後に氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</p>	
洪水注意報	氾濫注意情報	<p>氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>	
水防警報	<p>水防警報とは、水防法の規定に基づき、国土交通大臣または知事が指定する河川について、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認められるときに県が警報を発令するもので、この措置については滋賀県水防計画で定める。</p>	県 (本町に水防警報河川はない。)	
水位情報の周知	<p>洪水により流域に重大な損害が生じるおそれがあるとして指定された河川について、知事が特別警戒水位（避難判断水位）に達したときに、その旨を水防管理者等に周知する。</p>	県	

予警報等の種類	内容	発表、発令機関
土砂災害警戒情報	滋賀県と彦根地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町の長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、市町ごとに発表する。 危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	滋賀県と彦根地方気象台
火災気象通報	消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに彦根地方気象台が滋賀県知事に対して通報し、県を通じて各市町や消防本部等に伝達される。	彦根地方気象台

(2) 情報の伝達

本部班は、予警報等の各通報義務者および消防本部から通報を受けたときは、速やかに各班、関係機関ならびに住民に対し、その内容を伝達する。

(3) 伝達方法

ア 勤務時間中および勤務時間外の通報

本部班または当直者は、発令または変更に応じて、電話、携帯メール等により連絡する。

イ その他の場合

予警報等の伝達について、上記の措置をとりにくいときは、関係機関が相互に連絡をとり、速やかに伝達されるよう応急措置を講ずる。

(4) 伝達責任者

予警報等の伝達取扱責任者は本部班長とする。

2 地震情報

気象庁が発表する地震情報には、以下のものがある。

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	○震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	○震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度情報	○震度1以上 ○津波警報または注意報発表時 ○若干の海面変動が予想される場合 ○緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

地震情報の種類	発表基準	内容
長周期地震動に関する観測情報	○震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。(地震発生から10分後程度で1回発表)
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ○マグニチュード7.0以上 ○都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)をおおむね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	○顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	○震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。

南海トラフ地震臨時情報および南海トラフ地震関連解説情報

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く) ※既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある

南海トラフ地震臨時情報に付記されるキーワードと各キーワードを付記する条件

キーワード	各キーワードが付記される条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内でマグニチュード6.8以上 <sup>*1</sup> の地震 <sup>*2</sup> が発生 ○1箇所以上のひずみ計 <sup>*3</sup> での有意な変化とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合等、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測

キーワード	各キーワードが付記される条件
巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード <sup>※4</sup> 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震 <sup>※2</sup> が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1：モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査が開始される。

※2：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※3：当面、東海地域に設置されたひずみ計が使用される。

※4：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードが用いられる。

3 気象予警報等

<多賀町の特別警報・警報・注意報発表基準>

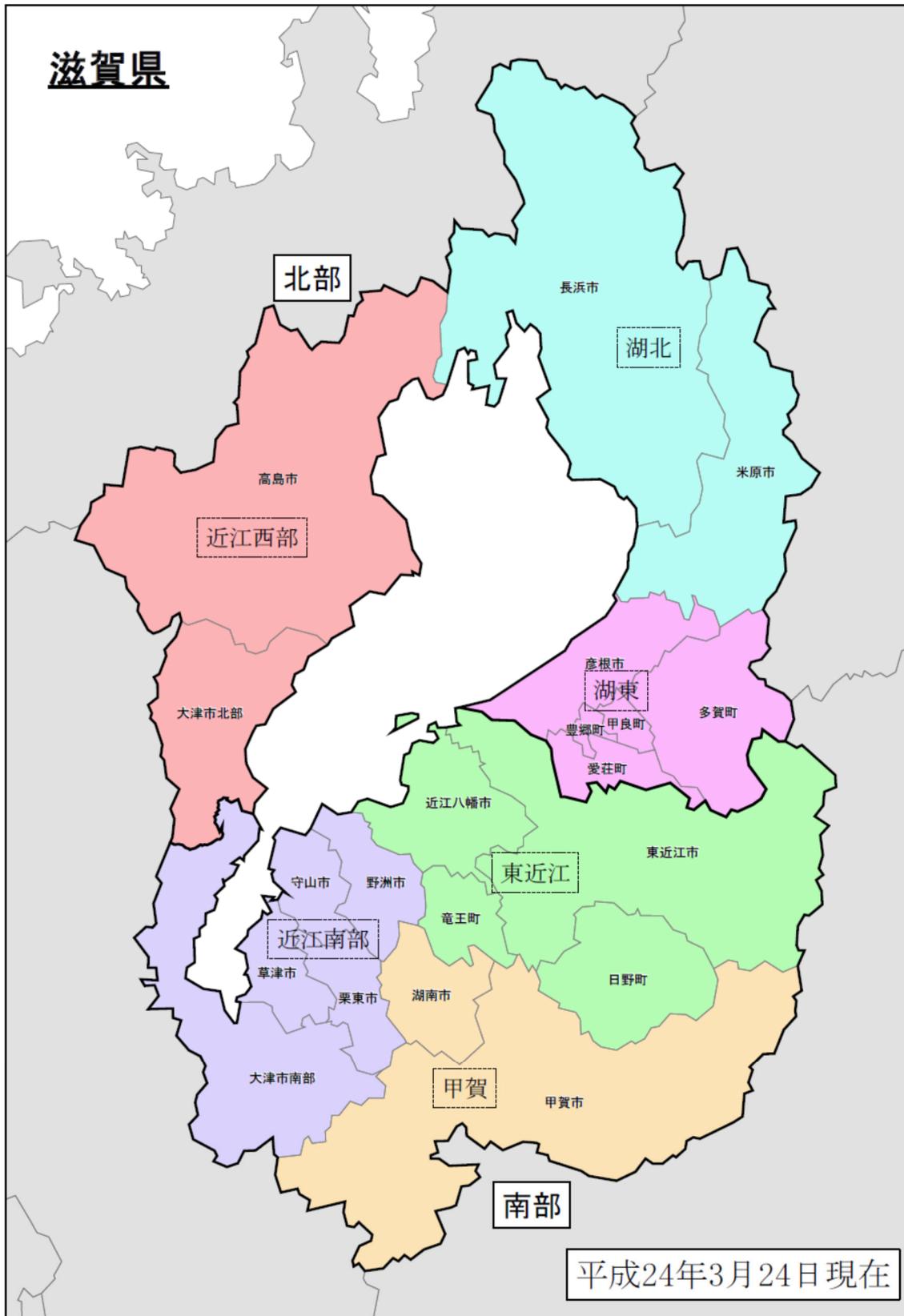
令和7年1月9日現在

多賀町	府県予報区	滋賀県		
	一次細分区域	北部		
	市町村等をまとめた地域	湖東		
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合		
	地面現象（土砂災害）	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合		
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合		
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
警報	大雨	表面雨量指数基準	19	
		土壌雨量指数基準	109	
	洪水	流域雨量指数基準	犬上川流域=13.2、芹川流域=16.4	
		複合基準	—	
		※（表面雨量指数, 流域雨量指数）の組み合わせによる基準値	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	20m/s	
暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う		
大雪	降雪の深さ	平地	24時間降雪の深さ 35 cm	
		山地	24時間降雪の深さ 50 cm	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	9	
		土壌雨量指数基準	82	
	洪水	流域雨量指数基準	犬上川流域=10.5、芹川流域=13.1	
		複合基準※	犬上川流域= (5, 10.5)	
		※（表面雨量指数, 流域雨量指数）の組み合わせによる基準値	芹川流域= (5, 13.1)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	24時間降雪の深さ 20 cm
			山地	24時間降雪の深さ 30 cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
濃霧	視程	100m		
乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 65%			
雪崩	積雪の深さ 50cm 以上あり次のいずれか 1 24時間降雪の深さ 30cm 以上 2 日最高気温 10℃以上 3 24時間雨量 15mm 以上			
低温	最低気温 -5℃以下（気温は彦根地方気象台の値）			
霜	晩霜期 最低気温 3℃以下			
着氷・着雪	24時間降雪の深さ：30cm 以上 気温：0℃以上			
記録的短時大雨情報		1時間雨量	90mm	

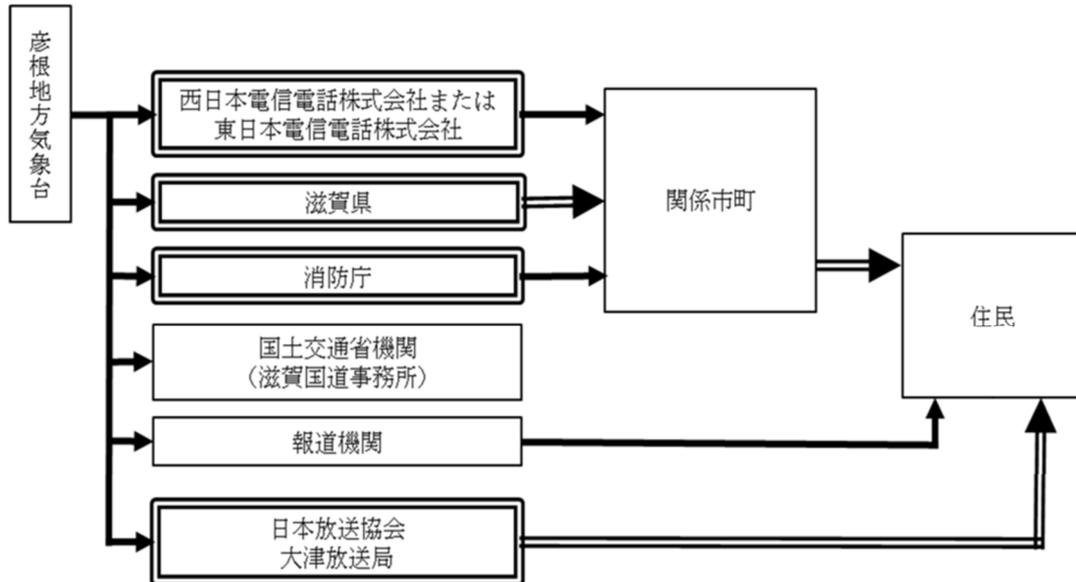
※基準値は随時見直しが行われるため、最新の値については、以下の気象庁ホームページを参照。

[https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/shiga/kijun\\_2544300.pdf](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/shiga/kijun_2544300.pdf)

滋賀県の予警報区域区分図



<伝達系統>



(注) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条1号の規定に基づく法定伝達先。  
二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知または周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(注) 県防災危機管理局から各地域事務所等、市町、消防本部等への予警報の音声伝達方法  
勤務時間内の場合 : 防災行政無線FAXおよび音声一斉により伝達する。  
勤務時間外の場合 : 防災行政無線FAXを一斉指令装置により自動送出し、音声による伝達は防災危機管理局設置のボイスメール装置を遠隔操作することにより市町宿直者に伝達する。

#### 4 火災気象通報

##### (1) 概要

彦根地方気象台は、消防法の規定により、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、その状況を直ちに火災気象通報として滋賀県知事に通報する。

##### (2) 火災警報

町長は火災気象通報を受け、必要と認める場合は、火災警報を発令することができる。

【発令基準（次のいずれかに該当する場合）】

- ア 実効湿度が65%以下で、最小湿度が30%以下
  - イ 実効湿度が65%以下で、平均風速が7m/s以上の風が1時間以上吹くと予想したとき
  - ウ 平均風速12m/s以上の風が1時間以上連続して吹くと予想したとき。
  - エ 滋賀県の一次細分区域（滋賀県南部、滋賀県北部）により発表することもある。
- ※気象状況が基準に達した場合であっても、降雨、降雪、もしくはこれらが予想される場合には通報しないことがある。

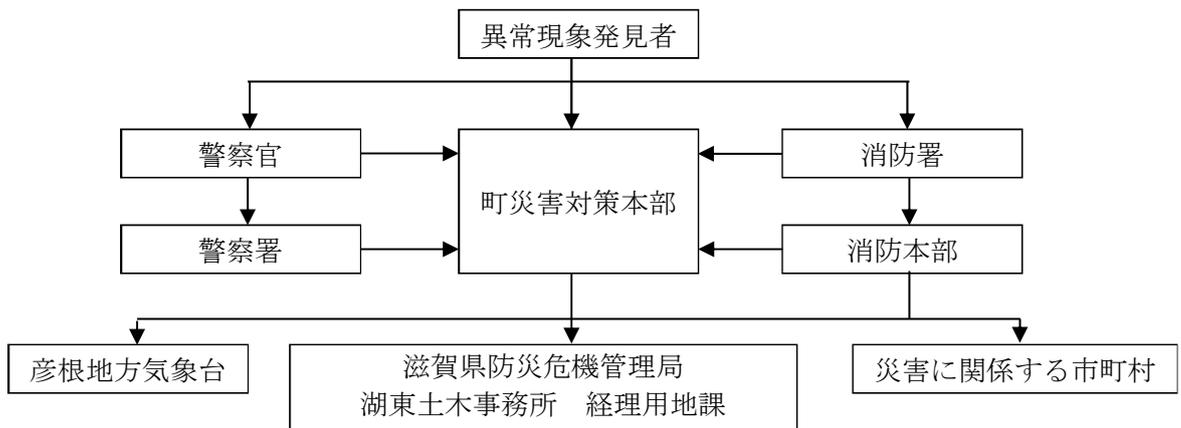
(3) 乾燥注意報

種 類	発 表 基 準
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険があるとき 具体的には、次の条件に該当する場合 最小湿度40%以下で、実効湿度65%以下になると予想される場合

(注) 1 発表基準に記載した数値は、滋賀県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

2 注意報・警報は、その種類に関わらず、解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除または更新されて新たな注意報・警報に切替えられる。

5 異常現象の伝達系統



### 第3節 その他関連情報

〈土木・建築班、本部班、関係各班、防災関係機関〉

#### 1 情報活動の概要

町および防災関係機関は、町域の状況に関する情報を積極的に収集し、警戒避難等応急対策の基礎情報とする。

##### (1) 町域の状況に関する情報の種類

種 類	照会および入手先	町 の 担 当
地震	彦根地方気象台	土木・建築班・本部班
雨量	関係機関・現場	土木・建築班
河川水位	関係機関・現場	土木・建築班
ダムの放流状況	ダム管理事務所	本部班
危険箇所の状況	自治会長他	土木・建築班
交通規制等の状況	警察他	本部班
ライフラインの状況	各施設管理者	本部班・上下水道班
各公共施設等の状況	各施設管理者	本部班・関係各班

##### (2) 情報の整理

各種情報の収集担当班は、収集した情報を本部班に伝達する。

本部班は、各種情報を整理する。

##### (3) 情報の伝達

担当班および本部班は、収集・整理した情報を必要に応じて各紙、防災関係機関ならびに関係住民に伝達する。

#### 2 地震に関する情報

##### (1) 担当

土木・建築班および本部班は、彦根地方気象台が発表する地震情報・通報ならびに防災関係機関からの地震情報等を、地震に関する放送または県を通じて入手する。

##### (2) 地震観測箇所

彦根地方気象台および防災関係機関（鉄道施設等）

#### 3 雨量・水位に関する情報

[雨量]

##### (1) 担当

土木・建築班は、町が独自に町内に設置する雨量計、および防災関係機関が設置した雨量計の雨量情報を把握する。

##### (2) 雨量測定箇所

ア 町が測定する箇所

町は、原則として、指定された危険区域内に、各1箇所ずつ簡易雨量計を設置する。

イ その他の防災関係機関が測定する箇所

(3) 測定者および測定方法

ア 測定者

原則として、町が依頼する区長

イ 測定方法

測定間隔は、警戒体制に入ってから10分～30分とし、測定結果はその都度、土木・建築班に通報する。

ウ 測定時期

大雨注意報が発表されたときで、町長が指示したとき、測定を開始する。

(4) 伝達方法

伝達担当者（各字区長）から土木・建築班へ、電話等により伝達する。

[水位]

(1) 担当

土木・建築班ならびに本部班は、各河川を巡視警戒するとともに、防災関係機関が設置した量水標により水位情報を把握する。

(2) 水位測定箇所

ア 町が測定する箇所

水防活動上重要な地点・箇所と状況に応じて実施する。

イ 他の防災関係機関が測定する箇所

(3) ダム放流状況の把握

本部班は、必要に応じて、ダム管理事務所に連絡をし、放流状況を把握する。

4 各災害危険箇所の情報

災害の種類	担当班	情報入手先	把握内容
地震情報	土木・建築班	彦根地方気象台 防災関係機関	・地震情報・通報
災害危険箇所	土木・建築班	区長および防災責任者等、 住民組織の代表者等 ・河川危険区域 ・土砂災害警戒区域 ・土石流危険区域	ア 構造物の状況 イ 法面の状況 ウ 地表水、わき水、漏水、亀裂 エ 竹木等の傾斜 オ 人家等の損壊の状況 カ 住民および滞在者の数

災害の種類	担当班	情報入手先	把握内容
交通情報	土木・建築班	ア 彦根警察署、各駐在所 イ 湖東土木事務所 ウ 近畿地方整備局滋賀国道事務所彦根維持出張所 エ 中日本高速道路(株) オ 西日本旅客鉄道(株) カ 近江鉄道(株) キ 東海旅客鉄道(株)	ア 交通規制 イ 事故 ウ 混雑度 エ 各管理者の対応状況 オ その他
ライフラインの状況(町管理施設以外)	本部班	ア 関西電力送配電(株)滋賀本部 イ 西日本電信電話(株)滋賀支店 ウ 滋賀県北部流域下水道事務所	ア 事故 イ 各管理者の対応状況 ウ その他

## 5 各公共施設等の情報

災害の種類	担当班	情報入手先	把握内容
避難施設	本部班 避難所班 関係各班	ア 自治会長 イ 地区連絡員	ア 管理責任者の所在の有無 イ 施設および周辺の状況 ウ 各管理者の対応状況 エ その他

第4節 被害情報等

〈本部班、土木・建築班、町各班、防災関係機関等〉

1 情報活動の概要

町本部の各班長等は、災害が発生した場合、直ちに情報の収集活動を開始し、必要に応じて関係機関等と緊密な連絡をとり、災害の状況、その他災害応急対策活動に関する必要な情報の収集・伝達を行う。

(1) 情報の種類

情報の種別	内容
災害情報	ア 災害の原因 イ 災害発生の日時 ウ 災害発生場所・範囲
被害情報	エ 被害の概況 オ 世帯別被害状況等
応急対策活動に関する情報	カ 住民等の避難状況 キ 避難指示の状況 ク 防災対策の実施状況 ケ 防災関係機関の防災体制 コ その他、必要な事項

(2) 災害経過状況による情報の区分

本計画では主に災害の経過状況により、次のように情報の調査・報告を区分する。

調査	報告	災害の経過状況
概況調査	発生即報	災害発生直後の段階
被害調査	被害即報	災害が継続または続発する段階
被害確定調査	被害確定報告	災害が一段落した段階

(3) 担当

本部班は、災害概況および災害応急対策の情報に関する収集・整理を行う。

(4) 情報の収集伝達

各班長は、災害発生による本町体制の確立と災害に対する適切な応急対策活動のため、災害情報等を調査把握し、町本部に報告する。

町本部および各班長は、必要に応じて、県等の防災関係機関に伝達する。

なお、報告は原則として所定の様式により、その都度定められた時間までに行う。

(5) 報告すべき災害の定義

本計画で被害情報として取扱う災害の定義は、次のとおりである。

※災害の定義（被害即報基準）：資料編参照

(6) 情報の内容

各班長は、被害状況等災害に関する情報をおおむね「災害即報事項例示」に従い、迅速かつ的確に町本部に報告する。

※災害即報事項例示：資料編参照

### (7) 被害の判定

被害状況調査実施に当たっては、「被害状況認定基準」に従い正確に調査するとともに、彦根警察署、その他関係機関との連絡を密にして、調査の抜け落ち、重複等のないよう十分注意し、少なくとも異なった被害状況（内容）は、報告または発表前に調整しなければならない。

※被害状況認定基準：資料編参照

## 2 調査・報告の種別

### (1) 概況調査（→発生即報）

災害により被害が発生したときは、直ちにその概況を調査する。本調査は、災害に対する応急対策実施上の基礎となるものであるから、短時間にその概況を把握し、発生即報として報告する。

通報者ならびに調査者は、被害の有無および程度の概況等、全般的な状況を迅速に報告するよう努める。

### (2) 被害調査（→被害即報）

災害の状況が判明次第、被害の状況を調査する。被害調査は、災害（被害）の変動に伴う諸対策の基礎となるものであるから、災害（被害）の変動に従って、その都度、できる限り被害状況を把握し、被害即報として報告する。

各班長は、被害状況等を災害の推移に応じて、時間を区切って取りまとめ、調査結果を町本部に報告する。

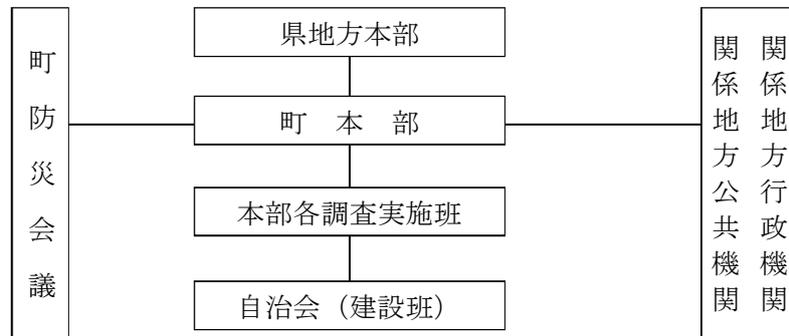
### (3) 被害確定調査（→被害報告）

災害復旧の基礎となるものであり、各種費用負担にまで影響を与えるものであるから、正確に把握し、被害（確定）報告として報告する。

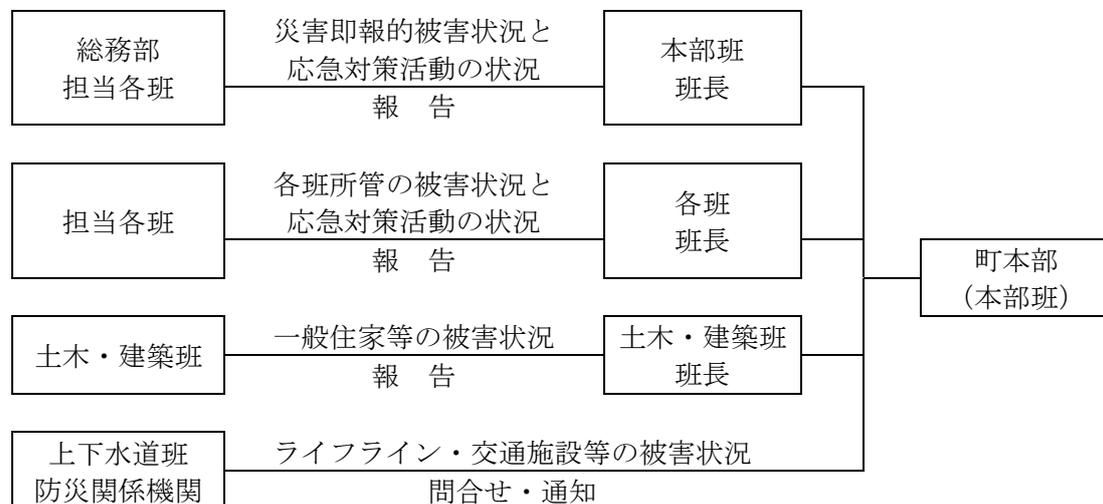
ただし、被害報告は、状況に応じて被害の概況報告、中間報告、確定報告と段階別に行う。本部班は、緊急的な災害応急対策を終了した時点で、各班からの被害報告に基づき関係主管各班と協議のうえ、取りまとめを行う。

### 3 伝達系統

#### (1) 総括伝達系統



#### (2) 担当別伝達系統(町本部)



### 4 調査実施に関する事項

#### (1) 総括

本部班は被害調査の主体となり、土木・建築班の協力を得て調査についての総合的な計画および調整を行う。

#### (2) 協力要請

被害調査に当たっては、各自治会、関係機関および関係団体等の協力を得る。

特に、住家等の被害調査に当たっては、地元自治会長等の協力を得るよう努める。

#### (3) 応援要請

被害調査に専門的な技術を要するとき、または被害が甚大で町においても調査が不可能なときは、調査に関係のない他班の応援を求めるほか、県本部の応援を得て行う。

#### (4) 被害調査室の設置

町本部は、必要と認める場合は、庁内に被害調査室を設置する。

## 5 世帯別被害調査

被害調査は、当該災害の被災状況の基礎的資料とするとともに、後日の災害特別貸付金等の算定資料となるものである。

住家が居住可能かどうかを判定する「被災建築物・宅地応急危険度判定」については、「第8章第4節住宅」の項に記載する。

### (1) 被害調査

町本部は、住民の身体・生命および財産に被害が及んだ場合は、世帯別の被害調査を行う。被害調査に当たり、次の点に注意する。

ア 被害が甚大な場合は、他班の応援を求める。

イ 調査員であることを明示し、トラブルのないよう調査する。

### (2) 世帯構成員別被害状況報告

本部班は、世帯別被害調査に基づき、「世帯構成員別被害状況報告書」を作成し、応急復旧対策活動に関係する各班に提供する。

### (3) り災者台帳の作成

住民班は、被害調査（被害状況調査表等）に基づき、速やかに「り災者台帳」を作成する。

り災者台帳は、各世帯別の救助復旧に関する活動およびその実施記録の基本となるため、その作成に当たっては、正確を期するとともに、救助実施状況等をできるだけ具体的に記録し、整備・保管する。

※り災者台帳（様式）：様式編参照

## 6 り災証明書の発行

### (1) り災証明書

住民班は、災害確定調査により被害が明らかになった住民に対して、「り災証明書」を交付する。ただし、災害時の混乱等によりその発行が困難な場合は、「仮り災証明書」を交付し、後日、速やかに本証明書と取り替える。

※り災証明書の様式：様式編参照

※仮り災証明書の様式：様式編参照

### (2) 注意事項

証明書の交付に当たっては契印等の措置をし、重複欠落等のないよう注意する。

## 7 対応事項

### (1) 町本部

- ア 災害状況および応急対策の実施状況を自治会単位に取りまとめる。
- イ 取りまとめた被害状況等については県地方本部を通じて県知事に報告する。

### (2) 地区連絡員

調査した管内の災害状況および災害応急対策の状況を町本部に報告する。

## 8 連絡時の注意事項

### (1) 勤務時間外の対応

勤務時間外に、当直者が災害発生への報告（発生即報）を受けた場合は、直ちに総務課長に連絡する。

### (2) 伝達方法

被害情報等の伝達については、町が保有または利用できる通信機器等を利用し、迅速かつ効果的な伝達を図る。（第2章第1節「通信連絡体制」による。）

### (3) 記録

災害状況、その他の報告事項は、電話、口達伝令等による場合でも、発受については必ず記録を残し、整理・保管を行う。

## 9 県への報告

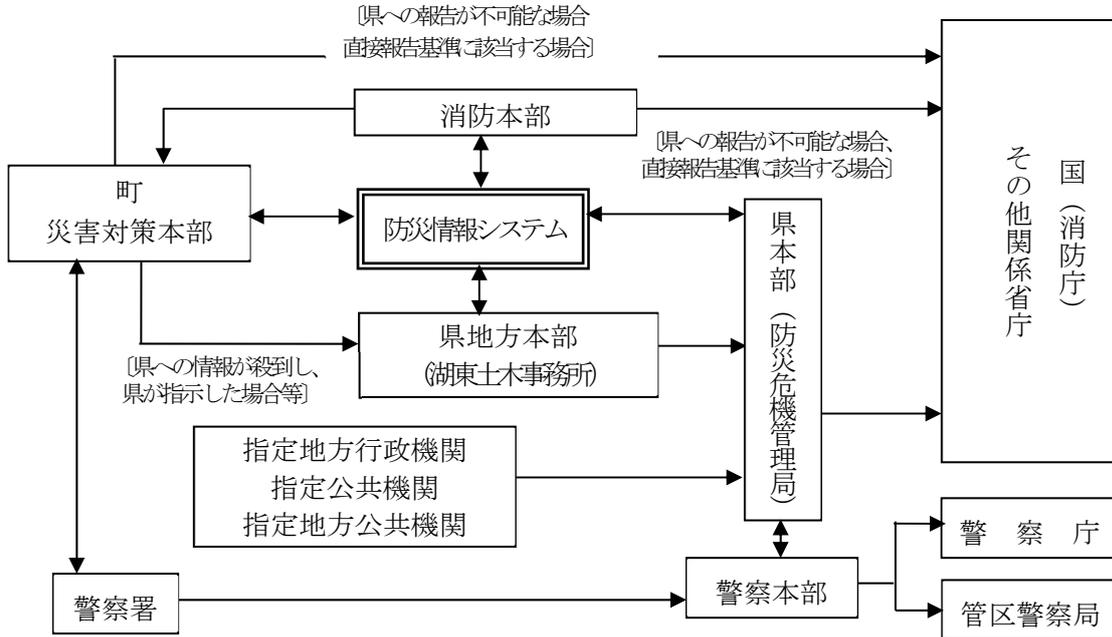
### (1) 被害即報（発生即報を兼ねる）

災害を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で第一報を、県防災情報システムを使用して、県地方本部へ被害即報を報告する。県防災情報システムが使用できない場合の被害即報は電話、FAX等の非常通信により県地方本部へ通報する。

被害即報は、所定の様式に定める事項のうち、判明した事項から順次、県の防災情報システムまたは防災行政無線等により通報する。また、直接即報基準に該当する災害等が発生した場合は、県に加え消防庁にも第一報を報告する。

なお、道路等の途絶による孤立集落があるときは、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者等要配慮者の有無の把握に努める。

【被害即報の伝達系統】



【総務省消防庁への報告先】

〔平常時 消防庁応急対策室〕	〔夜間・休日 消防庁宿直室〕	〔消防庁災害対策本部設置時〕
(NTT回線)	(NTT回線)	(NTT回線)
03-5253-7527	03-5253-7777	03-5253-7510
03-5253-7537 (FAX)	03-5253-7553 (FAX)	03-5253-7553 (FAX)
(消防防災無線)	(消防防災無線)	(消防防災無線)
42-90-43413	42-90-49102	42-90-49175
42-90-49033 (FAX)	42-90-49036 (FAX)	42-90-49036 (FAX)
(地域衛星通信ネットワーク)	(地域衛星通信ネットワーク)	(地域衛星通信ネットワーク)
6-048-500-90-43413	6-048-500-90-49102	6-048-500-90-49175
6-048-500-90-49033 (FAX)	6-048-500-90-49036 (FAX)	6-048-500-90-49036 (FAX)

(2) 被害(確定)報告

被害報告は、状況に応じて被害の概況報告、中間報告、確定報告と段階別に行うが、最終的な被害確定報告は災害応急対策を終了した後、10日以内に行う。

10. 調査および報告の種類

調査	報告	調査・報告の内容	様式内容	細分類事項	備考
概況調査	発生即報	初期的なもので、被害の有無および程度の概況等、一般的な状況を迅速に報告する。	1 2 3 4 5	災害全般 火災 特定の事故 救急・救助 災害概況	県1号様式 県2号様式 県3号様式 県4号様式
災害調査	被害即報	災害の総合的な応急対策を立てる基礎となるものであり、人的被害および住家被害を優先して即報する。	6 7 8 9	災害全般 人・建物 道路・河川 農業	県4号様式その1 県様式 県様式 県様式
災害確定調査	被害報告	災害応急対策および災害復旧計画の基礎となるものであり、正確な調査により報告を要するが、状況に応じて被害の概況報告、中間報告、確定報告と段階別に行う。	10 11	災害全般 被害の総括	県1号様式
その他の部門別の災害調査	その他の部門別の被害報告	災害応急対策および災害復旧計画の基礎となるものであり、部門別に正確な調査により報告を要するが、状況に応じて被害の概況報告、中間報告、確定報告と段階別に行う。 ※ なお、これらのほかに各班において、関係上位機関等へ報告を要するものもあるので注意要する。	12 13 14 15 16 17	世帯構成員別 水道事故 学校給食用物資 町有財産（報告） 町有財産（集計） 農林関係	

※災害の定義（被害即報基準）：資料編参照

※災害即報事項例示：資料編参照

※被害状況認定基準：資料編参照

※被害発生即報（様式1～9）：様式編参照

※災害確定報告（様式10～17）：様式編参照

第5節 広報

〈広報班、町各班、防災関係機関〉

1 広報活動の概要

町および防災関係機関は、収集した災害情報を整理し、正確な情報を必要に応じて、住民および報道機関等に広報する。

(1) 広報体制

町本部における広報活動は、広報班を主体に実施し、広報活動および広報窓口の一元化を図る。

(2) 作業分担

班名	作業内容
各班	ア 刻々の情報を広報班に連絡するとともに、災害記録、写真、広報資料等を積極的に速やかに提出する。
広報班	イ 各班と緊密な連絡を行う。 ウ 災害現場の記録とその後の整理・保管に努める。 エ 住民および報道機関に対しての広報活動を行う。 オ 県および防災関係機関に対し、直接に、または関係各班を通じて間接的に広報の相互連絡を行う。 カ 消防庁に対して直接に、または関係各班を通じて間接的に災害情報、災害写真、各種情報、報告、要望事項等の広報を行う。 キ 特に災害写真の撮影・収集等に努める。

(3) 情報の調整・確認

広報する情報は、正確を期するため事前に町本部、県、防災関係機関等と調整・確認を行う。

(4) 広報内容

情報の種類	広報内容
ア 気象予警報等に関する連絡を受けた場合の事項	① 気象予警報等の内容 ② 雨量、水位等の状況 ③ 予想される災害の種類と場所 ④ 災害に対する警戒の呼び掛け ⑤ 事前避難の必要な地区、避難施設および避難方向の指示 ⑥ 避難途中の注意点 ⑦ その他、必要な情報
イ 災害発生後の事項	① 災害の種別（名称） ② 発生年月日 ③ 災害発生の場所 ④ 被害状況 ⑤ 災害救助法適用の有無 ⑥ 町や関係機関の防災体制 ⑦ 町や関係機関の応急・復旧対策の状況 ⑧ 住民に対する注意・協力要請 ⑨ 避難の指示 ⑩ その他、必要な情報

## 2 住民への広報

### (1) 広報手段別の広報活動

広報手段	広報活動等
ア ラジオ、テレビ等の報道機関	・ラジオ、テレビによる広報は、伝達量、伝達速度、伝達範囲、信頼性に優れ、災害時の有効性が高いので、積極的な利用のため地域FM局をはじめとする報道機関に要請する。ただし、狭い範囲や個別向けの広報には制限がある。
イ 広報車等	・町域全般、および特に災害が切迫した地域への広報には、広報車またはスピーカーを搭載した車両による広報を行う。ただし、広報車による情報伝達は、走行速度または風向によっては聞き取りづらいことを認識し、走行以外に人が集中する場所で、停止した状態での広報や広報車以外の広報手段との併用等を心掛ける。
ウ 住民組織を通じた伝達	・電話連絡や防災関係機関の職員、消防団等の伝令員を通じて自治会長、自主防災組織のリーダー等に連絡し、住民組織を通じての広報活動を依頼する。
エ 広報紙、チラシ等の配布・掲示	・自治会組織等を通じての広報紙やチラシの配布は、伝達速度が遅いので、緊急的な情報以外の広報について行う。また、町役場および公共機関等において、広報発表内容の掲示を行うとともに、ホームページ、SNS等に掲載する。
オ 有線放送の活用、メール配信システム等による広報	・有線放送を活用して、広報活動を実施する。 ・多賀町総合情報配信システム等を活用して、広報活動を実施する。

### (2) 避難者への広報

避難施設等における避難者に対し、適宜災害の状況・見通し等を広報し、避難者の不安を取り除くよう努める。

### (3) 住民等からの問合せ

電話等による一般住民等からの問合せには、丁寧に対応するとともに、情報の混乱がないよう確実な情報を提供する。また、住民の安否の問合せにも対応できるよう、避難施設に避難した住民の名簿等の把握に努める。

また、住民の安否の問合せについては、NTT(株)滋賀支店が『災害伝言ダイヤル』サービスを実施しているので、そのサービスの内容と利用方法等について、防災マップに記載する等住民への啓発を行う。

### (4) 住民の要望等の把握

災害時における住民の要望を速やかに把握することに努める。

## 3 報道機関への広報

### (1) 基本方針

災害対策に関する情報は、各報道機関に提供する。収集した諸情報については、入手の都度、速やかにその内容を各報道機関に提供する。

(2) 提供方法

報道機関に対しては、庁舎内に臨時記者会見席を設け、副本部長が災害に関する情報を発表する。なお、報道機関への情報提供については、Lアラート（TVデータ放送、ラジオ等）の活用に努める。また、災害対策本部情報掲示板を設置し、発表内容等を掲示する。

(3) 提供先

彦根新聞記者会に所属する報道機関等、町内の主な報道機関を対象とする。

(4) 放送機関に対する緊急警報放送の放送要請

町本部は、災害に関して次に掲げる緊急に住民に周知徹底をする必要がある場合は、県を經由して（町と県が通信途絶等特別の事情がある場合は、直接行う。）日本放送協会大津放送局に放送を求めることができる。

この場合、放送要請の理由、放送事項、希望する放送日時等を明示する。

ア 災害が発生し、または発生するおそれのある場合で多くの人命・財産を保護するための避難の指示等

イ 災害に関する重要な情報の伝達ならびに予想される災害の事態およびこれに対してとるべき措置

ウ 災害時における混乱を防止するための指示等

エ その他、町本部が特に必要と認める事項

※緊急警報放送の放送要請書（様式）：様式編参照

4 防災関係機関における広報

防災関係機関は、各防災計画の定めるところにより、災害の様態に応じて適宜適切な災害広報を実施するとともに、広報事項を町本部に通知する。

防災関係機関	関連注意事項
彦根市消防本部、 消防団	○出火防止のための広報および火災の延焼状況等の広報を行う。
県警察（彦根警察署）	○交通規制状況および治安状況を重点に広報を分担し、随時広報活動を行う。
近畿財務局（大津財務事務所）、日本銀行京都支店	○金融機関等に対し金融上の措置を適切に講ずるよう要請した場合には、当該内容について住民への周知に努める。
日本放送協会大津放送局 びわ湖放送(株) (株)京都放送滋賀放送局 (株)エフエム滋賀、FMひこね FMひがしおうみ	○災害時または災害の発生が予想される場合には、災害関連番組を編成する。 ○町、その他防災機関からの通報事項に対しては、臨時の措置を講じて一般に周知徹底する。

防災関係機関	関 連 注 意 事 項
多賀町有線放送農業協同組合	
関西電力送配電(株)滋賀本部	○広報車および報道機関等により、被害箇所への復旧見通しや感電傷害防止について住民への周知に努める。
西日本電信電話(株)滋賀支店	○広報車および報道機関等により、被害箇所（範囲）の復旧見通しや応急措置について住民への周知に努める
西日本旅客鉄道(株) 近江鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)	○災害時において町から災害広報資料の掲示を依頼されたときは、これに協力する。

## 5 安否情報の提供

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察（彦根警察署）等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

## 6 安否不明者等の氏名公表

町は、災害時における要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

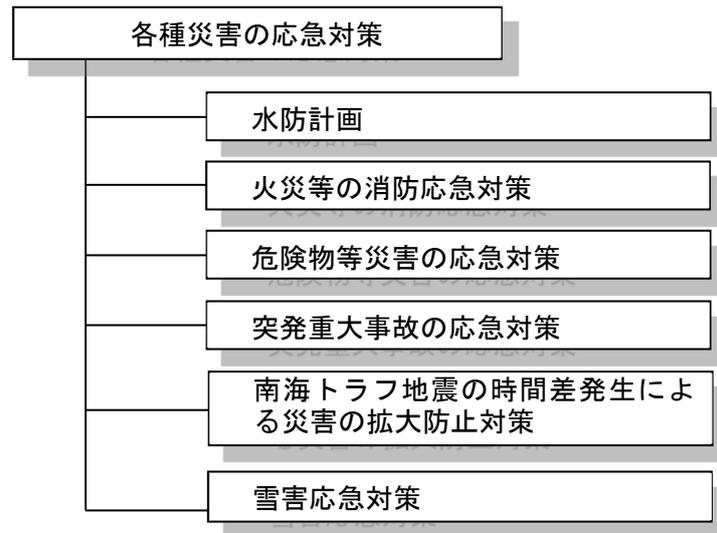
県は、災害時における要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、安否情報を収集・精査し安否不明者の絞り込みをするため、市町等と連携のうえ、速やかな安否不明者の氏名等の公表に努める。

また、死者・行方不明者についても、大規模災害時において情報の錯そう等による混乱回避等必要と認めるときは氏名等を公表できるものとする。

なお、県は、災害時の氏名等の公表方針をあらかじめ定めるとともに、国からの指針等が示された場合や運用を行う中で、適宜、見直しを行う。

## 第3章 各種災害の応急対策

水害、土砂災害、火災、地震災害、危険物災害、突発重大事故等、各種災害に対して、実施責任、活動体制、応急措置の内容等を定め、災害特性に応じて適切な応急活動が行えるように図る。



### 第1節 水防計画

〈本部班、土木・建築班、消防団〉

#### 1 水防計画

水防計画は、水防法（昭和24年6月4日 法律第193号）第3条に基づき、河川の洪水等による水害等を警戒、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

なお、町は県水防計画に準じて以下のとおり水防活動を実施する。

#### 2 実施責任

本町では、水防法第5条に基づく水防団が未設置のため、原則として、消防団員および町職員を中心として、本町域の水防業務を行う。

#### 3 水防本部

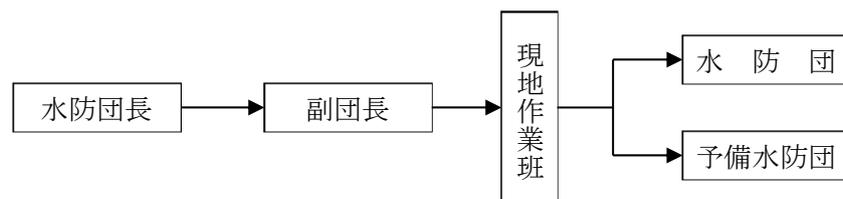
町は、水防管理者（町長）が必要と認め、あるいは県水防本部から指令を受けた場合は、本庁舎内に水防本部を設置するとともに、消防団員、土木・建築班等を出動させ水防活動を行う。

なお、水防本部は、町災害対策本部が設置された場合には、その組織に編入する。この場合、「水防本部」は「災害対策本部」と読み替えて適用するものとする。

#### 4 活動体制

次の各号に定めるもののほか、県水防計画に準じる。

- (1) 非常配備の基準・体制  
第1章第3節「警戒体制の確立」による。
- (2) 監視、警戒  
第1章第3節「警戒体制の確立」による。
- (3) 水防警報、洪水予報および気象水位状況の観測通報連絡  
第2章「情報の収集・伝達」による。
- (4) 任務分担  
任務分担は、第1章第4節「町災害対策本部の設置」による。
- (5) 現地作業班



- ア 水防団長は、消防団長をもってこれに充てる。
- イ 現地作業班の班長は、消防団の班長をもって兼務する。
- ウ 水防団長は、水防本部詰めとする。

## 第2節 火災等の消防応急対策

（総務課、消防本部、消防署、消防団）

### 1 消防基本方針

消防機関は、地震に伴う火災、水害、土砂災害、地盤災害、その他の異常気象による災害の発生または発生のおそれがある場合、出動、招集あるいは通信連絡を迅速に行い、消火、被害の軽減、拡大防止等の消防活動を行う。

### 2 消防の組織体制および任務

#### （1）組織

※消防の組織体制：資料編参照

#### （2）任務

※消防組織の任務：資料編参照

### 3 町消防団員の招集

[地震災害時]

おおむね震度5弱以上の地震が発生した場合は、所定の場所へ参集する。

#### （1）参集場所

消防団幹部は、多賀町役場に参集する。その他の団員は、消防車庫前へ参集する。

#### （2）参集時の任務

団員は、参集時に家屋倒壊および道路状況等の被害状況ならびに消防活動阻害状況等の情報を収集するものとする。また、火災現場に遭遇した場合は、状況により適切な判断を行い行動する。

[風水害等その他の非常事態発生時]

#### （1）消防団長は、管内に非常事態が発生し、または発生のおそれがある場合、消防団員に対して非常招集または自宅待機を発令する。

#### （2）発令の基準

発令の基準は、消防団長・副団長が協議して決定する。

#### （3）参集場所

消防団幹部は、町役場に参集し、消防団員は消防車庫前に参集する。

#### （4）出動体制

専用電話、一般加入電話、駆付通報等によって火災を覚知した時点で出動する。

### 4 活動体制

[地震による火災発生時]

火災が延焼拡大に至ったときは、火災防御線の設定等により他への延焼阻止を図る。また、火災が拡大し、消防力がこれに対応できないときは、重要地区に消防力を結集し、防御に当たることを大震災時火災の基本方針とする。

## (1) 初期措置

地震発生に際しては、平常の業務をすべて停止し、次の体制により災害活動に専念する。

## ア 町消防警備本部

多賀町役場に町消防警備本部を設置し、町長が警備本部長として消防全般の総括的指揮（消防署は除く）に当たる。この場合において、町長は地震警備体制に入る旨の「地震警備配置」の指令を発令するものとする。

## イ 消防団

- ① 無線電話各移動局の開局、試験
- ② 車両の安全確保
- ③ 消防機器の点検、増強
- ④ 出火防止、初期消火の広報
- ⑤ 初期消火の指揮
- ⑥ 人命救助

## (2) 火災出動

同時多発的に発生する大震災時火災に対しては、管轄区域内の火災の警戒鎮圧に当たることを原則とする。

なお、町消防警備本部からの命令があるときは、これに従う。

※消防車両保有状況：資料編参照

[地震による火災以外の火災発生時]

## (1) 通常時火災

通常火災時における防御方針は、犬上分署と連絡を密に延焼阻止を第一とし水損防止に十分考慮するとともに、出火建物の消火に当たるを基本とする。

## (2) 非常時火災

火災が延焼拡大に至った場合は、火災防御線の設定等により他への延焼阻止を図る。また、火災が拡大し、消防力がこれに対応できないと判断したときは、応援協定による応援を要請する。

## 5 応援要請

現有の消防力で対応が困難である場合、「滋賀県広域消防相互応援協定」および「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」等に基づき、応援を要請する。

方法、情報提供等については、各協定書の定めるところによる。

※消防相互応援協定（多賀町、豊郷町、多賀町、彦根市）：資料編参照

※滋賀県下消防団広域相互応援協定：資料編参照

※滋賀県防災ヘリコプター緊急運航要領：資料編参照

※大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱：資料編参照

## 6 町職員の招集

- (1) 勤務時間外に町内で住宅火災等が発生した場合、当直者は役場に近在する指名職員に連絡し、非常招集対応の応援を求めるとともに、火災の状況を把握するものとする。
- (2) 当直者および近在応援職員は、消防関係職員に連絡するとともに、町特別職および当該字の職員に非常招集の連絡をする。
- (3) 火災規模により、町長は町職員を非常招集する。

## 7 地域住民の行うべき行動

地域住民は、自らが居住する地域において災害が発生した場合、次の活動を行う。

- (1) 住民は、近隣地域における火災に対して、地域住民の一致協力によって初動的な消火活動を行う。
- (2) 火災が拡大して危険となった場合は、消火活動を中止し、避難する。

## 8 消防職員の非常招集、活動体制等（彦根市）

消防職員の非常招集および活動体制については、彦根市消防本部の規定による。

### 第3節 危険物施設等の応急対策

〈町、県、防災関係機関、消防本部、消防署、消防団、彦根警察署〉

危険物施設、火薬類貯蔵施設、高圧ガス貯蔵施設、毒物・劇物貯蔵施設等は、地震等の災害時における火災爆発、漏えい等の危険が予測されるので、関係法に基づく災害予防規程、防災計画等を実効のあるものにするとともに、火災、爆発、流出拡散等の防止について自主的な活動ができるよう計画する。

また、危険物施設等の自衛消防組織の活動により、地震等の災害による危険物の被害を最小限にとどめ、施設の関係者、および周辺住民に対する危害防止を図ることを目標として計画を策定するとともに、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立しておくものとする。

#### 1 実施責任

##### (1) 責任者

責任者とは、危険物施設等の所有者、管理者および占有者で、かつその権限を有する者を指し、災害発生施設等の当該責任者は、直ちに町、消防本部等に通報のうえ、施設（事業所）等においてあらかじめ定める計画により応急対策を実施する。

##### (2) 町、県、その他防災関係機関

町および消防本部は、責任者等から通報を受けた場合、関係機関に連絡するとともに、消防計画に基づき消火、災害の拡大防止、被災者の救出等の応急対策を実施する。

なお、町、県、その他防災関係機関は、災害の規模・状況により、総合的な応急対策を実施する。

#### 2 責任者等の対応

責任者および危険物を移送運搬中の者は、災害発生と同時に、直ちに次の措置を行う。

- (1) 爆発、誘爆の回避措置
- (2) 危険区域の設定、立入禁止措置の実施
- (3) 盗難防止措置
- (4) 火災拡大、延焼、類焼の回避措置
- (5) 付近住民への危険周知および避難誘導
- (6) 県、市町、警察、消防機関等、関係機関への通報
- (7) その他災害の状況に応じた必要な措置

### 3 町、県、その他防災関係機関の対応

災害発生の通報を受けた場合、災害の規模・状況に応じて、相互連絡および協力のもとに次の応急対策を実施する。

#### (1) 情報の収集・伝達

消防本部、消防署および本部班は、被災現地に職員を派遣する等して被災状況を適確に把握するとともに、県、その他防災関係機関に災害の発生即報、状況に応じた被害即報を行う。

県は、関係機関との連携を密にして情報収集等を行うとともに、必要により放送機関に対し、事故および応急対策の状況、県民のとるべき措置や注意事項に関する放送を要請する。

#### (2) 広報活動

町、県、報道機関等は、災害による不安・混乱を防止するため、相互に協力して広報車、新聞、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行う。また、住民の立入制限、退去等の措置を実施した際には地域住民に対して広報活動を行う。

#### (3) 救急医療

当該責任者（事業所）、彦根警察署、彦根市消防本部、医療機関、その他関係機関は、相互協力のもと救護・救急医療を実施する。

#### (4) 消防活動

消防署、団は、危険物火災の特性に応じて、引火性、発火性、爆発性物質の移動といった消火、防火、防爆等の消防活動を迅速に実施する。

#### (5) 応援要請

各種の応急対策活動を実施する場合、必要に応じて関係機関に応援を要請する。

ア 救急医療→県、その他関係機関

イ 消防活動→県、その他消防機関

ウ 高圧ガス施設災害→滋賀県高圧ガス地域防災協議会防災指定事業所他

#### (6) 避難

避難所班、本部班および消防署・団は、彦根警察署と協力して、避難のための立退きの指示、避難所の開設・収容を行う。

なお、県は災害の状況により自衛隊出勤等についての調整を行う。

#### (7) 災害警備

関係機関連携のもとに、立入禁止区域の設定、群集整理、住民の避難誘導等の被災地警備を行い、秩序維持に努める。

#### (8) 交通対策

県警察（彦根警察署）、道路管理者およびその他関係機関は、被災地域の交通規制等を行い、交通の安全、緊急輸送の確保に努める。

#### (9) 公共機関の対策

関西電力㈱、西日本電信電話㈱、その他の公共機関は、それぞれ定める防災計画により、応急対策を行う。

(10) 危険物等の移動・搬出

災害による被害拡大を防止するため、危険物施設の責任者および危険物等を搬出する者は、移動できるものは安全な場所に移動させる等の措置を講ずる。

また、近畿経済産業局は、一般高圧ガスおよび液化石油ガスの移動の制限または一時禁止の緊急命令を行う。

(11) 危険な動物等への応急対策

飼養施設から逸走した危険動物（ワニ、クマ等）および野犬による危害を防止するため、町本部は県本部（生活衛生班動物保護管理センター）と連携を密にし、逸走状況の把握を行う。

危険動物が逸走している場合、町および関連機関は県本部と協力して危険動物の捕獲および付近住民に対する広報活動を行う。

#### 第4節 突発重大事故の応急対策

〈町、県、防災関係機関〉

航空機事故、列車事故、自動車事故（交通事故）、火災・爆発事故、雑踏における事故等、一度に多くの尊い人命が失われる突発的な大事故は、現代社会の現況からみても起こり得る可能性の高いもので、町本部および関係機関等は十分な措置を講ずる。

##### 1 対応措置

###### (1) 通報

町内において突発重大事故を発見した者は、直ちに町、彦根警察署または彦根市消防本部に通報する。

通 報 先	専用電話	加入電話
彦根市消防本部	119	22-0119
彦根市消防署犬上分署	—	38-3130
町役場	—	48-8111
彦根警察署	110	27-0110

###### (2) 事故対策本部の設置

突発重大事故が発生した場合、町は、事故対策本部を設置し、防災関係機関と連携して、救急医療、救助、その他応急対策を実施する。（必要に応じて前線指揮本部の形態をとる。）

事故対策本部の設置や活動等は、事故の種類に応じて、災害対策本部の設置や活動に準じて実施する。

###### (3) 情報の収集・伝達

町、県および当該事故の防災関係機関は、情報の収集に十分な連絡をとり、相互に情報を交換する。

###### (4) 周辺住民等の安全確保

事故現場の危険性が高いと判断した場合は、警察等と協力して現場周辺の立入禁止措置を実施する等、周辺住民等の安全が確保できるよう、必要な措置を講ずる。

###### (5) 救急医療、救助活動

###### ア 町、県および当該事故関係機関

上記機関は、次の措置を実施する。

- ① 医師および看護師の派遣
- ② 医療機材および医薬品の輸送
- ③ 負傷者の救助
- ④ 現地における応急対策および負傷者の救急医療施設の確保

###### イ 日本赤十字社

日本赤十字社滋賀県支部は、事故の通報を受けた場合、直ちに救護組織による現地

での医療救護活動を行うとともに、医療施設（赤十字病院）の受入体制の確保に努める。

(6) 消防活動

消防機関は、消防活動を迅速かつ的確に実施し、被害の軽減に努める。

(7) 救援物資の輸送

生活物資・産業班、県および当該事故関係機関は、相互連絡のもと、被災者に必要な物資を速やかに確保し搬送する。

(8) 応急復旧用資機材の確保

町、県および当該事故関係機関は、応急復旧に必要な資機材を確保する。

(9) 交通対策

防災関係機関および当該事故関係機関は、相互連絡のもと、必要な交通規制等を行い、交通の安全、緊急輸送の確保に努める。

(10) 事故処理

当該事故関係機関は、防災関係機関の協力を得て、事故現場および被害地域における応急復旧を速やかに実施する。

**第5節 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止対策**

〈町、県、防災関係機関〉

南海トラフ地震が発生した場合、過去に発生した南海トラフ地震では、二つの地震が同時に発生するほか、数時間から数年の時間差で発生していることから、後発の地震に対する対策を以下のとおり実施する。

また、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意、巨大地震警戒）等が発表されることから、行政機関、住民一人一人、各企業等が、居住地・所在地等の地震に関する災害リスクを踏まえ、必要な防災対応を自ら検討、実施できるよう努める。

- (1) 後発地震により土砂災害の発生が懸念される地域等については、数日間に限った避難の実施を検討する。
- (2) 地震による二次災害を防止するため、建築物や宅地の応急危険度判定を早急に実施するとともに、最初の判定の結果、危険または要注意でなかった場合であっても、建築物や宅地は脆弱になっており、後発の地震による倒壊や損壊の危険を周知する。
- (3) 町および県、企業等は、各施設の管理計画等において点検、巡視の実施必要箇所および体制を事前に明示し、南海トラフ地震臨時情報発令時には情報収集・連絡体制の確認および施設・設備の等の点検を実施する。

## 第6節 雪害応急対策

〈町、県、防災関係機関〉

積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合に各機関と連携を図りながら、乗員保護支援を行う。

## (1) 防災知識の普及

町および県は、集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて周知に努める。

また、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し注意喚起に努める。

## (2) 情報の収集・連絡体制の整備

道路管理者は滋賀県冬期情報連絡室等を通じて、除雪や通行止めの情報を共有し、相互に接続する道路の除雪等の連携に努める。

## (3) 大規模車両滞留発生時の乗員保護について

道路管理者および近畿地方整備局、近畿運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携のうえ、支援体制を構築に努める。

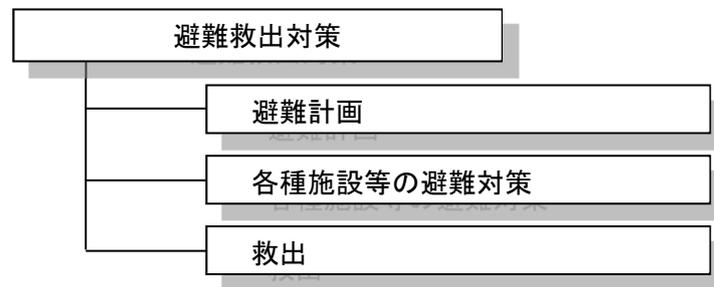
町は、必要に応じて、乗員に対し、救援物資の提供や避難所の開設を行う。

## 第4章 避難救出対策

町本部は、災害時における人的被害を回避するため、県警察（彦根警察署）、その他関係機関と協力し、住民に対して避難情報の発令、避難誘導、収容保護等の応急避難措置を行うとともに、り災者の救出等に努める。

なお、避難の指示等に当たっては、住民の安全確保を図るため、「屋内での退避等の安全確保措置」の活用を図る。

また、その際には傷病者、障がい者、高齢者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮する。また、外国人については平常時より防災教育に努めるものとする。



### 第1節 避難計画

〈本部班、避難所班、消防署・団、彦根警察署、各施設管理者、防災関係機関〉

#### 1 実施責任

本部班は、災害に際し、県警察（彦根警察署）および関係機関と連携のもとに、町本部長の指示（命令）に基づき、住民の生命の安全を図るため、高齢者等避難、避難指示等を発令する。

避難所班、各施設管理者は、町本部長の指示や協力要請を受け、避難場所の開放・開設に当たる。

#### 2 応急措置

##### （1）事前避難

洪水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとき、または、地震発生後において二次災害が発生するおそれがあるときは、高齢者等避難または避難指示を発令し、危険区域内の要配慮者に対して、時間に余裕を持って安全な場所に事前避難するよう指示する。

##### （2）緊急避難

予期せぬ事態により、著しく危険が切迫したと認められるときは、避難指示を発令し、近隣の安全な地域避難場所もしくは指定緊急避難場所に住民を避難させる。

##### （3）避難収容

災害が発生するおそれがある場合、または高齢者等避難、避難指示を発令した場合、所定の避難所を開設し、事前に地域避難場所に避難した者および一時的に緊急避難した者を、指定避難所に収容保護する。また、災害のため現に住居に被害を受けて日常居住する場所を失った者も、同様に一時収容保護する。

### 3 高齢者等避難、避難指示等の発令

町本部長は、水害や土砂災害等の災害が発生するおそれがある場合で、住民の生命、身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、災害危険区域の住民に対し、あらかじめ高齢者等避難を発令する。

災害により住民の生命、身体に危険が及ぶおそれが高まった場合には避難指示を発令し、周知徹底する。また、事態が切迫している場合等の緊急の場合には緊急安全確保を発令する。

なお、避難が遅れ、洪水等により避難場所への避難が危険になった場合は、住宅の2階等安全な場所への避難（垂直避難）を指示する。

避難情報の発令に関する詳細については、内閣府が令和3年5月に取りまとめた「避難情報に関するガイドライン」等に基づき作成した「(仮称) 避難情報の判断伝達マニュアル」による。

(1) 避難指示等の実施責任者、措置、実施の基準

事項区分	実施責任者	措置	実施基準
高齢者等避難 (警戒レベル3)	町長	避難に時間を要する高齢者や要配慮者等へ立退きの準備やその他の措置を通知および警告	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。
避難指示 (警戒レベル4)	町長 (災害対策基本法第60条)	避難のための立退きを指示 立退き先の指示 緊急に安全を確保するための措置を指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。
	知事およびその命を受けた職員 (水防法第29条、地すべり等防止法25条)	避難のための立退きの指示	洪水・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	水防管理者(町長) (水防法第29条)	避難のための立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	緊急安全確保 (警戒レベル5)	警察官 (災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難のための立退きの指示</li> <li>・ 警告</li> <li>・ 避難等の措置</li> </ul>
	自衛官 (自衛隊法第94条)	避難について必要な措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
避難指示等に当たっての助言 (災害対策基本法第61条の2)		指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長または知事は、避難指示等に関する事項について市町長から助言を求められた場合には、その所掌事務に関し、必要な助言をする。	
知事による避難指示等の代行 (災害対策基本法第60条第6項)		知事は、町長がその全部または大部分の事務を行うことができないときは、避難のための立退きおよび指示に関する措置の全部または一部を代行する。	
避難指示等の解除に当たっての助言 (土砂災害防止法第32条)		国土交通大臣または知事は、避難指示等の解除に関する事項について市町長から助言を求められた場合には、必要な助言をする。	

※(避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命または身体に危機が及ぶおそれがあるとき、屋内での退避、近傍の堅固な建物への退避等、避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。)

- (2) 町本部は、高齢者等避難、避難指示を行った場合、必要事項を関係機関へ通知する。
- ア 町本部から知事への報告は県防災行政無線または県防災情報システムにて行う。
  - イ 県防災行政無線が使用不可能な場合、または県からの指示があった場合には、県地方本部を通じて県本部へ報告する。
  - ウ 避難指示等が洪水等による事由で行われた場合には、このことを速やかに下流域の水防管理者へ連絡する。
- (3) 町本部は、高齢者等避難や避難指示を発令した場合には、速やかにその内容を住民に対して周知する。なお、避難の必要がなくなった場合も同様とする。
- (4) 内水氾濫の発生による水害等の場合、屋外を移動して避難場所へ避難するよりも自宅等の屋内にとどまり、上階へ移動する方が安全である場合が考えられる。町本部は、このような場合「避難のための立退き」に代え、屋内での退避等の安全確保措置を住民に指示する。なお、以下の場合は「避難のための立退き」指示等を行う。
- ア 河川の氾濫による水害
  - イ 土石流、崖崩れ等の土砂災害
- (5) 住民は、居住地域に高齢者等避難や避難指示等が発令された場合は、状況を見極めて適切な避難行動（水平避難、垂直避難、屋内安全確保）を行う。なお、河川の増水や氾濫、土砂災害の前兆など異常な現象に気づいたときは、隣近所や町または消防本部に通報し、いち早く安全な場所に避難する。

#### 4 避難情報の伝達

##### (1) 伝達方法

避難情報の伝達は、状況に応じておおむね次の方法によるほか、第2章第5節「広報」による。

※避難広報文例：資料編参照

避難情報の伝達に関する詳細については、内閣府が令和3年5月に取りまとめた「避難情報に関するガイドライン」等に基づき作成した「(仮称) 避難情報の判断伝達マニュアル」による。

避難情報の伝達方法

区分	伝達内容	伝達手段
事前避難 (高齢者等避難)	ア 事前避難すべき理由 イ 危険区域 ウ 避難対象者 エ 避難すべき場所 オ その他注意事項	ア 有線放送 イ 広報車 ウ 口頭伝達 エ エリアメール
緊急避難 (避難指示または緊急安全確保)	ア 緊急避難すべき理由 イ 避難すべき場所 ウ 避難経路 エ その他注意事項	ア 有線放送 イ 広報車 ウ 口頭伝達 エ エリアメール オ サイレン吹鳴
収容避難	ア 地域避難場所から移動する理由 イ 移動方法 ウ 移動先(収容施設) エ その他注意事項	ア 口頭伝達

## (2) 避難指示等について助言を求める窓口

県に対して避難指示等について助言を求める窓口は、次のとおりとする。

## ア 洪水関係(県管理河川関係)

土木交通部流域政策局流域治水政策室または湖東土木事務所

## イ 土砂災害関係

土木交通部流域政策局砂防室または湖東土木事務所

## 5 避難指示に関する注意事項

避難指示に当たっては、次の事項に注意する。

## (1) 避難者への周知事項

ア 避難に際し、火気、危険物等の後始末および戸締りを完全にする。

イ 会社、工場等では、油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずる。

ウ 現金、貴重品ほか日用品、身の回り品を最小限にする。また、状況に応じ、避難者に2食程度の食料、水、日用品、照明具および最小限の着替えを携行させる。

エ なるべく氏名票を携行させる。

オ 携行品は、避難に支障をきたさない程度にする。

カ 隣人(家)への伝達

## (2) 避難者の確認、救出

町職員、警察官、消防団員等は、避難指示を発した地域に対し、避難終了後、速やかに巡視を行い、立退きに遅れた者等の有無の確認および救出に努める。また、避難指示に従わない者については説得に努め、状況によっては、必要な措置をとる。

自治会・自主防災組織は、災害の発生などにより避難するときは、地域で協力して、高齢者、障がい者等の要配慮者の安否確認、避難支援に努める。

## 6 避難場所および避難所の開設と避難者の受入れ

### (1) 避難場所

災害が発生するおそれがある場合または発生した場合、町は、速やかに避難場所を開設し、避難者の受入れを円滑に実施する。

#### ア 自治会が設定する避難場所（地域避難場所）

災害が発生するおそれがある場合または発生した場合、住民は各自治会が選定した地域避難場所（地震災害時は公園、広場、駐車場等、風水害時は公民館等）に避難し、安全確保と安否確認を行う。

※避難場所、避難所等：資料編参照

#### イ 町が指定する避難場所（指定緊急避難場所）

大規模な風水害時に多くの住民を収容可能な指定緊急避難場所（学校体育館等）に避難し、安全確保を図る。

また、大規模な地震時や大火災時に多くの住民を収容可能な指定緊急避難場所（学校グラウンド等）に避難し、安全確保を図る。

※避難場所、避難所等：資料編参照

### (2) 避難所

町は、大規模な災害により、多くの被災住民を収容する必要がある場合は、指定避難所（学校体育館等）を開設し、被災住民を速やかに収容する。

なお、避難所の開設に関する詳細については、「避難所運営マニュアル」による。

※避難場所、避難所等：資料編参照

### (3) 避難所開設の報告

町本部は、避難所を開設したときは、直ちに県地方本部および彦根警察署長に対して次の事項を通報する。

#### ア 避難所開設日時・場所または施設名

#### イ 収容状況および収容人員

#### ウ 開設期間の見込み

#### エ その他の参考となる事項

### (4) 避難所の管理運営

避難所責任者は、適切に避難所の管理運営を行う。なお、避難所の管理運営に関する詳細については、「避難所運営マニュアル」による。

また、避難所における避難者の過密抑制等感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要があることから、「新型コロナウイルス感染症対策のための避難所運営ガイドライン【避難所運営実務者向け】(滋賀県作成)」等を参考に、避難者の健康管理、避難所の衛生管理や適切な空間の確保等の感染症対策に取り組む。

対策に当たっては、避難所のレイアウトや動線等を確認するとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、対応策を検討する。

自治会・自主防災組織は、避難者等と避難所運営委員会を設置し、「避難所運営マニュアル」を参考に様々な役割を分担し、避難所の運営に努める。

#### (5) 収容状況の報告

避難所責任者は、収容者の状況を確実に把握し町本部に対し一定時間ごとに報告する。なお、収容状況の報告に関する詳細については、「避難所運営マニュアル」による。

#### (6) 応援要請

町本部は、災害時に予定した避難所が使用できなくなる等、町において適切な避難所を開設することができない場合、隣接市町の施設を利用して避難所を開設することが適当と判断するときは、県地方本部に対して要請する。ただし、事態が急迫し、余裕のないときは、隣接町に直接要請し、その応援を得て開設する。

#### (7) 学校施設に避難収容者を受入れたときの対策

##### ア 臨時応急避難の場合

学校長は、町本部の指示によりできる限りの協力を行う。

##### イ 長期にわたる場合および全施設に及ぶ場合

学校教育に支障を生じる場合は、町本部は学校長等と協議し、必要な措置をとる。

#### (8) 避難所の開設期間

災害救助法による避難所の開設の期間は、災害発生から七日以内とする。ただし、状況により、上記の期間を延長する必要がある場合には、町本部長は、県本部長の事前承認を受けなければならない。

#### (9) 避難所の閉設

ア 町本部は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉設を決定し、避難所責任者に必要な指示を与える。

イ 避難所責任者は、町本部の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な措置をとる。

ウ 町本部は、避難者のうち住居が倒壊により帰宅困難なものがある場合については、避難所を縮小して存続させる等の措置をとる。

## 7 避難収容者への配慮

避難収容者は、老若男女が同じ広い空間で一時的に同居生活を余儀なくされるため、避難世帯ごとにパーティションで区切る等、プライバシーの確保等について、配慮する。

特に、高齢者や障がい者等の福祉ニーズの把握には十分配慮するとともに、要配慮者用

の相談窓口を設置し、要配慮者等からの相談対応を行う。

また、男女のニーズの違い等男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人等の視点から配慮するよう努める。

さらに、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。

## 8 福祉避難所（福祉避難室）の設置

町は、一般の避難所生活が困難である要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所については、国の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を参考に指定を進め、必要数を設置する。

福祉避難所の設置に当たって、社会福祉施設等の福祉避難所に適した施設が不足する場合は、一般の避難所に要配慮者のために区画された部屋を「福祉避難室」として設けることや、公的な宿泊施設や民間のホテル、旅館等を避難所として借上げる等の検討を行う。

## 9 民間賃貸住宅等のあっせん・借上げ

避難所や、応急仮設住宅の供給時期・必要数に不足を生じる場合に、民間賃貸住宅、公的宿泊施設・民間ホテル・旅館等をあっせんし、または借上げる等の検討を行う。

## 10 広域避難

### (1) 基本方針

町本部は、災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、町域を越える広域避難の実施の必要があると認められるとき、または他都府県等から実施を求められたときは、災害対策基本法第61条の4から8に基づき、県本部と連携し、広域避難を実施する。

### (2) 県内における広域避難の実施

災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町外への広域的な避難および指定避難所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他市町への受入れについて当該市町と直接協議する。

また、町は受入れについて県内の他市町に協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告する。

### (3) 県外への広域避難

町は、県と協議を行い、災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、県外への広域避難の必要があると認めるときは、県に対して他の都道府と要避難者の受入れについて協議することを求める。このとき、具体的な被災状況、

受入れを要する要避難者数その他必要な事項を示す。

(4) 県外避難者の受入れ

町は、県から県外避難者の受入れについて協議を受けた場合、可能な限り、要避難者を受入れに協力する。

## 11 広域一時滞在

(1) 基本方針

町本部は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等の状況から、町域や県域を越える広域一時滞在の実施の必要があると認められるとき、または県を通じ他都道府県等から実施を求められたときは、災害対策基本法第86条の8から13に基づき、県本部と連携し、広域一時滞在を実施する。

(2) 県内における広域一時滞在の実施

災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、町外への広域的な避難および指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他市町への受入れについて当該市町と直接協議する。

また、町は受入れについて県内の他市町に協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告する。

(3) 県外における一時滞在

町が被災した場合、町本部は、県と協議を行い、県内の被災状況等から県外における広域一時滞在の必要があると認めるときは、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示して、県に対し他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。

(4) 他府県等からの協議

県本部が他の都道府県から被災住民の受入れについての協議を受けたとき、町本部は受入れを検討し、受入れを決定したときは県本部に受入れを通知する。県本部は、速やかにその内容を受入れ協議元の都道府県に通知する。

(5) 県外避難者の受入れ

町は、県から県外避難者の受入れについて協議を受けた場合、可能な限り、要避難者の受入れに協力する。

(6) 避難者への支援

町本部は、県外避難者に対し、次の支援を実施する。

ア 県外避難者情報の収集

イ 県外避難者への総合的な支援

ウ 県外避難者の地域コミュニティの形成支援

## (7) 自主避難者への対応

東日本大震災では避難指示等に基づかない、いわゆる自主避難者が数多く生じ、市町域や県域を越えた避難行動が見受けられたことから、町本部は、県本部と連携し、自主避難者に対しても避難者情報の把握と全国避難者情報システムへの自主的な情報登録を呼び掛け、支援に努める。

## 12 避難誘導の方法

## (1) 実施責任

町本部は、警察官、消防団員等と連携して避難誘導を行い、地区ごとに責任者および誘導員を定め、特に安全に配慮し統制を図り実施する。

なお、誘導に当たっては、関係自治会長および自主防災組織等とも連絡をとり、協力を求める。

## (2) 自治会等への協力要請

避難指示は複数の地区同時に発令され、避難誘導に当たる職員数が不足する事態も考えられるため、自治会や自主防災組織の協力を求めるものとする。このため、夜間の避難や豪雨時の避難等のことを考え、自治会が必要とする搬送器具等の整備に努めるものとする。

自治会や自主防災組織は、避難指示を受けたときは、できる限り自治会や自主防災組織ごとの集団の形成を図り、あらかじめ設定した地域避難場所や指定緊急避難場所に避難者を誘導する。なお、避難誘導時は、避難行動要支援者の避難を優先する。

## (3) 避難対象者

通常の場合、次の順序によるが、誘導に当たっては、自治会単位または避難行動に適した規模での集団避難を心掛ける。

- ア 高齢者、乳幼児、妊産婦、障がい者等の要配慮者
- イ 防災活動従事者以外の者
- ウ 防災活動従事者

## (4) 実施時の留意点

- ア 避難誘導のため町職員、警察官、消防団員等を配置する。
- イ 夜間においては、照明具携行の誘導員を配置する。
- ウ 危険が伴う場合は、誘導ロープにより安全を図る。

## (5) 避難経路

- ア 各地区の防災マップに記載された安全な避難経路を利用することを基本とするが、消防用車両等が輻輳する事態も考慮し、臨機応変に経路を選定して避難するものとする。
- イ 避難経路途中で危険な箇所があるときは、明確に指示を避難者に伝達しておく。
- ウ 特に危険な箇所については、誘導員を配置し、避難中の不慮の事故を防止する。

エ 必要に応じ、誘導標識、誘導灯、誘導柵を設置する。

(6) 避難者への説明

避難誘導の際、避難者に避難指示の内容、理由等を説明する。

(7) 避難者の確認

町は、県警察（彦根警察署）、消防署、民生委員・児童委員、地域住民等の協力を得て、在宅サービス利用者、一人暮らし高齢者、高齢者世帯、障がい者、難病患者等の避難行動要支援者名簿を利用することにより、居宅取り残された要配慮者の迅速な発見に努め、発見した場合は要配慮者の心身の状況により避難所等への移動や社会福祉施設等への緊急入所、医療機関への入院等の措置をとる。

(8) 報告、記録

避難誘導の状況を町本部に報告するとともに、簡潔に記録する。

### 13 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の基準

町本部等は、災害が発生し、またはそのおそれがある場合、人命および身体を保護するために警戒区域を設定し、一般の立入禁止・退去を命ずることができる。

## 警戒区域の設定権限

設定権者	種類	要件 (内容)	根拠法令
町長	災害全般	・災害が発生し、または災害が発生しようとしている場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第63条
警察官	災害全般	・同上的場合において、町長もしくはその委任を受けた町の吏員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法 第63条
		・人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務 執行法第4条
自衛官	災害全般	・町長等、警察官および海上保安官がその場にいない場合に限る。	災害対策基本法 第63条
消防吏員 または 消防団員	火災を除く 災害全般	・災害の現場において、消防活動の確保を主目的に実施する。	消防法第36条に おいて準用する 同法第28条
水防団長・団 員または 消防機関に 属する者	洪水	・水防上緊急の必要がある場所	水防法第21条
県知事による応急措置の代行		・町長がその全部または大部分の事務を行うことができないときは、警戒区域の設定等の措置の全部または一部を代行する。	災害対策基本法 第73条

(注) 警察官は消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないかまたは要求があったときは、警戒区域を設定できる。

## (2) 設定方法

警戒区域の設定については、県警察（彦根警察署）、消防署等関係機関と調整を図ったうえで設定し、警戒区域を設定した場合は、縄を張る等警戒区域の表示を行い、避難等に支障のないように措置する。

## 第2節 各種施設等の避難対策

〈教育班、本部班、各施設管理者、消防署・団〉

### 1 学校施設

#### (1) 実施責任

ア 学校長は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、状況に応じて教職員に適切な緊急避難の指示を行う。

イ 教職員は、学校長の指示を的確に把握して、校舎配置別または学年別等を考慮し、あらかじめ定められた避難順序に従って、迅速確実に校内または校外の安全な避難場所に誘導する。

#### (2) 避難指示の周知・連絡

ア 学校長は、職員および児童・生徒に対する避難の指示を、サイレンまたは拡声器等により行い、その旨周知徹底を図る。

イ 学校長は、児童・生徒に対する避難の指示を発したときは、直ちに町教育委員会にその旨連絡する。

#### (3) 移送方法

ア 教職員は引率責任者として、児童・生徒を地区別に班編成し、次の事項に留意して安全かつ能率的に移送する。

イ 危険な橋、堤防、その他新たに災害の発生するおそれのある場所を極力避け、安全な道路を選定する。

ウ 引率責任者は、拡声器を所持する。

エ 感電、水没等の事故防止に努める。

オ 浸水地域等の移送には、ロープ等を利用する。

### 2 認定こども園・保育園施設

認定こども園長および保育園長は、前1「学校施設」に準じて避難対策を実施する。

また、園児の保護者から安否の問合せ、迎え等が殺到することも考慮し、災害時の連絡先、連絡方法等については日頃から保護者に周知しておく。

### 3 事業所等

#### (1) 実施責任

事業所等多数の者が出入りし、勤務し、または居住している施設の管理者（以下「管理者」という。）は、施設内にいる者をあらかじめ定められた非常口、非常階段等の避難施設を利用して施設内または施設外の安全な場所に誘導する。

#### (2) 移送方法

災害時における出入者、勤務者等の避難場所をあらかじめ定めておくとともに、避難に必要な非常出入口、非常階段、救出袋等を整備しておく。

#### 4 社会福祉施設

##### (1) 実施責任

社会福祉施設等は、地震等の災害により物的・人的被害が発生した場合は、下記のとおり町、県へ被災状況報告を行う。

ア 高齢者福祉施設および障がい者福祉施設は、県および町の両方へ報告。

イ 児童福祉施設は、町へ報告。

ウ 救護施設は、県へ報告。

##### (2) 被害状況の把握

老人ホーム等入所施設については、町が県と連携し、被災状況を把握し、保育所等通所施設については、町がその被災状況を把握する。

なお、把握する被災情報は次のとおり。

ア 施設入・通所者の被災状況

イ 避難が必要な入所者数、移送車両の有無等

ウ 施設・設備の被災状況

エ 他施設等からの被災者の受入れ可能人数

オ ライフライン・食料等に関する情報

##### (3) 移送方法

施設・設備の損壊、ライフライン等の途絶等により、社会福祉施設の機能が麻痺している場合に、県、町は、食料・飲料水の確保、近隣施設および近隣市町への人員の派遣の要請、入所者の移送等必要な援助を行う。

ア 入所者の相互受入れ

町は、町内の社会福祉施設の被災状況、避難が必要な入所者数を把握し、県に報告する。

また、町域を超え避難が必要な者について、県本部からの指示を社会福祉施設に伝えるとともに、県、近隣市町、近隣社会福祉施設、社会福祉協議会等関係機関と協力し、移送等を行う。

イ 在宅要配慮者の受入れ

町は、介護等を要する被災者の心身の状況等を取りまとめ、県に報告する。

また、町域を越える避難の場合は、必要に応じて県の調整を求め、要配慮者を避難所等から社会福祉施設等へ移送を行う。この場合、町は、県および近隣市町、近隣社会福祉施設、社会福祉協議会等の関係機関と協力し、要配慮者の心身の状況に配慮した移送等を行う。

#### 5 土砂災害警戒区域等

##### (1) 実施責任

ア 町本部（土木・建築班および本部班）は、土砂災害等の危険区域で災害のおそれが

あると判断される場合には、関係区域の住民に対し、立退き、またはその準備を行うよう指示する。

イ 消防職団員は、主として避難誘導および救助を行う。

(2) 対象地域

※土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域：資料編参照

※急傾斜地崩壊危険区域：資料編参照

(3) 警戒避難の基準

過去の災害事例等から、停電、機器の故障等最悪条件下においても、次に掲げる場合には、住民が自発的に警戒避難を行うよう指導する。

ア 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合

イ 溪流の流水が急激に濁り出した場合、流木等が混じり始めた場合

ウ 降雨が続いているにも関わらず、溪流の水位が急激に減少し始めた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険があるため）

エ 溪流の水位が降雨量の減少にも関わらず、低下しない場合

オ 溪流付近の斜面において落石や斜面の崩壊が出始めた場合、その兆候が出始めた場合

### 第3節 救出

〈町、県、各班、消防署・団、彦根警察署、防災関係機関〉

#### 1 実施責任

町本部は、県地方本部、彦根市消防本部、県警察（彦根警察署）等、関係機関と協力して、災害により生命の危険にさらされている者、または災害により生死不明の状態にある者の救出に当たる。

#### 2 対象者

り災者の救出は、災害の原因・種別、住家の被害等に関係なく、次のような救出を要する状態が発生した場合に行う。

- (1) 生命、身体が危険な状態にある火災の際、火中に取り残された場合
- (2) 地震に際して倒壊家屋の下敷きとなった場合
- (3) 危険な孤立した地点に取り残された場合

#### 3 救出の方法

救出は、消防団員、本部職員および応援者等が二次被害に注意しつつ速やかに作業を行う。また必要に応じて民間業者等より機器の借上および人員の派遣等協力を求める。

自治会・自主防災組織は、近隣住民と連携して、可能な範囲で救出活動に協力するとともに、必要に応じて、負傷者の応急手当や重傷者の病院への搬送等に協力する。

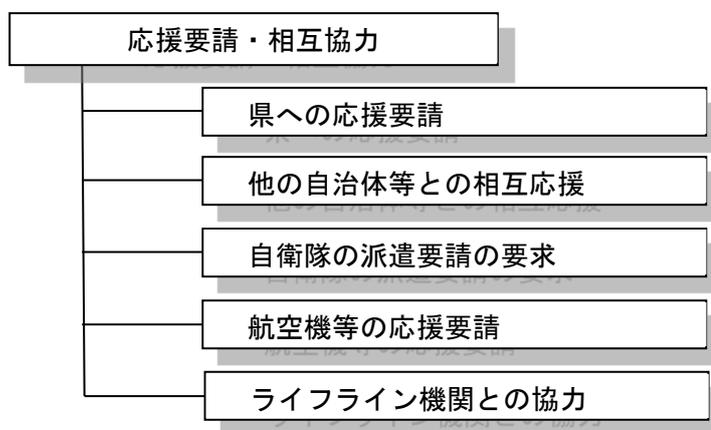
#### 4 応援要請

町本部は、町本部で対応困難と判断したときは、関係機関と協議し、必要に応じて応援を求める。

## 第5章 応援要請・相互協力

大規模な災害が発生し、町内の関係機関の防災能力だけでは、対応が不十分であり、県、他市町、自衛隊およびその他防災関係機関等に応援を要請する必要があると認める場合は、各種法令、相互応援協定等に基づき、町本部としてあらかじめ必要事項を明確にしたうえで、応援要請の手続を行う。

なお、他の自治体との相互協力の拡大を図るため、同時被災するおそれの少ない市町村との相互応援協定の締結について検討を進める。



### 第1節 県への応援要請

〈本部班〉

#### 1 実施責任

本部班は、町各班と連絡調整をとり、県への応援要請を行う。

#### 2 実施方法

##### (1) 県への応援要請

県に応援を要請する場合は、県本部に対してとりあえず口頭または電話等をもって連絡し、後日、文書により改めて処理する。

この場合、次の事項を記載した文書をもって要請する。

り災者の他地区への移送を要請する場合	県部局への応援要請または応急措置の実施を要請する場合
① 移送を要請する理由	① 災害の状況および応援を要請する理由
② 移送を必要とするり災者の数	② 応援を必要とする期間
③ 希望する移送先	③ 応援を希望する物資、資材、器具等の品名・数量
④ 移送先で収容を要する期間	④ 応援を必要とする場所
⑤ その他、必要事項	⑤ 応援を必要とする活動内容
	⑥ 応援を希望する機関名
	⑦ 応援を希望する人員
	⑧ その他、必要事項

- (2) 他市町、指定地方公共機関等への応援のあっせん要請  
県に対して、他市町、指定地方公共機関等への応援のあっせんに要請する場合は、前(1)の各号に準じた文書をもって要請する。
- (3) 自衛隊の災害派遣の要請  
詳細は、本章第3節「自衛隊の派遣要請の要求」による。

## 第2節 他の自治体等との相互応援

〈本部班、防災関係機関〉

### 1 実施責任

本部班は、他市町、指定地方公共機関等との相互応援、相互協力の連絡調整を行う。

### 2 実施方法

他市町または指定地方公共機関の長に対して、応援要請または応援のあっせんを行う場合は、地理的要件等の事情を考慮し、文書をもって要請する。ただし、事態が緊迫し、文書による要請をする余裕がないときは、電話等迅速な方法によって要請する。この場合においても、事後、速やかに文書を提出する。なお、協定に基づく応援については、それぞれの定めによる。

### 第3節 自衛隊派遣要請の要求

〈本部班、県〉

#### 1 実施責任

本部班は、町本部長の指示により、災害に際して人命・財産保護の応急対策の実施が町単独では困難であり、自衛隊の部隊組織による活動が必要または効果的であると認める場合、自衛隊法第83条第1項の規定に基づき、県本部長に対して自衛隊派遣要請の要求を行う。

ただし、県本部長と連絡がとれず、事態が逼迫していると町本部長が判断した場合は、直接自衛隊に応援を求めるものとする。

#### 2 派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命および財産の救援のため必要があり、かつ緊急を要し他に適当な手段がない場合で、他の救助作業等に優先して実施する必要がある場合とする。

- ア. 被害状況調査のため、車両、船舶および航空機等の増援を必要とするとき
- イ. 避難の援助として避難者の誘導、輸送等について増援を必要とするとき
- ウ. 人命救助および行方不明者の捜索のため、増援を必要とするとき
- エ. 水防活動として堤防護岸等の決壊に対する緊急の措置に増援を必要とするとき
- オ. 消防活動としての消防車やその他の防火用具による増援を必要とするとき
- カ. 障害物の排除等応急復旧に増援を必要とするとき
- キ. 広範囲な感染症等の発生に伴う応急防除等のための増援を必要とするとき
- ク. 通信支援を必要とするとき
- ケ. 人員および物資の緊急輸送を必要とするとき
- コ. 炊飯および給水の支援を緊急に必要とするとき
- サ. 救援物資の無償貸与や譲与を必要とするとき
- シ. 火薬類、爆発物等危険物の保安措置および除去
- ス. 交通規制の支援を必要とするとき
- セ. その他支援を必要とするとき

#### 3 派遣要請の要求の手続

町長が県知事（防災危機管理局）に自衛隊派遣要請の要求をするときは、次の事項を明らかにした文書3部の提出をもって要請する。ただし、緊急を要する場合は電話等で要求し、事後速やかに文書を送達するものとする。

また、急迫した事態により町長が知事へ要求ができない場合は、その旨および災害の状況を防衛大臣またはその指定する者に直接通知することができる。

知事に対して自衛隊災害派遣要請を要求する場合の手続は次のとおりである。

【自衛隊災害派遣要請を要求する場合の手続】

依頼先	滋賀県防災危機管理局
文書提出部数	3部
記載事項	ア 災害の状況および派遣を要請する理由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域および活動内容 エ 受入場所 オ その他参考となるべき事項

注) 1. ア～ウは必須項目

注) 2. 特別救難に関するものは、記載事項のイに示す内容とする。

【連絡先】

連絡先		通報先	電話番号
県災害対策本部未設置時		滋賀県防災危機管理局	(077)528-3431
県災害対策本部設置時		滋賀県災害対策本部	(077)528-3431
自衛隊 陸上	今津駐屯地司令（高島市今津町平郷）		(0740)22-2581
	中部方面混成団長（窓口：訓練科）（大津市際川1-1-1）		(077)523-0034

4 派遣要請要求書の記載事項

- (1) 要求者、要求日時
- (2) 災害の状況および派遣要請を要求する事由（目的）
  - ア 災害発生の日時
  - イ 種別
  - ウ 場所
  - エ 原因
  - オ 被害状況（人命に関するものは、特に症状、病名を明らかにする。）
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣を希望する人員、航空機の概数
- (5) 派遣を希望する場所または区域および活動内容（輸送の場合は、目的地および連絡先を明示する。）
- (6) その他の参考事項
  - ア 宿泊施設の有無
  - イ 携行を依頼する資材名および数量
  - ウ 患者の付添い、医師の有無、その他参考となる事項
  - エ 災害現地における連絡責任者および現場技術責任者名

5 派遣部隊の受入措置

町本部は、次の要領により、自衛隊の受入措置を行う。

## (1) 事前準備

自衛隊の活動については、その活動内容からかなりの車両、人員等の現地への進入が予想されるため、町長は平常時から次の事項について検討しておく。

ア 庁舎内での自衛隊用本部事務室

イ 自衛隊が集結できる空地の確保（宿舎、資材置場、炊事場、駐車場として利用できる空地。避難場所を除いて選定する。）

ウ 臨時ヘリポートの確保（複数機が発着できる空地）

## (2) 大災害発生時の準備

ア 本部事務室

イ 宿舎

ウ 資材置場、炊事場（野外の適当な広さ）

エ 駐車場（車1台の基準は3×8m）

オ ヘリコプター発着場（2方向に障害のない広場）

## (3) 町の任務分担

ア 作業実施期間中における現場責任者の設定

イ 応急対策における救援活動を迅速・効果的に実施するために必要な資機材の準備

ウ 被派遣部隊との連絡調整

## (4) 派遣部隊が到着したときの対応

派遣部隊を作業現地に誘導し、派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ、必要な措置をとるとともに、次の事項を県地方本部に報告する。

ア 派遣部隊の指揮官の官職氏名

イ 隊員数

ウ 作業の状況

エ 町本部における連絡責任者氏名および今後の連絡方法

## 6 派遣部隊の撤収要請

町本部は、災害救助活動が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなった場合または作業が復旧の段階に入った場合、連やかに県本部に対して自衛隊の撤収要請の連絡を行う。

## 7 経費の負担区分

町は、原則として自衛隊の救助活動に要した経費を負担する。

その内容は、おおむね次のとおりとする。

(1) 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）

等の購入費、借上料および修繕費

(2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料および借上料

(3) 派遣部隊の宿営および救難活動に伴う光熱、水道、電話料等

- (4) 派遣部隊の救援活動実施の際生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償
- (5) その他、救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と町が協議する。

## 第4節 航空機等の応援要請

〈町、本部班、彦根警察署、防災関係機関〉

## 1 滋賀県防災航空隊

町本部は、災害の状況により航空機（ヘリコプター）の使用が必要で、また効果があると認める場合、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に定めるところにより支援を要請する。

## (1) 応援要請の必要性

現に災害が発生し、または、災害の発生するおそれのある場合で、次のいずれかに該当するとき。

- ア 災害が隣接する市町等に拡大し、または影響を与えるおそれのある場合
- イ 町等の消防力によって、防御が著しく困難と認められる場合
- ウ 広範囲にわたる林野火災等が発生した場合
- エ その他救急搬送等緊急性があり、かつ防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

## 2 滋賀県警察航空隊

町本部は、災害の状況により航空機（ヘリコプター）の使用が必要で、また効果があると認める場合、県警察（彦根警察署）を経由し滋賀県警察航空隊の派遣を要請する。

## 3 赤十字飛行隊

## (1) 活動内容

- ア 航空機を利用しての災害救助および救護活動
- イ 救急患者および特殊患者の航空輸送
- ウ 救急医薬品および血液等の航空輸送
- エ その他、日本赤十字社が必要と認める活動

## (2) 要請方法

本部班は、県本部へ連絡し、県本部は日本赤十字社滋賀県支部に出動を要請する。緊急避難、人命救助等、事態が切迫して県本部に要請依頼する余裕がない場合は、直接赤十字社に通報し、事後、速やかに所定の手続を行う。

なお、要請に当たっては、次の事項を明らかにする。

- ア 目的（任務）
- イ 日時
- ウ 場所

## (3) 赤十字社連絡先

日本赤十字社（東京）	T E L 03-3438-1311
日本赤十字社滋賀県支部（大津）	T E L 077-522-6758



## 第5節 ライフライン機関との協力

〈町、県、防災関係機関〉

町、県およびライフライン機関は、災害時のライフライン保全に関する応急対策を効果的かつ迅速に実施するため、相互連携体制の構築を図る。

### 1 ライフライン機関との相互連携

町、県およびライフライン機関は、ライフラインの保全に関し、相互の連携を確認し、災害時の取組方針や緊急連絡先等を共有する。

### 2 災害時ライフライン関係機関調整所の設置

県は、滋賀県災害対策本部の設置時等において、滋賀県危機管理センター内に「災害時ライフライン関係機関調整所」を置き、国、市町、関係事業者と被害情報等の共有化を図るとともに、応急復旧の調整や活動集結拠点の調整を行う。

### 3 後方支援拠点(ライフライン機関等活動拠点)の指定

町および県は、ライフライン機関の応急復旧活動を支援するため、ライフライン機関の活動拠点となり得る場所の確保および指定に努める。

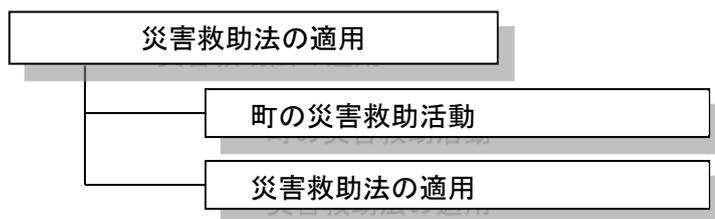
### 4 後方支援拠点の使用に係る費用負担

ライフライン事業者の場所の使用に係る費用負担については、原則無償とする。

ただし、ライフライン事業者の責に帰すべき事由により、支援拠点が損害を被った場合については、ライフライン事業者はその支援拠点の原状復旧を行うものとする。

## 第6章 災害救助法の適用

災害に際して、町本部は災害救助活動を行うとともに、一定規模以上の災害救助活動に関しては災害救助法の適用を申請する。同法の適用を受けた場合、法定受託事務として県本部が行う救助のうち、町本部に委任された事項については、町本部がこれを実施し、り災者の保護と秩序の安定を図る。



### 第1節 町の災害救助活動

〈町各班、本部班〉

#### 1 実施目標

町本部は、災害に際し、災害救助活動を実施し、住民の生命および財産の安全と、り災者の応急的保護および社会秩序の安定を図る。

#### 2 県本部への報告

町本部は、り災者の救出、避難所の開設および炊き出し、あるいは医療・助産等の応急救助活動を実施し、または実施しようとするときは、県本部に報告・連絡する。

ただし、救助活動の実施に当たって県本部に連絡し、その指示を得るいとまのないときは、事後にその結果を報告する。

#### 3 災害救助法との関係

- (1) 町本部が実施した応急救助については、町域に災害救助法が適用されたときは、同法に定める救助の限度内において同法に基づく救助として取扱い、適用されない場合にあっては町単独の救助として処理する。
- (2) 町域に災害救助法が適用された場合、町長（町本部）は、知事（県本部）が行う救助業務を補助するが、その救助の一部を知事から町長へ委任されたときは町長（町本部）が救助業務に当たる。

#### 4 被災者台帳の作成

町本部は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者援護の総合的かつ効

率的な実施に努めるものとする。また、必要な場合、県に対し被災者に関する情報提供を要請する。

さらに、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

## 第2節 災害救助法の適用

〈県、町各班、本部班〉

## 1 実施責任者

県本部長は、災害救助法の適用に基づく災害救助活動を行う。ただし、町本部長は、事態が急迫し、県本部長による救助活動を待つ余裕のない場合は、県本部長に代わって救助活動を実施する。また、町本部長は、県本部長の職権の一部を委任された場合は、委任された事項について実施責任者として応急対策活動を実施する。

## 2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、同法、同法施行令および滋賀県災害救助法施行細則等によるが、災害救助法施行令第1条に基づく本町における具体的運用基準は、おおむね次のとおりである。

## (1) 災害救助法の適用基準

- ア 町内の住家滅失世帯数が40世帯以上になったとき。
- イ 滋賀県内の住家滅失世帯数が1,500世帯以上になり、かつ町内の住家滅失世帯数が20世帯以上になったとき。
- ウ 県の区域内の住家滅失世帯数が7,000世帯以上である場合、かつ町の区域内で多数の住家が滅失したとき。
- エ 災害が隔絶した地域で発生したものである等災害に係った者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、かつ町の区域内で多数の住家が滅失したとき。
- オ 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合。
- カ 災害が発生し、または発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。
- キ 災害に係った者に対する食品もしくは生活必需品の供与等についての特種の補給方法を必要とし、または災害に係った者の救出について特種の技術を必要とすること。

※内閣府令：資料編参照

## (2) 被害の認定基準

住家が滅失した世帯の算定および滅失等の認定基準は、次のとおりである。

## 【被害の算定基準】

摘要	基準の内容	算定方法
1	住家が全壊、全焼または流失した世帯	1世帯で1世帯とみなす
2	住家が半壊、半焼する等著しく損傷した世帯	2世帯で1世帯とみなす

3	住家が床上浸水、土砂の堆積等によって一時的に居住することができない状態となった世帯	3世帯で1世帯とみなす
---	---	-------------

なお、災害救助法の被害状況は、世帯単位であることに留意すること。

【住家の滅失等の認定】

災害の内容	認定基準
住家が滅失したもの	住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のも。
住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの	住家の損傷または焼失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のも。
住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住できない状態になったもの	上記に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、または土砂竹木等の堆積等により一時的に居住できない状態になったもの。

なお、県計画に定める救助の程度、方法および期間の基準により難しい特別の事情がある場合は、その都度県本部長に協議する。

### 3 災害救助法の適用手続

#### (1) 通常の場合

町本部長は、本町における被害が適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みであるときは、直ちに次の事項を県本部長に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、あわせて災害救助法の適用を要請する。

- ア 災害発生の日時および場所
- イ 災害の原因および被害の状況
- ウ 法の適用を要請する理由
- エ 既にとった救助措置と今後の救助措置の見込み

#### (2) 緊急の場合

町本部長は、災害の事態が急迫して、県本部長による救助活動の実施を持つことができないときは、災害救助法による救助活動に着手するとともに、その状況を直ちに県本部長に報告し、その後の処置に関して県本部長の指揮を受ける。

震度7程度の地震が発生した場合等、県の機能等に甚大な被害が発生した場合には、町本部長は、緊急の場合の措置をとるとともに、県地方本部を通じ、または直接に内閣総理大臣に被害状況の報告を行う必要がある。

#### 4 災害救助法による救助の実施

法に基づく救助は、知事が行う。ただし、次の表に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容および期間を町に通知することにより、町長が救助を実施する。

なお、救助の実施に関し、知事の職権の一部の委任を受けた町長は、その職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に知事に報告する。

##### 救 助 の 種 類

救 助 の 種 類	実 施 期 間
避難所（福祉避難所を含む）の設置	7日以内
応急仮設住宅の供与	着工 20日以内
炊き出しその他による食品の給与	7日以内
飲料水の供給	7日以内
被服、寝具および生活必需品等の給貸与	10日以内
医療および助産	医療 14日以内 助産 7日以内
被災者の救出	3日以内
被災した住宅の応急修理	1ヶ月以内
学用品の供与	教科書 1ヶ月以内 文房具 15日以内
埋葬	10日以内
死体の捜索	10日以内
死体の処理	10日以内
災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	10日以内

#### 5 記録および報告

本部班は、災害救助法による救助活動の実施状況を、日毎に記録整理するとともに、その状況を「救助日報」の様式により、県本部救助担当班に報告する。

※救助日報：様式編参照

#### 6 費用の限度、期間等

災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準は次のとおりである。同法に基づく救助活動に当たっては、これらの基準に配慮して実施する。

※災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準：資料編参照

## 第7章 保健医療援護対策

〈医療・要配慮者班、日本赤十字社滋賀県支部〉

### 1 医療救護活動計画

災害のため、被災地の住民が医療および助産の手段を失った場合、県および彦根医師会等の関係機関と連携し、応急的に医療、助産を施し、被災者の保護を図る。

#### (1) 医療救護活動

町本部は、彦根医師会等医療関係機関（以下、「彦根医師会等」という）と連携し、災害の状況に応じた適切な医療救護活動を以下の4段階で実施する。また、町本部だけでは必要な医療および助産が確保できないときは、隣接する市町、相互応援協定締結市町、県に応援を要請する。

フェーズ	時間経過	活動内容
第1フェーズ	（発生から3時間程度）	初動体制
第2フェーズ	（3日以内）	災害派遣医療チーム（DMAT）派遣
第3フェーズ	（4日から2週間）	医療救護班の派遣
第4フェーズ	（2週間～2か月程度）	医療救護活動の終了

#### ア 第1フェーズ

- ① 本部の立ち上げ
- ② 災害医療コーディネーターの登庁（県保健医療福祉調整本部、保健福祉調整地方本部）
- ③ 情報の収集
- ④ 災害派遣医療チーム（派遣要請 他府県含む）

#### イ 第2フェーズ

- ① 災害派遣医療チーム（DMAT）の活動調整
- ② 医療救護班派遣要請
- ③ 他府県への支援要請

#### ウ 第3フェーズ

- ① 医療救護班の派遣、こころのケアチームの派遣調整
- ② 他府県からの医療救護班の受入要請

#### エ 第4フェーズ

「保健衛生対策」による。

#### (2) 医療救護体制

大規模災害が発生した場合、県本部は、災害発生情報に基づき速やかに災害拠点病院等に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を行うとともに、病院等の被災状況を調査し、医療救護、助産救護活動が可能な医療機関を把握する。また、市町本部の協力要請を受けて必要に応じ、災害拠点病院等の医療機関に医療救護班の派遣要請を行う

ものとする。

医療救護班の派遣要請を受けた医療関係団体等は、救護班を速やかに編成し救護所等指定場所で救護活動を行う。

町本部は、保健医療福祉調整地方本部および彦根医師会等に医療救護班の派遣要請を行う。医療救護班の派遣要請を受けた彦根医師会等は、救護班を速やかに編成し救護所等指定場所で救護活動を行う。

### (3) 災害派遣医療チーム（DMAT）および医療、助産救護班、こころのケアチームの派遣と業務

#### ア 災害派遣医療チーム（DMAT）

災害の発生直後の急性期（おおむね48時間以内）に活動を開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた医療チームであり、医師1名、看護師2名、業務調整員1名の4名を基本とする。（日本DMAT活動要領による）

- ① 本部活動、広域医療搬送、病院支援、地域医療搬送、現場活動
- ② ロジスティクス
- ③ 必要に応じて、初期の避難所や救護所での活動サポート等

#### イ 災害医療コーディネーター

医療救護活動が円滑に実施されるよう、医療機関はもとより、行政機関等の関係機関と連携を図りながら、災害医療体制の構築を図るため、県本部および地方本部において、災害医療を指揮統括する。

- ① 災害の状況に応じた適切な医療体制の構築に向けた総括
- ② 患者の収容先医療機関の確保、患者搬送を行うための手配
- ③ 被災地域における医療救護班をはじめとする医療従事者の配置
- ④ 消防、県警察（彦根警察署）、自衛隊等関係機関との協議および折衝

#### ウ 災害時小児周産期リエゾン

小児・周産期に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、災害医療コーディネーターとともに、助言および調整の支援を行う。

#### エ 医療、助産救護班、こころのケアチーム

- ① 医療救護班の業務
  - a 傷病者に対する応急処置と患者に対する簡易な医療措置
  - b 後方病院への搬送の要否および搬送先、搬送順位の決定
  - c 死体の検案と検視に伴う協力
  - d 死体の処理（縫合）
- ② 助産救護班の業務
  - a 分べんの介助
  - b 分べん前後の処理
  - c 衛生材料の支給

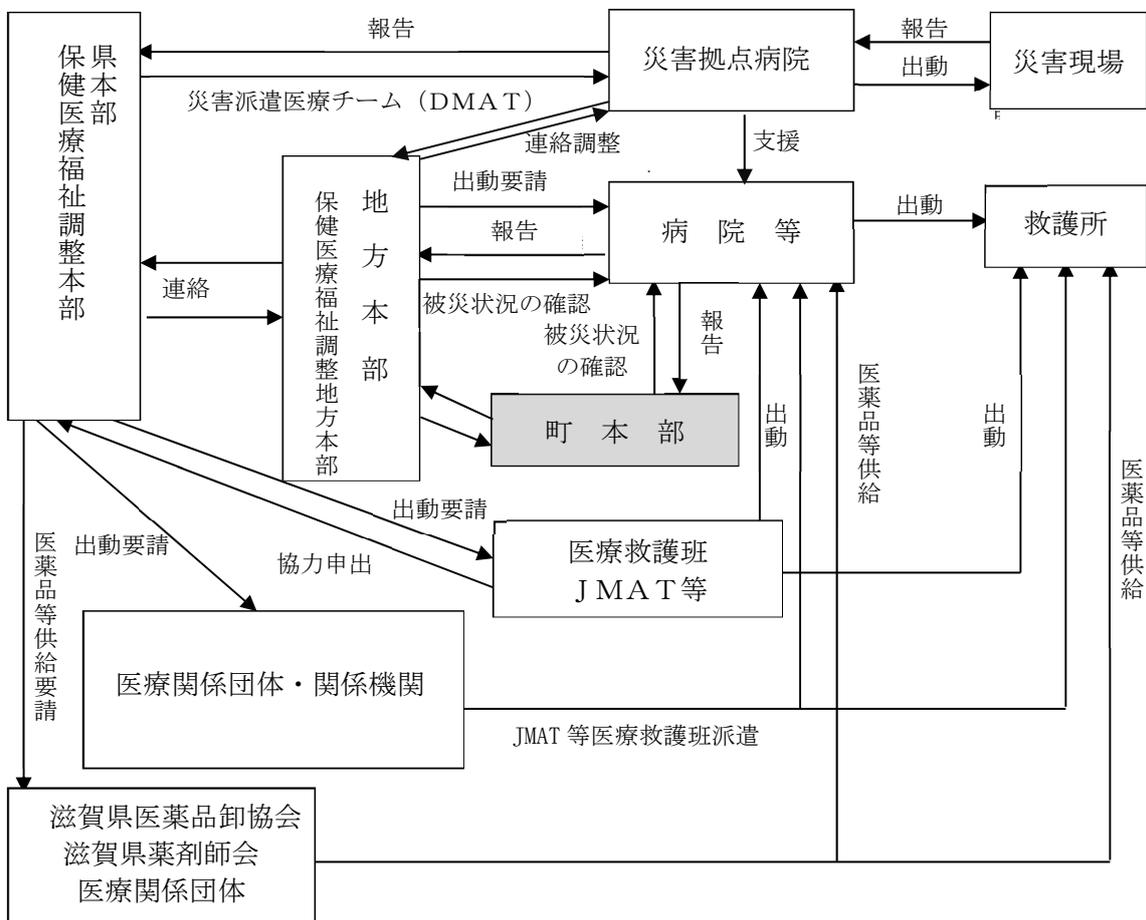
③ こころのケアチーム（DPAT）の業務

- a 診療機能の維持が困難となった精神保健医療機関の支援
- b 受診困難となった精神障がい者の医療・相談・ケアの提供
- c 被災により新たに発症した精神障害の医療・相談・ケアの提供
- d 被災者住民全体のメンタルヘルスの保持増進に係る活動等

(4) 連絡調整

医療、助産救護等に関する指揮命令および連絡調整には、次図の体制をもって保健医療福祉調整本部、保健医療福祉調整地方本部、町本部が当たる。

指揮命令および連絡調整図



2 医療救護の対象、範囲

(1) 対象者

医療を必要とする状態にあるにも関わらず、災害のため医療の途を失った者

(2) 範囲（応急的なもの）

- ア 診療
- イ 薬剤または治療材料の支給
- ウ 処置・手術、その他の治療および施術
- エ 病院または診療所への収容
- オ 看護
- 力 死体の検案と検視に伴う協力
- キ 死体の処理（縫合等）

### 3 助産救護の対象、範囲

#### (1) 対象者

災害救助法による助産基準に準じて、災害発生の日以前または以後の7日以内に分べんし、災害のため助産の途を失った者とする。

#### (2) 範囲

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前および分べん後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

### 4 医療救護所の設置

#### (1) 設置基準

町本部は、以下の基準を目安に医療救護所を設置・運営する。

- ア 医療機関の収容能力を超える多数の負傷者が一度に発生したとき。
- イ 医療施設が被災し、医療施設が不足すると判断したとき。
- ウ 時間の経過とともに、負傷者が増加するおそれがあると見込まれるとき。
- エ 災害救助法が適用されるおそれがある災害が発生したとき。
- オ 被災地と医療機関との距離あるいは搬送能力により、被災地での対応が必要などき。

#### (2) 設置場所

おおむね 50～100 人/日の負傷者の応急手当が可能な範囲で、以下の事項を勘案して設置する。

- ア 特に被害の甚大な地域
- イ 負傷者が多数見込まれる地域
- ウ 医療機関の少ない地域
- エ 負傷者の集まりやすい場所
- オ 二次災害を受けにくい場所
- カ 医療救護班を派遣しやすい場所
- キ ライフラインの確保しやすい場所

- ク トリアージや応急処置が実施できる十分な広さの確保できる場所
- ケ 搬送体制、情報連絡体制の確保しやすい場所

#### 5 医療機関および輸送手段

救護所で適切な治療ができない場合等は、救急車等適切な手段により本町における医療機関等の病院・診療所に移送し、治療する。

※町内医療機関：資料編参照

※救急車の状況：資料編参照

#### 6 医薬品、衛生材料等の確保、調達

医療および助産の救護実施のため必要な医薬品、衛生材料および医療器具等は、救護組織の手持品を使用する。ただし、手持品がなく、または不足したときは、医療関係機関より調達するが、確保が不可能または困難な場合は、保健医療福祉調整地方本部に報告し、援助を要請する。

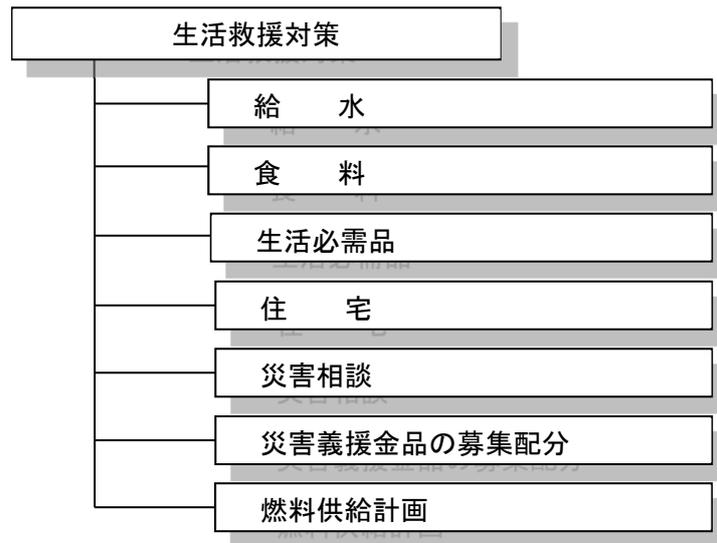
#### 7 記録、保管

医療・助産の救護活動については、次の帳簿や記録を整備作成し、保管する。

- (1) 診療記録
- (2) 医薬品、衛生材料使用簿
- (3) 救護組織の編成および活動記録
- (4) 医薬品、衛生材料受払簿
- (5) 病院、診療所医療実施状況および診療報酬に関する証拠書類
- (6) 医薬品、衛生材料等購入関係支払証拠書類
- (7) 助産台帳
- (8) 助産関係支出証拠書類

## 第8章 生活救援対策

町本部は、災害のために住民が飲料水、食料、生活必需品、住宅等、日常生活を送るうえでの最低限必要な生活基盤を損失し、またはこれに困窮した場合、関係機関の協力を得て応急的な生活救援活動を実施する。



### 第1節 給水

〈上下水道班、本部班、県、防災関係機関〉

#### 1 実施責任

上下水道班は、災害発生後、速やかに応急給水計画を確立し、飲料水、生活水の確保が困難となった地域に給水場所を設置し、応急給水を行う。なお、町本部のみで困難な場合は、県本部に応援を要請し、実施する。

町は、平時より、各家庭や自治会、自主防災組織に対し、住民1人1日当たり約3リットルを目安として3日程度に相当する飲料水の備蓄を奨励する。

また、社会福祉施設、医療機関等は、必要な量の飲料水の備蓄に努める。

#### 2 給水対象者

災害により飲料水が枯渇し、または汚染して飲料に適する水を得ることができない者を給水対象者とする。

#### 3 水道施設の対策

##### (1) 水道施設の被害防止

災害発生後は、災害による水道施設の損壊・汚染に対処するため、水道責任者および職員を待機させ資機材の確保を図るとともに、保全対策を実施する。

ア 緊急修理資機材を集結し、出動体制を整える。

イ 施設を巡回し、事故発生の有無を確認する。

(2) 水道施設の被災措置

水道施設が被災し、または水道水源が汚染する等の被害を受けたときは、直ちに次の措置を行う。

ア 施設の損壊、漏水等の障害を応急復旧する。

イ 水道が汚染し、飲料水として供給することが不適當なときは、直ちに給水禁止等の措置をとる。

ウ 給水を再開する前には消毒を強化し、水質の安全を確かめる。

(3) 断水時の対応

上下水道班は、断水の連絡を受け給水が必要となった地域について、隣接水道や給水車による飲料水の供給の措置をとる。

(4) 町本部、県本部への報告

上下水道班は、水道施設に被害があったときは、速やかに水道事故報告書により町本部に報告する。

町本部（本部班）は、部門別被害状況等の被害報告書により県地方本部経由で、県本部に報告する。

※水道事故報告書（災害確定報告様式13）：様式編参照

4 給水体制

応急給水を実施するため、本町の上水道施設に応じた適切な給水体制をとる。

	住 民	町 本 部
災害発生後 24時間程度 まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として家庭に備蓄した飲料水で対応 (1人1日3リットルを目安に)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道施設の被害状況、住民の避難状況等の把握</li> <li>給水組織の編成</li> <li>給水場所の設置</li> <li>給水に着手(人命救助の観点から緊急性が高い施設への給水を優先)</li> <li>県本部への応援依頼</li> <li>日本水道協会への応援依頼</li> </ul>
災害発生後 3日目程度 まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記に加え</li> <li>応急給水により飲料水等を確保</li> <li>家庭用井戸の活用 (近隣家庭への協力)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各給水場所において飲料水、生活用水の給水を実施(給水車等使用)</li> <li>ろ水機による給水場所を設営し、給水を実施</li> <li>給水状況、水道の復旧見込み等に関する広報</li> </ul>
災害発生後 4日目以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記に加え</li> <li>応急給水活動に協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記に加え</li> <li>地域外の応援車両等を活用した飲料水等の運搬、給水</li> </ul>

注) 家庭用井戸を活用する場合は水質検査を必ず行い、安全を確認した後行う。

## 5 飲料水の確保

### (1) 水源

災害時の飲料水の水源は、次の場所を水源とする。

- ア 多賀町上水道事業施設消火栓より給水
- イ 彦根市・甲良町・豊郷町上水道事業施設消火栓より給水
- ウ 愛知郡広域行政組合上水道事業施設消火栓より給水

### (2) 飲用指導

- ア 飲料水が汚濁したと認められるときは、ろ水機によりろ過する。
- イ 家庭用井戸水に汚染があると認められる場合、上下水道班は、飲用指導を実施することとし、実施に際しては、彦根保健所の指導を仰ぐものとする。

### (3) 運搬供給、資機材の調達

被災地において飲料水を確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から給水、給水ポリ容器により運搬供給する。この運搬のため、給水車、給水タンク、ポリタンク、可搬式ろ水機、運搬車等を確保・調達する。

## 6 給水の方法

### (1) 給水方式

- ア 拠点による給水  
指定避難所または地区連絡所、公園等の町が指定する場所で給水車等により給水する。
- イ 運搬搬送による供給  
給水車の搬送により給水する。
- ウ 仮設配管による供給  
応急的な配管を仮設し、供給する。

### (2) 時間

早朝、夜間の時間帯を配慮する。

### (3) 順位

医療機関、給食施設、社会福祉施設、避難所等緊急性の高い場所を優先する。

### (4) 給水量

1人1日3リットル以上を目標とする。

### (5) 広報活動

計画的な給水のため、給水場所・時間帯等を指定した給水広報を行う。

## 7 応援要請

町本部のみで応急給水活動ができない場合は、町内事業者、県地方本部等に応援を要請し、協力を得て実施する。

県地方本部に応援等を要請する場合は、次の事項を明示して行う。

- (1) 所要供給水量（何人分または1日何立方メートル）
- (2) 供給の方法（自動車輸送、その他）
- (3) 供給期間
- (4) 水源地および供給地
- (5) その他

第2節 食料

〈生活物資・産業班、避難所班、本部班、県〉

1 実施責任

避難所班は、災害により住民が食料の確保や食事の準備ができないときに、炊き出し、食品給与等の応急給食を行う。

災害救助法が適用された場合は、県本部の補助機関として行うが、町本部のみで困難な場合は、県本部等に応援を要請し、実施する。

2 給食対象者

- (1) 避難所に収容した者
- (2) り災によって炊事ができなくなった者
- (3) 災害地における対策作業等に従事する者が必要があると認める場合（災害救助法の対象外）

3 応急給食（食料の配給）実施要領

災害時における政府所有米穀の供給が必要な場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により実施される。

※米穀の買入れ・販売等に関する基本要領：資料編参照

応 急 給 食 実 施 要 領

配 給 対 象	配給限度数量	取扱者	承認機関	備 考
1 り災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合	一食当たり 精米 200g	市町長	知 事	災害救助法が適用され、災害応急配給が実施されている期間中は、原則としてその地域の被災者に対する通常配給は行わない。
2 り災により販売業者が通常の販売を行うことができないため、これに代わって販売をする場合	一日当たり 精米 400g	市町長	知 事	
3 災害地における救助作業、急迫した災害の防止および緊急復旧作業に従事するものに対して給食を行う必要がある場合	一食当たり 精米 300g	作業実施責任機関	知 事	
4 特殊災害（爆発、列車の転覆等）の発生に伴い被災者に対して炊き出し等による給食の必要がある場合	一食当たり 精米 200g	市町長と災害発生機関とが協議	知 事	
(配給品目は、原則として米穀とするが、消費の実情等によって缶パンおよび麦製品とする。)				

## 〔地震発生後の時間経過毎の食料供給〕

	住 民	町 本 部
地震発生後 24 時間程度 まで	・原則として各 家庭に備蓄食 料で対応	・被災状況、住民避難状況等の把握 ・災害救助法適用の要請 ・備蓄食料の供給 ・食料供給組織の編成 ・県本部に備蓄食料の払い出しを要請
地震発生後 3 日目程度ま で	上記に加え ・町等による供 給により食料 を確保	・食料供給場所の設置（避難所等） ・県備蓄物資の受入れ ・避難所等への食料輸送 ・避難所等での食料供給
地震発生後 4 日目以降	上記に加え ・可能な範囲で 炊事、調理を実 施	上記に加え ・県外から輸送された食料を避難所等に輸送・供給 ・炊き出しの実施

## 4 食料の調達方法

## (1) 食品内容

給食する食品は、主に次のようなものとする。

- ア 産業給食（弁当）
- イ 乳幼児には牛乳、粉ミルク、離乳食、乳児用の飲み物
- ウ 高齢者、重度心身障がい者等に適した食品
- エ 缶パン、パン、インスタント食品、麺類、米、その他の副食品、調味料等
- オ 乳幼児からのアレルギー対応食

## (2) 米穀の確保

応急用米穀の引渡し、販売の方法は次のとおりとする。

## ア 災害救助法の適用を受けない場合

- ① 「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」に基づく米穀の引渡し
  - ・町長は、被災者等に応急用米穀引渡しを実施する必要があると認められるときは、知事あてに必要とする数量の応急用米穀を要請する。
  - ・知事は、要請に基づき、災害救助に必要な物資の調達に関する協定を締結している関係業者から手持ち精米等を調達し供給する。
- ② 「緊急食料調達・供給体制整備要綱」に基づく米穀の引渡し
  - ・知事は、①による応急用米穀の調達が困難な場合等においては、「緊急食料調達・供給体制整備要綱」に基づき、農林水産省に対し必要とする数量を要請する。
  - ・町長は、知事および農林水産省の要請を受けた米穀販売事業者から手持ち精米を

調達する。

イ 災害救助法の適用を受けた場合

- ① 知事は、アの①または②による応急用米穀の調達が困難な場合等においては、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）に必要とする数量の政府所有米穀の供給を「災害救助用米穀の引渡要請書」により要請する。
  - ② 知事は、生産局長と供給する政府所有米穀および引渡方法を調整し「政府所有主要米穀売買契約書」を締結する。
  - ③ 知事または知事の指定する引取人は、生産局長から指示された受託事業者より災害救助用米穀の引渡しを受け、米穀販売業者等に委託してとう精し、直接または町を通じ供給を行う。
  - ④ 町長は、交通・通信の途絶のため知事に連絡がとれない場合にあつては、緊急に引渡しを受ける必要がある数量の政府所有米穀について、生産局長に対して直接引渡しを要請することができる。
- なお、町長は、局長に対して直接引渡しの要請を行った場合には、速やかに知事にその旨を連絡する。

※災害救助用米穀引渡申請書：様式編参照

(3) パンの確保

近隣パン製造業者と協議し、協力を依頼し、調達を図る。

(4) 副食物、調味料等の確保

副食物および調味料等については、可能な限り町内業者から調達し、困難な場合は、県本部に調達・あつせんを要請する。

(5) 確保、調達先

本町の食料備蓄施設は、資料編記載による。

※食料備蓄施設：資料編参照

(6) 食料の輸送

第9章第3節「輸送の手配」を参照。

## 5 給食（炊き出し）の方法

(1) 要員の確保

避難所班のみでは炊き出しに不足をきたす場合、町職員や給食調理員を充てるが、必要に応じて本部班と協議のうえ、避難者および町赤十字奉仕団等の協力を得る。

(2) 炊き出しの施設（場所）

災害の状況等に応じて調理場を有する保育所、学校、公民館等の公共施設を利用するほか、避難所、救護所等近くの適当な施設を利用する。

(3) 炊き出し上の留意事項

- ア 炊き出し現場に責任者を配置し、その指揮を行う。
- イ 責任者は、炊き出しに関する事項を記録する。
- ウ 災害の状況により食器が確保されるまでの間は、握り飯と漬物、缶詰等の副食等を考慮する。
- エ 支給配分は正確に行い、配分漏れや重複のないよう注意する。

## 6 応援要請

町本部は、応援の必要を認めるときは、県地方本部を通じ県本部に要請する。ただし、緊急を要するときは、直接隣接市町長に応援を要請する。

なお、応援等の要請は、次の事項を明示して行う。

### (1) 物資の確保

- ア 所要物資の種別および数量
- イ 物資の送付先および期日

### (2) 炊き出しの実施

- ア 所要食数（延べ人員数）
- イ 炊き出し期間
- ウ 炊き出し品の送付先および責任者の氏名

## 第3節 生活必需品

〈生活物資・産業班、本部班、県〉

## 1 実施責任

生活物資・産業班は、住家被害等により、生活必需品を失って日常生活を営むことができなくなった世帯に、必要最小限度の生活必需品を現物で給貸与する。

災害救助法が適用された場合は、県本部が物資の調達および町域までの輸送を行い、町本部は補助機関として、り災世帯への支給を行う。ただし、県本部が現地において直接確保することを適当と認めたときは、町本部は直接物資を確保し、支給する。ただし、町本部のみで支給することが困難な場合は、県地方本部の協力を得て実施する。

## 2 支給対象者

- (1) 住家が、全失（全焼、全壊、流失家屋をいう。）および半失（半焼、半壊家屋をいう。）した者
- (2) 被服、寝具、その他、生活上必要な最小限度の生活必需品を失った者
- (3) 物資販売機構の混乱等により、資力の有無に関わらず生活必需品を直ちに入手できない状態にある者

## 3 支給範囲（物資の種類）

物資の支給は、り災者が一時的に急場をしのぐことができる程度のもの（次の品目を参考にする。）を現物により給付する。

## 給 与 ま た は 資 与 の 対 象 品 目

支 給 品 目	具 体 的 な 品
寝 具	布団、毛布、タオルケット、枕等
外 衣	洋服、作業着、子ども服等
肌 着	シャツ、パンツ等
身 の 回 り 品	タオル、手拭い、靴下、長靴、運動靴、かさ等
炊 事 道 具	鍋、ヤカン、包丁、炊飯器等
食 器	箸、茶碗、皿、哺乳ビン等
日 用 品	ちり紙、洗面用具、石けん、ごご等
光 熱 材 料	マッチ、ろうそく、固形燃料、懐中電燈等
衛 生 用 品	紙おむつ、生理用品等
マスク、消毒液	マスク、消毒液等

## 4 物資の調達方法

	住 民	町 本 部
災害発生後 24時間程度 まで	・住民相互支援により対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災状況、住民避難状況等の把握</li> <li>・備蓄物資の供給</li> <li>・生活必需品供給組織の編成</li> <li>・県本部への応援依頼</li> </ul>
災害発生後 3日目程度 まで	上記に加え ・町等による供給により生活必需品を確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・供給場所の設置</li> <li>・県備蓄物資の受入れ</li> <li>・避難所等への物資輸送</li> <li>・避難所等での物資供給</li> </ul>
災害発生後 4日目以降	(同上)	上記に加え <ul style="list-style-type: none"> <li>・県外から輸送された物資を避難所等に輸送・供給</li> </ul>

## 5 支給の方法

生活物資・産業班は、別途定める支給方法により適切に実施する。

※生活必需品支給の方法：資料編参照

## 6 報告、記録

物資の支給・保管の状況を「救助日報」により県本部に報告するほか、次の記録書類を作成し整理・保管する。

※救助用物資引継書（様式1号）：様式編参照

※救助用物資割当台帳（様式2号）：様式編参照

※救助用物資給与券（様式3号）：様式編参照

※救助用物資受払簿（様式4号）：様式編参照

## 第4節 住宅

〈町、土木・建築班、本部班、県〉

### 1 実施責任

町本部は、住宅等の被災者に対し、応急措置を行い、居住の一時的な安定を図る。

災害救助法が適用された場合は、県本部が応急措置を行うが、町本部に委任された場合は、町本部がこれを行う。

なお、応急仮設住宅の建設・供与に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者に対する配慮を行う。

### 2 家屋の被災状況調査

災害発生時、特に地震災害時には、被災家屋による二次災害を防止するため、速やかに家屋の被害状況および被災家屋の二次災害に対する危険度の把握を行うことが必要である。

その際、多数の被災家屋に対する被災状況調査を的確かつ迅速に行うためにも、平時より、滋賀県建築士会や滋賀県建築士事務所協会等の関係団体との協力体制を確保し、応急危険度判定士の協力を得る等、被災度判定実施体制の確立に努める。

### 3 被災建築物・宅地応急危険度判定の実施

大規模災害時には、被災家屋等による二次災害を防止するため、速やかに建物・宅地の被害状況を調査し、その倒壊・崩落等に関する危険度判定を実施する。

広範囲の被災状況調査を的確かつ迅速に行うため、あらかじめ知事が認定登録した「被災建築物応急危険度判定士」および「被災宅地危険度判定士」の派遣を県に要請するとともに、応急危険度判定を実施する際には、町は「応急危険度判定実施本部」を組織し、判定を実施するものとする。

#### (1) 判定実施決定と実施責任

町は、管内の被害情報に基づき、二次災害のおそれがあると判断した場合は、危険度判定の実施を決定し、「実施本部」を設置するとともに、県に対しこの旨を連絡する。

#### (2) 県の支援実施決定

前項の連絡を受けた県は、直ちに支援実施を決定し、支援本部を設置するとともに、登録した各危険度判定士、近隣府県、国土交通省に対しこの旨を連絡する。

#### (3) 支援要請

町の「実施本部」は、危険度判定の対象区域・体制等について速やかに実施計画を策定し、各危険度判定士の派遣等について、県の支援本部に要請を行う。

#### (4) 支援実施

前項の支援要請を受けた県の支援本部は、複数の市町に対する支援計画を調整したうえで、各危険度判定士を各市町の実施本部へ派遣する等の必要な措置を行う。

県は、被災の規模等により、町の実施本部の業務について支援が必要であると認める

ときは、職員の派遣等の措置を講じることができる。

(5) 判定業務

町の実施本部は、各危険度判定士の協力により危険度判定を実施するとともに、県の支援本部にその実施状況を報告する。

(6) 他の都道府県に対する支援要請

県は、被災の規模等により必要があると認めるときは、近隣府県等に対し各危険度判定士の派遣を要請する。

#### 4 応急措置の概要

住宅に関する応急措置の概要は、次のとおりである。

(1) 公共施設への収容

災害により住宅を失った者が、住宅（仮設住宅を含む）を確保するまでの短期間の居住を必要とする場合は、指定避難所を継続開放することを基本とするが、対象者数が少ないときは、公民館等で一時居住するものとする。

(2) 住宅の応急修理

災害により住宅に損傷を受けた者で、自らの資力で復旧できない者に対し、必要最小限度の応急修理を行うよう努める。

(3) 応急仮設住宅の設置・供与

災害により住宅を失ったり災者で、自らの資力で住宅を確保することができない者に対し、プレハブ等の簡易な住宅を仮設するよう努める。

(4) 災害公営住宅の建設

大規模な災害で、建設の対象に該当した場合、国庫補助を受けて災害公営住宅を建設し、り災者を収容する。

(5) 一般個人住宅の融資協力

多数の世帯が災害により住宅を失ったとき、住宅金融支援機構から災害特別資金の融資を受けて住宅を建設しようとする世帯に対し、手続上、技術上の協力を行う。

(6) 民間賃貸住宅等の活用

民間賃貸住宅の空家を一時的に活用することや、必要に応じて旅館やホテルの客室を活用すること等を検討する。

#### 5 社会福祉施設への収容

災害により住宅を失い、または破損等により居住することができなくなった者のうち、生活困窮者等で社会福祉施設に収容することが適当な者を収容する。

#### 6 被災した住宅の応急修理

(1) 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 対象者

災害のため住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。

#### イ 応急修理

町は、住家の被害の拡大を防止するための屋根、外壁、建具(玄関、窓やサッシ等)等の必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて緊急の修理を行う。

災害救助法が適用された場合、県は、被災した住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理を実施する。ただし、県は、市町にその業務を委任することができる。

#### ウ 費用の限度、期間等

費用の限度、期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」(平成25年10月1日付内閣府告示第228号)第7条による。

### (2) 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理

#### ア 対象者

災害のため住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者または大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

#### イ 応急修理

町は、被災した住宅の居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、応急修理を実施し、居住の安定を図る。

災害救助法が適用された場合、県は、被災した住宅の日常生活に必要最小限度の部分に対し、被災家屋の応急修理を実施する。ただし、県は、町にその業務を委任することができる。

#### ウ 費用の限度、期間等

費用の限度、期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」(平成25年10月1日付内閣府告示第228号)第7条による。

## 7 災害救助法に基づく仮設住宅の設置・供与

町は、災害被害の程度に応じて、応急仮設住宅の設置・供与の必要性の有無を判断し、有と判断した場合、応急仮設住宅の設置・供与を行い、県本部は後方支援および総合調整を行う。

災害救助法が適用された場合、県本部は、応急仮設住宅を設置・供与する。町は、県本部の実施する応急仮設住宅の建設を円滑に進めるための遊休地等の用地を迅速に確保するよう努める。

### (1) 入居者の選定

次の対象者の中から必要に応じ、民生委員・児童委員の意見を聞き、り災者の資力、その他の生活条件を十分調査のうえ決定する。

- ア 住家が全焼、全壊または流失した者
  - イ 居住する住宅がなく、または借家の借上げができない者
  - ウ 自らの資力では住宅を確保できない者
- また、応急仮設住宅のうち一定の割合については、要配慮者を優先的に入居させるよう努める。

(2) 建設用地

応急仮設住宅の設置場所は、入居者が土地所有者であるときは当該場所に、その他の者については町本部長が認める二次災害の危険性の少ない町有地とし、建設適地の選定に努める。

(3) 応急仮設住宅の設置・供与

ア 公営住宅の一時提供および賃貸型応急住宅の供与

地震が発生した場合には、公営住宅等の一時提供を行うとともに、災害時応援協定を締結している関係団体の協力を得て、民間賃貸住宅を借上げて賃貸型応急住宅として供与する。

イ 建設型応急住宅の設置・供与

災害時応援協定を締結している関係団体の協力を得て、建設型応急住宅を設置・供与する。なお、その際には、一定割合について、段差の解消やスロープ、手すり等の設置を図る等、災害時要配慮者に配慮した構造とするように努める。

(4) 仮設住宅への入居手続

入居させる際は、あらかじめ制度の主旨を十分徹底させるとともに、なるべく早い機会に入居者を他の住宅へ転居させるよう努める。家賃は無料とするが、維持補修は入居者の負担とする。

なお、原形が変更されるような補修は、届け出をさせる。

(5) 帳簿の整備保管

建設、入居に関しては、次の帳簿類を整備・保管する。

- ア 応急仮設住宅入居者台帳
- イ 応急仮設住宅用敷地賃貸借契約書
- ウ 応急仮設住宅建築工事請負契約書
- エ 設計書
- オ 工事代金支払証拠書類
- カ 入居該当者選考関係書類

8 一時的住宅の提供

町本部は、必要な場合、民間賃貸住宅の借上げ、他市町に対する公営住宅提供の協力要請を行う。

また、県と大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定を締

結している次の団体に県を通じて協力を要請する。

- ア 一般社団法人プレハブ建築協会
- イ 一般社団法人全国木造建設事業協会
- ウ 一般社団法人滋賀県建設業協会
- エ 一般社団法人全国クレーン建設業協会滋賀県支部
- オ 公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会
- カ 公益社団法人全日本不動産協会滋賀県本部
- キ 公益社団法人全日本不動産協会近畿2府8県本部
- ク 公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会
- ケ 公益社団法人日本賃貸住宅管理協会

## 第5節 災害相談

〈住民班、関係各班〉

### 1 実施責任

住民班は、災害の状況により、臨時災害相談所を開設し、被災住民の相談に応じるとともに、苦情、要望等を聴取し、速やかに関係各班、各機関に連絡する。

関係各班、各機関は、問題の早期解決を図るよう担当分野で協力を努める。

### 2 相談業務の内容

臨時相談所で扱う相談内容は、次のとおりである。

- (1) 行方不明者の捜索
- (2) 応急生活の知識
- (3) 被災住宅の修理・あっせん
- (4) 生業資金のあっせん・融資
- (5) 被災証明書の発行
- (6) ケア対策

### 3 相談所の開設方法

#### (1) 開設の決定

町本部（住民班）は、関係機関と協議連絡し、相談所の開設を行う。

#### (2) 場所

原則として、町庁舎内のほか指定避難所が開設された場合は、指定避難所内とする。

#### (3) 時期

災害発生による避難がおおむね終了した後、なるべく早期に開設する。

#### (4) 広報

相談所を開設した場合は、住民にその旨を広報する。

## 第6節 災害義援金品の募集配分

〈住民班、会計班〉

## 1 実施責任機関

## (1) 募集・配分委員会の構成

町本部は、大災害が発生した場合、り災者およびり災施設を救援するために次の機関等をもって募集・配分委員会を構成し、各機関の共同、協力のもと義援金品を募集し、輸送および配分を行う。

## (2) 募集・配分委員会の構成機関等

- ア 町
- イ 県共同募金会愛犬支部多賀分会
- ウ 日本赤十字社湖東地区多賀分区
- エ 町社会福祉協議会
- オ 小・中学校生徒会
- カ 民生委員・児童委員協議会
- キ 自治会

## (3) 町本部における担当

- ア 住民班および会計班が担当する。
- イ その他、関係各班は、その内容によって協力し、募集配分に当たる。
- ウ 住民班および会計班は、町あての見舞金等について現金領収をし、保管・管理する。

## 2 募集

物資の供給については、町および県の備蓄物資、物資協定締結企業等からの調達物資、国・関西広域連合からの支援物資を活用することを基本とするが、次のような場合に募集の細部についてさらに協議し、それぞれの組織を通じて義援金品の拠出を呼び掛ける。

- (1) 県内または、他の都道府県において大災害が発生した場合
- (2) 県単位機関から通知を受けた場合
- (3) 町単位機関において協議し、募集することに決定した場合

## 3 集積

- (1) 各家庭から募集するときは、自治会、婦人会あるいは民生委員・児童委員協議会等の組織で各家庭を訪問して集積し、あるいは集積場所を指定して、各家庭から持参してもらい等の方法により集積する。
- (2) 児童・生徒会あるいは職域募集等によって集積されたものは、それぞれの単位機関において一括引継ぎを受ける。
- (3) 個人等で申出のあったものについては、それぞれの申出を受けた機関で受け付け、指定した場所に集積する。

- (4) (1) による場合は「義援金品搬出者名簿」(様式1号)を、(2)による場合は「義援金品引継書」(様式2号)を、(3)による場合は「義援金品受領書」(様式3号)を作成し、あるいは発行してその整備保管をする。

※義援金品搬出者名簿(様式1号): 様式編参照

※義援金品引継書(様式2号): 様式編参照

※義援金品受領書(様式3号): 様式編参照

#### 4 引継ぎ

##### (1) 義援物資の引継ぎ

募集機関で受付け集積した義援物資は、集積単位機関において荷造りし、県機関の指定する場所に集積し、引継ぎを行う。

##### (2) 義援金の引継ぎ

義援金品の引継ぎに当たっては、「義援金品引継書」(様式2号)を作成し、その収受を明らかにする。

#### 5 配分

県機関から配分を受け、あるいは受付けた義援金品は、次の配分基準に基づき民生委員・児童委員、その他関係者の意見を聴き、実情に則し配分する。配分はできる限り受付け、または引継ぎを受けた都度行うようにし、腐敗変質のおそれのある物質については、速やかに適宜の処置をするように配慮する。

#### 6 義援金品の管理

##### (1) 金銭の管理

現金は銀行預金で保管し、「現金出納簿」(様式4号)により記録し、預金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱う。

##### (2) てん末の記録

義援金品の募集配分機関は、「義援金品受払簿」(様式5号)を備付け、受付けから引継ぎ、または配分までの状況を記録する。

※現金出納簿(様式4号): 様式編参照

※義援金品受払簿(様式5号): 様式編参照

#### 7 費用

義援金品の募集および配分に要する労力は、できるだけ奉仕によるものとし、輸送等の費用は、実施機関の負担とする。ただし、実施機関の負担が不可能な場合は、義援金の一部を充当して差し支えないが、経費の証拠書類は整備・保管する。

## 第7節 燃料・電力供給計画

〈生活物資・産業班〉

## 1 方針

町本部は、県と連携し、燃料不足となり通常の供給体制による燃料確保が困難となった場合でも、災害応急対策車両等への供給を行えるよう平時から必要な措置を講じるものとし、地震により必要となった際には、速やかに燃料供給計画を確立し、それに基づき供給することにより、災害応急対策活動の確保を図る。

また、大規模停電が発生した場合でも、病院や要配慮者に関わる社会福祉施設等が電力を確保できるよう、必要な措置を講じるものとし、災害応急対策活動の確保を図る。

## 2 燃料供給計画

## (1) 状況の確認と連絡体制の確保

町本部および県本部は、適切な燃料供給計画を実施するため、県は県内への燃料供給状況や国、元売り会社の対応状況等について、町は各地域の給油所の被災状況について速やかに確認し、滋賀県石油協同組合等の石油関係団体等との連絡体制を確保する。

## (2) 対象車両の選定

町本部および県本部は、限られた資源の中、災害応急対策活動を円滑に行えるよう、優先供給すべき車両を選定する。

## (3) 燃料の供給

県は、滋賀県石油協同組合（以下、組合という。）に対し、燃料供給の依頼を行うとともに、対象となる車両に対し、優先給油対象の明示を実施する。

組合は、県の依頼に対し、対応可能な範囲で優先供給を実施する。

なお、県は、被災市町が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町への燃料の優先供給に係る調整に努める。

## (4) 燃料の確保

県は、滋賀県石油協同組合等からの情報に基づき、燃料供給が困難となることを避けるため、国に対して燃料の確保と県内への供給を要請する。

## (5) 住民への広報

町本部は、県本部と連携し、住民拠点SS※<sup>1</sup>について、そのSSの役割や所在地について周知し、災害時にも県民がガソリンや灯油等の生活に欠かすことのできない燃料を取得できるように努める。

また、発災時において、給油待ちの車列による渋滞や買い占め等の混乱を防ぐため、住民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供する。

※1 住民拠点SS（サービスステーション）…自家発電設備や大型タンク等を備え、災害等が原因の停電時にも継続して給油できる住民向けのガソリンスタンドのこと。

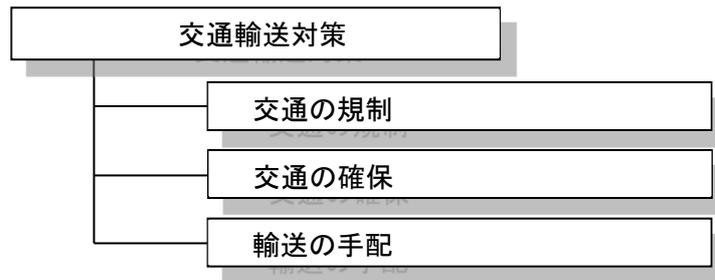
### 3 電力供給計画

#### (1) 状況の確認と対応

県は、大規模停電発生時に直ちに、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設および災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認のうえ、電源の確保が必要な施設の把握を行い、配備先案を示したうえで、国（経済産業省）、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定する。

## 第9章 交通輸送対策

災害による交通の混乱を防止し、災害応急対策に必要な人員、物資、資機材等の円滑な交通輸送を確保するため交通規制等の措置を行うとともに、応急対策上の輸送を実施するために必要な人員車両等の輸送手段等、緊急輸送体制の確保を図る。



### 第1節 交通の規制

〈彦根警察署〉

#### 1 計画方針

県警察（彦根警察署）は、大規模災害が発生し、または発生するおそれのある場合に、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、被災地域における車両の交通を禁止し、または制限するとともに、緊急通行車両以外の車両の被災地域への流入を抑制し、避難路および緊急交通路を確保する等、被災地および関連道路の交通の安全と円滑を図る。

#### 2 交通状況の把握

県警察（彦根警察署）は、現場の警察官、関係機関からの情報等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

#### 3 交通規制の実施

##### （1）災害発生直後の交通規制

迅速な救出・救助活動、避難路の確保および被害の拡大防止等を図るため、被災地域に通じる幹線道路において流入車両を抑制する。

##### （2）災害応急対策期の交通規制

災害応急対策を的確かつ円滑に行うために、広域交通管制を実施し、速やかに区域または区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限する等して、緊急交通路を確保する。

##### （3）復旧期の交通規制

円滑な災害復旧を図るため、被災地およびその周辺等における道路の復旧状況に応じ、交通規制を見直しする。

#### 4 緊急交通路の確保

(1) 緊急交通路の指定

高速道路、国道、主要地方道等を中心とした緊急交通路を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限するとともに迂回誘導を行う。

(2) 交通障害物の除去

道路管理者等との連携を密にし、放置車両、その他交通障害物の除去に当たり、緊急通行車両の円滑な運行を確保する。

(3) 警備業者等への派遣要請

被害状況に応じて警備業者等に対し、別途締結した協定に基づく派遣要請を行う。

#### 5 交通情報の提供

緊急交通路の確保と迂回誘導等のため、テレビ、ラジオ等のマスメディア、インターネットメール、道路交通情報板、路側通信および道路交通情報センター等により、緊急交通路の指定について周知徹底を図るとともに交通情報を提供する。

第2節 交通の確保

(道路管理者、彦根警察署、町、土木・建築班、本部班)

1 計画方針

道路管理者は、災害発生後の道路状況を的確に把握し、被害を受けた道路を速やかに復旧して交通の確保に努める。

2 交通の確保

(1) 交通規制

ア 規制の種別

災害時における規制の種別および根拠はおおむね次によるものとする。

① 道路法に基づく規制 (同法第46条)

災害において道路施設の破損等、または破損等が予想される場合による施設構造の保全または交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者が通行を禁止し、または制限(重量制限を含む。)する。

② 道路交通法に基づく規制 (同法第6条)

災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認められるときは、警察官は歩行者もしくは車両等の交通を禁止しまたは制限する。

③ 災害対策基本法に基づく規制 (同法第76条)

災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは、公安委員会は道路の区間、区域を指定し、緊急通行車両以外の通行を禁止し、または制限する。

イ 規制の区分

規制の実施は次の区分によって行うものとする。ただし、災害の状況によっては関係機関による規制が遅れ、間に合わない場合も予想されるので関係道路管理者と警察とは密接な連絡をとり、適切な規制が期されるよう配慮して行うものとする。

交通規制の実施区分

区 分	実 施 者	範 囲
道路管理者	中日本高速道路(株)	名神高速道路
	県(県地方本部建設管理班)	県道、国道306号、307号
	町本部	町道
警 察	公安委員会	隣府県に影響を及ぼす規制もしくは規制区域が2警察署以上にわたるもの、または期間が1ヶ月以上に及ぶもの
	警察署長	自署の管轄区域であり、かつ急を要し、期間が1ヶ月以内の規制
	警察官	緊急を要する一時的な規制

## ウ 発見者の通報

災害時に道路施設の被害その他により通行が危険であり、または極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官または町本部に通報する。通報を受けた警察官または町本部は、その道路管理機関等に速やかに通報する。

## エ 各機関別の実施要領

道路管理者または警察は、災害の発生が予想されまたは発生したときは、道路施設の巡回調査に努め、危険が予想されまたは発生したときは、速やかに次の要領によって規制をするものとする。

## ① 道路管理者

道路施設の被害等により危険な状態が予想され、もしくは発見したとき、または通報等により承知したときは、速やかに必要な範囲の規制をするものとする。

## ② 町本部

町以外のものが管理する道路施設で、その管理者に通知して規制するいとまのないときは、町本部は、直ちに警察官に通報して道路交通法に基づく規制を実施し、または町長が災害対策基本法第60条により避難の指示をし、または同法第63条により警戒区域を設定し、立入を制限し、もしくは禁止し、または退去を命ずる等の方法によって応急的な制限を行うものとする。

## ③ 警察（道路交通法関係）

道路交通法に基づく規制は、次の区分によって実施するものとする。

## a 公安委員会（県本部警察部交通班）

隣接する府県に影響を及ぼす規制もしくは規制する区域が2警察署以上の区域に及ぶか、規制する期間が1ヶ月以上に達する場合は、警察署長からの報告に基づき県公安委員会が行う。

## b 警察署長

a 以外の場合は、警察署長が行う。

## c 警察官

a、bによるもののほか道路における危険を防止するため緊急に規制する必要があるとき警察官は必要な限度において一時通行を禁止しまたは制限するものとする。ただし規制が長期に及ぶときは、警察署長に報告してa、bによる規制に切替えるものとする。

## ④ 警察（災害対策基本法関係）

災害対策基本法第76条の規定により、公安委員会は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、道路の区間、区域を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限を行う。この場合における緊急通行車両の確認手続は、次のとおりである。

## a 緊急通行車両の基準

緊急通行車両は、緊急自動車およびおおむね次の目的のために使用する車両で、滋賀県公安委員会が緊急通行車両として認めたものをいう。

- (a) 警報の発令および伝達ならびに避難の指示に従事する車両
- (b) 消防、水防、その他の応急措置に従事する車両
- (c) 被災者の救難、救助、その他保護に従事する車両
- (d) 災害を受けた児童および生徒の応急の教育に従事する車両
- (e) 施設および設備の応急の復旧に従事する車両
- (f) 清掃、防疫、その他保健衛生に従事する車両
- (g) 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持に従事する車両
- (h) 緊急輸送の確保に従事する車両
- (i) その他、災害の発生の防御または拡大の防止のための措置に従事する車両

b 緊急通行車両の確認

県警察（彦根警察署）は、緊急通行の交通需要をあらかじめ把握し、かつ災害発生時における確認手続の効率化を図るため、緊急通行車両を使用する者からあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両等事前届出済証を交付する等、緊急通行車両等事前届出制度の整備を図るものとする。

災害発生時においては、警察署は、緊急通行車両等事前届出済証により災害応急対策を実施するための車両であることを確認のうえ、緊急通行車両等確認証明書および標章を交付する。

- ※緊急通行車両確認申出書：様式編参照
- ※規制除外車両確認申出書：様式編参照
- ※緊急通行車両確認申請書：様式編参照
- ※規制除外車両確認証明書：様式編参照
- ※緊急通行車両等事前届出書：様式編参照
- ※規制除外車両等事前届出書：様式編参照
- ※緊急通行車両確認標章：様式編参照

オ 規制の標識等

交通規制をしたときは、その実施者は規制標識を立てるものとする。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難または不可能なときは、適宜の方法によりとりあえず通行を禁止または制限したことを明示し、必要に応じ遮断等の措置をとるとともに警察官等が現地において交通整理等に当たるものとする。

① 規則標識

道路法および道路交通法によって規制したときは、道路標識、区画線および道路標示に関する命令（昭和35年12月17日号外総理府建設省令第3号）の定める様式方法により、災害対策基本法によって規制したときは災害対策基本法施行規

則様式第1 に定める様式によって標示する。

② 規制条件の標示

道路標識に次の事項を明示して標示する。

- a 禁止制限の対象
- b 規制する区間
- c 規制する期間

③ 迂回路の標示

規制を行ったときは、適当な迂回路を標示する等、一般交通にできる限り支障のないよう努めるものとする。

カ 報告書

規制を行ったときは、その旨を関係機関に報告または通知するものとする。

(2) 緊急輸送のための交通の確保

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法に基づき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

なお、運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

(3) 災害時交通マネジメント

大規模災害発生後、道路の通行止め状況や渋滞状況、迂回路状況を各道路管理者や警察等で情報を共有し、渋滞緩和や交通量抑制のためのソフト・ハード対策等の検討を行う必要がある場合、近畿地方整備局は「滋賀県災害時交通マネジメント検討会」を設置する。

町は、自ら必要と認めたときは県を通じて、近畿地方整備局に「滋賀県災害時交通マネジメント検討会」の設置を要請することができる。

### 3 情報連絡

道路管理者は、災害発生後直ちに情報を収集し、収集した情報を互いに連絡、交換することにより被災地域周辺の道路ネットワークの状況を把握する。また、収集した情報をもとに、速やかに応急復旧計画を立案する。

- (1) 道路管理者間の情報連絡
- (2) 道路占用施設管理者との連絡情報
- (3) 警察との情報連絡

### 4 応急復旧の優先順位

土木・建築班は、災害発生後における道路の被害状況、通行確保状況等の情報をもとに、彦根警察署ならびに道路管理者と協議し、緊急に確保すべきルートを選定する。道路管理者は、この結果に基づき、原則として次の順序で速やかに応急復旧を行い、緊急道路ネッ

トワークを確保する。

順位	路線
1	町本部長が、救援活動のために特に重要であると指定した路線
2	被災地域に通じる第一次緊急輸送道路
3	被災地域内または被災地域に通じる第二次緊急輸送道路
4	その他の路線（町指定の第3次緊急輸送道路）

注1) 第一次緊急輸送道路

高速自動車道、一般国道（指定区間）等の広域的な主要幹線道路およびこれらを連絡する道路であり、本町では名神高速道路が該当する。

注2) 第二次緊急輸送道路

第一次緊急輸送道路と町役場等の防災拠点を相互に連絡する道路であり、本町では国道306号、国道307号が該当する。

※緊急輸送道路：資料編参照

## 5 ヘリポートの確保

### (1) 情報の収集

災害が発生した場合には、町本部は、ヘリポートおよび臨時ヘリポートの指定地の被害状況等について情報の収集を行う。

### (2) ヘリポートの開設

町本部およびヘリポートの管理者は、必要に応じてヘリポートおよび臨時ヘリポートを開設する。また、必要に応じて国土交通省大阪航空局等にヘリポートにおける離着陸の管制を依頼する。

### (3) ヘリポート開設情報の伝達

町本部は、ヘリポートの開設状況に関する情報を県、自衛隊等に迅速に伝達する

### 第3節 輸送の手配

〈町、防災関係機関〉

#### 1 計画方針

災害応急対策の実施に必要な要員および物資の輸送は、災害応急対策活動の根幹となるものであり、被害の状況、緊急度、重要度等を考慮のうえ、交通の確保、緊急輸送機器および要員の確保、緊急輸送活動の実施を行う。その際に配慮すべき事項と輸送対象の優先順位を次のように定める。

#### 2 緊急輸送活動時に配慮すべき事項

- (1) 人命の安全確保
- (2) 被害拡大防止
- (3) 被害応急対策の円滑な実施

#### 3 緊急輸送ネットワークの整備

他県等と県内の要所を有機的に結ぶ緊急輸送道路と陸上輸送による県外等からの緊急物資等の受入れ・積替・配分等を行う物資輸送拠点および湖上輸送拠点、輸送拠点から届けられる救援物資を受入れ、町内の避難所、病院および社会福祉施設等に対して仕分、配分等を行う町内集積拠点、さらにはヘリポート等を結んだ緊急輸送ネットワークを整備する。

#### 4 緊急輸送道路の確保

緊急輸送ネットワークを整備するため、緊急輸送道路の機能確保を図る。

- (1) 第一次緊急輸送道路  
高速自動車道、一般国道（指定区間）等の広域的な主要幹線道路およびこれらを連絡する道路であり、本町では名神高速道路が該当する。
- (2) 第二次緊急輸送道路  
第一次緊急輸送道路と町役場等の防災拠点を相互に連絡する道路であり、本町では国道306号、国道307号が該当する。
- (3) 第三次緊急輸送道路  
第一次緊急輸送道路、第二次緊急輸送道路および町役場等の防災拠点と避難場所等の防災拠点を連絡するもので本町が指定する道路である。

※緊急輸送道路：資料編参照

#### 5 輸送拠点および町の集積拠点

災害時の緊急輸送を担う輸送拠点および集積拠点を確保する。これら輸送拠点および集積拠点については、施設の耐震性の確保に努めることとする。

(1) 物資輸送拠点

県外等からの緊急物資等の受入れ、整理、積替、一時保管等を行う拠点として県が指定する。

ア 民間物流倉庫の活用

イ 県有施設等の活用

(2) 湖上輸送拠点

琵琶湖が県央にある本県の地理特性を生かし、県有船や民間船舶等を利用した湖上輸送を行うための拠点として県が指定する。

(3) 輸送調整所の設置

県は、物流事業者等と連携した物資の効率的な輸送を図るため、災害時に滋賀県倉庫協会、一般社団法人滋賀県トラック協会を中核とした輸送調整所を設置するとしている。

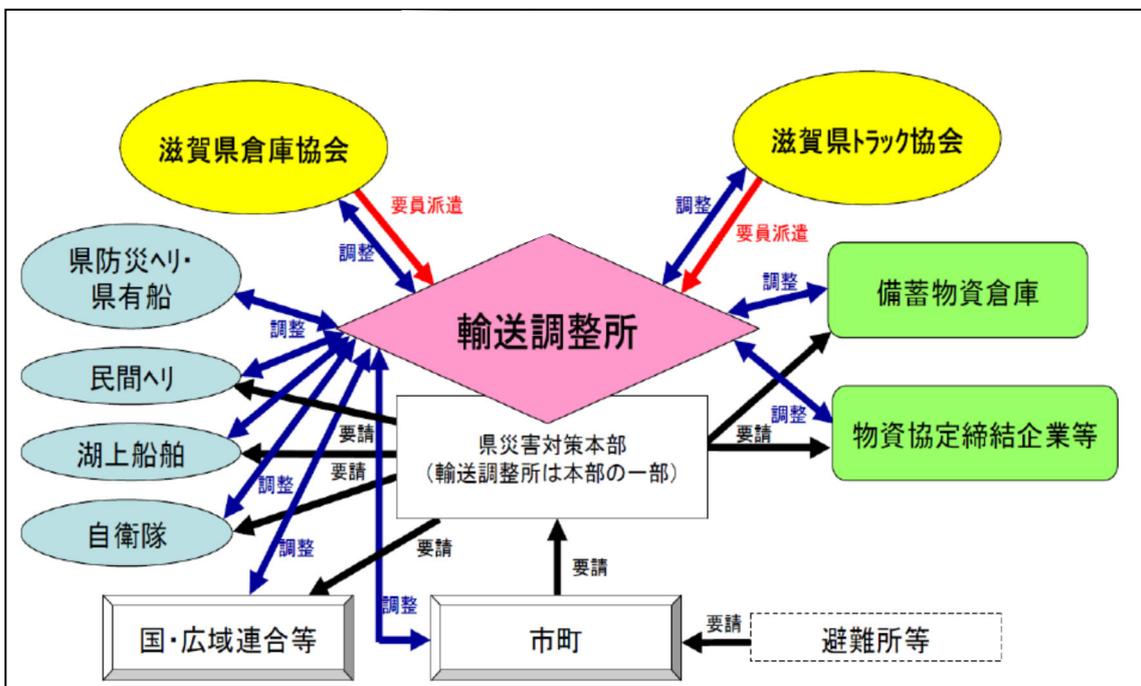
(4) 町の集積拠点

輸送調整所の調整を踏まえて物資輸送拠点および湖上輸送拠点から届けられる救援物資を町内に受入れ、避難所、病院および社会福祉施設等に対して仕分・配送等を行う拠点として集積拠点を町が指定する。

(5) ヘリポート

ヘリポートを確保し、ヘリコプターによる航空輸送を実施する。

【輸送調整所の設置と緊急輸送体制】(県地域防災計画)



## 6 避難所等に対する救援物資の輸送

町本部は、県本部から配送された救援物資を仕分し、滋賀県トラック協会等の協力を得て、各避難所、病院および社会福祉施設等に配送し、被災者に配布する。

## 7 緊急輸送用機器および要員の確保

### (1) 車両および陸上輸送要員の確保

町本部は、緊急輸送のため、次の方法により車両および陸上輸送要員を確保する。

ア スクールバスや町等の防災機関の保有する車両を確保する。

イ 「災害時における物資等の輸送に必要な事業用自動車の応援に関する協定」に基づき滋賀県トラック協会から車両および要員を確保する。

ウ 自衛隊、応援主管府県に対して、人員および物資の輸送について支援要請を行う。

### (2) 航空機（ヘリコプター）および航空輸送要員

町本部が実施する緊急輸送のため次の方法により航空機（ヘリコプター）および航空輸送要員を確保する。

ア 自衛隊に対して航空機による人員および物資の輸送について支援要請を行う。

イ ヘリコプターを保有する民間企業等に対して応援要請を行う。

### (3) 鉄軌道輸送の確保

町本部が実施する緊急輸送のため鉄道を用いる場合は、それぞれの実施機関において、JR、私鉄会社と協議して行うものとする。

## 8 緊急輸送の実施

大規模な災害が発生した場合は、災害発生後からの時間経過に従って交通の回復状況や必要とされる物資、要員等が変化するため、それらを検討のうえ、緊急輸送実施計画を策定する。

なお、緊急輸送の実施においては、道路輸送の利用を原則とし、航空輸送が道路輸送の補助的役割を担うものとする。

### (1) 災害発生後 24 時間程度まで

#### ア 道路輸送

まず第一に、消防車両、消防要員および救急救助要員、その活動に必要な資機材、重機および医療スタッフと医療資機材を最優先で被災地に通行させる。

次に緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧のための物資および要員を被災地に通行させる。

以上の活動が一段落した後に、被災者に対する水、食料、毛布等の生命の維持に必要とされる救援物資の輸送を開始する。また、ライフライン企業の初動応急対策に必要とされる物資、要員の通行を行う。

#### イ 航空輸送

主に医療スタッフおよび医療資機材を被災地に輸送するとともに、重傷者や重病者等の搬送を行う。

(2) 災害発生後3日目程度まで

ア 道路輸送

引き続き、消防車両、消防要員および救急救助要員、その活動に必要な資機材、重機および医療スタッフと医療資機材を最優先とするが、それに加えて避難者に対する水、食料、毛布等の救援物資の輸送、傷病者や被災者の被災地外への輸送等の応急対策を目的とする車両等を通行させる。

イ 主に医療スタッフおよび医療資機材等の緊急性を要する要員、および物資を被災地に輸送するとともに、重傷者や重病者等の搬送を行う。

(3) 災害発生後4日目以降

ア 道路輸送

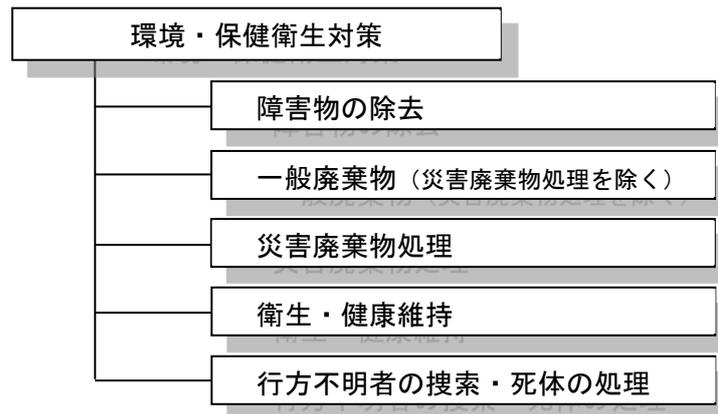
応急対策のために必要な車両や復旧活動のために必要な車両の通行を行う。

イ 航空輸送

緊急性を要する要員および物資の輸送および重傷者や重病者等の搬送等を行う。

## 第10章 環境・保健衛生対策

町本部は、災害に起因する障害物、ごみ、し尿、死体等、生活環境に影響を与える要因の除去および処置や保健衛生上の措置等、関係機関の協力を得て環境・保健衛生に関する応急活動を実施する。



### 第1節 障害物の除去

〈土木・建築班、県〉

#### 1 実施責任

町本部は、災害時の応急対策活動を妨げる障害物、または災害後に日常生活を妨げる障害物の除去を行う。災害救助法が適用された場合は、県の補助機関として行う。

実施は、次の各班において担当する。

- (1) 土木・建築班は、応急措置を実施するため障害となる工作物等の除去を行う。
- (2) 土木・建築班は、水防活動を実施するため障害となる工作物等の除去を行う。

町本部のみで実施が困難なときは、県地方本部に対し応援協力を要請する。

※災害時における応援協定等一覧

: 資料編参照

#### 2 除去の対象物

障害物（工作物等を含む。）としての除去の対象は、おおむね次のとおりである。

##### (1) 応急措置の実施時

- ア 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- イ 河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他応急活動の実施のため除去を必要とする場合
- ウ 緊急的な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- エ その他、公共的な立場から除去を必要とする場合

##### (2) 災害終了時

ア 公共の場の障害物

災害により、道路、その他公共の場所にもたらされた土石、竹木等の障害物

イ 個人住宅等の障害物

災害により、個人の住居およびその周辺にもたらされた土石、竹木等の障害物

### 3 除去の方法

(1) 応援、協力

土木・建築班は、自班の組織、労力、機械器具等を用いるほか、他班および土木建築業者等の協力を得て速やかに除去を行う。

(2) 事後支障の配慮

除去作業は、緊急的な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後に支障が起こらないよう配慮し行う。

(3) 集積、投棄の場所

公共の遊休地および空地を利用するほか、地元自治会長の意見を聴き、その都度決定する。

## 第2節 一般廃棄物（災害廃棄物処理を除く）

〈環境班、湖東広域衛生管理組合〉

## 1 実施責任

町本部は、避難所ごみ等の生活ごみの収集を実施するとともに、湖東広域衛生管理組合と連携して、し尿の収集および処理等を実施する。

ただし、被害が大きく町本部のみで処理できない場合は、県地方本部に連絡し、県および近隣市町から応援を得て実施する。

## 2 避難所ごみ等生活ごみの収集

## (1) 清掃組織の編成

ごみの収集・運搬は、おおむね次の基準により清掃チームを編成し、実施する。

ア 運搬車	1台（運転手付き）
イ 作業員	1～2人
ウ 所要器具	スコップ、ホーク、トビロ、ほうき

## (2) 収集車両

必要に応じて業者の車両を調達して、収集車両を確保する。

## (3) 収集範囲

被災地区・近隣地区・避難所から出たごみの直接収集を行う。

## (4) 収集順位

腐敗性の高い生ごみ（食物の残廃物）、浸水地域および避難所等の重要性の高い施設から排出されるごみを、優先的かつ速やかに収集する。

## (5) 集積場（一時保管場所）の確保

ごみ集積場は既設の場所を用いることを基本とするが、大量の廃棄物が発生した場合または集積場への使用が不可能な場合は、汚水対策や復旧を考慮してコンクリートやアスファルト舗装の場所に仮置場を選定し、区長を通じて住民へ周知する。あわせて、不法投棄やごみの分別を監視するための監視体制を整える。

## 3 避難所ごみ等生活ごみの処理

## (1) 処理施設

湖東広域衛生管理組合等が所有する処理施設で処理するが、避難所や事業所等で法で認められた焼却施設を有するところは、これらの施設を利用する。

※ごみ処理施設：資料編参照

## (2) 処理施設の応急復旧

一般廃棄物処理施設および収集運搬ルート被害状況に応じた安全性の確保および補修を行う。

なお、処理施設が災害によりその機能を欠く事態になった場合は、処理作業に支障を

きたさないように速やかに応急復旧措置をとるとともに、町本部および県地方本部（情報班）に連絡報告する。

#### 4 し尿の収集および処理

##### (1) 初期対応

- ア 上下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、被災者1人当たり2.5リットル/日のし尿排出量があることを想定し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理の見込み量および仮設トイレの必要数等を決定する。
- イ し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握し、処理計画を迅速に策定する。
- ウ 被災者の生活に支障が生じることのないよう高齢者、障がい者等にも配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。

##### (2) 人員、資機材等の確保

町本部は、し尿処理の実施に必要な人員、資機材等を確保する。

##### (3) 応援要請

- ア 町本部は、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合には、近隣市町に対して収集、処理の応援要請を行う。
- イ 町本部は、近隣市町等で応援体制が確保できない場合においては、県に対し広域的な応援要請を行う。

##### (4) し尿の収集および処理の実施

###### ア 処理施設の復旧と収集・運搬の実施

下水道施設、し尿処理施設の速やかな復旧に努めるとともに、人員、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努める。

※し尿処理施設一覧：資料編参照

###### イ 住民への広報

下水道普及地域においては、被災状況を正確に把握できるまでは、住民に水洗トイレを使用せずに仮設トイレ等を使用するように広報を行う。

###### ウ 仮設トイレの設置

町本部は、必要に応じ水洗トイレの使用制限を行うとともに、仮設トイレを速やかに避難所、住家密集地等に設置する。

###### エ 河川、プール等の水の利用

水道の機能停止により、し尿処理が困難となった場合には、河川、プール等から水を確保し、できる限り下水道機能の活用を図る。

#### 5 死亡した獣畜の処理

##### (1) 移動し得るもの

環境衛生上、支障のない方法で処理する。

- (2) 移動しにくいもの  
当該場所で個々に処理する。

### 第3節 災害廃棄物処理

(環境班、彦根愛知犬上広域行政組合)

#### 1 組織体制および指揮命令系統の確立

町は、あらかじめ策定した災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物処理に必要な組織体制を整備し、指揮命令系統を確立する。

#### 2 連絡体制の確立

迅速かつ的確な対応をするため、連絡・通信手段を確保のうえ、速やかに県、国、廃棄物処理業者団体等との連絡体制を確立する。

#### 3 情報収集・連絡調整等

廃棄物処理業者団体等から災害廃棄物処理に関する必要な情報を収集し、連絡調整を行う。状況は時間経過とともに変化するため、継続的に情報を更新する。なお、必要に応じて担当職員等を現地に派遣し、直接情報収集を行う。

#### 4 災害廃棄物発生量・要処理量・処理可能量の把握

##### (1) 初動対応から応急対応段階

被害状況を踏まえ、災害廃棄物発生量・要処理量の推計を行い、県等へ報告する。

また、避難所の開設状況や避難者数に基づき、し尿や避難所から生じる生活ごみ等の発生量の推計を行い、県等へ報告する。

##### (2) 復旧・復興段階

損壊家屋等の解体・撤去や処理の進捗状況・見通し、仮置場や廃棄物処理施設における保管量、処理施設の復旧状況等の情報に基づき、がれき等の災害廃棄物発生量、要処理量、処理可能量を把握し、県等へ報告する。

また、避難所や避難者数の状況を踏まえて、し尿や避難所から生じる生活ごみ等の発生量の見直し状況を把握し、県等へ報告する。

#### 5 処理体制の構築

##### (1) 一般廃棄物処理施設の復旧等

一般廃棄物処理施設の被害状況に応じて施設の復旧等を行う。

##### (2) 仮置場の設置

発生量の推計をもとに、必要となる面積を有する仮置場を確保する。仮置場に住民が災害廃棄物を持ち込む場合は、分別収集を周知徹底し、火災等が発生しないよう民間事業者等に委託する等して適正に管理・運営できる人員体制を整備する。

また、設置した仮置場では十分な面積を確保できない場合は、県へ協力要請を行う。

##### (3) 収集運搬体制の構築等

一般廃棄物処理施設や道路の被害状況、仮置場の位置等を踏まえ、収集運搬の方法・ルートや必要な資機材の確保等を含む収集運搬体制を確立する。なお、町内の体制では収集運搬が困難な場合は、県へ支援要請を行う。

#### (4) 生活ごみ等の処理

避難所の開設状況、処理施設、運搬ルートの被害状況、安全性等を考慮し、収集運搬体制・収集ルート等を確保する。なお、町内の体制では収集運搬が困難な場合は、県へ支援要請を行う。

また、廃棄物の腐敗に伴う悪臭・害虫の発生や、生活環境および公衆衛生の悪化に伴う感染症の発生が懸念される場合、必要に応じて殺虫剤や消石灰、消臭剤、脱臭剤等の散布等の対応を行う。

#### (5) し尿処理

##### ア 仮設トイレの設置等

避難者数を踏まえ、仮設トイレの確保・設置状況を把握する。

仮設トイレは、被災者の生活や公衆衛生上の観点から重要な施設となることから、仮設トイレ設置状況および使用方法等について、住民等に情報提供する。

##### イ し尿処理

仮設トイレ設置状況やし尿発生量の推計を踏まえ、し尿の収集および処理を行う。なお、被害状況により、し尿処理が困難な場合は、県へ支援要請を行う。

## 6 住民への情報提供

災害廃棄物の収集・分別方法、仮置場の設置場所・運用ルール、不適正処理防止、相談窓口、有害廃棄物への対応、災害ボランティアに関する情報等について住民へ情報提供を行い、廃棄物の適正な排出・分別等を促すものとする。なお、水害時は、水が引いた段階で直ちに被災者から災害廃棄物が排出されるため、迅速な情報提供を行う。

## 7 災害ボランティアへの情報提供

災害廃棄物処理に係る災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、災害廃棄物の分別方法や搬出方法、搬出先（仮置場）、保管方法、安全上の注意事項等について、県や災害ボランティアセンター等と連携して情報提供を行う。

## 8 事務の委託等

災害により甚大な被害を受け、町では災害廃棄物処理が困難となった場合、地方自治法に基づき、県と速やかに協議のうえ、県へ事務の委託等を要請する。

## 9 災害廃棄物処理実行計画の策定

大規模災害が発生し、大量の災害廃棄物の発生が見込まれる場合、災害廃棄物を計画的

に処理するために、災害廃棄物発生量、廃棄物処理体制の被害状況、処理可能量、仮置場設置状況、関係機関・廃棄物処理業者団体等との調整、県、国の方針等を踏まえ、処理の基本方針、処理期間、処理方法等に係る「災害廃棄物処理実行計画」（以下「実行計画」という。）を策定する。

## 10 災害廃棄物処理の実施

策定した実行計画等を踏まえて災害廃棄物処理を行う。その際、下記の取組みに関し、県から助言・情報提供を受けることができる。

- ①建築物等の解体・撤去
- ②災害廃棄物の適正な処理・処分
- ③仮置場の運営・管理
- ④環境対策・モニタリング
- ⑤災害廃棄物処理に係る予算確保等

## 第4節 衛生・健康維持

〈医療・要配慮者班、本部班、彦根保健所、県〉

## 1 実施責任

町本部は、感染症の発生と流行を未然に防止するため、保健医療福祉調整地方本部の指導・指示に基づき、被災地の防疫を速やかに実施するとともに、被災住民の健康維持に留意する。ただし、被害が大きく、町本部のみで実施することが困難な場合は、保健医療福祉調整地方本部に応援を求めて実施する。

県本部は、被災地の状況、町本部の処理能力を考慮し、必要に応じて感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第27条および第28条もしくは予防接種法第6条の規定に基づき代執行を行う。

## 2 活動内容

## (1) 予防宣伝

被災地区で衛生管理についての広報および情報提供を行う。

## (2) 疫学調査および健康診断

ア 医療・要配慮者班は、災害の状況に応じて救護組織に依頼し、疫学調査および健康診断を実施する。

イ 救護組織は、必要に応じて彦根保健所の行う疫学調査、健康診断に協力する。

## (3) 避難所の衛生・健康指導

ア 避難所に保健師を派遣し、手洗い消毒液の配置、手洗いの励行および汚物処理の指導を行う。

イ 医療・要配慮者班は、救護組織および必要に応じて彦根保健所の助言のもと、炊事従事者の微生物検査を実施する。

ウ 医療・要配慮者班は、避難住民の健康状況に留意し、状況に応じて救護組織や医療関係ボランティアと協力し、健康調査を実施する。

エ 医療・要配慮者班は、災害の状況により、栄養指導対策が必要なときは、彦根保健所と連携して、管理栄養士等を派遣し、「災害時の栄養・食生活支援マニュアル～災害時対応について～」に従い、栄養指導対策を実施する。

## (4) 清潔方法および消毒方法の実施

医療・要配慮者班は、被災地区の状況に応じて彦根保健所に連絡し、感染症法第27条の規定による清潔方法および消毒方法の実施の指示を受け、実施する。

## (5) ねずみ族、昆虫等の駆除

被災地区の状況、被災季節等に応じ、彦根保健所に連絡し、感染症法第28条の2の規定によるねずみ族、昆虫駆除の実施の指示を受けて実施する。

## (6) 家庭用水の供給

町は、災害救助活動の一環として飲料水の確保に努めるが、被災地域において感染症

法第31条の規定による家庭用水の供給を行う。

(7) 患者等に対する措置

被災地区において感染症患者または無症状病原体保有者が発生した場合は、彦根保健所に連絡し、感染症法に基づき、感染症の類型に応じて保健所と連携しながら適切に対応する。

(8) 臨時予防接種

災害の状況、感染症の流行状況に応じ、定期予防接種の繰上げ実施または臨時予防接種を行う必要があると認められる場合は、彦根保健所と協議し、指示を受けて実施する。

(9) 浴場の利用・供給計画

ア 仮設浴場の供給

町本部は、災害の状況により必要があると認めるときは、自衛隊に（県本部を経由して）対して支援を要請する等により、地震発生後1週間以内に仮設浴場を設置し、公衆衛生の改善と被災者のケアに努める。

イ 浴場の開放要請

町本部は、災害の状況により必要があると認めるときは、災害時応援協定に基づき、公衆浴場および旅館・ホテル等の浴場を被災者に開放することを要請し、公衆衛生の改善と被災者のケアに努める。

(10) 家庭動物等の保護

動物の愛護および避難住民の精神的安定を図る観点から、避難地域において飼養されていた家庭動物等の保管を避難所において行う場合は、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を講ずる。

(11) 危険動物の逸走

危険動物等による住民および避難住民への危害を防止するため、適切な避難誘導および危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を講じる。

### 3 報告、記録

(1) 報告

医療・要配慮者班は、防疫を必要とする災害が発生した場合は、防疫に関する情報および防疫活動状況を、必要に応じて電話および文書により保健医療福祉調整地方本部を通じて県本部へ報告する。

(2) 記録の整備・保管

町本部は、防疫に関する記録を整備・保管する。また、必要に応じて彦根保健所に提出する。

### 4 防疫および保健衛生用器材の備蓄、調達

防疫および保健衛生用器材の備蓄、調達について、あらかじめ計画を確立しておくもの

とする。

#### 5 経費の精算

災害防疫に要した経費は、他の経費と区分し、災害防疫活動を終了後、速やかに精算する。

## 第5節 行方不明者の捜索・遺体の収容、検視・引渡しおよび火葬

〈環境班、彦根市愛知犬上行政組合、消防本部、消防署、消防団、彦根警察署、防災関係機関〉

### 1 実施責任および応急措置

環境班は、消防・県警察（彦根警察署）等、関係機関と協力し、災害による行方不明者または死者に対して、次の措置を行う。

災害救助法が適用された場合における死体の処理（洗浄、縫合、消毒等）は、検視終了後、「災害救助法による救助等に関する委託契約」に基づき、日本赤十字社滋賀県支部が実施し、町本部は、日赤町分区として活動する。ただし、町本部のみで実施が困難な場合は、県本部に応援を要請する。

### 2 行方不明者の捜索

#### （1）実施責任

環境班は、消防職団員、警察官、その他関係機関、地域住民等の協力を得て、行方不明者の捜索を早急に実施する。

#### （2）捜索の対象

行方不明の状態である者で、周囲の状況から災害により死亡したと推定される者。

#### （3）実施方法

ア 行方不明者の捜索は、町本部が警察と緊密な連携を保ちつつ迅速に行う。

イ 遺体が流出等により、他市町に漂着していると認められる場合は、地方本部および遺体の漂着が予想される市町に通報し、広域の捜索を行う。

ウ 町本部は、身元不明遺体の写真撮影を行うほか、人相、着衣、所持品、特徴等の掲示または手配を行い、身元の確認に努める。

エ 町本部は、行方不明者を発見するため、受付所を設け、届出の受理、手配等の適正を期すとともに情報の入手に努め、捜索に当たる。

#### （4）報告、記録

町本部は、行方不明者の捜索に関して記録を整備、必要に応じて県本部に報告する。

### 3 遺体の処理

#### （1）発見時の措置

環境班は、遺体を発見し、または連絡を受けたときは、速やかに警察官に連絡し、警察官は医師の立会のもと検視を行う。

#### （2）実施担当

救護組織は、環境班、奉仕団の協力により遺体を処理する。ただし、町のみで実施できないときは、他機関所属の救護組織等に応援を求める。

#### （3）処理の対象

災害の際、その遺族が遺体識別等のため処理をできない遺体

(4) 処理の方法

処理場所を借上げ、遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理をする。

#### 4 遺体の収容

(1) 警察等からの引渡し

医師立会のもとに警察官の検視を終えた遺体は、環境班が、警察、消防機関等の協力を得て、その収容、引渡しに当たる。

(2) 収容場所の設置

遺体が多数ある場合は、多賀B & G海洋センター多目的運動場に遺体安置所を設置し、遺体の収容、検視、遺族への引渡し等を適正、迅速に実施する。

(3) 身元、引取先の確認

警察官、その他関係機関の協力を得て、身元不明遺体の確認、行方不明者の捜索の相談を行うとともに、身元引受人の発見に努める。

(4) 遺体の引渡し

身元が判明し、遺体の引取りを希望する者がいるときは、死体処理票および遺留品処理票を整理のうえ、納棺し、死体検案書とともに引渡す。

(5) 一時収容

身元が判明しない者、引取人が不明または引取りに時間を要する者等は、一時収容所（公共施設等を中心に、その都度選定する。）に収容する。

#### 5 遺体の火葬

(1) 火葬の対象

災害の際死亡した者で、資力の有無に関わらずその遺族による埋葬が困難な遺体、または一定期間が経過しても身元が判明しない遺体、または引取人がない遺体。

(2) 遺体の火葬

町本部は、火葬を円滑に実施するため、次の事務を行う。なお、独自で遺体の火葬が不可能な場合は、滋賀県地域防災計画に基づく広域火災要綱、滋賀県広域火災事務処理要領に基づき、県本部に対して応援を要請する。

ア 死亡者数の把握

イ 火葬計画の作成

ウ 遺体搬入車両および搬入路の把握・確保

エ 燃料、ドライアイス、および柩等資材の在庫状況の把握・確保

オ 火葬のための関係者に対する協力要請

カ 相談窓口の設置および住民への情報提供

(3) 火葬の実施

町本部は、収容した遺体を火葬する。

火葬実施後は、遺族へ遺骨を引渡す。なお、身元不明の場合等引取人のない遺骨については、町が火葬場から引取り、引取人が現れるまでの間保管する。

(4) 遺品、記録の保存

引取人のない遺体は、その遺品や記録（写真撮影を含む。）の保存に努める。

(5) 漂着した遺体等の取扱い

被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない遺体は、行旅病人および行旅死亡人取扱法に基づき、行旅死亡人として取扱い、火葬する。

## 第11章 要配慮者の応急対策

〈医療・要配慮者班、本部班、関係各班、社会福祉施設管理者〉

### 1 町本部の措置

#### (1) 実施責任

医療・要配慮者班は、災害に際して、次の方法により高齢者、乳幼児、妊産婦、障がい者、傷病者、外国人等の要配慮者の保護に当たる。

#### (2) 要配慮者の保護

町本部は、防災関係機関と連携し、住民の協力を得て、要配慮者に対する適切な災害応急活動を行い、その保護・安全を図る。

##### ア 避難のための情報伝達

町長は、災害発生の危険性を住民に警告する場合、避難行動要支援者等の要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮する。

##### ① 高齢者等避難の発令・伝達

町長は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難のための立退きを行うことができるよう高齢者等避難の避難情報を適時適切に発令する。

なお、避難情報の発令に当たっては、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実に情報伝達することにより、早期の避難行動を促す。

##### ② 多様な手段の活用による情報伝達

町本部は、自然災害発生時に緊急かつ着実に避難情報を伝達するため、多賀町有線放送や広報車による情報伝達に加え、携帯端末や緊急速報メール等、複数の伝達手段を活用する。

##### イ 避難行動要支援者の避難支援

##### ① 名簿情報に基づく避難支援の実施

避難支援等関係者は、自然災害発生時に避難行動要支援者の避難支援を迅速に実施する。

##### ② 避難支援等関係者等の安全確保措置

町本部は、自然災害発生時において、避難支援に携わる避難支援等関係者の安全確保措置を決めておくことにより、避難支援者の安全を確保する。

##### ウ 避難行動要支援者の安否確認の実施

町本部は、災害が発生した場合、避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者の安否確認を速やかに実施する。

##### ① 避難行動要支援者名簿の有効活用

町本部は、災害発生時において、安否未確認の避難行動要支援者がいる場合、避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者名簿を活用し、在宅避難者等の安否確認を実施する。

## ② 安否確認の外部委託

町本部は、必要な場合、福祉事業者、障がい者団体、民間企業等に対し、在宅避難者等の安否確認を委託する。この場合、避難行動要支援者名簿が悪用されないよう適切な情報管理を実施する。

## エ 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

町本部は、避難行動要支援者の命が避難生活において失われることがないように、避難後の避難行動要支援者に対する支援を適切に実施する。

## ① 避難行動要支援者の引継ぎ

町本部は、避難場所等において、避難行動要支援者および名簿情報が避難支援等関係者から避難場所等の責任者に確実に引継がれるように措置することにより、名簿情報を避難所における避難行動要支援者の生活支援に活用する。

## ② 避難行動要支援者の避難場所から避難所への搬送

町本部は、発災後において、避難行動要支援者を速やかに避難場所から福祉避難所等へ搬送する。搬送に当たっては、運送事業者に協力を求めるものとする。

## オ 介添え等による避難誘導

## カ 福祉避難所の活用等適切な避難場所の確保

## キ 医薬品、飲料水、食料（アレルギー疾患等に適した食品を含む。）、生活必需品等の物資の適切かつ十分な支給

## (3) 児童の保護

災害により保護者を失った児童に対し、児童相談所に連絡し、入所施設に入所させ保護する。

## (4) 生活困窮者の保護

災害により生活に困窮し、保護の必要を生じた者について、民生委員・児童委員の協力を得て確認し、速やかに生活保護法に基づく保護等が受けられるよう県に進達する。

## 注) り災者に対する国民健康保険等の給付

災害救助法による医療救助は、国民健康保険、その他各種制度により給付されるが、同救助は、医療機構の平常化を待って平常医療制度に移行される。

本部班、その他の関係各班は、被保険者証を紛失し、または準用不能となった者に対して、とりあえず医療機関と連絡をとり、保険証のないまま給付できるよう努めるとともに、速やかに被保険者証の再交付を行う。

## 2 社会福祉施設の長の措置

社会福祉施設の長は、災害に際して、次の方法により入所者の保護に当たる。

## (1) 避難、保護

あらかじめ災害の程度・種別等に応じた避難場所を選定しておき、災害が発生したときは、入所者の入所を継続するとともに、必要に応じて入所者を避難させ、その保護に努める。

(2) 応急救助の要請

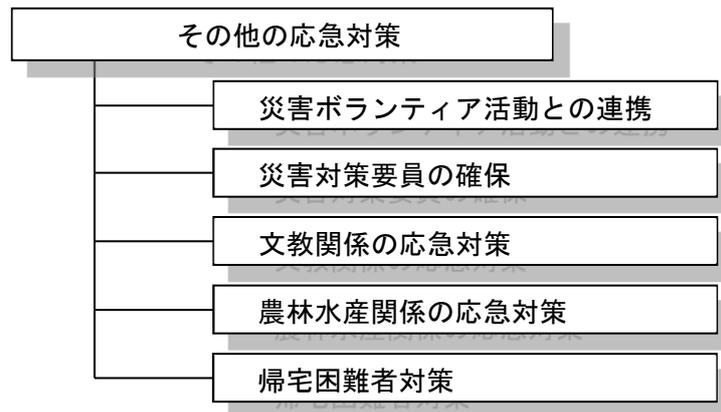
施設の被害等により食料および飲料水を得ることができない場合、または医療、その他の救助を必要とする場合は、医療・要配慮者班に連絡し、応急救助を受ける。ただし、速やかに各施設単独で活動が実施できるよう復旧活動に努める。

(3) 職員（保育士）等の確保

保育士の被災、または入所児童の増加による保育士の不足の場合は、代替員登録者等より選定補充する。選定補充できないときは、関係機関と協議し、保育士に代わる職員を臨時に充足する。

## 第12章 その他の応急対策

町本部は、災害に際して要配慮者、文教関係、農林水産関係、その他に対して応急対策活動を行い、その被害、影響を最小限にとどめるように努める。



### 第1節 災害ボランティア活動との連携

〈ボランティア班、医療・要配慮者班、本部班、関係各班、町社会福祉協議会〉

#### 1 ボランティアの受入れ

災害時におけるボランティア活動の重要性を考慮し、町本部は、被災者の救援等を行うための災害ボランティア活動が円滑に行われるように、町社会福祉協議会等の関係団体と連携して必要な対策を実施する。

##### (1) 災害ボランティアの支援に関する計画

###### ア 受入窓口の開設

災害ボランティアの活動方針の決定、人員の派遣等については災害ボランティアで組織する調整機関の自主性を尊重するものとする。町本部は、災害ボランティア調整機関と連携を図るとともに、その活動に対して情報提供や支援を行う受入窓口を開設する。

###### イ 災害ボランティアセンターの設置

町本部は、町社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを多賀町総合福祉保健センター「ふれあいの郷」に設置する。

なお、災害ボランティアセンターは次の業務を行う。

- ・ボランティアニーズの把握および情報提供
- ・派遣要請の調整等
- ・ボランティアの受入・受付
- ・活動に関する事前研修（活動形態、宿泊、内容等）

- ・地区内のボランティア活動情報の集約・管理
- ・町本部との連絡調整
- ・その他の外部ボランティア組織や地元ボランティアとのネットワークを形成し、活動を支援する。

ウ 町本部は、災害ボランティアの必要数、支援業務内容、受付体制等の受入体制について、県災害ボランティアセンターと緊密な連携をとる。また、県と連携し、ボランティア保険の加入を促進するため、必要に応じて保険加入の受付窓口を災害ボランティアセンターに設置する。

(2) 災害ボランティアの活動

災害ボランティアは、おおむね次のような内容に対するサポート業務を行う。

活動項目	活 動 内 容 等
炊き出し等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 炊き出しのための物資の調達および必要数量の把握</li> <li>○ 調理および分配</li> <li>○ 飲料水の供給作業</li> </ul>
物資の搬送 ・仕分	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町内外からの物資の搬送および搬入作業</li> <li>○ 物資の数量、品目種類等の整理、把握</li> <li>○ 必要物資、数量把握および本部連絡、避難者への配布</li> <li>○ 輸送手段、要員等の計画および確保</li> </ul>
避難所での 救援活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定施設、緊急的に設営した施設等での活動</li> <li>○ 避難者の実態把握</li> <li>○ 負傷者、高齢者等の介助</li> <li>○ 避難所生活から自立するための支援活動</li> <li>○ 避難者の自立のための情報提供および援助</li> <li>○ 避難所生活のコミュニティづくりの支援、指導</li> <li>○ 問合せ等への対応</li> </ul>
在宅被災者 への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 在宅被災者の実態把握</li> <li>○ 負傷者、高齢者等の介助</li> <li>○ 在宅被災者への情報提供</li> <li>○ 在宅被災者への生活支援</li> <li>○ 問合せ等への対応</li> </ul>
医療救護所 での活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療救護所における医療活動の補助</li> <li>○ 必要な物資の搬送</li> <li>○ 医療機関等への連絡</li> </ul>
情報伝達・ 広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難所内および災害発生地域での被災者に伝達すべき情報の連絡および広報、広報紙の配布等</li> <li>○ 外国語による外国人への情報伝達および広報、広報紙の配布等</li> </ul>
情報収集 (調査活動)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生地域、被害実態、不足品調査その他緊急的に必要な措置、物資等の調査</li> <li>○ 避難所内および災害発生地域での情報の収集および町本部への連絡</li> </ul>
募金活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 義援金の受付および整理、団体内の呼び掛け</li> </ul>

## 2 ボランティアの派遣要請

### (1) 派遣協力の依頼方法

町本部は、町内のボランティア団体等の奉仕協力を必要とするときには、ボランティア団体等の代表者に対して次に掲げる事項を通知し、派遣協力を依頼するものとする。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 作業内容
- ウ 従事場所
- エ 人員
- オ 従事期間
- カ 集合場所
- キ その他必要な事項

### (2) 専門ボランティアの派遣要請

町本部は、各部・班から専門的技能を有するボランティアの要請があったときには、活動内容、期間、派遣場所等を明らかにしたうえで、県災害ボランティアセンター、関係団体等に対して災害ボランティア派遣を要請する。

- ア 医療、助産分野
- イ 障がい者、高齢者福祉分野（ケースワーカー、カウンセラー）
- ウ 建築分野
- エ 語学分野
- オ 輸送分野
- カ 情報通信分野
- キ その他、専門的な技能を有する分野

### (3) 災害ボランティアコーディネーターの確保および派遣要請

町本部は、災害時において各部署で災害ボランティアを指示・統括できる災害ボランティアコーディネーターの確保に努める。なお、災害ボランティアコーディネーターがない場合には、県災害ボランティアセンターに対して派遣を要請する。

## 3 県災害ボランティアセンターとの連携

町本部は、町災害ボランティアセンターを設置したうえで、災害時において県が設置する県災害ボランティアセンターとも緊密に連携し、町本部の災害応急対策実施に必要な災害ボランティアの速やかな確保等に努める。

## 第2節 災害対策要員の確保

〈本部班、土木・建築班、ボランティア班、防災関係機関〉

町本部は、各種の災害応急対策活動において、町本部職員および関係機関の人員のみでは労力的に不足する場合、必要な人員（労力等）の動員および雇用（以下、本章において「動員等」という。）を行い、災害対策要員を確保する。

### 1 実施責任

町本部は、災害応急対策活動に必要な要員を動員し、確保する。災害救助法が適用された場合は、その基準内で実施する。人員の動員等は、おおむね次の方法で行う。

区分	実施担当	動員の対象者
1	本部班	消防団員
2	ボランティア班	ボランティア・奉仕団員
3	土木・建築班	雇上げ労働者 強制従事労働者等

### 2 ボランティア・奉仕団員の動員

ボランティア・奉仕団員の動員は「第1節災害ボランティア活動との連携」による。

### 3 労働者の雇上げ

土木・建築班は、災害応急対策の実施に関して、町本部等の職員および奉仕団員の動員のみでは労力的に不足し、または特殊な作業のため技術的な労力が必要な場合には、県内の公共職業安定所等で公募のうえ、労働者等の雇用を行う。

#### (1) 雇用範囲

労働者の雇用は、次の応急救助活動を行う者に必要な補助者として、最小限度の雇用を行う。

- ア 被災者の避難誘導活動
- イ 医療、助産活動
- ウ 被災者の救出活動
- エ 飲料水の供給
- オ 行方不明者の捜索、死体の処理
- カ 救助用物資の輸送・整理・配給

#### (2) 給与基準

賃金等の給与額は、原則としてそのときにおける地域の慣行料金以内とするが、災害救助法が適用された場合等は、その基準による。

(3) 労働者従事記録

労働者を雇用した班は、労働者従事記録を作成し、整備・保管する。

4 労働者等の法による強制従事

災害応急対策の実施に関して、一般の動員方法によっても労力が不足し、他に供給の方法がないときは、法による強制命令を執行し、労働者を確保する。

(1) 強制命令の種別と執行者

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者
消防作業	従事命令	消防法第29条5項	消防吏員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第17条	水防管理者、水防団員、消防機関の長
災害救助作業 (災害救助法適用救助)	従事命令	災害救助法第24条	県知事
	協力命令	災害救助法第25条	
災害応急救助作業 (災害救助を除く。)	従事命令	災害対策基本法第71条	県知事
	協力命令	災害対策基本法第71条	
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	災害対策基本法第65条1項 災害対策基本法第65条2項	町長 警察官
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官

(2) 命令の対象者

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にいる者
水防作業	区域内に居住する者または水防の現場にいる者
災害救助作業	救助を要する者およびその近隣の者
災害対策基本法による 町長の従事命令	区域内に居住する者または当該応急措置を実施すべき現場にいる者

(3) 従事命令等の実施責任

町本部においては、次の各班が従事命令の執行等を担当する。

ア 土木・建築班は、水防作業のため水防法による従事命令を担当する。

イ 本部班は、災害対策基本法による従事命令を担当する。

(4) 公用令書の交付

県知事から町長に委任された場合（従事命令または協力命令を変更し、または取り消したとき。）は、令書の交付を受けるものとする。

(5) 記録

担当班は、従事命令を発し、強制従事させたときは、従事台帳を作成し記録する。

## 第3節 文教関係の応急対策

〈教育班、各学校（園）長〉

## 1 震災時における園児・児童・生徒の安全確保

各学校・園長は、地震発生時において、次の措置を講ずるものとする。

## (1) 緊急避難計画

## ア 学校・園内での授業中の場合

- ① 災害の状況により、職員に対して防災マニュアルに則り、適切な緊急避難の指示を与える。
- ② 災害の規模、園児・児童・生徒（以下、「児童等」という）、職員および施設・設備の被害状況を把握し、必要に応じて救援を依頼するとともに速やかに教育班へ報告する。
- ③ 家庭、地域の状況の把握に努め、安全を確認したうえで下校させてよいと判断できるまで学校・園に児童等をとどめておく等の措置をする。
- ④ 状況に応じ、町本部との連絡のうえ、臨時休校・休園等の適切な措置をとる。
- ⑤ 幼児、低学年児童、障がい児等の誘導に当たっては、該当児童等の実態に応じて所属職員に対して適切な指示を与える。また、可能な限り関係自治体の応援者や地域住民の協力を得ることとする。

## イ 学校・園外での活動中の場合

- ① 校・園長不在の場合、引率の責任ある職員は、適切な状況判断のもとに安全な場所に誘導できるよう、活動場所の状況について適切に把握する。
- ② 校・園長不在の場合、引率の責任ある職員は、安全な場所に誘導した後、校・園長等に連絡するようにする。その時連絡の手段として携帯電話等を携帯する。

## ウ 授業時間外の場合

- ① 震度5弱以上の地震が授業時間外に発生した場合、校・園長および職員は、直ちに勤務先へ登校・登園し、職員は校・園長の指示に従い行動する。ただし、校・園長、教頭、事務長以外の職員で勤務校が遠隔地の場合（原則的に自転車等で120分以上）は、自宅から最寄りの学校等にて所属長の指示を受けながら対応する。
- ② 職員は、発災直後の参集に関する規定に則り、速やかに勤務学校・園または該当学校・園へ登校・登園し、校・園長等の指示のもとに所属の児童等の動静、安否に関する情報の収集に努める。

〔校 長〕・	児童・生徒の状況の把握と対策・対応への指示・指導 ・ 教育委員会へ報告
〔教 頭〕・	児童・生徒の状況の把握と対策・対応への指示・指導
〔教務主任〕・	全校児童・生徒の安否確認
〔学年主任〕・	学年児童・生徒の安否確認

[各学級担任]・ 担任児童・生徒の安否確認

## 2 風水害時における園児・児童・生徒等の安全確保

### (1) 関係情報の収集

ア 気象状況等によって災害の発生が予想される場合には、気象情報や防災上の注意事項に関する報道に留意する

① 県下全域にわたっての影響が予想される「大雨、暴風、大雪に関する特別警報」および「暴風を含む警報」が発表された場合は、児童・生徒の登下校または臨時休校にかかる措置を講じる必要があることから、逐次、正確な情報の把握に努めること。

② 「大雨、洪水、大雪等に関する警報」または「大雨、洪水、大雪に関する特別警報」が発表された場合は、学校所在地域によっては、①と同等の措置を講じる必要が考えられることから、地域の公共機関（町の防災担当課、彦根警察署、犬上分署等）と連絡をとり、周辺地域の状況の把握に努めること。

イ 交通機関の不通等が予想される場合には、報道に注意するとともに関係交通機関と連絡をとり、運行状況の把握に努めること。

### (2) 「大雨、暴風、大雪に関する特別警報」および「暴風を含む警報」の発表時等における措置

ア 「大雨、暴風、大雪に関する特別警報」および「暴風を含む警報」の発表時における措置

#### ① 臨時休校

登校前においては児童・生徒を自宅待機とし、午前7時において「大雨、暴風、大雪に関する特別警報」および「暴風を含む警報」が発表の場合は、臨時休校とする。

#### ② 終業時刻の繰上げ

児童・生徒の登校後即ち学校管理下にあつて「大雨、暴風、大雪に関する特別警報」および「暴風を含む警報」が発表された場合には、教育活動を停止し児童・生徒の安全を最優先とし適切な措置をとる。

その際、児童・生徒の通学距離、下校時間、通学路の諸状況等を勘案のうえ、適切な指示および指導を行う。

#### ③ 警報発表前における特例措置

基準時刻とした午前7時以前の段階であっても、当該時刻における「大雨、暴風、大雪等を含む特別警報」または「暴風を含む警報」の発表が必至と判断される場合には、児童生徒の安全を最優先とし上記①と同様の措置をとる。

また、学校管理下にあつて、「大雨、暴風、大雪等を含む特別警報」または「暴風を含む警報」の発表が必至と判断される場合にも、児童生徒の安全を最優先とし事前に教育活動を停止し、上記②と同様の措置をとる。

#### ④ 警報解除後における特例措置

判断の基準時刻とした午前7時までに、「大雨、暴風、大雪等を含む特別警報」または「暴風を含む警報」が解除された場合であっても、学校所在地域や児童生徒の通学路等の状況から災害等の危険が予測される場合には、校長は、教育委員会と協議のうえ、児童生徒に対して自宅待機させ、必要に応じて始業時刻の繰下げまたは臨時休業等の措置をとる。

イ 「大雨、暴風、大雪に関する特別警報」および「暴風を含む警報」発表前における特例措置

臨時休校に関する判断の基準時刻とした午前7時以前の段階であっても、当該時刻における「大雨、暴風、大雪に関する特別警報」および「暴風を含む警報」の発表が必至と判断される場合、校長は、町教育委員会と協議のうえ、児童・生徒に対して、臨時休校に関する指示を出すことができる。

また、学校管理下において、「大雨、暴風、大雪に関する特別警報」および「暴風を含む警報」の発表が必至と判断される場合、事前に教育活動を停止し、終業時刻の繰上げ措置をとることができる。

臨時休校、終業時刻の繰上げに関して、町教育委員会は、できるだけ管下全学校の措置を揃えるよう指導すること。

ウ 「大雨、暴風、大雪に関する特別警報」および「暴風を含む警報」解除後の措置

臨時休校に関する判断の基準時刻とした午前7時までに、「大雨、暴風、大雪に関する特別警報」および「暴風を含む警報」が解除された場合であっても、学校所在地域や児童・生徒の通学路等の状況から災害等の危険が予想される場合には、校長は町教育委員会と協議のうえ、児童・生徒に対して自宅待機させ、必要に応じて始業時刻の繰下げまたは臨時休校等の措置をとることができる。

(3) 交通機関の運行に支障が予想される場合における措置

交通機関の運行に支障が予想される場合でも、校長は、可能な限り平常通りの教育活動を行うよう努めること。しかし、交通機関の運行状況や児童・生徒の利用状況を検討し、始業時刻および終業時刻等について、適切な措置をとること。

その際、児童・生徒の登下校時の安全の確保等については、適切な指導を行うこと。

(4) 認定こども園・保育園については、この計画に準ずるものとする。

### 3 避難所開設時の対応

学校・園において避難所が開設される場合、校・園長は次のような措置を講ずる。

(1) 避難場所の開設等に協力し、学校・園管理に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。この際には以下の点に留意する。

ア 課業中に発災した場合においては児童等の安全確保を最優先としたうえで、学校施設等の使用方法につき町本部と協議する。

- イ 各学校・園の実情に応じた避難所開設時用のマニュアルを作成し、その事務分掌を明らかにし職員に周知する。
- ウ 発災直後においては校・園長を中心に運営することとなるが、最終的には町地域防災計画等に位置づけられた避難所運営責任者がこれに当たることとし、できるだけ早い時期に授業が再開できるように努める。
- エ 学校・園は平素より町防災担当部局との情報交換・連絡を行っておく。
- オ 学校・園へ避難してくる被災者は、児童等の保護者も含めた地域住民が大半であると予想されることから、避難所運営組織の在り方について、避難者による自治的な運営ができるよう、学校、地域、保護者間で十分意志疎通を図っておく。

#### 4 学校施設等の確保

教育班は、学校授業が災害のため中断することのないよう、次の方法により校舎等施設の確保に努める。

##### (1) 被害程度別の予定施設

災害の規模および被害の程度により、次の施設を利用する。

- ア 応急的な修理で使用できる程度の場合は、施設を応急処理して使用する。
- イ 学校の一部校舎が使用できない程度の場合、特別教室、屋内施設等を利用し、それでもなお不足するときは、二部授業等の方法を行う。
- ウ 校舎の全部または大部分が使用できない程度の場合、公民館等の公共施設または隣接学校の校舎等を利用する。
- エ 特定の地区が全体的に被害を受けた場合、住民の避難先の最寄りの学校または被害を免れた公共施設を利用する。なお、利用する施設がないときは、応急仮校舎を建設する。

##### (2) 施設の応急復旧

教育班は、土木・建築班と協力し、災害終了後、速やかに被害校舎等の維持保全および授業実施のため、必要な範囲において応急処置を行う。この場合、写真撮影等により被害の状況をできるだけ詳細に記録し、保存する。

##### (3) 施設利用の応援

- ア 教育班は、町内隣接学校、その他公共施設を利用する場合、当該施設管理者と協議のうえ、実施する。
- イ 教育長は、隣接町施設を利用の場合、町本部長と協議のうえ決定し、県本部（学校教育班）に応援を要請する。

##### (4) 公民館、その他社会教育施設の対策

教育班は、災害時には公民館、その他社会教育施設が避難所等として利用される場合が多いので、被災状況の掌握に努めるとともに、必要に応じて応急修理等の処置を速やかに実施する。

## 5 教育職員の確保と被災調査

教育班および各学校長は、学校授業が災害のため中断することのないよう、災害により教育職員に欠員が生じた場合は、職員を確保するとともに、県に被災教育職員の報告を行う。

### (1) 教育職員の確保

教育班は、次の要領により職員を確保する。

1	欠員が少数のとき	学校内で操作する。
2	学校内で操作できないとき	各学校長の要請に基づき、町内学校間において操作する。
3	町内学校間で操作できないとき	県教育委員会に応援またはあつせんを要請する。

### (2) 被災教育職員の調査報告

教育班は、災害発生に伴い、被害を受けた教職員を調査し、県本部（教育部）に報告する。

## 6 応急教育の措置

教育班は、次の点に留意し、応急教育を実施する。

- (1) 教科書、学用品等を損失した児童・生徒のみが負担にならないよう配慮する。
- (2) 公民館、その他学校以外の施設を利用する場合は、授業の方法、児童・生徒の健康等に留意する。
- (3) 通学路、その他の被害状況を考慮し、通学等に当たっての危険防止を指導する。
- (4) 授業が長期間にわたり不可能となるときは、学校と児童・生徒との連絡の方法、子供会等の組織を整理工夫する。
- (5) 認定こども園・保育園については、この計画に準ずるものとする。

## 7 学校給食の応急措置

### (1) 給食の実施

- ア 災害により被害があっても、できる限り継続して実施するよう努める。
- イ 施設、原材料等が、被害のため利用・調達できない場合は、速やかに応急復旧措置をし、実施する。
- ウ 学校が、避難所として使用される等して、給食施設が災者の炊き出し施設として利用される場合、学校給食とり災者炊き出しとの調整に留意し、実施する。

### (2) 給食の一時中止

児童・生徒に対する給食は、次の場合に一時中止する。

- ア 学校給食室が、災害救助のため使用された場合
- イ 給食施設に相当な被害を受け、事実上、給食の実施が不可能な場合
- ウ 感染症、その他の危険発生が予想される場合

- エ 給食用物資の入手が困難な場合
- オ その他、給食の実施が適当でない認められる場合

## 8 学用品等の支給

教育班は、災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失またはき損し、かつ販売機構等の一時的混乱により、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校児童および中学校生徒等に対し、必要な学用品を確保し、支給する。

災害救助法の適用を受けた場合は、県本部の補助機関として、応急措置を行う。

## 9 被災児童・生徒のケア

児童・生徒が被災によるショックから心理的ケアが必要とされる場合に備えて、ケースワーカー等の専門家を必要に応じて派遣する。

## 10 文化財の災害対策

教育班は、災害により文化財に被害を受けた場合は、速やかに被害の状況を調査し、県に報告するとともに、必要に応じて、移動可能な文化財は安全な場所に移し、県本部文化スポーツ部（文化財保護課）の指示を求める。

第4節 農林水産関係の応急対策

〈生活物資・産業班、施設管理者〉

1 農業用施設対策

生活物資・産業班は、被害の状況を把握するとともに、関係機関、地元住民と協力し、必要な措置をとる。

また、被害を受けなかった施設の管理者は、町本部からの要請があった場合、農道の緊急通行道、農業用水の飲料・消火水としての利用に協力するものとする。

(1) 応急対策

生活物資・産業班は、被害の状況を把握するとともに、被害の程度に応じ施設の管理者に対して必要な処理を実施させるとともに、事後の復旧が早期に行われるよう、指導する。

また、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく災害査定を受け、復旧する必要のある施設について早急に調査を行い、被害報告を行うこととする。

ア 被害状況伝達対象農業用施設の管理者

施設管理者は、被害情報伝達対象農業用施設が破損し、出水等により広範囲にわたり人畜の生命に危険がある場合、速やかに関係機関と連絡をとり区域全体の総合調整に基づく施設の応急対策を実施する。また、危険度の程度により町本部に支援の要請を行うものとする。

被害情報伝達対象施設

対象施設	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用ダム(犬上川ダム、芹川ダム)</li> <li>・農業用ため池</li> <li>・揚水機場とその附帯施設</li> <li>・頭首工</li> </ul>	町、土地改良区が管理している施設

イ 土地改良区理事長

施設が被災したとき、または施設が危険な状態になったとき、被災施設等を管理する土地改良区理事長は、被災等の程度に応じて、地元自主防災組織、施設機器メーカー、建築業者に要請を行い、応急対策に当たるものとする。

ウ ため池管理者

農業用ため池については、ため池地点周辺が震度5弱以上の場合、管理者が緊急点検を行い、報告することとする。

2 農業集落排水施設対策

農業集落排水処理施設の被害は、復旧活動全般に与える影響が大きいため、被害状況を速やかに把握するとともに早急に復旧工事を実施するものとする。

(1) 施設管理者は、主要施設について、緊急調査を実施し、被災状況を把握するとともに

二次災害の危険があると判断される場合は、緊急措置を行う。

- (2) 復旧に急を要する箇所については、災害関連農村生活環境施設復旧事業の災害査定を受ける前に、農林水産大臣に報告するとともに、事前協議を行い応急工事に着手する。

### 3 畜産施設対策

災害による畜舎および管理施設の破壊、家畜の逃亡、死亡、病気の発生等について実態を把握し、関係機関の協力を得て適宜緊急措置を講ずる。

- (1) 畜産農家は、災害により畜舎および関連施設が破壊等の被害を受け、または家畜の逃亡があった場合は、施設の応急復旧により家畜を収容し、住民への危害防止ならびに一般災害復旧作業の妨げにならないよう努める。
- (2) 生活物資・産業班は、家畜の死亡、病気の発生または発生のおそれがあるときは、この旨を県本部（農政水産部畜産班）に報告するとともに、県、農協、家畜診療所等の協力により、死亡畜の処分ならびに病気の発生、またはまん延を防止するための予防接種、薬剤散布等による消毒等を実施する。
- (3) 生活物資・産業班は、家畜の避難が必要となった場合は、県、関係業者等と連携し、畜産農家が迅速かつ円滑に家畜の避難を実施できるよう援助する。
- (4) 被災地域における飼料および家畜用飲料水を確保するため、全国農業協同組合連合会滋賀県本部との連携を図るとともに、飼料業者、乳業メーカー等へ協力要請を行う。
- (5) 生活物資・産業班は、死亡畜が発生した場合は、県、関係業者等と連携し、畜産農家が円滑に処理できるよう指導を行う。

### 4 治山施設対策

#### (1) 民有林

災害により堰堤、護岸工事の溪間治山施設、土留工を主体とした山腹施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合、必要に応じ、速やかに施設の応急復旧等に努める。

ア 生活物資・産業班は、治山施設のうち災害による破壊、崩壊等の被害により、特に人家集落、道路等の施設に直接被害を与え、または与える危険のあるときは、その障害物、危険物の状況を調査し、関係機関と密接な連絡のもとに緊急度に応じて消防機関、警察等の協力を得て、障害物等の速やかな除去に努める。

イ 生活物資・産業班は、雨水の浸透により増破の危険がある施設については、シートを覆う等の措置を施し、速やかに復旧する。

ウ 生活物資・産業班は、復旧に急を要する箇所については、公共土木施設災害復旧事業または農林水産業施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に農林水産大臣に報告するとともに、事前協議を行い、応急復旧工事に着手する。

#### (2) 国有林

災害が発生した場合には、近畿中国森林管理局防災業務実施要領に定めるところに

より、必要があると認められるときは、営林署に災害対策本部を設置し、情報の収集、伝達および応急対策の実施について、万全の措置を講ずる。

ア 現地派遣班の編成および派遣

営林局長は、管轄区域内に激甚な災害が集中したため、その現地で災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、現地派遣班を編成して被災地に派遣するものとする。

イ 情報の収集および報告

営林署長は、災害が発生した場合には、関係機関との連絡を密にするとともに、現地職員を中心として治山施設の点検等を行い、その結果を営林局対策本部長に報告する。

ウ その他

治山施設に受けた災害が地元住民との関係上、特に緊急対策を要するものについては、関係営林署長はその対策計画を立て、営林局長の指示を受け応急復旧対策を講ずる。

## 第5節 帰宅困難者対策

### 1 基本方針

災害による交通機関の停止等で、駅周辺等に滞留する外出者および観光客、通勤・通学者が帰宅困難者となることが想定される。

このため、町本部は、県本部や鉄道事業者等と協力し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図り、家族等への安否確認の連絡体制、企業や学校等での一時滞在、主要駅周辺での一時滞在施設の確保等の対策を実施する。

また、町内外への移動者および企業・学校・施設等に対し、一斉帰宅の抑制や災害時の情報収集手段等、対策に係る周知啓発に努める。

### 2 帰宅困難者への支援の実施

(本部班)

#### (1) 帰宅困難者への情報提供

町本部は、県本部や鉄道事業者等と協力し、帰宅困難者に対し、必要な交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達する。

##### 【帰宅困難者に伝える情報の例】

- ア 被害状況に関する情報(建物被害、警報発令状況、人的被害、ライフライン被害等)
- イ 鉄道等の公共交通機関に関する情報(路線ごとの運行情報、復旧の見通し、代替交通機関の情報等)
- ウ 帰宅に当たって注意すべき情報(通行不能箇所、規制情報等)
- エ 支援情報(関西広域連合帰宅困難者NAVI(ナビ)による徒歩帰宅ルート案内、帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等)

#### (2) 一時滞在施設の確保

町本部は、鉄道事業者等と協力し、外出者や観光客等、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるため、施設を確保する。一時滞在施設は、避難所として開設していない公共施設の利用のほか、民間施設の開放も呼び掛け、幅広く安全な施設を確保するように努める。

なお、受入れに当たっては、要配慮者の受入れを優先する。

#### (3) 一時滞在施設での飲料水・食料等の提供

一時滞在施設に受入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。

#### (4) 災害救助法の適用の検討

大量の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設等において、飲料水・食料等の提供を行う必要が生じた場合には災害救助法の適用を検討する。

#### (5) 学校における帰宅困難者対策

学校は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒等の引取りが困難な場合や、児童・生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内にとどめるようにする。

(6) 企業における帰宅困難者対策

企業等は、発災時に従業員等の安全確保のため、一斉に帰宅しようとすることを抑制するよう努める。

ア 企業等は、事業所防災計画や事業継続計画等において、従業員等の施設内待機等に係る計画を定める。その際、出勤時間帯や帰宅時間帯に発災した場合等、発災時間帯別の対応についても定める。

イ 企業等は、施設内待機等に係る計画等を、冊子等（電子媒体を含む）により、従業員等に周知する。

ウ 従業員等を、企業等の施設内に一定期間安全に待機させることができるよう、水、食料、毛布、簡易トイレ、燃料（非常用発電機）のための燃料）等を備蓄する。

エ 企業等は、発災時の事業所内での事故、被害防止に加え、施設内に従業員等がとどまれるよう、オフィスの家具類の転倒・落下・移動防止対策、事務所内のガラス飛散防止対策に努める。

(7) 徒歩による帰宅への支援

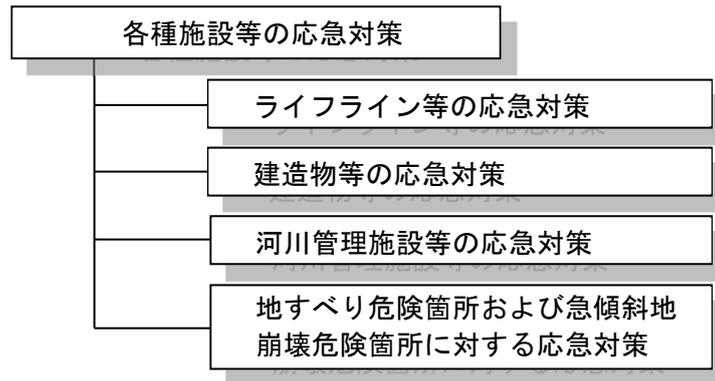
県本部は、幹線道路の通行が確保された後、徒歩による帰宅を支援するため、災害時応援協定に基づき、「災害時帰宅支援ステーション」となる店舗等を保有する事業者に対し、トイレの利用、飲料水の提供、道路情報の提供について応援を要請する。

(8) 外国人観光客への情報提供

外国人観光客が災害に関して必要とする情報の提供について、「関西広域災害時外国人観光客対策ガイドライン」を参考に、関係機関との連携の仕組みを構築し、災害時の外国人観光客の安全を確保する。

## 第13章 各種施設等の応急対策

各種施設等の管理者は、災害によりその施設等に被害が発生し、またはそのおそれがあるときは、適切な応急措置を実施し、被害の予防軽減に努めるとともに、その機能の維持および運営確保のため、応急復旧対策を実施する。



### 第1節 ライフライン等の応急対策

〈防災関係機関〉

以下の1～6に掲げる応急対策計画は、各々の防災関係機関において樹立し、平素から他の防災関係機関との連絡調整に努める。（上水道施設の応急対策に関しては、第3部第8章第1節「給水」による。）

#### 1 電力施設

関西電力㈱および関西電力送配電㈱は、災害による被害の軽減と早期復旧を図り、電力供給の使命を果たすとともに、公衆の電気災害の防止を徹底する。

##### (1) 通報・連絡

被害情報等について、社内で定める経路に従い通報・連絡する。

##### (2) 災害時における情報の収集・連絡

###### ア 情報の収集・報告

次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握する。

###### (ア) 一般情報

###### a 気象、地象情報

###### b 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報。

###### c 社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、県民等への

対応状況。

d その他災害に関する情報（交通状況等）

(イ) 当社被害情報

a 電力施設等の被害状況および復旧状況

b 停電による主な影響状況

c 復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項

d 従業員等の被災状況

e その他災害に関する情報

イ 情報の集約

被害情報等の報告および国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、請負会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

ウ 通話制限

災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。

(3) 災害時における広報

ア 災害が発生した場合または発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。

イ 広報方法については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、状況に応じて広報車等により、直接当該地域へ周知する。また、必要に応じて、自治体が所管する防災無線や防災メール等を活用し住民へ周知する。

(4) 要員の確保

ア 対策組織要員の確保

(ア) 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報に留意し、対策組織の設置に備える。

(イ) 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出勤する。ただし、津波により避難が必要となる地域の事業所については、津波のおそれなくなった後に出勤するものとする。

イ 復旧要員の広域運営

関西電力および関西電力送配電は、他電力会社および広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整える。

(5) 災害時における復旧用資機材の確保

関西電力および関西電力送配電は、災害時における復旧用資機材の確保を、次のとおり実施する。

## ア 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

- (ア) 現地調達
- (イ) 対策組織相互の流用
- (ウ) 他電力会社等からの融通

## イ 輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

## ウ 復旧用資材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場および仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼する等、迅速な確保に努める。

## (6) 災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需要に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

## (7) 災害時における危険予防措置

電力需要の実施に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

## (8) 災害時における自治体との連携

災害が発生した場合には、自治体をはじめとした関係機関専用の臨時電話の設置等により連携を図るほか、必要に応じて自治体対策本部へ情報連絡要員を派遣する等により、情報連携を強化する。

## (9) 災害時における自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力がない場合、または工事力を動員してもなお応援を必要とする判断される場合には、県知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

## (10) 災害時における応急対策工事

関西電力および関西電力送配電は、災害時における応急工事を、次のとおり実施する。

## ア 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

## イ 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

## (ア) 発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(イ) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力および貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(ウ) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(エ) 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

(オ) 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置および可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

ウ 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

## 2 ガス施設

大阪ガスネットワーク(株)とLPGガス関連協会は、災害発生時に被害の拡大を防止するため、災害時の組織、動員、情報の収集・伝達、災害広報、通信連絡、その他応急対策を実施し、ガスの製造供給体制の安定に努める。

災害発生時には「災害等の対策要領」に基づき、災害対策本部を設置し、防災関係機関と密接に連携して、対策を実施する。

## 3 通信施設

西日本電信電話(株)等通信各社は、災害時における電信電話サービスの基本的な考え方として、公共機関等の通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するため、応急作業を迅速かつ的確に実施して通信の疎通に努める。

## 4 放送施設

日本放送協会、びわ湖放送(株)および(株)京都放送の各社は、放送施設等の災害が発生し、またはそのおそれがあるとき、応急対策を実施し、当該施設を災害から防護し、放送機能の確保に努める。

## 5 鉄道施設

東海旅客鉄道(株)、近江鉄道(株)は、町域において旅客列車の衝突、脱線、てん覆、その他の事故により、多くの死傷を伴う鉄道災害が発生し、またはそのおそれがある場合、応急救助対策等を実施し、被害の予防・軽減・復旧に努める。

また、特に被害が大きいと予測される地震災害への対策は、以下のとおりとする。

## (1) 東海旅客鉄道(株)

## ア 基本方針

災害発生の場合、災害時運転規則等取扱細則、運転事故および災害応急処理取扱細則、新幹線災害時運転規則等取扱細則、新幹線運転事故および災害応急処理取扱細則等の定めるところにより、被害を最小限にとどめ、的確な応急体制を確立して迅速に処理する。

## イ 応急対策

- ① 地震発生により、ユレダスが作動した場合、あらかじめ制定した巡回パターンにより安全を確認する。ユレダスの地震被害発生予想（地震強度）により巡回パターンを4段階（甲、乙、丙、丁）とし、全線巡回（甲）部分巡回（乙）搭乗巡回（丙）としている。なお、運転再開は、段階的な方法をとる。
- ② 災害対策本部の設置
 

地震の発生により感震器が作動し、列車が停止した場合は、地震の規模および感震器作動の範囲により、新幹線鉄道事業本部および現地に対策本部を設置し、情報の収集、救護、応急復旧、輸送上の諸手配、災害の調査等を行う。
- ③ 社員の非常招集
 

関係箇所長は、応急対策に必要な社員に対し、あらかじめ制定した非常招集計画に基づき、非常招集を行う。
- ④ 関係箇所長は、次のような計画を策定し応急復旧体制を確立している。
  - a 関係社員の非常招集計画
  - b 応急復旧用資材の所在、および数量の把握
  - c 関係業者へ非常出勤を要請した場合の出動可能要員の把握
  - d 応急復旧用機械の所在と常時使用可能台数の把握
  - e その他、関係機関への連絡、方法等の確立

## (2) 近江鉄道(株)

## ア 基本方針

地震が発生した場合、運転取扱心得ならびに鉄道事業緊急時対策内規の定めるところにより、被害の拡大防止と旅客の安全を確保し、被害を早期に復旧して輸送の再開を図る。

## イ 応急対策

- ① 地震発生時の運転規則と警戒
  - a 震度計が40ガル（震度3）以下の地震を感知したときは、直ちに運転指令は列車運転士ならびに各駅長に、地震の大きさを通報するとともに列車の運転に注意を促す。
  - b 震度計で40ガル～80ガル（震度4）以下の地震を感知したときは、直ちに運転指令は運転中の全列車に対して運転停止の指令を行い、その後、各駅長ならび

に列車運転士から情報を得て異常がないと認めるときは、前方の見通しの範囲内に停止できる速度で次の駅まで注意運転し、運転指令までその結果を報告させるように指令する。

- c 震度計が80ガル（震度5弱）以上の地震を感知したときは、直ちに運転指令は運転中の全列車に対して運転停止の指令を行い、全線にわたり線路、施設等の点検を行う。

② 現地対策本部、緊急事態対策本部の設置

被害が発生した場合、発生地に現地対策本部を、またその状況により本社に緊急事態対策本部を設置する。

③ 本部の任務内容

- a 情報の収集、伝達
- b 職員の非常招集
- c 災害箇所の調査、報告
- d 救護活動の支援
- e 応急復旧用の資材調達
- f 振替輸送および代行輸送の手配

## 6 下水道施設

下水道施設の災害復旧は、他の公共土木施設の復旧と同様に、社会全体の復旧活動、民生に与える影響が大きいので、施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、計画に基づき関係機関との調整を図りつつ、速やかな復旧を行うものとする。また、町が単独で対応することができない場合には、速やかに県本部に応援を要請し、県本部は応援主管府県に応援要請を行うものとする。

- (1) 震災復旧の第1段階においては、できるだけ短時間に重要施設の被災状況の概略を把握するための緊急調査・点検を行い、以後の対応・復旧の基本方針を定めるとともに、二次災害の危険性を的確に判定し、必要に応じて緊急措置を行う。
- (2) 第2段階においては、施設全体の被災状況を把握するための一次調査を行い、二次災害の危険性、施設復旧の緊急性、施設の用途、重要度、本復旧までの工期等の条件を勘案して、応急復旧の優先順位および復旧水準を定め、適切な工法で応急復旧を行う。
- (3) 第3段階においては、施設の重要性、被災の箇所およびその程度、復旧の難易度、施設の将来計画等を勘案して、本復旧水準を定め、本復旧を実施する。
- (4) 施設の被害状況および復旧見込み等に関して、住民に情報を提供し、利用者の不安解消に努める。

## 第2節 建造物等の応急対策

〈各施設管理者、土木・建築班、教育班〉

### 1 計画方針

各施設の管理者は、学校等の重要な社会公共施設の機能および一般建築物において、人命の安全確保を図るため、自主的な災害対策行動を行い被害の軽減を図るものとする。

また、公共施設は、災害発生後における医療、給食、防疫等、住民の生命の安全を確保するための災害復旧活動の拠点となることから、早急に被害状況を把握し、建築物ならびに地域の速やかな復旧に資することを目標とする。

### 2 公共施設

公共施設は、災害復旧活動の拠点となることから、施設管理者は、早急に建物等の被害状況を把握するとともに、自主防災活動に対応可能な組織体制を整備する。

#### (1) 自主防災活動

各施設の管理者は、重要な公共施設の機能および人命の安全確保を図るため、自主的な応急対策を行い、被害の軽減を図るものとする。また、突発的に起こる地震時の出火およびパニック防止を重点に、それぞれの施設において自主的な災害対策活動が実施できるようにするものとする。

- ア 避難対策については、特に綿密な計画を確立して万全を期する。
- イ 地震時における混乱の防止措置を講ずる。
- ウ 緊急時には関係機関に通報して応急の措置を講ずる。
- エ 避難所になった場合には、防火について十分な措置をとる。
- オ 施設入所者、利用者等の人命救助を最優先とする。

#### (2) 被害状況の把握

各施設の管理者は、施設に二次災害発生のおそれがないか、また、災害対策拠点、避難所、医療施設、救援物資倉庫等としての継続的な使用の可否を判断するため、被害状況を速やかに把握し、関係機関に報告するものとする。

#### (3) 被害状況調査

各施設からの被害状況報告に基づき、土木・建築班は、必要に応じ、国および地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士関係団体、建設業関係団体等の協力を求め、早急に次の調査を実施する。

##### ア 被災建築物応急危険度判定調査

建築物の傾斜と沈下、構造躯体の被害状況、落下危険物、転倒危険物等について調査し、二次災害発生の防止を図るとともに、被災者がその建物にいてよいか、避難所へ避難した方がよいか等を判定する。

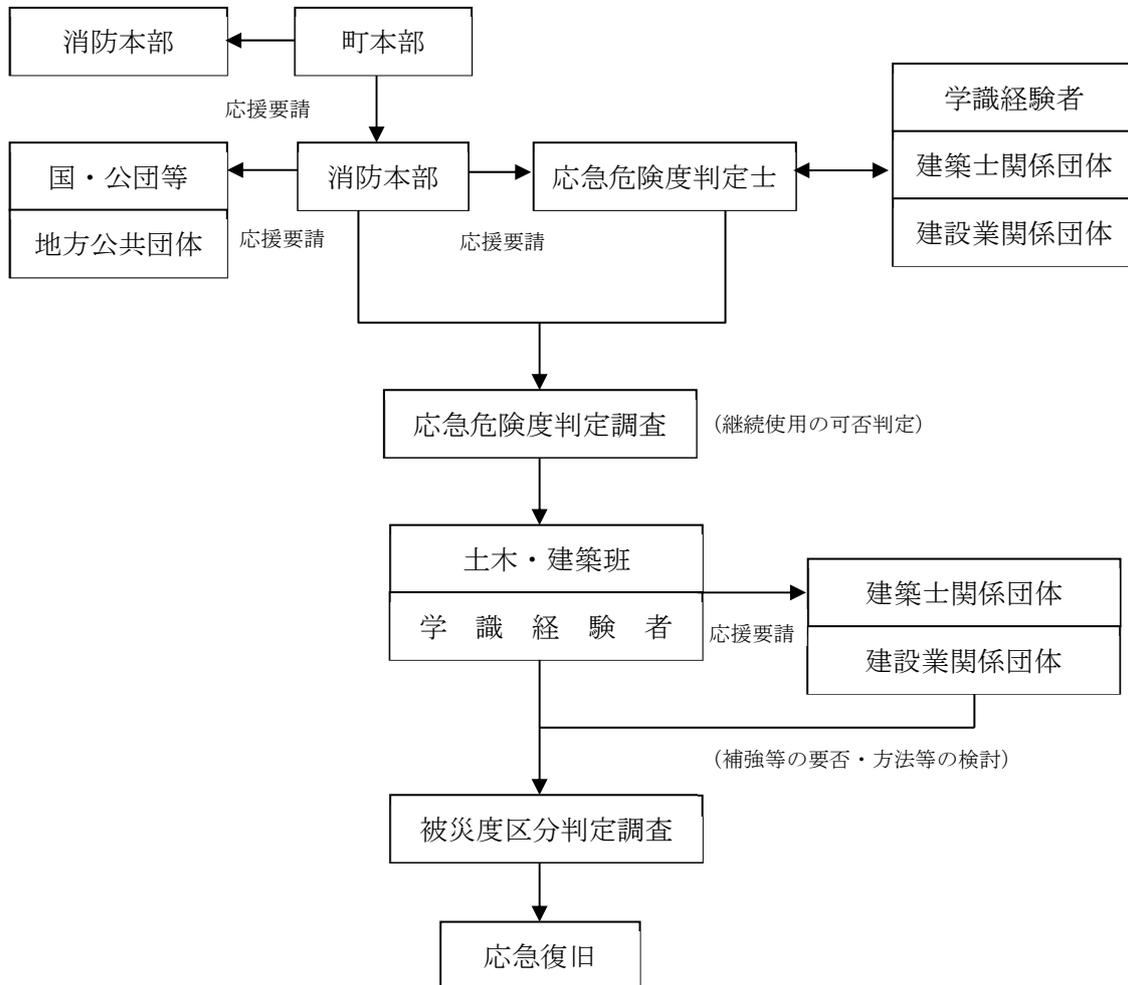
##### イ 被災度区分判定調査

建築物の傾斜と沈下、構造躯体の損傷状況等について調査し、被災度の区分を行い、

継続使用に際しての補修および構造補強等の要否を判定する。

(4) 応急復旧

各施設の被害状況調査に基づき、応急復旧を行う。



3 一般建築物

地震時における二次災害を防止するため、前項の(3)に準じて被害状況調査を行う。

4 町庁舎等

(1) 災害応急対策計画

ア 県下で災害が発生した場合には、次の措置を行う。

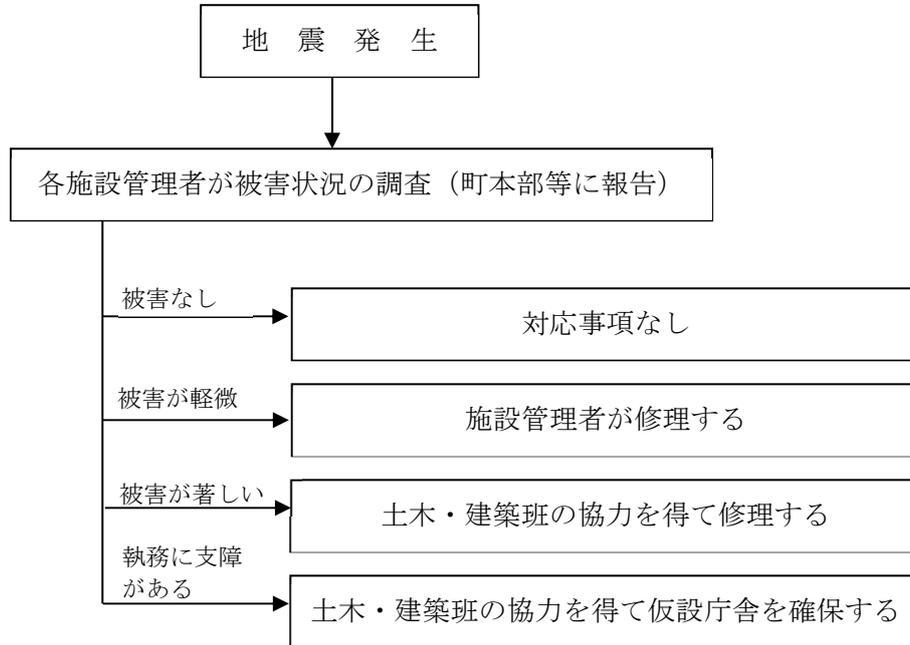
① 被害状況の把握

町庁舎等の各施設管理者は、速やかに被害状況を調査する。

② 修理の対応

各施設管理者は、被害状況を把握し、軽易な被害については応急修理を実施する

こととし、被害が著しい場合には、本部班と協議のうえ修理を行うものとする。なお、必要に応じて土木・建築班は協力するものとする。



## 5 文化財

- (1) 文化財が被災した場合は、その所有者および管理団体は、直ちに所轄の町本部等に通報するとともに、被害の拡大防止に努め、関係機関とも協力して、被害状況を速やかに調査し、教育班に報告する。教育班は、その結果を取りまとめるうえ、県指定の文化財にあつては県本部（教育委員会）へ、国指定の文化財にあつては県本部（文化スポーツ部）を経由して文化庁へ報告しなければならない。
- (2) 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防止するため協力して応急措置を講ずる。

### 第3節 河川管理施設等の応急対策

〈河川管理施設管理者〉

#### 1 計画方針

災害により河川管理施設等が、破壊・崩壊等の被害を受けたときは、河川管理施設等の管理者は、施設の応急復旧に努める。

#### 2 河川管理施設および砂防設備

##### (1) 基本方針

災害による被害および出水による二次災害を防止するため、市町、消防機関等の水防活動が円滑に十分に行われるよう体制を確保するとともに、破損・損壊等の被害を受けた堤防、護岸等の河川管理施設および砂防設備の応急復旧に努める。

##### (2) 応急対策

次の水防活動を行う。

- ア 水防上必要な監視警戒体制、情報連絡体制および輸送体制の確立
- イ 河川管理施設および砂防設備、特に工事中の箇所および危険箇所の重点的巡視
- ウ 開門もしくは、閉門に対する遅滞のない操作
- エ 水防に必要な器具、資材および設備の確保
- オ 市町における相互の協力および応援体制の確立
- カ 被害を受けた河川管理施設および砂防設備の応急復旧
- キ 市町の応急対策に対する技術的な援助

##### (3) 復旧計画

ア 災害による被災箇所について、速やかに復旧計画を立てるとともに、これに基づき従前の河川管理施設等の機能を回復させる。

イ 被災した箇所を把握し、被害状況を各関係機関に報告する。この被害状況に基づいて、災害復旧事業および災害改良復旧事業を計画し、復旧事業においては従前の河川の効用を回復し、改良復旧事業においては治水安全度を向上させる。

#### 3 ダム施設

##### (1) 基本方針

ダムに設置した観測点において、犬上川ダムにおいては震度4以上、芹川ダムにおいては震度5弱以上の地震またはその他の異常が発生した場合は、速やかに必要な箇所について臨時点検を行う。その結果、ダムの安全管理上必要があると認めるときは、応急措置を行い、ダムの安全を確保する。

##### (2) 臨時点検

ダム管理者は臨時点検を行い、所要の事項を電話等により即報する。

ア 一次点検（災害発生直後）

堤体および取付部、周辺地山、放流設備、電気通信設備およびその他の目視による外観点検を行う。

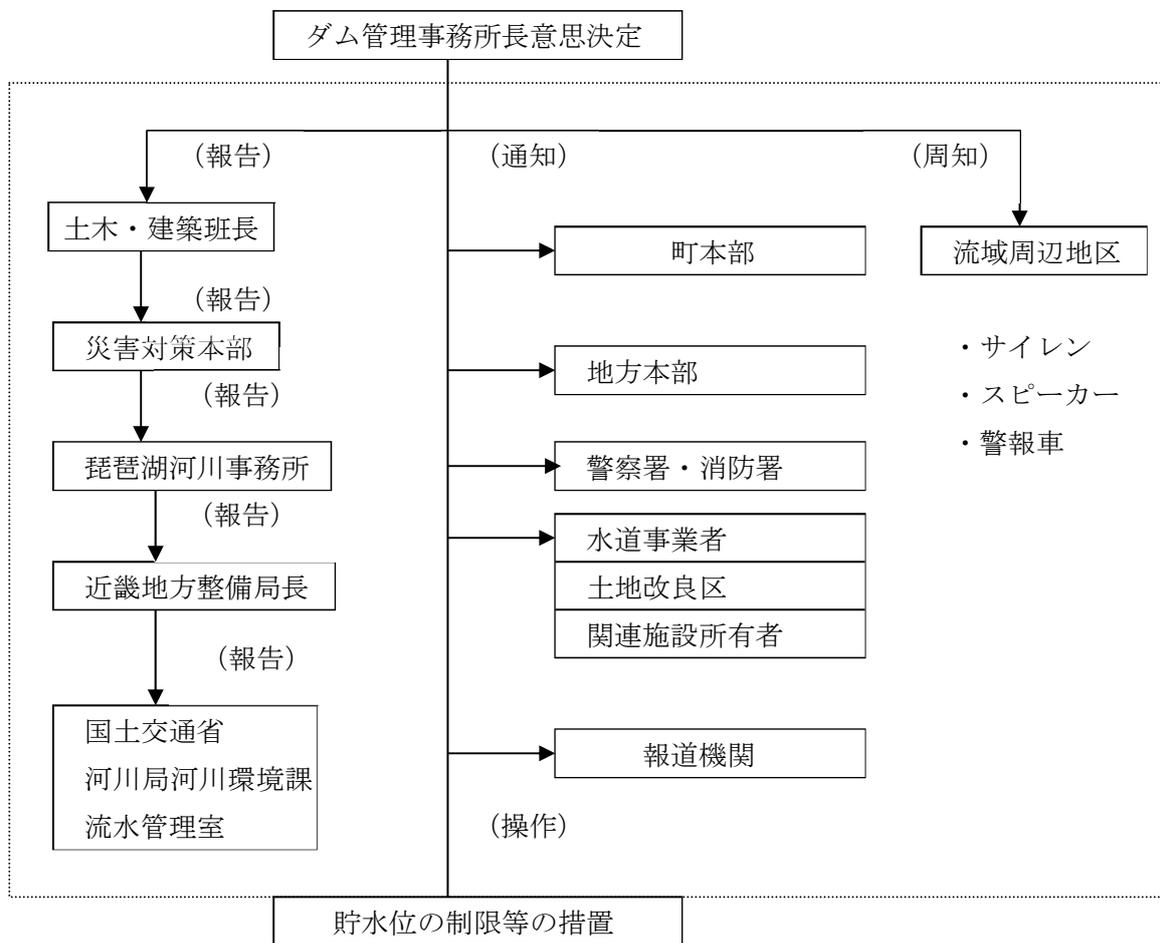
イ 二次点検（一次点検終了後）

一次点検に引き続き、詳細な外観点検と濾水量、変位量等の計測項目および放流警報設備に関する項目を加えた点検を行う。

(3) 応急対策

臨時点検の結果、濾水量、変位量等のダムの挙動に異常が生じ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水装置、貯水位の制限等の応急措置を行う。

この場合、ダムから関係機関および住民への連絡・通報は各ダムの操作規則により行う。



第4節 地すべり地および急傾斜地に対する応急対策

〈町、関係各班、河川管理施設管理者〉

1 計画方針

災害により地すべり地においては、地すべりが誘発・助長され、急傾斜地にあつては、崩壊・崩落が発生することが想定されるため、被害の状況把握を行い、施設の管理者は施設の復旧に努める。

2 応急対策

(1) 基本方針

町本部は、災害による被害を軽減するため、関係各班、消防機関等の応急活動が円滑に十分行われるよう配慮し、各関係機関と協力し、被害箇所の早期応急復旧を図る。

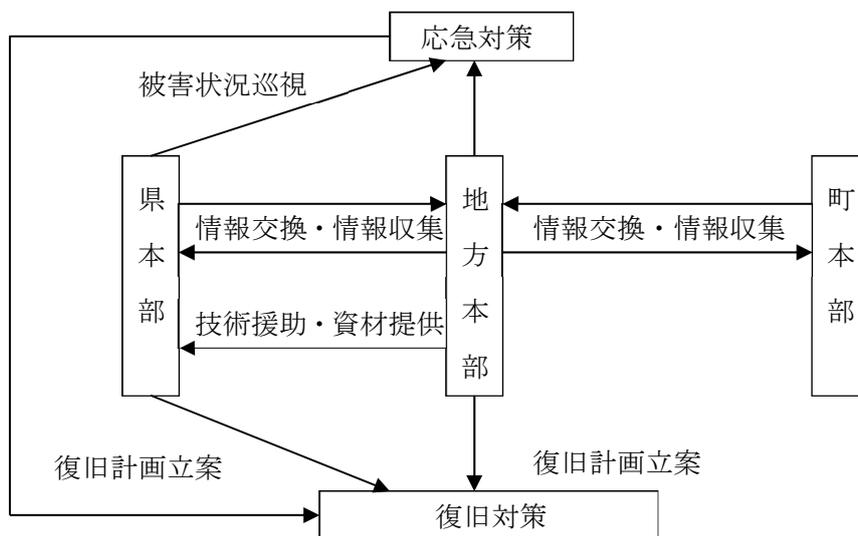
(2) 応急対策

町本部は、情報の連絡・交換を図り、関係各班等の応急対策が十分に行われるよう技術的な援助を行う等、調整に当たる。また、施設等が破壊・崩壊の被害を受けた場合、施設の管理者は被害の状況に応じた応急復旧を行う。

(3) 復旧計画

ア 災害による被災箇所について、速やかに復旧計画を立てるとともに、これに基づき従前の効用を回復させる。

イ 災害により、被災した箇所を把握し、被害状況を関係機関に報告する。また、速やかに復旧計画を立てるとともに、被害状況に応じた復旧に努めるものとする。





## 第 4 部 災害復旧計画



# 第1章 公共施設の災害復旧事業計画

〈関係各課、関係機関〉

災害により被災した施設を原型復旧するとともに、災害の再発を防止するために必要な施設的设计・改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を立て、実施に努める。

## 1 復旧事業の種類

災害復旧は、おおむね次の事業について計画する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上・下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融、その他資金計画
- (11) その他の計画

## 2 復旧事業の方針

### (1) 実施体制

町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実施するため、実施に必要な人員の配備・応援・派遣活動体制について、必要な措置をとる。

### (2) 災害復旧事業計画

町は、国または県が費用の全部または一部を負担し、もしくは補助するものについて、早急に被災施設の復旧事業計画を作成し、復旧事業費の決定を受けるために査定計画を立て、査定実施が速やかに行えるように努める。

### (3) 緊急査定促進

被災施設の災害程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法、その他に規定する緊急査定が実施されるよう、必要な措置を講じて復旧工法が迅速に行えるように努める。

### (4) 災害復旧事業期間の短縮

関係機関は、復旧事業計画の樹立に当たり、災害地の状況、被害の発生原因等を考慮し、災害の再発を防止し、かつ速やかな効果が上がるよう、十分連絡調整を図り、事業

期間の短縮に努める。

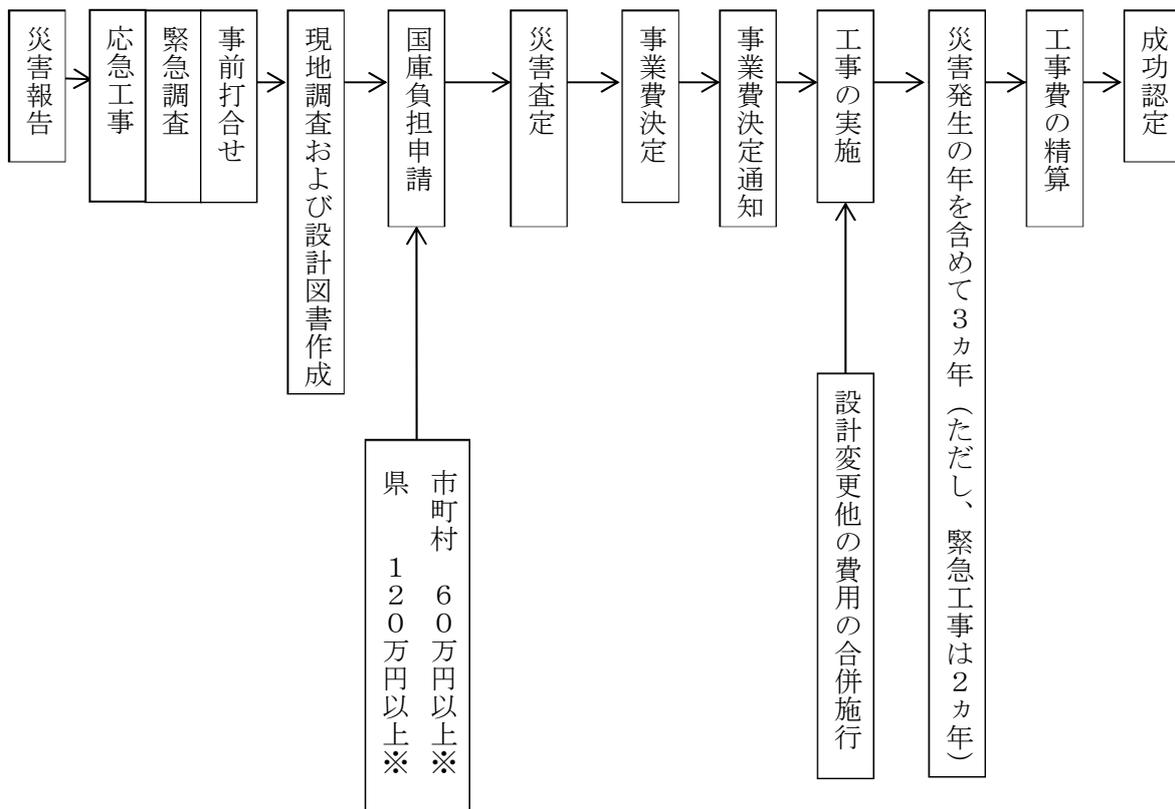
(5) 復旧事業の促進

復旧事業の決定したものは、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるように努める。

(6) 公共土木施設災害復旧の手続

河川、道路、橋梁、砂防設備、治山施設等の公共土木施設における災害復旧の手続は、次のとおりである。

ア 公共事業



※ 応急復旧工事、処分費および事業損失防止施設費を除く

なお、災害復旧事業として採択され得る限度および範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱、同査定方針により運営される。

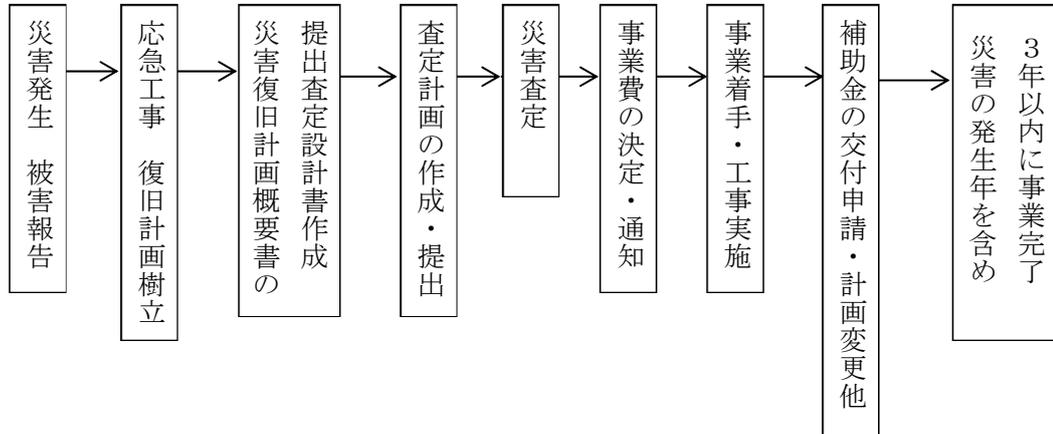
イ 小災害の措置

上記以外の小災害（前記の国庫災害からはずしたものを含む。）で、将来再び出水等の際に被害の因をなすと認められるものについては、単独事業として災害復旧を速やかに実施する。

また、これらの実施に必要な資金需要額については、財源を確保するために起債、その他の措置を講じる等、災害復旧事業の早期実施に努める。

## (7) 農林水産業施設災害復旧（農地・農業用施設）の手續

## ア 農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱（暫定法）



なお、災害復旧事業として採択され得る限度および範囲については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、同施行令、施行細則、農地農業用施設災害復旧事業取扱要綱、同査定要領、その他通達により運営される。

## イ 小災害の措置（農地・農業用施設）

中山間指定区域または平均傾斜度 1/20 以上の地域において市町、土地改良区が実施する「暫定法」の対象とならない1箇所工事費 40 万円未満（13 万円以上）の災害復旧事業について県単独事業として「暫定法」に準じて補助される。

## ウ 小災害の措置（林業用施設・林道）

市町、森林組合等が実施する暫定法の対象とならない箇所、および1箇所の工事費が 40 万円未満（13 万円以上）の災害復旧事業については、県単独林道復旧事業として「暫定法」に準じて補助される。

## 第2章 災害復旧事業の財政援助等

〈関係各課、関係機関〉

災害復旧事業費は、町、その他地方公共団体が提出した資料および実施調査に基づき決定され、これは、法律または予算範囲内において国が全部または一部を負担し、もしくは補助して行う災害復旧事業、ならびに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される。

町は、こうした災害復旧事業費の援助・助成を速やかに受けられよう努める。

### 1 国が、一部負担または補助する災害復旧の法律等

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理および清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

### 2 激甚災害に係る財政援助措置

町および県は、災害対策基本法に規定する、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合は、災害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられ、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

なお、激甚災害に係る財政援助措置の対象は次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費等に関する特別の財政援助
  - ア 公共土木施設災害復旧事業
  - イ 公共土木施設災害関連事業
  - ウ 公立学校施設災害復旧事業
  - エ 公営住宅災害復旧事業
  - オ 生活保護施設災害復旧事業
  - カ 児童福祉施設災害復旧事業
  - キ 老人福祉施設災害復旧事業
  - ク 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業
  - ケ 障がい者支援施設等災害復旧事業
  - コ 婦人保護施設災害復旧事業
  - サ 感染症予防施設災害復旧事業

- シ 感染症予防事業
  - ス 推積土砂排除事業
  - セ 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
- ア 農林水産業の災害復旧事業に係る補助の特別措置
  - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
  - ウ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下、「天災融資法」という。）第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された場合特別措置
  - エ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
  - オ 土地改良区等の行う洪水排除事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置
  - イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助および助成
- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助の対象
  - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
  - ウ 日本私学振興財団による私立学校への災害復旧工事に係る資金の貸付
  - エ 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
  - オ 母子および寡婦福祉資金に関する負担の特例
  - カ 水防資材費の補助の特例
  - キ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
  - ク 公共土木施設、公立学校施設、農地、農林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
  - ケ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

## 第3章 災害復旧資金の確保

〈関係各課、関係機関〉

町は、災害復旧計画に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するため、起債、その他所要の措置を講じる等、災害復旧事業の早期着手に努める。

町は、次に示す県ならびに近畿財務局における措置が円滑に行われるよう、積極的に協力する。

### 1 県の措置

- (1) 災害復旧経費の資金需要額の把握
- (2) 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債についての調査
- (3) 普通交付税の繰上交付および特別交付についての国への要請
- (4) 一時借入金および起債の前借等による災害関係費の確保

### 2 近畿財務局の措置

- (1) 必要資金の調査および指導
- (2) 財政融資資金地方資金の貸付
- (3) 国有財産の無償貸付等の措置
- (4) 金融機関による緊急措置のあっせん指導
- (5) 証券会社等による緊急措置の要請

## 第4章 被災者への融資

〈関係各課、関係機関〉

町は、災害により被害を受けた農林漁業者、中小企業者等に復旧を促進し、生産力の維持増進と経営の安定を図るため、各種の融資が県等から行われるように努める。

災害による融資の概要は、次のとおりである。

### 1 農林漁業者の災害復旧資金

災害により被害を受けた農林業者または団体に対し復旧を促進し、農林業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、日本政策金融公庫法および滋賀県水産振興資金災害対策利子補給補助金交付要綱により融資等を行う。

#### (1) 資金等の種類

ア 融資制度

- ① 天災資金
- ② 日本政策金融公庫資金

イ 農業保険法に基づく農業共済制度

※融資制度の概要：資料編参照

#### (2) 町の措置

ア 町は、関係行政機関と連携をとり、被害の状況、復旧のための資金需要等の的確な把握に努め、融資要件等に該当するときは、各資金の融資について、借入れ手続の指導等を行う。

イ 農業保険法に基づく農業共済について、災害時に滋賀県農業共済組合等が、災害補償業務を迅速かつ適正に行い、また仮払いによる共済金の早期支払いができるよう措置する。

### 2 中小企業復興資金

町は、商工団体と連携し、県の中小企業振興資金融資制度（セーフティネット）、(株)日本政策金融公庫等の各種融資のあっせん等を推進する。また、被災中小企業の再建を促進するための資金の融資が速やかに実施されるよう努めるとともに、県および国に対して要望する。

#### (1) 資金需要の把握連絡通報

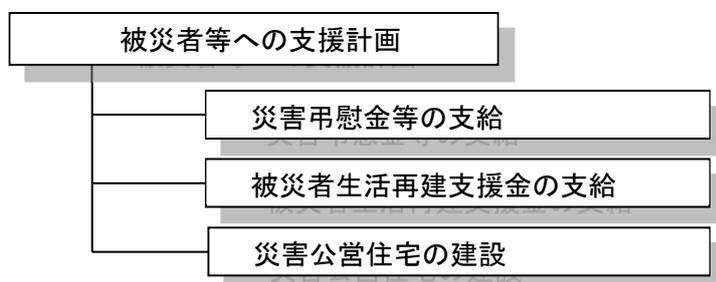
#### (2) 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

#### (3) 中小企業者に対する金融制度の周知

#### (4) 資金の円滑化

#### (5) 県信用保証協会に対し、積極的に別枠保証の要請

## 第5章 被災者等への支援計画



### 第1節 災害弔慰金等の支給

〈住民班〉

#### 1 災害弔慰金等の支給

住民班は、災害弔慰金の支給等に関する条例等に基づき、一定規模以上の自然災害による被災者および被災世帯に対し、次のとおり支給を行う。

##### (1) 災害弔慰金等の種類

災害弔慰金等の給貸与には、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金および災害障害見舞金の支給ならびに災害援護資金の貸付、ならびに生活福祉資金貸付制度による福祉費の貸付の4種類がある。

##### (2) 給貸与の要領

ア 知事による弔慰金および見舞金の支給は、その都度関係機関と協議して実施される。

イ 生活福祉資金（福祉費）の貸付

低所得者に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費として貸し付けられる。

① 取扱機関 町社会福祉協議会および滋賀県社会福祉協議会

② 貸付限度額 150万円以内

ウ 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づくもの

法に基づく災害弔慰金、災害障害見舞金および災害援護資金の給貸与は、町の条例に基づき実施されるものであり、一定規模以上の自然災害による被災世帯に対してのみ適用される。

① 災害弔慰金

a 対象災害

- ・ 1市町において住居が5世帯以上滅失した災害
- ・ 都道府県において住居が5世帯以上滅失した市町が3以上ある場合の災害
- ・ 県内において災害救助法が適用された市町が1以上ある場合の災害

- ・災害救助法が適用された市町をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
- b 支給額
  - ・死亡した者が生計維持者である場合 500 万円
  - ・死亡した者が生計維持者以外の場合は 250 万円
- ② 災害障害見舞金
  - a 対象災害  
前項の災害弔慰金と同じ
  - b 支給額
    - ・障がい者となった者が生計維持者である場合 250 万円
    - ・障がい者となった者が生計維持者以外の場合 125 万円
- ③ 災害援護資金
  - a 対象災害  
災害救助法による救助が行われた災害または県内において災害救助法が適用された市町が1以上ある災害
  - b 貸付限度額  
被災世帯の被害状況により、150 万円以上 350 万円以内
  - c 貸付条件
    - ・償還期限 10 年(据置期間 3 年を含む)
    - ・年利 3%以内で条例で定める額
    - ・貸付対象者とするについては、所得制限がある

## 第2節 被災者生活再建支援金の支給

〈関係各課、関係機関〉

自然災害によって生活基盤となる住宅に著しい被害を受けた地域において被災住民が可能な限り早期に安定した生活を再建することにより地域コミュニティの崩壊を防止し、もって地域の維持発展を図るため被災者に対し、支援金を支給する。

### 1 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

#### (1) 対象となる災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象基準は次のとおりである。

##### ア 災害救助法が適用される程度の災害

市町の区域内における住家滅失世帯数が災害救助法施行令第1条第1項第1号の規定（多賀町は40）以上である場合、または県の区域内における住家滅失世帯数が1,500世帯以上で、市町の区域内における住家滅失世帯数が同条第1項第2号の規定（多賀町は20）以上である場合。（滅失世帯数には、同条第2項のいわゆるみなし規定による算定数を含む）

##### イ 市町の区域内における住家全壊の世帯数が10以上である災害

##### ウ 県内における住家全壊の世帯数が100以上である災害

##### エ アまたはイに規定する被害が発生し、県内その他の市町（人口10万人未満に限る）のうち全壊世帯数が5以上である災害

##### オ アからウに規定する市町または都道府県の区域に隣接する市町のうち、人口10万人未満で全壊世帯数が5以上である災害

##### カ アもしくはイの市町村を含む都道府県またはウの都道府県が2以上ある場合に、

- ・市町（人口10万人未満に限る）の区域内における住家全壊の世帯数が5以上である災害
- ・市町（人口5万人未満に限る）の区域内における住家全壊の世帯数が2以上である災害

#### (2) 被害の認定

被害の認定は、内閣府の定めた「災害の被害認定基準」に基づき、町は適正かつ迅速に行うものとする。

ただし、大規模半壊については、損壊部分が述べ床面積50%以上70%未満、または損害割合（経済的被害）が40%以上50%未満とする。

#### (3) 公示

県は、町からの被害報告に基づき、発生した災害が被災者生活再建支援法の対象となるものと認めた場合は、速やかに内閣府政策統括官（防災担当）に報告するとともに、公示を行う。

## (4) 支給対象世帯

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯
- オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯

## (5) 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

注) 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の再建方法	全壊・解体・長期避難	大規模半壊 (損壊割合 40%以上)	中規模半壊 (損壊割合 30%以上)
建設・購入	200万円	200万円	100万円
補修	100万円	100万円	50万円
賃借 (公営住宅以外)	50万円	50万円	25万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	全壊・解体・長期避難	大規模半壊 (損壊割合 40%以上)	中規模半壊 (損壊割合 30%以上)
建設・購入	200万円	200万円	100万円
補修	100万円	100万円	50万円
賃借 (公営住宅以外)	50万円	50万円	25万円

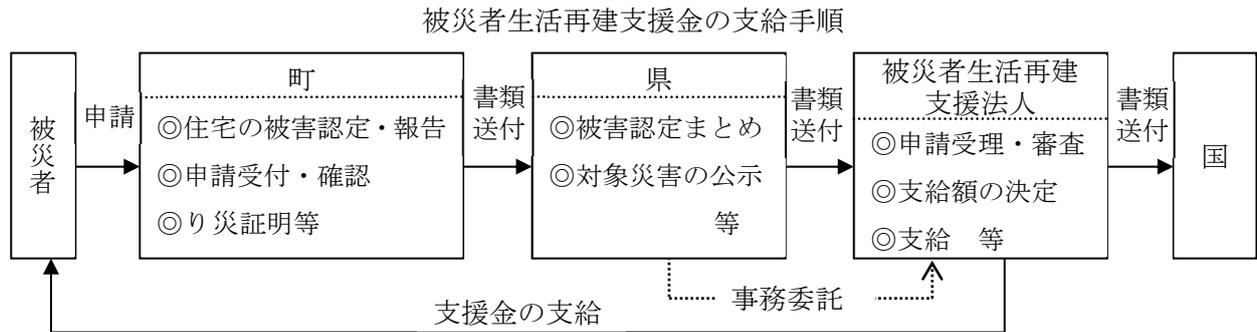
注) 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で200(または100)万円

## (6) 支給申請

町は、支援金支給の申請を受けた場合、速やかに申請書類の審査、当該申請に係る被害の認定を行う。県は、支援金の支給に係る事務のすべてを下記5の被災者生活再建支援法人に委託している。

(7) 被災者生活再建支援法人

内閣総理大臣は、支援金の支給業務を行う団体として、被災者生活再建支援法人を指定することとされており、公益財団法人都道府県会館がその指定を受けている。各都道府県は、被災者生活再建支援法人に対し、支援業務を運営するための基金に充てるために必要な資金を、都道府県の区域内世帯数等を考慮して拠出する。



2 滋賀県被災者生活再建支援制度による支援計画

(1) 対象となる災害

災害対策基本法第2条第1号に規定する自然災害で、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。

- ア 県内で5世帯以上の住宅に全壊の被害が発生したとき。
- イ その他知事と被災市町長の協議により特に必要と認めるとき。

(2) 支援金の支給

町は、自然災害によりその居住する住宅が全壊、大規模半壊、半壊もしくは床上浸水の被害を受け、またはその居住する住宅が解体に該当するに至った世帯の世帯主（以下「支援対象者」という。）に対し、住宅の被害の程度に応じて支給する支援金（以下「基礎支援金」という。）、住宅の再建方法に応じて支給する支援金（以下「加算支援金」という。）をア、イに掲げる額を上限として支給する。

なお、被災者生活再建支援法の支援の対象となる者は、制度による支援の対象者とならない。ただし、中規模半壊世帯で当該住宅を解体しない者については、併給を認めるものとし、ウに掲げる額を上限として支給する。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

支援金の種類	世帯構成	住宅の被害の程度			
		全壊・解体	大規模半壊	中規模半壊半壊	床上浸水
基礎支援金	複数	100万円	50万円	35万円	25万円
	単数	75万円	37.5万円	26.2万円	18.7万円

※大規模半壊（損壊割合40%以上）、中規模半壊（損壊割合30%以上）、半壊（損壊割合20%以上）

## イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

支援金の種類	世帯構成	再建方法	住宅の被害の程度			
			全壊・解体・大規模半壊	中規模半壊	半壊	床上浸水
加算支援金	複数	建設・購入	200万円	100万円	-	-
		補修	100万円	75万円	75万円	25万円
		賃借 (公営住宅を除く。)	50万円	50万円	50万円	25万円
	単数	建設・購入	150万円	75万円	-	-
		補修	75万円	56.2万円	56.2万円	18.7万円
		賃借 (公営住宅を除く。)	37.5万円	37.5万円	37.5万円	18.7万円

※大規模半壊（損壊割合 40%以上）、中規模半壊（損壊割合 30%以上）、半壊（損壊割合 20%以上）

## ウ 中規模半壊の基礎支援金および加算支援金

	世帯構成	基礎支援金	加算支援金		
			建設・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く。)
中規模半壊	複数	35万円	-	25万円	25万円
	単数	26.2万円	-	18.7万円	18.75万円

※加算支援金については、再建に要した経費と法の支援の支給額の差額をウに定める額を上限額として、支給する。

## (3) 県の補助

県は、町が支援対象者に基礎支援金、加算支援金を支給したとき、その支給した額の3分の2の額を補助する。

## (4) その他

県は、本計画に定めるもののほか必要な事項は、制度の対象となる自然災害の発生の都度、別に定めるとしている。

### 第3節 災害公営住宅の建設

〈関係各課、関係機関〉

災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号のいずれかに達したときは、り災者のため国庫補助を受けて建設し入居させる。

(1) 建設対象

- ア 地震、暴風雨、洪水その他の異常な天然現象による災害の場合
- イ 火災により住宅が滅失した場合

(2) 入居者の選定

被害調査報告の中から、次の条件により入居者を選定する。

- ア 当該災害により住宅を滅失した世帯
- イ 現に同居し、または同居しようとする親族がある世帯
- ウ 現に住宅に困窮していることが明らかな世帯

## 第6章 その他被災者の保護

〈関係各課、関係機関〉

町は、災害を受けた地域住民の生活の安定を図るため、被災者に対して次の措置を行う。

### 1 雇用の安定確保

町は、大規模災害が発生した場合、その直接的・間接的影響により事業所の閉鎖・移転、規模縮小等が生じ、雇用環境の不安定化が想定されるため、労働者の雇用維持、失業予防を図られるよう、県および滋賀労働局と連携し、求職者、新規学卒者、事業主等への支援を行い、被災者の雇用機会の確保を促進する。

町は、県と連携し、被災による離職者等の再就職を促進するため、国が被災事業主および被災求職者のために設置する臨時相談窓口および臨時職業相談所の開設等についての周知を行うとともに、県および滋賀労働局が連携して実施する合同就職面接会の開催に協力する。

町は、県が被災者の就職を開拓するため、高等技術専門学校において実施する職業訓練に被災者の参加を奨励する。

### 2 税制措置

国、県および町は、必要に応じ、法令および条例の規定により、税についての期限の延長、徴収猶予および減免等の被災者の負担の軽減を図ることとする。

### 3 郵政関係

災害の状況に応じて、郵政事業に係る災害特別事務取扱および援護対策を実施する。

#### (1) 郵便関係

ア 被災者に対する郵便はがき等の無償交付

災害救助法適用時に、り災世帯当たり、通常郵便はがき5枚以内および郵便書簡1枚を交付する。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物および救助用または見舞いの現金書留郵便物の料金を免除する。なお、料金免除となるこれらの郵便物については、当該郵便物の引受期間中は、郵便窓口取扱時間外においても引き受ける。

#### (2) 為替貯金関係

ア 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の通常払込みおよび通常振替の料金免除を実施する。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して、非常払戻し等の非常取扱いを行う。

### (3) 簡易保険関係

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して、保険金および保険貸付金の非常即時払い、保険料の特別払込猶予等の非常取扱いを行う。

## 4 生活保護

町および県は、被災者の生活確保のため、低所得者に対しおおむね次の措置を講ずるものとする。

生活保護法に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情を調査のうえ、困窮の程度に応じ、最低生活を保障する措置をする。

## 5 被災者住宅再建支援

町および県は、災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構の規定による災害復興住宅建設資金の融資が速やかに実施されるよう住宅金融支援機構の災害復興住宅融資（建設・購入・補修）のあっせんを行う。

## 第7章 治安の確保および交通対策

〈関係各課、関係機関〉

### 1 基本方針

町本部は、県および県警察（彦根警察署）と連携し、被災地における治安対策を継続して行う。

### 2 復旧・復興事業からの暴力団排除

町本部は、復旧・復興事業に関するすべての事務事業について、受注者や下請業者等を把握し、個別に施行している「暴力団排除条例」の規定を厳守して、彦根警察署に対し「事務事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、受注者等に係る暴力団関係の照会等を実施して、暴力団等の排除措置を徹底する。

### 3 交通対策

町本部は、県、県警察（彦根警察署）、道路管理者と連携し、被災地の復旧・復興関連事業の促進による町内の交通量の増加、交通事情の変化等に対応するため、道路の整備等交通環境の整備を推進する。

## 第8章 災害復興

〈関係各課、関係機関〉

### 1 復旧・復興の方針の策定

町本部は、県や関係機関等と緊密な意思疎通を図りつつ、地域の実情や住民の意向等を踏まえた統一的で整合性のとれた基本方針を策定する。

### 2 復旧・復興計画の策定

町本部は、復旧・復興に向けた具体的な指針、手順、基本目標等を検討し、速やかに復旧・復興計画を策定する。なお、計画推進のための体制整備、住民への計画内容の周知、ならびに情報提供等に努める。

### 3 災害復興本部等の設置

#### (1) 災害復興本部の設置

災害対策本部と連携を図りながら、将来目標に向かっての復興計画策定の事務局となる災害復興本部を庁内に設置する。

#### (2) 復興計画策定委員会の設置

住民が安心して暮らせる安全で災害に強いまちづくりを目指し、災害復興の基本方針等を検討するため、必要に応じ復興計画策定委員会を関係機関の代表者により設置する。

## 第5部 原子力災害対策計画



# 第1章 総則

## 第1節 計画の方針

### 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）および原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、福井県に所在する原子力事業所の原子炉の運転等および事業所外運搬（以下「運搬」という。）により、放射性物質または放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生および拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について本町が採るべき措置を定め、原子力災害から安全・安心な住民生活を確保することを目的とする。

### 2 計画の性格

#### (1) 本町の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、本町の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画（原子力災害対策編）および滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて作成したものである。

#### (2) 本町における他の災害対策との関係

この計画は、「多賀町地域防災計画」の「原子力災害対策計画」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「多賀町地域防災計画」の第1部から第4部に準拠する。

### 3 計画の周知

この計画については、滋賀県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関および住民に対し周知を図る。

また、本町の各部署においては、この計画の習熟に努め、原子力災害対策に万全を期す。

### 4 計画の修正

多賀町防災会議は、国の防災基本計画や原子力災害対策指針、滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）の改訂や修正が行われた場合、また多賀町地域防災計画の第1部から第4部との整合が必要な場合には修正を行う。また関係機関は、計画を修正する必要がある場合には、修正案を多賀町防災会議に提出する。

## 第2節 町および防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

原子力防災に関し、町および消防機関等の処理すべき事務または業務は、多賀町地域防災計画第1部第2章第2節に定める「防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱」を基本とし、次表のとおりとする。

## 1 多賀町

機関名	事務または業務
多賀町	(1) 町防災会議に関する事務 (2) 原子力防災に関する組織の整備 (3) 原子力防災に関する知識の普及・啓発 (4) 原子力防災に関する教育・訓練 (5) 通信・連絡網の整備 (6) 原子力防災に関する機器および諸設備の整備 (7) 環境条件の把握 (8) 災害状況の把握および伝達 (9) 災害対策本部等に関する事務 (10) 緊急時における国、県等との連絡調整 (11) 県の環境放射線モニタリングの実施に対する協力 (12) 広報 (13) 退避および避難に関する計画に関すること (14) 住民の退避・避難、立入制限、救助等 (15) 緊急時医療措置に関すること (16) 飲食物等の摂取制限等 (17) 広域避難のための避難所の開設 (18) 緊急輸送および必要物資の調達 (19) 飲料水、飲食物および生活必需品の供給 (20) 職員（緊急事態応急対策に従事する者）の被ばく管理 (21) 災害救助法の要請 (22) 義援金、義援物資の受入れおよび配布 (23) 広域応援の要請および受入れ (24) 文教対策 (25) 汚染物の除去等 (26) 各種制限措置の解除 (27) 損害賠償の請求等に必要資料の整備 (28) 風評被害等の影響の軽減 (29) 住民相談体制の整備 (30) 被災中小企業、被災農畜水産業者等に対する支援 (31) 心身の健康相談体制の整備 (32) 県の行う原子力防災対策に対する協力

## 2 消防本部

機関名	事務または業務
彦根市消防本部 (以下「消防本部」という。)	(1) 滋賀県広域消防相互応援協定に基づく業務

## 3 滋賀県

機関名	事務または業務
滋賀県	(1) 滋賀県防災会議に関する事務 (2) 原子力事業者防災業務計画に関する協議および原子力防災要員の現況等の届出の受理 (3) 原災法に基づく立入検査と報告の徴収 (4) 原子力防災専門官および上席放射線防災専門官との連携 (5) 原子力防災に関する組織の整備 (6) 原子力防災に関する知識の普及および情報共有 (7) 原子力防災に関する教育・訓練 (8) 通信・連絡網の整備 (9) 原子力防災に関する機器および諸設備の整備 (10) 環境条件の把握 (11) 災害状況の把握および伝達 (12) 滋賀県災害警戒本部および災害対策本部に関する事務 (13) 環境放射線モニタリングの実施および結果の公表 (14) 広報 (15) 住民の退避・避難、立入制限等 (16) 救助・救急および消火に関する資機材の確保および応援要請 (17) 緊急時医療措置に関する事務 (18) 飲食物等の摂取制限等 (19) 緊急輸送および必要物資の調達 (20) 飲食物および生活必需品の供給 (21) 職員（緊急事態応急対策に従事する者）の被ばく管理 (22) 自衛隊、国の専門家等の派遣要請および受入れ (23) 災害救助法の適用 (24) 義援金、義援物資の受入れおよび配分 (25) 広域応援の要請および受入れ (26) ボランティアの受入れ (27) 汚染の除去等 (28) 各種制限措置の解除 (29) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 (30) 風評被害等の影響の軽減 (31) 住民相談体制の整備 (32) 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援 (33) 心身の健康相談体制の整備 (34) 物価の監視 (35) 関係周辺市およびその他の市町への原子力防災対策に関する助言および協力 (36) 関係周辺市を除くその他市町への原子力防災対策に関する情報伝達、応援協力要請 等

## 4 滋賀県警察（彦根警察署）

機関名	事務または業務
滋賀県警察（彦根警察署）（以下「県警察（彦根警察署）」という。）	(1) 周辺住民等への情報伝達 (2) 避難の誘導および屋内退避の呼び掛け (3) 交通の規制および緊急輸送の支援 (4) 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持 (5) 警察職員の被ばく対策 (6) その他原子力災害警備に必要な措置

第3節 計画の基礎とすべき災害の想定

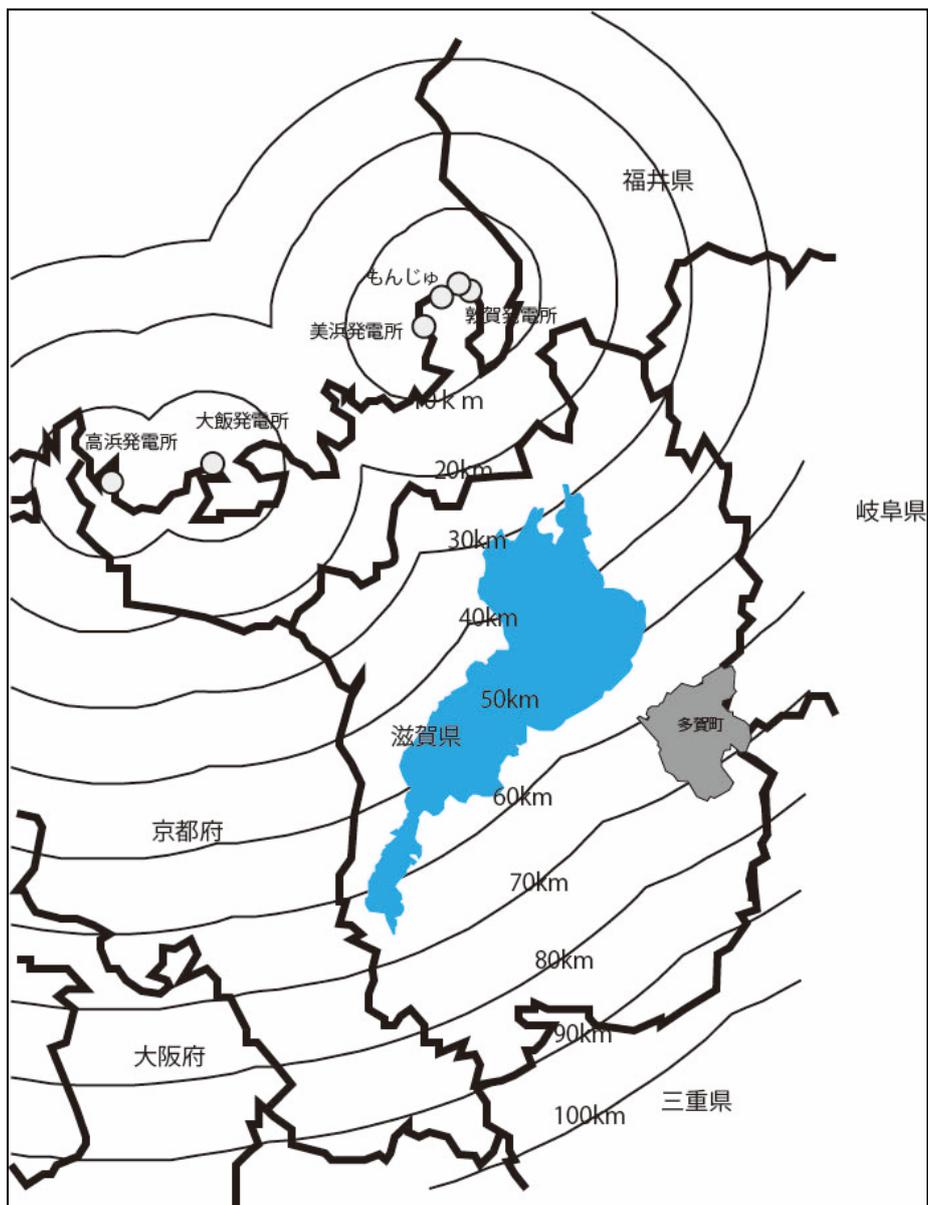
1 原子力事業所の立地状況

福井県には、4市町（敦賀市、美浜町、高浜町、おおい町）に6つの原子力事業所があり、計15の原子力事業所が設置されている。なお、本町からは最寄りの原子力事業所までおおむね60kmの距離である。

なお、本計画に関連する原子力事業者は、関西電力㈱、日本原子力発電㈱、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構である。

本町に関連する原子力事業所設置概要を資料編に掲載する。

■原子力事業所の立地状況図



## 2 滋賀県の地域特性

### (1) 気象

福井県の嶺南地方では、地形の影響等によって南北の風が卓越して吹く。敦賀発電所に近い敦賀特別地域気象観測所の風観測統計では、年間を通して南南東から南の風が最も多く（約40%）、次いで北から北北西の風が多く（約25%）吹いている。風速5.0m/s未満の弱い風を除くと季節的な特徴が明瞭で、夏期（6～8月）は南南東の風が約60%、また、冬期（12～2月）は北から北北西の風が約50%の割合で吹いており、各月の風速は平年値（1991年～2020年）で4.1m/s程度である。

福井県境の滋賀県北部地方にある今津地域気象観測所では、年間を通して北西から西の風が最も多く、特に冬期は約55%の割合で吹いている。また、長浜地域気象観測所においても年間を通して北北西から北西の風が最も多く、次いで、東から東南東の風となる。季節ごとにみると、夏期を除いては北北西から北西の風が最も多く、冬期では約30%を占める。夏期は東から東南東の風が約25%と最も多く、北西の風は10%程度となっている。

（気象庁の観測データを使用、統計期間は敦賀1988年2月～2024年12月、今津および長浜1978年11月～2024年12月）

### (2) 琵琶湖

県のほぼ中央に位置する琵琶湖は、約400万年の歴史と60種類以上の固有種に代表される豊かな生態系を有する、世界有数の古代湖である。

また、琵琶湖は近畿1,450万人の重要な水資源となっている。

## 3 前提となる事態の想定（県放射性物質拡散予測シミュレーション）

この地域防災計画の基礎となる事故の想定は、福島第一原子力発電所の事故を踏まえた県の想定に基づくものとする。なお、放射性物質の拡散予測については、県琵琶湖環境科学研究センターの放射性物質拡散予測シミュレーションを活用している。

また、県は、原子力発電所の事故により、県にとって過酷な条件で多量の放射性物質が放出された場合を想定し、事故時の対応を検討するため、平成24年度から平成25年度にかけて、滋賀県琵琶湖環境科学研究センターにおいて琵琶湖への影響予測を行っている。

県放射性物質拡散予測シミュレーション結果および琵琶湖への影響予測については資料編に掲載する。

## 4 原子力災害対策指針による原子力災害対策重点区域の範囲

原子力災害対策指針では、発電用原子炉施設の原子力災害対策重点区域として以下の2つの区域を設定している。

## ＜原子力災害対策重点区域の範囲＞

区域・地域	内容
予防的防護措置を準備する区域 (PAZ : Precautionary Action Zone)	急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、EAL(※)に応じた、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。 「原子力施設からおおむね半径 5km」を目安とする。
緊急防護措置を準備する区域 (UPZ : Urgent Protective action planning Zone)	確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、EAL(※)、OIL(※)に基づき、緊急防護措置を準備する区域である。 「原子力施設からおおむね半径 30km」を目安とする。

※EAL、OIL：資料編参照

## 第4節 原子力防災に関する本町の基本的考え方

本町は、原子力発電所からおおむね60～80km程度離れているが、異常事態発生時の気象状況により、影響が及ぶことを想定し、UPZで行う災害応急対策に準じて、以下の考え方で防護措置等を実施する。

また、本町が原子力災害対策で対象とする施設は福井県に立地するすべての原子力発電所とし、本町において原子力災害対策を実施する区域は町全域とする。

### 1 退避および避難

#### (1) 屋内退避

原子力災害対策指針では、「屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線およびガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。」と規定されている。

福井県の原子力発電所で事故が発生した場合、住民は放射性物質の放出状況に応じて屋内退避を実施し、放射性物質および放射線による被ばくを避ける。なお、屋内退避という方法は、原発事故の深刻さが増した場合、退避者の生活確保が困難になるとともに、最終的に広域避難となった場合には、円滑な避難の実施に困難を伴う場合が想定される。よって、屋内退避は、避難が必要な場合に備えた避難準備期間として位置づける。

#### (2) 避難および一時移転

原子力災害対策指針では、「避難および一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質または放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。このうち、避難は、空間放射線量率等が高いまたは高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急に実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するものである。」と規定されている。

なお、避難および一時移転については、原子力規制委員会が、施設の状況や緊急時モニタリング結果を踏まえ、気象予測等を参考にしつつ実施の判断を行ったうえで、国の原子力災害対策本部から輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮した指示が、県を通じて伝えられることになっている。

### 2 県の実施する緊急時モニタリングへの協力および結果の把握

緊急時モニタリングの実施について、原子力災害対策指針では、「国、地方公共団体、原子力事業者および関係指定公共機関は、緊急時モニタリング実施計画に基づいて緊急時モニタリングセンターの指揮の下、緊急時モニタリングを実施する。初期モニタリング

においては、OILによる防護措置の判断に必要な空間放射線量率の測定を重視する。

また、放射性ヨウ素を中心とした空气中放射性物質濃度の測定も行う。その後、順次、「測定対象の拡大を図る。」と規定されている。

原発事故が発生した場合、放射性物質の核種および放射線量を把握することが避難措置や食物摂取制限等の措置をとるうえで非常に重要となる。町は、県が実施する緊急時モニタリングに協力するとともに、その結果を迅速に把握することにより、原子力防災対策に万全を期す。

### 3 安定ヨウ素剤の予防服用

原子力災害対策指針では、「放射性ヨウ素による内部被ばくを防ぐため、原則として、原子力規制委員会が服用の必要性を判断し、原子力災害対策本部または地方公共団体の指示に基づいて、安定ヨウ素剤を服用させる必要がある。原子力規制委員会の判断および原子力災害対策本部の指示は安定ヨウ素剤を備蓄している地方公共団体に速やかに伝達されることが必要である。」と規定されている。

本町は、原発事故が発生した場合、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを避けるため、国の安定ヨウ素剤服用に関する決定を受け、県と連携し、速やかに安定ヨウ素剤の配布および服用を実施する。

※用語説明（安定ヨウ素剤）：資料編参照

※＜安定ヨウ素剤の予防的服用に関する提言骨子（案）＞

（被ばく医療分科会）：資料編参照

### 4 汚染スクリーニングおよび除染

原子力災害対策指針では、「避難退域時検査による汚染程度の把握は、表面汚染からの吸入及び経口摂取による内部被ばくの抑制及び皮膚被ばくの低減、汚染の拡大防止を適切に実施するためには不可欠であり、住民等の避難や一時移転（放射性物質が放出される前に予防的に避難する場合を除く。）を円滑に行うためにも、また医療行為を円滑に行うためにも実施しなければならない。」と規定されている。

本町は、原発事故が発生し、住民が放射性物質により汚染した可能性がある場合、原子力災害対策指針に基づき、県と連携し、適切に汚染スクリーニングおよび除染を実施する。

### 5 飲食物の摂取制限

原子力災害対策指針では、「飲食物の摂取制限は、飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、一定以上の濃度が確認された場合に、該当する飲食物の摂取を回避することで経口摂取による内部被ばくの低減を図る防護措置である。また、飲食物の摂取制限を講じる際は、必要に応じて摂取制限が措置されている区域の外から代替となる飲食物を提供することも重要である。」と規定されている。

本町は、原発事故が発生し、町内の飲食物が放射性物質に汚染された可能性がある場合、飲食物の経口摂取による住民の内部被ばくを防止するため、必要に応じて飲食物の放射性核種濃度の測定を行い、原子力災害対策指針に基づき、県と連携し、飲食物の摂取制限を実施する。なお、飲食物の摂取制限の実施に当たっては、原子力規制委員会が緊急時モニタリング結果等の情報を集約したうえで、飲食物中の放射性核種濃度の測定を行うべき地域および当該地域における測定結果に基づく摂取制限の内容について決定し、原子力災害対策本部から地方公共団体に伝達される。町は、この内容を住民に周知する。

## 第5節 緊急事態区分および緊急時活動レベル

### 1 基本的な考え方

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力事業所の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めるため、原子力災害対策指針では、原子力事業所の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態および全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、原子力事業者、国および地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにすることとされている。

また、さらに初期段階の区分として、原子力規制委員会の「初動対応マニュアル」では、「情報収集事態」が定められている。

#### (1) 情報収集事態

原子力事業所立地市町村において震度5弱または震度5強の地震の発生を認知した場合（原子力事業所立地道府県における震度が6弱以上であった場合は除く）に、国は関係省庁への連絡や対外公表等を行うこととされている。

#### (2) 警戒事態

警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれがあるものではないが、原子力事業所における異常事象の発生またはそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質もしくは放射線の異常な放出またはそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備を開始するとともに、平常時モニタリングを強化する必要がある段階である。

この段階では、原子力事業者は、警戒事態に該当する事象の発生および施設の状況について直ちに国に連絡しなければならない。国は、原子力事業者の情報をもとに警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。

#### (3) 施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態は、原子力事業所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力事業所周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始し、UPZ内においては、屋内退避の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、原子力事業者は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生および施設の状況について直ちに国および地方公共団体に通報しなければならない。国は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国、地方公共団体および原子力事業者は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行わなければならない。

#### (4) 全面緊急事態

全面緊急事態は、原子力事業所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が

高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避しまたは最小化するため、および確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。

この段階では、原子力事業者は、全面緊急事態に該当する事象の発生および施設の状況について直ちに国および地方公共団体に通報しなければならない。国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国および地方公共団体は、UPZ内において、基本的にすべての住民等を対象に屋内退避を実施するとともに、安定ヨウ素剤の配布・服用準備を行わなければならない。また、事態の規模、時間的な推移に応じて、UPZ内においても、PAZ内と同様、避難等の予防的防護措置を講じる必要がある。

## 2 具体的な基準

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力事業所における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力事業所の状態等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）を設定する。各発電用原子炉の特性および立地地域の状況に応じたEALの設定については、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき原子力事業者がそれぞれの防災業務計画に定めることとされている。

※各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて：資料編参照

## 第2章 災害事前対策

### 第1節 原子力防災体制整備計画

#### 1 計画の方針

原子力災害発生時における災害応急対策を円滑に実施するため、福井県敦賀市、美浜町、おおい町、高浜町に立地している原子力事業所で原子力災害が発生し、その影響が本町に及ぶ場合または及ぶおそれがある場合（以下「緊急時」という。）に対する備えとして、機能的な活動体制の整備を図る。

#### 2 平常時の安全対策

緊急時における対応を迅速かつ的確に実施するため、平常時から以下の安全対策を講ずる。

- (1) 町は、原子力事業所およびその周辺環境の安全に関する情報を常に把握するよう努める。また、県および市町で構成する「滋賀県原子力安全対策連絡協議会」に参画し、原子力事業者との連携・協力のもと、住民の安全確保、町内の環境保全等に係る諸課題等を協議する。
- (2) 町は、県との緊密な連携のもと、周辺環境の安全を確認するため環境放射線のモニタリングの評価結果について速やかに把握する。

#### 3 災害応急対策の体制整備

##### (1) 職員の参集体制

町は、原子力災害発生時における職員の非常参集体制の整備を図る。

##### (2) 職員の配備体制等

町は、緊急時に迅速かつ的確に応急対策活動を実施するため、配備体制および動員体制を整備するとともに、災害対策本部の設置基準、設置場所、組織、事務分掌等についてあらかじめ定めておく。

##### (3) 防災関係機関相互の連携体制

町は、原子力規制庁、県、県警察（彦根警察署）、消防本部、医療機関、その他の防災関係機関と平常時から緊密な連携を確立し、相互に情報交換を行い、原子力防災体制の整備・強化を図る。

##### (4) 消防の相互応援体制の整備

町は、国、県、消防本部と協力し、消防の相互応援による人命救助活動等を行うための受入体制の整備に努める。

(5) 自衛隊への派遣要請手続および受入体制

町は、知事に対し、自衛隊の派遣要請を迅速に行うことができるよう、あらかじめ手順、連絡調整窓口、連絡方法等を明確にし、受入体制の整備を図る。

#### 4 退避および避難体制の整備

(1) 町は、原子力災害が発生した場合の退避および避難の計画を作成する。

(2) 町は、住民等の退避および避難のための指示等を行った場合において、避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備する。

(3) 町は、放射線の遮へい効果を考慮した避難場所として公民館、学校等の公共施設を、その管理者の同意を得たうえで、避難施設としてあらかじめ指定しておく。また、指定した避難施設については、必要に応じ、衛生環境、避難生活環境を良好に保つための設備の整備に努める。

(4) 町は、県、県警察（彦根警察署）、消防本部、自衛隊その他防災関係機関と連携し、広域避難に関する体制を整備する。

(5) 要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。）に対する避難体制を整備する。

#### 5 緊急輸送活動体制および交通体制の整備

(1) 町は、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行うため、緊急輸送道路の確保、道路管理の充実を図る体制を整備する。

(2) 町は、県、県警察（彦根警察署）、その他防災関係機関と連携し、避難住民および緊急物資の迅速な輸送方法の確立を図る。

#### 6 救助・救急、消火および防災活動資機材等の整備等

(1) 救助・救急活動用資機材の整備

町は、国、県および消防本部と協力し、救助・救急活動に必要な資機材の整備に努める。

(2) 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材等の整備等

緊急事態応急対策に従事する者の安全確保および応急対策活動の円滑な実施を図るためには、緊急時における防災活動に必要な資機材等の備えが重要であることから、町は、国、県、県警察（彦根警察署）、消防本部その他防災関係機関と協力して、原子力防災対策上必要とされる防災活動資機材等の整備を図る。

## 第2節 教育・研修および防災知識普及計画

### 1 計画の方針

原子力災害時に原子力防災対策の円滑な実施を図るため、原子力防災に関する教育・研修を実施することにより、防災業務担当職員等の原子力防災知識を高める取組を推進する。また、住民が、原子力防災に関する基礎的な知識を備え、万一の事態が発生した場合に円滑な防護活動を実施することができるよう、原子力防災に関する知識の普及に努める。

### 2 町における防災業務担当職員等の研修

町は、国、県等が実施する講習会、研修会等に防災業務担当職員等を積極的に参加させ、保有する資機材および装備の使用方法等の習熟に努める。また、国、県および防災関係機関と連携して、次に掲げる事項について防災業務担当職員に対する研修を適宜実施する。

- (1) 原子力防災体制および組織に関する知識
- (2) 原子力事業所の概要に関する知識
- (3) 原子力災害とその特性に関する知識
- (4) 放射線による健康への影響と放射線防護に関する知識
- (5) 放射性物質および放射線の測定方法、機器を含む防災諸設備に関する知識
- (6) 緊急時に町、国、県その他防災関係機関が講じる対策に関する知識
- (7) 緊急時に住民がとるべき行動および留意事項に関する知識
- (8) 原子力災害医療に関する知識
- (9) 屋内退避や避難に関する事項
- (10) 安定ヨウ素剤の服用に関する事項
- (11) その他緊急時対応に関する事項

### 3 住民に対する原子力防災に関する知識の普及

#### (1) 広報活動

町は、県と連携し、住民に対し原子力防災に関する上記の「2」に掲げる事項について知識の普及と啓発を図る。

#### (2) 広報の方法

町は、原子力防災に関する知識の普及に当たっては、広報紙、パンフレット等のほか、報道機関等の協力を得るとともに、町ホームページ等を活用する。

#### (3) 防災訓練の活用

町は、原子力防災訓練を行うに当たっては、住民に対する防災知識の普及も考慮に入れて実施する。

#### (4) 要配慮者に対する防災知識の普及

要配慮者に対する防災知識の普及については、本章第7節「要配慮者災害予防計画」による。

### 第3節 情報収集・連絡体制等整備計画

#### 1 計画の方針

原子力災害時には、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報連絡および住民への分かりやすい情報の迅速な伝達が重要であり、これらに必要な設備および体制の整備を図る。

#### 2 情報通信設備等の整備

##### (1) 防災関係機関相互における情報通信設備の整備

原子力災害時には、応急対策活動の円滑な推進のため、情報通信手段・経路の多様化を図る必要があり、防災情報システムおよび多様な通信媒体の活用、機動性のある緊急通信手段の確保等を推進する。

##### ア 県防災行政無線の活用

町は、県および防災関係機関への情報伝達は、県防災行政無線により行う。なお、県防災行政無線が利用できない場合は、防災情報システム等を活用することにより行う。

##### イ 多様な媒体の活用

防災を目的とする情報通信手段・経路の多様化を図るため、各種の電波通信媒体や電気通信事業者の電話回線、また、テレビ、ラジオ、有線放送等の放送媒体、さらにはインターネット等多様な媒体を活用する。

##### (2) 住民に対する情報連絡・伝達設備の充実

町は、原子力災害時の円滑な応急対策活動の遂行と住民に対する適切な情報提供のため、以下の伝達手段等の活用を図る。

ア 自治会および自主防災組織を通じた情報伝達（有線電話）

イ 広報車による情報伝達（あらかじめ広報文を作成する）

ウ テレビ・ラジオ等の放送による情報伝達（放送依頼）

エ 町ホームページ等のインターネットによる情報伝達

オ 携帯端末の緊急速報メールによる情報伝達

カ 有線放送による情報伝達

#### 3 情報収集・連絡・伝達体制の整備

##### (1) 情報収集・連絡体制の整備

ア 町は、原子力災害に対し万全を期すため、県および防災関係機関との情報収集・連絡体制の整備・充実を図る。その際、夜間、休日等においても対応できる体制の整備を図る。

イ 町は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

ウ 町は、災害用に使用する通信機器について、その運用方法について習熟しておく。

(2) 住民に対する情報連絡・伝達体制の整備

ア 町は、国、県および防災関係機関と連携し、原子力災害発生時からの経過に応じ、住民に提供すべき情報の項目について次によりあらかじめ整理しておく。

- ① 原子力災害および現地における応急対策の状況
- ② 町域における影響の有無およびその程度
- ③ 町、県および国等が講じている応急対策に関する情報
- ④ 交通規制や公共交通機関の運行の状況等
- ⑤ 県がモニタリングカーにより収集したデータ
- ⑥ 原子力事業者の測定データ
- ⑦ 滋賀県環境放射線ポータルサイト
- ⑧ 福井県原子力環境監視センターデータ
- ⑨ 京都府常時監視システムデータ
- ⑩ 文部科学省環境放射線ポータルサイト
- ⑪ (国研)放射線医学総合研究所協会のサイト
- ⑫ (公財)原子力安全研究協会のサイト等

イ 町は、国、県および防災関係機関と連携し、住民からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておく。

ウ 要配慮者に対する情報連絡・伝達体制の整備については、本章第7節「要配慮者災害予防計画」による。

## 第4節 緊急時モニタリング体制整備計画

### 1 計画の方針

福井県に立地する原子力事業所から大量の放射性物質の放出があった場合、原子力事業所から周辺環境に飛散した放射性物質の状況および放射線量に関するデータの迅速な把握ならびにその状況を迅速かつ的確に住民に提供することが重要なことから、町は原子力規制委員会の統括の下で設置される緊急時モニタリングセンター（国（原子力規制委員会および関係省庁）、関係道府県（PAZを含む道府県およびUPZを含む道府県をいう。以下同じ。）、原子力事業者および関係指定公共機関等の要員により編成される。）が実施する緊急時モニタリングに協力する体制を整備する。

### 2 緊急時モニタリング体制に対する協力体制の整備

町は、緊急時モニタリングセンターの統括の下で県が実施する緊急時モニタリングへの要員派遣等の協力を行うための体制を整備する。

## 第5節 原子力防災訓練計画

### 1 計画の方針

原子力災害に際し、応急対策活動を迅速かつ的確に実施することが重要であることから、各種の原子力防災訓練（以下「防災訓練」という。）を行うことにより、防災体制の確立と防災意識の高揚を図る。

### 2 防災訓練の計画策定および協力

(1) 町は、県等関係機関の支援のもと、必要な防災訓練を単独または共同して実施するための計画を策定する。

(2) 町は、県が次に掲げる防災活動の各要素または各要素を組み合わせた防災訓練の計画を策定した場合、その計画に協力する。

- ア 災害対策本部等設置運営訓練
- イ オフサイトセンターへの参集訓練
- ウ 緊急時通信連絡訓練
- エ 緊急時モニタリング訓練
- オ 原子力災害医療訓練
- カ 住民に対する情報伝達訓練
- キ 住民避難および避難所等運営訓練
- ク 人命救助活動訓練
- ケ 避難中継所設営訓練

### 3 防災訓練の実施

(1) 町は、県等関係機関と連携し、必要な防災訓練を単独または共同して実施する。

(2) 町は、県が本節第2(2)に定める防災訓練計画に基づき、定期的を実施する防災活動の各要素または各要素を組み合わせた防災訓練の実施に協力する。

### 4 実践的な防災訓練の工夫と事後評価

町は、防災訓練を実施するに当たり、県等関係機関の助言を受けて作成した想定を踏まえるとともに、様々な条件を設定して防災訓練を実施する等、現場における判断力が向上し、迅速かつ的確な活動に資する実践的なものとなるよう工夫する。

町は、防災訓練を実施するに当たり、当該防災訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、防災訓練終了後、専門家も活用しつつ防災訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時マニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組む。

町は、必要に応じ、防災訓練の方法、事後評価方法の見直し、本計画の修正等を実施す

る。

#### 5 防災訓練に関する普及啓発

町は、住民に対して、町広報等、各種の媒体を通じて知識の普及啓発を行い、防災意識の高揚を図る。

#### 6 要配慮者に対する配慮事項

要配慮者に対する配慮事項については、本章第7節「要配慮者災害予防計画」による。

## 第6節 広域的相互応援体制整備計画

### 1 計画の方針

原子力災害時には、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定されるため、他地域からの応援または他地域への応援を必要とする場合に備え、広域の相互応援体制を整備する。

### 2 広域相互応援体制

#### (1) 災害時相互応援協定の活用

町は、町独自で避難所の確保、飲料水、飲食物等の供給等、十分な応急措置が実施できない場合に備え、町が他の市町に応急措置を要請するため締結している災害時相互応援協定を原子力災害時においても活用する。

#### (2) 滋賀県広域消防相互応援協定の活用

町および消防本部は、滋賀県広域消防相互応援協定を原子力災害時においても活用する。

### 3 関係機関との協定

町は、関係機関と締結している協定等を原子力災害時においても活用する。

## 第7節 要配慮者災害予防計画

### 1 計画の方針

放射性物質および放射線は、通常五感に感じないため、要配慮者には特に配慮が必要であることから、要配慮者に配慮した防災対策の推進を図る。

### 2 災害応急体制の整備

#### (1) 社会福祉施設等の災害応急体制

社会福祉施設等の管理責任者は、夜間も含めた緊急連絡体制や施設の職員の任務分担についてマニュアル等をあらかじめ定めておく。

#### (2) 避難体制の整備

町は、県と連携し、要配慮者に対して災害情報を迅速かつ滞りなく伝達し、要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、ボランティア組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者に係る避難誘導體制の整備に努める。

また、社会福祉施設は、各施設から避難施設に至るまでの経路を点検し、避難に使用する道路の安全確保を図る。

#### (3) 介護体制の整備

町は、災害時における介護職員等の介護チームによる在宅介護体制や避難施設での要配慮者の介護体制を整備する。

### 3 情報連絡・伝達設備および体制の整備

#### (1) 情報連絡・伝達設備の充実

要配慮者に対する情報連絡については、本章第3節「情報収集・連絡体制等整備計画、第2の住民に対する情報連絡・伝達設備の充実」に加え、テレビ放送における手話通訳、外国語放送および文字放送の積極的な活用を図るとともに、避難施設での文字媒体の整備を図る。

また、一時滞在者については、動揺や混乱を招かぬよう、迅速かつ的確に情報を提供できる情報伝達手段の整備を図る。

#### (2) 情報連絡・伝達体制の整備

要配慮者に対する情報連絡・伝達体制を充実させるため、本章第3節「情報収集・連絡体制等整備計画、第2の住民に対する情報連絡・伝達設備の充実」に加え、避難支援者および介護保険事業者を介した情報伝達を実施する体制の整備についても検討し、具体化を図る。

さらに、手話通訳者等の育成を図り、地域ごとの手話通訳者をあらかじめ確保する体制を整備する。

#### 4 原子力防災に関する知識の普及

##### (1) 支援体制の整備

町は、県と連携し、防災知識の普及を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努める。

##### (2) 要配慮者に対する防災知識の普及啓発

町は、県と連携し、漫画、ビデオを活用することや防災パンフレットの外国語版等要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を実施する。

##### (3) 保育園児、児童等に対する防災知識の普及啓発

認定こども園、保育園、学校等の管理者は、町および県と連携し、保育士、教職員等に対して防災知識を普及し、園児、児童等に対する防災教育の推進を図る。

#### 5 防災訓練における配慮事項

町は、県と連携し、防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努める。

## 第3章 緊急事態応急対策

### 第1節 情報収集連絡計画

#### 1 計画の方針

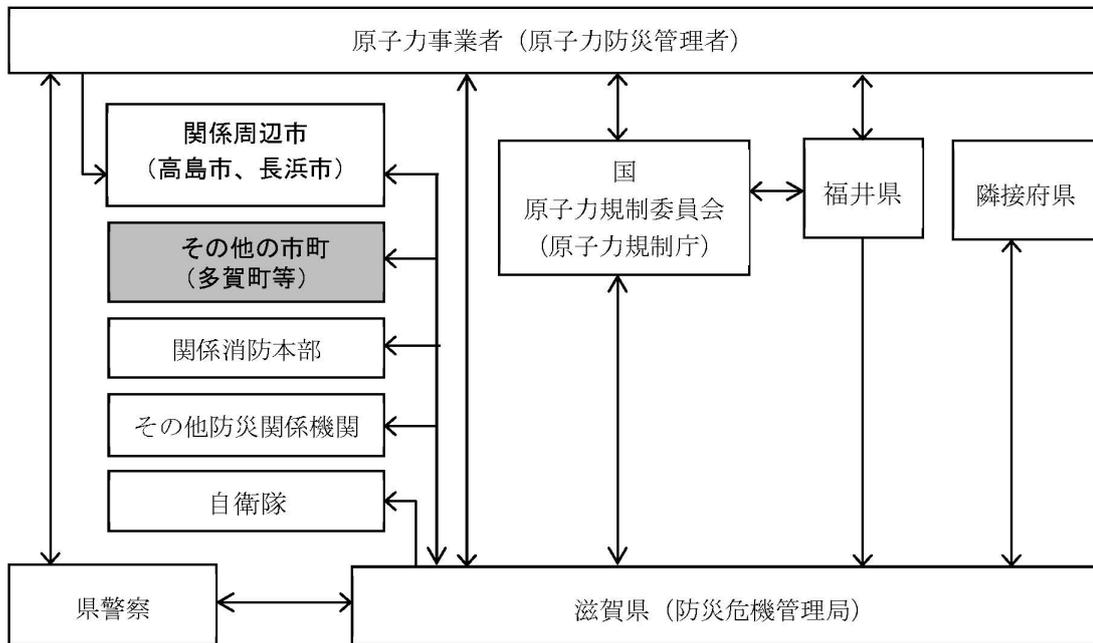
原子力災害時において、迅速かつ的確な応急対策活動を実施するためには、国、県、福井県および原子力事業者等の防災関係機関からの情報収集が不可欠であり、町は、原子力災害の事象に応じた本町と各防災関係機関との情報収集連絡体制を確立する。

ただし、原子力災害時には、町は事業者から直接連絡を受ける立場になく、放射性物質の測定機器を完備していないことから、県からの情報提供を受けて対応することが基本となる。そのため、情報収集においては、県との連絡調整を密にすることを基本的な方針とする。

#### 2 緊急時の情報収集

町は、原子力災害発生時（緊急時）において、県が、国、福井県および原子力事業者等の防災関係機関から以下により収集した情報または県が独自に収集した情報について連絡を受け、緊急事態に関する状況の把握に努める。

##### ■情報収集・連絡系統図



##### (1) 情報収集事態が発生した場合の連絡

原子力規制委員会および内閣府は、情報収集事態を認知した場合、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室および原子力規制委員会・内閣府合同現地情報連絡室を設置する。原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、情報収集事態の発生およびその後

の状況について、指定行政機関、関係省庁および関係地方公共団体に対し情報提供を行う。県は、通報・連絡を受けた事項について、関係周辺市および本町を含むその他の市町に連絡することになっている。

(2) 警戒事態が発生した場合の連絡

ア 原子力事業所の原子力防災管理者は、警戒事態に該当する事象が発生した場合、原子力規制委員会へ連絡するとともに、県をはじめ官邸（内閣官房）、所在市町、関係機関等への連絡に備えるものとされている。

イ 原子力規制委員会および内閣府は、警戒事態を確認した場合は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を設置する。同本部は、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、所在市町村、関係周辺市および公衆に対し情報提供を行うものとされている。

ウ 県は、原子力事業者および国から通報・連絡を受けた事項については、関係周辺市および関係する指定地方公共機関に連絡するとともに、本町を含むその他の市町にも連絡するとしている。

(3) 施設敷地緊急事態における県から町への連絡

ア 原子力事業所の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後または発見の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体等に同時に文書をFAXで送付することとされている。

イ 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について、県をはじめ官邸（内閣官房）、関係地方公共団体等および公衆に連絡するものとされている。

ウ 県は、原子力事業者および国から通報・連絡を受けた事項について、関係周辺市および関係する指定地方公共機関に連絡するとともに、本町を含むその他の市町にも連絡するとしている。

(4) 全面緊急事態における県から町への連絡

原子力事業所の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後または発見の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体等に同時に文書をFAXで送付することとされている。

全面緊急事態が発生したと判断された場合、原子力災害対策本部は、直ちに指定行政機関、関係省庁および関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。

県は、オフサイトセンターに派遣した職員等を通じて、原子力事業所および事業所周辺の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、継続的に災害情報を共有し、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行いつつ、把握した状況等を必要に応じて関係周辺市および本町を含むその他の市町にも連絡することになっている。

### 3 応急対策活動情報等の情報収集

町は、原子力事業者による緊急時通報の後において、県が、次により国、福井県および原子力事業者等の防災関係機関から収集した経過状況、応急対策の実施状況等について連絡を受け、緊急時通報後の状況の把握に努める。

#### (1) 警戒事態に該当する事象が発生した旨の連絡後の経過報告

原子力事業者は、警戒事態に該当する事象が発生した旨の報告を行った後の経過状況等について、遅滞なく県および防災関係機関に随時報告するものとされている。

#### (2) 施設敷地緊急事態発生後の連絡等

##### ア 原子力事業者等から県への報告

原子力事業者は、県をはじめ防災関係機関に対し、原子力事業所の状況、応急対策活動および事故対策本部設置の状況等を文書により定期的に報告することとされている。

##### イ 原子力規制委員会から県への情報連絡

県は、原子力規制委員会（原子力防災専門官を含む）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等について随時連絡する等相互の連絡を密にするものとしている。

また、県は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとしている。

#### (3) 原子力緊急事態宣言発出後の連絡等

##### ア 県の情報収集

県は、オフサイトセンターに派遣した職員等を通じて、原子力事業所および事業所周辺の状況、モニタリング情報、避難・屋内退避等の状況とあわせて、国、福井県の緊急事態応急対策活動等について把握するものとしている。

##### イ 原子力規制委員会からの情報伝達

原子力規制委員会は、関係地方公共団体および住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、J-A L E R T等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を伝達するものとされている。

### 4 原子力緊急事態宣言発出後の緊急事態応急対策状況の連絡・調整等

町は、原子力緊急事態宣言発出後、常時必要な情報を収集するとともに、災害対策本部が行う緊急事態応急対策について、県および防災関係機関と必要な調整を行う。

### 5 通信手段の確保

ア 警戒事象発生時の連絡があったとき、町は、直ちに情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 警戒事象発生時の連絡があったとき、町は、必要に応じ電気通信事業者に対して町の重要通信の確保を要請する。

## 第2節 緊急時活動計画

### 1 計画の方針

原子力災害が発生した場合、応急対策活動を迅速かつ的確に実施することが重要であることから、町は、原子力災害の事象に応じ、活動体制を速やかに確立する。

### 2 町の配備体制

#### (1) 原子力災害時における配備体制

町における原子力災害時の配備体制は以下の3種類とする。

- ア 警戒体制
- イ 災害警戒本部体制
- ウ 災害対策本部体制

#### (2) 配備の基準

町の配備基準は、表「動員配備基準」による。

#### (3) 配備体制の決定

町長は、原子力規制委員会または原子力防災管理者から事故（緊急時）の通報が県を通じてあり、「動員配備基準」の配備レベルに該当するときは、配備基準に応じた配備体制を決定する。

### 3 町の動員体制

#### (1) 原子力災害時における動員

職員の動員は、表「動員配備基準」による。

#### (2) 職員への伝達等

##### ア 勤務時間中における伝達

口頭、電話・メール等迅速、的確な方法により伝達する。

##### イ 勤務時間外または休日等における伝達等

##### ① 伝達方法

動員指示については、電話・職員緊急連絡用メール等迅速、的確な方法により伝達する。

##### ② 上記以外の参集

- ・警戒体制（次表参照）において参集すべき職員は、事故が発生したことを知ったときは、直ちに参集する。
- ・全職員は、緊急時であることを知ったときは直ちに参集する。

##### ③ 参集状況の報告

緊急時の参集において、各班の連絡責任者は、出先機関も含めた職員の参集状況を速やかに把握し、総務課に報告する。

表 動員配備基準

配備レベル	配備体制	動員体制
<p><b>【フェーズ1】情報収集事態</b></p> <p>(1) 福井県の原子力事業所立地市町において震度5弱または震度5強の地震が発生したとき（福井県において、震度6弱以上の地震が発生した場合を除く）</p> <p>(2) 原子力規制委員会等から情報収集事態が発生したことの連絡が県にあったとき</p> <p>(3) その他副町長が警戒体制を決定したとき</p>	警戒体制	・防災担当課の指定された職員
<p><b>【フェーズ2】警戒事態</b></p> <p>(1) 福井県の原子力事業所立地市町において震度6弱以上の地震が発生したとき、または福井県津波予報区において大津波警報が発表されたとき</p> <p>(2) 原子力規制委員会等から警戒事態が発生したことの連絡が県にあったとき</p> <p>(3) 原子力防災管理者から警戒体制を発令したことの連絡が県にあったとき</p> <p>(4) その他町長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき</p>	災害警戒本部体制	・職員の約半数
<p><b>【フェーズ3】施設敷地緊急事態</b></p> <p>(1) 原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報が県にあったとき</p> <p>(2) 原子力規制委員会等から施設敷地緊急事態が発生したことの連絡が県にあったとき</p> <p>(3) 福井県および滋賀県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、5<math>\mu</math>Sv/h以上の放射線量が検出されたことが判明したとき</p> <p>(4) その他町長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき</p>	災害対策本部体制	全職員
<p><b>【フェーズ4】全面緊急事態</b></p> <p>(1) 原子力規制委員会等から全面緊急事態が発生したことの連絡が県にあったとき</p> <p>(2) 内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出したとき</p>	災害対策本部体制	全職員

※緊急事態の区分：資料編参照

#### 4 警戒体制

##### (1) 警戒体制の決定および廃止基準

副町長は、次の場合に警戒体制を決定し、または廃止する。

###### ア 警戒体制の決定基準

- ① 重大なトラブルに関する情報連絡を受けたとき。
- ② その他副町長が警戒体制を決定したとき。

###### イ 警戒体制の廃止基準

- ① 原子力事業所の事故が終結したとき。
- ② 事故の進展により災害警戒本部または災害対策本部が設置されたとき。

##### (2) 業務内容

職員は、トラブルに関する情報収集を行う。

##### (3) 警戒体制を決定した場合の防災関係機関への連絡

副町長が警戒体制を決定した場合、総務課長は、県にその旨を連絡する。

#### 5 災害警戒本部の設置

##### (1) 災害警戒本部の設置および廃止基準

町長は、次の場合に災害警戒本部を設置し、または廃止する。

###### ア 災害警戒本部の設置基準

- ① 福井県の原子力事業所立地市町において震度6弱以上の地震が発生したとき、あるいは当該原子力事業所立地市町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表されたとき。
- ② 原子力規制委員会等から警戒事態が発生したことの連絡が県にあったとき
- ③ 原子力防災管理者から警戒体制を発表したことの連絡が県にあったとき
- ④ その他町長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき

###### イ 災害警戒本部の廃止基準

- ① 原子力事業所の事故が終結し、災害応急対策および災害復旧対策が完了したとき、または対策の必要がなくなったとき。
- ② 災害対策本部が設置されたとき。

##### (2) 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部の設置場所は庁舎内とする。

##### (3) 災害警戒本部の組織および運営

災害警戒本部の組織および運営については、多賀町地域防災計画第3部による。

##### (4) 災害警戒本部の所掌事務等

災害警戒本部の所掌事務は次表により、災害警戒本部事務局および各班が分担して業務に当たる。

## 原子力災害時における災害警戒本部の所掌事務

部	所掌事務
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対策本部の設置準備</li> <li>・ 県および防災関係機関との連絡調整</li> <li>・ 原発事故に関する情報収集</li> <li>・ 応急対策の実施状況の把握</li> <li>・ 情報通信機器の運用および管理</li> <li>・ 住民への情報伝達・広報</li> <li>・ 報道機関との連絡調整</li> <li>・ 災害警戒本部の庶務</li> <li>・ 緊急時モニタリングに関する情報収集</li> </ul>
医療・福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要配慮者の退避および避難</li> <li>・ 安定ヨウ素剤の配布および服用準備</li> </ul>
生活基盤部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難に必要な交通の確保</li> <li>・ 避難に際して必要な水、食料、物資の確保</li> <li>・ 水源のモニタリング調査</li> </ul>
避難所・教育部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民の退避および避難誘導</li> <li>・ 避難所の開設準備</li> <li>・ 児童・生徒の退避および避難誘導</li> </ul>
住民部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民の退避および避難誘導</li> <li>・ 住民窓口、電話対応</li> <li>・ 住民への情報伝達</li> </ul>

## (5) 災害警戒本部会議における協議事項

災害警戒本部会議における協議事項は、次のとおりとする。

- ア 県その他防災関係機関の初期活動実施状況の確認
- イ 町の初期活動の実施に関する基本的事項および重要事項
- ウ 各班の調整に関する事項
- エ 防災関係機関との連絡網確保および連携強化に関する事項
- オ 国、県および防災関係機関に対する要請に関する事項
- カ 原子力事業所における事故情報等の収集および住民への広報に関する事項
- キ その他重要な初期活動に関する事項

## (6) 災害警戒本部を設置した場合の防災関係機関への通知

災害警戒本部を設置した場合、町は、県にその旨を通知または報告する。

## (7) 設置の公表

災害警戒本部を設置した場合、町は、ラジオ、テレビ、新聞、有線放送等を通じて公表するとともに、災害警戒本部の標識を指定場所に掲示する。

## 6 災害対策本部の設置

### (1) 災害対策本部の設置および廃止基準

町は、次の場合に災害対策本部を設置し、または廃止する。

#### ア 災害対策本部の設置基準

- ① 原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報が県にあったとき
- ② 原子力規制委員会から施設敷地緊急事態が発生したことの連絡があったとき
- ③ 福井県および滋賀県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、 $5 \mu$  Sv/h以上の放射線量が検出されたことが判明したとき
- ④ その他町長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき
- ⑤ 原子力規制委員会等から全面緊急事態が発生したことの連絡が県にあったとき
- ⑥ 内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出したとき

#### イ 災害対策本部の廃止基準

原子力事業所の事故が終結し、原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態の解除を行う旨の公示（以下「原子力緊急事態解除宣言」という。）がなされ、災害応急対策および災害復旧対策が完了したとき、または災害対策本部の必要がなくなったとき

### (2) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は庁舎内とする。

### (3) 災害対策本部の組織および運営

災害対策本部の組織および運営については、多賀町地域防災計画第3部による。

### (4) 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の事務分掌については、次表「原子力災害時における災害対策本部の所掌事務」による。

### (5) 災害対策本部会議における協議事項

災害対策本部会議における協議事項は、次のとおりとする。

- ア 災害状況および町の災害応急対策実施状況
- イ 災害応急対策等の実施に関する基本的事項および重要事項
- ウ 災害対策本部各班の調整に関する事項
- エ 防災関係機関との連絡調整に関する事項
- オ 国、県その他防災関係機関に対する応援要請に関する事項
- カ その他必要な災害対策に関する事項

### (6) 災害対策本部を設置した場合の防災関係機関への通知

災害対策本部を設置した場合、町は、県にその旨を通知または報告する。

### (7) 設置の公表

災害対策本部を設置した場合、町は、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、災害対策本部の標識を指定場所に掲示する。

### (8) 県との協力体制

町は、県の災害対策本部との協力体制を整える。

原子力災害時における災害対策本部の所掌事務

部	所掌事務
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対策本部の設置・運営</li> <li>・ 原発事故に関する情報収集</li> <li>・ 県および防災関係機関との連絡調整</li> <li>・ 退避および避難に関する方針の決定</li> <li>・ 各部班への災害対策業務に関する指示</li> <li>・ 被災自治体への災害応援の決定</li> <li>・ 県、他市町への応援要請の決定</li> <li>・ 情報通信機器の運用および管理</li> <li>・ 住民への情報伝達・広報</li> <li>・ 退避・避難状況の集約</li> <li>・ 県の実施する緊急時モニタリング情報の収集</li> <li>・ 報道機関に提供する情報の資料作成および連絡調整</li> <li>・ 災害救助法の適用に関する事務</li> <li>・ 町議会との連絡調整</li> <li>・ 職員参集状況の整理</li> <li>・ 災害予算の調整</li> </ul>
医療・福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民への安定ヨウ素剤の配布および服用</li> <li>・ 被災者の医療・救護対策</li> <li>・ 医療施設との連絡調整</li> <li>・ 要配慮者の退避および避難の実施</li> </ul>
生活基盤部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難に必要な交通の確保</li> <li>・ 県警察（彦根警察署）と連携した避難対象区域の交通規制</li> <li>・ 上水道施設等の被害調査（汚染状況のモニタリング）</li> <li>・ 災害時の応急給水</li> <li>・ 生活必需品の確保および供給</li> <li>・ 被災者への食料の調達、炊き出しおよび配分</li> <li>・ 農林・畜産・漁業の被害状況の調査</li> <li>・ 農林・畜産・漁業関係の応急対策</li> <li>・ 中小企業関係の災害対策および連絡調整</li> <li>・ 商工業関係の被害調査</li> <li>・ 観光資源、観光施設等の災害対策</li> <li>・ 被災商工業者等に対する金融調査</li> </ul>
避難所・教育部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民の退避および避難</li> <li>・ 避難所の開設、運営</li> <li>・ 児童・生徒の退避および避難誘導、安全確保</li> </ul>
住民部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民窓口、電話対応</li> <li>・ 住民の退避および避難誘導</li> <li>・ 住民相談窓口の設置</li> <li>・ 地域の情報収集・整理・伝達</li> <li>・ 自主防災組織等との連携</li> <li>・ 管内避難所との連携</li> </ul>

### 第3節 緊急時モニタリングへの協力および情報の収集

#### 1 計画の方針

町は、施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した場合に、緊急時モニタリングセンターのもとで県災害対策本部（以下「県本部」という。）が実施する緊急時モニタリングに協力する。

また、町は、県が実施する緊急時モニタリング情報を速やかに収集し、結果を参考にして、退避および避難ならびに飲料水、飲食物の摂取制限等の判断に必要な本町における大気中の放射性物質および放射線量の把握に努める。

#### 2 緊急時モニタリング箇所

緊急時においても、県が配備している以下の環境放射線モニタリングポストの測定結果を参考とする。

本町に関連するモニタリング箇所

環境放射線モニタリング ポスト設置箇所（県）	県彦根保健所
---------------------------	--------

## 第4節 広報計画

### 1 計画の方針

原子力災害は、放射性物質または放射線による影響が五感に感じられないこと等の特殊性を有しており、緊急時において住民の心理的動揺あるいは混乱が予想される。よって、異常事態による影響をできる限り低くするため、住民に対する情報提供、広報、住民相談活動等を迅速かつ的確に実施する。

### 2 広報の留意事項

- (1) 原子力災害は、地震等の自然災害に伴って発生する場合があります、既存の情報伝達手段が破壊されることを考慮し、広報に当たっては、広報紙、広報車による巡回周知、町ホームページ等のインターネット、テレビ、ラジオ等の放送、有線放送、携帯端末の緊急速報メール、その他の方法を有効に活用する。
- (2) 情報提供に当たっては、緊急時における住民の動揺や混乱を防止するため、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ分かりやすい例文を準備する等、できるだけ住民が理解しやすく、誤解を招かないよう、繰り返し広報する。
- (3) 町、県、国その他防災関係機関が連携し、情報の一元化を図る体制をとるとともに、情報の空白時間を生じさせないように、定期的な情報提供に努める。

### 3 町の広報体制

- (1) 町は緊急時に該当する場合、直ちに必要な事項について記者発表および広報を行い、報道機関に情報提供する。なお、報道機関への発表は総務部が対応する。
- (2) 町は、広報紙、広報車による巡回周知、町ホームページ等のインターネット、テレビ、ラジオ等の放送、有線放送、携帯端末の緊急速報メール、その他の方法等を通じ、住民に対して防護対策に係る必要な情報、注意事項、町の対策等を周知徹底する。
- (3) 事務局は、報道機関への広報について、時間を設定して実施するが、災害状況の変化等があった場合はその都度対応する。

### 4 町の広報事項

町は、県本部等からの指示に従い、広報車等を活用し、次に示す段階ごとに住民への広報を的確に実施する。

#### (1) 警戒体制を決定したとき

町の独自の手段・方法により広報を行うが、特に環境への影響がない事実をあわせて広報する。

#### (2) 災害警戒本部を設置したとき

〈広報事項〉

ア 町からの緊急広報であること

- イ 町に災害警戒本部を設置したこと
- ウ 原子力災害が発生した原子力事業所の名称およびその場所
- エ 事故の状況
- オ 放射性物質または放射線の放出状況、今後の予測および環境への影響
- カ 原子力災害が発生した原子力事業所の対応状況
- キ 町、県その他防災関係機関の対応状況
- ク 住民および一時滞在者のとるべき措置
- ケ 相談窓口の設置場所および問合せ先
- コ その他必要事項

(3) 災害対策本部を設置したとき

〈広報事項〉

上記2に掲げる広報事項に準じる。

(4) 原子力緊急事態宣言が発出されたとき

原子力緊急事態宣言発出後は、県を通じ原子力災害合同対策協議会からの広報内容を十分確認したうえで、広報活動を実施する。

〈広報事項〉

上記2に掲げる広報事項に加え、次に掲げる事項についても広報する。

ア 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したこと。

イ 国の原子力災害対策本部および原子力災害現地対策本部が設置されたこと。

## 5 相談窓口の開設

町は、災害警戒本部を設置したときは、住民や企業等からの相談、問合せ、被災者の安否についての照会等に対応するための相談窓口を開設する。

## 6 要配慮者に対する配慮事項

要配慮者に対する配慮事項については、本章第9節「要配慮者応急対策計画」による。

第5節 避難、屋内退避等の防護措置

1 計画の方針

原子力災害が発生した場合、原子力災害から住民の生命、身体の安全を確保するため、明確な基準に基づき避難、屋内退避等の防護措置を実施する。

2 県の防護措置に関する基準

県は、次に示す、原子力災害対策指針の「防護措置基準」に基づいて避難等の防護措置を実施することとしている。

■防護措置基準 [O I L と防護措置 (原子力災害対策指針をもとに滋賀県で一部修正)]

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>*1</sup>	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率 <sup>*2</sup> )	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線 : 40,000 cpm <sup>*3</sup> (皮膚から数 cm での検出器の計数率)  $\beta$ 線 : 13,000cpm <sup>*4</sup> 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>*5</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率 <sup>*2</sup> )	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>			防護措置の概要
飲食物摂取制限 <sup>※9</sup>	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μSv/h <sup>※6</sup> (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 <sup>※7</sup>	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、 穀類、 肉、卵、 魚介類	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg <sup>※8</sup>	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウムおよび超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg				

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I L の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えたときから起算しておおむね一日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm<sup>2</sup>の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm<sup>2</sup>相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm<sup>2</sup>相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6値を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施および当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

### 3 本町における避難および一時移転に関する基準

町は、福井県の原子力事業所で事故が発生し、町内の空間放射線量が原子力規制委員会の定める以下のOIL基準に達した場合、避難および一時移転措置を実施する。

本町における避難および一時移転に関する基準

基準の種類	基準の概要	空間放射線量 (地表面1m)	退避および避難等の措置
OIL1	地表面からの放射線、再浮揚した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させる際の基準	500 $\mu$ Sv/h	避難 (町内の避難または 広域避難)
OIL2	地表面からの放射線、再浮揚した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h	1週間程度内に一時移転

### 4 屋内退避および避難準備

町は、原子力緊急事態宣言が発出され、かつ、本町において空間放射線量が異常に高くなり（500  $\mu$  Sv/h に達するおそれがある場合）、放射能汚染による被害が発生するおそれがある場合、原子力災害の危険性に配慮し、住民に対し屋内退避および避難準備を指示する。

### 5 避難

町は、原子力緊急事態宣言が発出され、かつ、放射能汚染が拡大し町内の一部において空間放射線量が 500  $\mu$  Sv/h に達した場合、放射能汚染危険地域の住民に対し町内の安全な避難場所への避難を指示する。なお、避難の実施に当たっては、次の点に留意する。

- ア 避難所の開設および避難路の決定
- イ 町から住民への指示・伝達
- ウ 防災関係機関との協力
- エ 避難所への避難方法の決定
- オ 避難所責任者の派遣
- カ 避難所の運営
- キ 避難措置の実施状況の把握
- ク 学校、社会福祉施設等の長がとるべき措置
- ケ 救護所の設置協力

## 6 避難場所の開設

町は、住民に対し避難指示を行う場合、町内の安全な場所にあらかじめ避難場所を開設する。避難場所にはスクリーニング（身体表面に放射性物質が付着していないか調べること）等の場所を併設し、放射能汚染のおそれのある避難者に対しては医療機関と連携しスクリーニングの実施と必要な除染措置を実施する。また、要配慮者については、福祉避難所等を開設する。

## 7 広域避難

町は、原子力緊急事態宣言が発出され、かつ、放射能汚染が拡大し町内全域において空間放射線量が  $500 \mu\text{Sv/h}$  に達した場合、国からの避難指示を受けて、住民に対し広域避難を指示する。

町は、広域避難（町外へ避難）を行う必要が生じた場合、県から避難所となる施設の指示を受け、県および受入先の市町村長と緊密に連携し、広域避難を実施する。

## 8 一時移転

町は、原子力緊急事態宣言が発出され、かつ、放射能汚染が拡大し町内全域において空間放射線量が  $20 \mu\text{Sv/h}$  に達した場合、国からの一時移転指示を受けて、1週間程度以内に住民を町外に一時移転させる。

## 9 要配慮者への配慮

要配慮者に対する配慮事項については、本章第9節「要配慮者応急対策計画」による。

## 10 飲料水、飲食物および生活必需品の供給

町は、避難指示を行った場合、避難所で飲料水、飲食物および生活必需品を住民に対し迅速に供給する。なお、飲料水、飲食物および生活必需品については、町の備蓄、協定締結業界団体からの調達によるものとし、物資が不足する場合は県に対し物資の調達を要請する。

## 11 放射線が高い水準になるおそれがある場合の対応

町は、町内において、国が「計画的避難区域」等を指定した場合（事故発生後1年間の線量が  $20\text{mSv}$  を超える地点が存在）、県の指示により長期の避難を実施する。

## 12 広域避難に伴う他市町避難者の受入れ

他市町において原子力災害による避難者が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第72条第1項の規定に基づく、広域避難に伴う避難者の受入指示を県から受けた場合、町は、避難所の提供、避難者の輸送等、必要な協力活動を、避難地区を包括する市町および県と連携して実施する。

### 13 感染症対策等

町は、感染症対策の観点を取り入れた防護措置を実施する。

## 第6節 警備および交通対策計画

### 1 計画の方針

原子力災害が発生した場合、町は、警察と連携して早期に警備体制を確立し、関係機関との連絡体制を確立して災害情報の収集に努め、住民の生命、身体および財産の保護を第一として、犯罪の予防、交通の確保等の災害警備活動を行う。

### 2 警戒区域の設定等

町は、災害対策上必要な場合、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。

また、県から、同法第72条第1項の規定に基づき、当該区域の設定を指示された場合には、必要な措置を講じる。

### 3 交通規制対策

町は、警察等関係機関に対し、原子力災害発生直後の交通混乱を最小限度にとどめ、被災者の安全な避難と緊急通行車両の通行を確保するため、交通規制の実施を要請する。

#### (1) 道路管理者の措置

道路管理者は、その管理に属する道路、橋梁等の通行支障箇所について、必要に応じ、県警察（彦根警察署）その他防災関係機関に通報または連絡する。

また、道路管理者は、その管理に属する道路、橋梁に被害が生じた場合は、応急の復旧を図るとともに、道路施設の破損等により交通に危険が生じたときは、区間を定めて通行を禁止し、または制限する。

#### (2) 交通規制措置

##### ア 交通規制実施および要請

町は、災害発生後の警戒区域への流入車両の抑制や、物資輸送等緊急通行車両の通行の確保について、県警察（彦根警察署）に要請する。

##### イ 規制情報の連絡および周知

##### ① 関係機関への連絡等

##### ② 住民への周知

町は、上記の交通規制について、県公安委員会および県警察（彦根警察署）が行う住民への周知に協力する。

### 4 立入制限措置

町は、警戒区域を設定した場合、県警察（彦根警察署）と連携し、警戒区域への立入制限を実施するとともに、広報車による広報等あらゆる方法を使用し、住民に対して警戒区域の周知を図る。

## 第7節 安定ヨウ素剤の予防服用に関する計画

### 1 計画の方針

町は、原子力災害対策指針を踏まえ、県および医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用に当たっての注意を払ったうえで、住民等に対する服用指示等の措置を講じる。

緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布および服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部または地方公共団体が指示することとされている。

なお、安定ヨウ素剤の服用に係る指示は、原子力規制委員会の判断を踏まえ、原則として、避難指示とあわせて行うこととされている。

町は、放射性ヨウ素による健康被害の発生が予想され、原子力規制委員会が服用の必要性を判断した場合、原子力災害から住民の生命を保護するため、原子力災害対策本部または県の指示に基づき、医療機関と連携して住民に対する安定ヨウ素剤の予防服用措置を講ずる。

### 2 安定ヨウ素剤の服用に関する留意事項

安定ヨウ素剤の服用に関する留意事項を資料編に示す。

## 第8節 飲料水および飲食物の摂取制限等

## 1 計画の方針

原子力災害が発生した場合、放射性物質または放射線により飲料水や飲食物が汚染されるおそれが生ずるため、町は、県および関係機関と連携し、飲料水および飲食物の汚染度を的確に把握するとともに、その汚染度により摂取制限等必要な措置を講ずる。

## 2 暫定飲食物摂取制限の措置

町は、緊急時モニタリングの結果、空間放射線量率（地上1mで測定）が次表「O I L 2」に示す指標を超えた場合、1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限する措置を行う。

O I L 2

		基準の名称	基準の概要	基準値	基準による防護措置の概要
防 護 措 置 基 準	早 期 防 護 措 置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮揚した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (空間放射線量率) (地表面1m)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間内に一時移転を実施

## 3 飲食物に係るスクリーニングの措置

町は、緊急時モニタリングの結果、空間放射線量率（地上1mで測定）が次表「飲食物に係るスクリーニング基準」に示す指標を超えた場合、県と連携し、数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定し、飲食物に係るスクリーニング措置を行う。

飲食物に係るスクリーニング基準

		基準の名称	基準の概要	基準値	基準による防護措置の概要
防 護 措 置 基 準	飲 食 物 摂 取 制 限	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h (空間放射線量率) (地表面1m)	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定

## 4 摂取制限の措置

町は、国および県の指示を受けた場合、または、緊急時モニタリングの結果、飲料水・

飲食物および農林畜水産物の汚染度が次表「O I L 6（経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準）」に示す指標を超え、あるいはそのおそれがあると認められる場合は、国の専門家等の助言を受け、直ちに飲食物摂取制限措置を行う。

飲食物摂取制限（O I L 6）（単位：Bq/kg）

核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、 卵、
放射性ヨウ素	300	2,000
放射性セシウム	200	500
プルトニウムおよび超ウラン元素のアルファ核種	1	10
ウラン	20	100

（参考）厚生労働省が定めた食品衛生上の基準値

放射性セシウムの新基準値(※)（単位：Bq/kg）

食品群	基準値
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳児用食品	50

※ 放射性ストロンチウム、プルトニウム等を含めて基準値を設定

## 5 飲料水および飲食物の供給

町は、避難措置を指示した場合または県から飲料水および飲食物の摂取制限の指示を受けた場合は、直ちに県および関係機関と連携し、避難所への飲料水および飲食物の供給を実施する。

## 第9節 要配慮者応急対策計画

### 1 計画の方針

原子力災害が発生した場合、特に要配慮者に対しては、情報伝達、退避および避難において配慮が必要であることから、要配慮者に配慮した応急対策を実施する。

### 2 情報伝達および広報における配慮事項

- (1) 町は、県本部と連携し、テレビ放送における手話通訳、外国語放送、文字放送および避難施設での文字媒体ならびに手話通訳者を活用する等、要配慮者に対する情報伝達および広報について十分配慮する。
- (2) 町は、県本部と連携し、一時滞在者等に対して、動揺や混乱を招かぬよう的確な情報を提供する等、広報車等を活用した情報伝達および広報について十分配慮する。

### 3 退避および避難における配慮事項

- (1) 町は、県本部と連携し、介助等が必要な要配慮者の避難誘導および搬送に関して、地域住民、県警察（彦根警察署）、消防本部、自衛隊等の協力を得ながら、迅速かつ円滑に行われるよう十分配慮する。
- (2) 町は、県本部と連携し、避難施設内に設置する健康相談窓口において、避難施設内で生活する要配慮者の心身の健康状態の把握に十分配慮するとともに要配慮者に向けた情報の発信、生活環境の維持等に十分配慮する。また、要配慮者に必要な飲食物の確保および資機材の提供を実施する。
- (3) 町は、県本部と連携し、避難施設におけるホームヘルパー等の介護チームによる介護体制を確立する。

また、避難施設に要配慮者用の設備が整っていない場合は、福祉避難所または他の社会福祉施設等への搬送を実施する。

## 第10節 広域支援要請および支援実施に関する計画

### 1 計画の方針

原子力災害が発生した場合、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定される。その場合、町から他機関への支援要請、町から他機関への支援について、広域的な支援要請および支援実施に対応できる体制の整備を図る。

### 2 町から他機関への支援要請（受援）

#### (1) 協定締結市町村に対する支援の要請

町は、原子力災害により被災した場合、他機関からの支援が必要と認めた場合は、災害時相互応援協定等に基づき、速やかに支援を要請する。

#### (2) 支援要請に係る留意事項

ア 町は、協定に基づく支援要請を行った場合、速やかに知事に報告する。

イ 支援活動は、支援要請した市町村の災害対策本部の下で行う。

ウ 支援については、協定等で特別な定めのない場合、原則として、身体に放射性物質または放射線の影響のない地域での活動のみとし、支援要請に際しその内容について支援要請先市町村と十分協議する。

エ 特に放射性物質による影響が大きいことが想定される妊婦および子どもの避難支援に当たっては、県から遠隔地の避難所となる施設の指示を受け、県および受入先の市町村長と緊密に連携して対応する。

### 3 町から他機関への支援実施

#### (1) 被災市町村に対する支援の実施

町は、原子力災害により被災した市町村から支援要請があった場合、支援が必要と認めた場合は、災害時相互応援協定等に基づき、速やかに支援を実施する。

#### (2) 支援に係る留意事項

ア 町長は、協定に基づく支援要請があった場合、速やかに知事に報告する。

イ 支援隊は、支援要請した市町村の災害対策本部の下で活動する。

ウ 支援については、協定等で特別な定めのない場合、原則として、身体に放射性物質または放射線の影響のない地域での活動のみとし、支援要請に際しその内容について支援要請市町村と十分協議する。

#### (3) 広域避難に伴う町外からの避難者の受入れ

町は、県から災害対策基本法第72条第1項の規定に基づき、広域避難の受入先の要請を受けた場合、避難所の提供、避難者の輸送等の必要な協力活動を、避難地区を包括する市町村および県との緊密な連携のもとに行う。なお、この場合、町は県と協議のうえ、避難地区を包括する市町村に対し、避難所となる施設を示すものとする。

## 第4章 原子力災害中長期対策

### 第1節 基本方針

町は、国や県と協議のうえ、原子力災害事後対策実施区域を設定し、原子力災害により放射性物質または放射線に汚染された物質の除去、各種制限措置の解除等の計画を定めるとともに、住民の感情に配慮し、社会秩序および経済活動の回復を図るため、早期の復旧活動を実施する。

### 第2節 汚染の除去等

町は、国、県、原子力事業者その他防災関係機関と連携して、放射性物質に汚染された物質の除去および除染作業を実施する。

### 第3節 各種制限措置の解除

町は、被災地の状況を勘案し、原子力災害応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲料水、飲食物の摂取制限、農林畜水産物の摂取、出荷制限等に関する各種制限措置の解除が適切と判断された場合、県と連携し、解除手続を速やかに実施する。

### 第4節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

町は、原子力緊急事態解除宣言後、県が原子力事業者その他防災関係機関と協力して行う環境放射線モニタリングの実施および結果の公表に協力する。

### 第5節 損害賠償請求計画

#### 1 災害地域住民の登録

町は、県と連携し、将来の医療措置、損害賠償請求等に資するため、退避および避難等を行った住民等に対し、被災地住民登録を実施し、災害発生時にその地域に所在した旨を証明する措置を実施する。

#### 2 損害調査

町は、県と連携し、損害賠償の請求等に資するため、次に掲げる事項に起因して町内において被災者が受けた損害を調査する。

- (1) 退避および避難措置
- (2) 飲料水、飲食物および農林畜水産物等に対する各種制限措置
- (3) 立入制限措置
- (4) 農耕制限措置
- (5) その他必要と認められるもの

#### 3 諸記録の作成

町は、県と連携し、汚染状況調査に基づく被災地全体の汚染状況図、応急対策および復旧対策として措置した諸記録を作成する。

## 第6節 風評被害等の影響の軽減

町は、国、県と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止または影響を軽減するため、安全性が確認された後は、農林畜水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進や観光客の誘致促進等のため、速やかに広くかつ継続的にテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体、インターネット等を積極的に活用して安全性に係る広報活動を実施する。

## 第7節 住民相談体制の整備

町は、県と連携し、住民からの様々な相談、問合せに対応できるよう、必要に応じて総合的な相談窓口を設置し、安全性に関する情報等の積極的な提供に努める。

なお、この総合的な相談窓口は、被災中小企業、被災農林畜水産業等に対する援助、助成措置に係る相談窓口および心身の健康に関する相談窓口と連携を図り、住民に対する確に対応する。

## 第8節 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援

町は、国、県と連携し、被災中小企業に対して、災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付、セーフティネット資金等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うとともに、被災農林畜水産業者に対して、経営の維持安定に必要な資金の円滑な貸付、必要枠の確保等に関する適切な措置を講じる。

また、これら資金貸付等に関し、関係金融機関に対し、資金の円滑な貸付および既貸付金の償還猶予が図られるよう、被害の実情に即し、適切な指導を実施する。

なお、被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する援助および助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

## 第9節 心身の健康相談体制の整備

町は、国、県と連携し、被災者に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するとともに、必要に応じて相談窓口を設置する。

## 第10節 復旧・復興事業からの暴力団排除

町は、復旧・復興事業に関するすべての事務事業について、受注者や下請業者等を把握し、個別に施行している「多賀町暴力団排除条例」の規定を厳守して、県警察（彦根警察署）に対し受注者等に係る暴力団関係の照会等を実施して、暴力団等の排除措置を徹底する。